

# 群馬県近世寺社総合調査 報 告 書

—歴史的建造物を中心に—

《本 編》

令和4年3月

群 馬 県



口絵 1 寺院110 (宗本寺)日向見薬師堂 慶長3年(1598)



口絵 2 寺院140 長樂寺 三仏堂 慶安4年(1651)



図版3 寺院138 曹源寺 荣螺堂 寛政10年(1798)



図版4 寺院27 水澤寺 六角二重塔 天明7年(1787)



図絵5 寺院74 (松井田)不動寺 仁王門(16世紀後期～17世紀前期)



図絵6 寺院109 泰寧寺 山門 安永4年(1775)



図版7 寺院29 空惠寺 山門(17世紀末期～18世紀前期)



図版8 神社187 (板倉)雷電神社 末社八幡宮稻荷神社社殿 天文16年(1547)



口絵9 神社2 総社神社 本殿(16世紀後期～17世紀前期)



口絵10 神社21 (渋川)八幡宮 本殿 廉長7年(1602)



口絵11 神社44 玉村八幡宮 本殿 慶長5年(1610)



口絵12 神社85 (松井田)八幡宮 本殿 17世紀前半



口絵13 神社77 一之宮貫前神社 本殿・拝殿 寛永12年(1635)



口絵14 神社153 (世良田)東照宮 本殿 寛永21年(1644)



口絵15 神社80 妙義神社 波己曾社殿 明暦2年(1656)



口絵16 神社80 妙義神社 本殿 宝曆6年(1756)



図版17 神社80 妙義神社 拝殿 宝曆6年(1756)



図版18 神社1 薬師神社 本殿 宝曆13年(1763)



図版19 神社143 (桐生)天満宮 本殿・幣殿 寛政元年(1789)



図版20 神社149 栗生神社 本殿 寛政2年(1790)



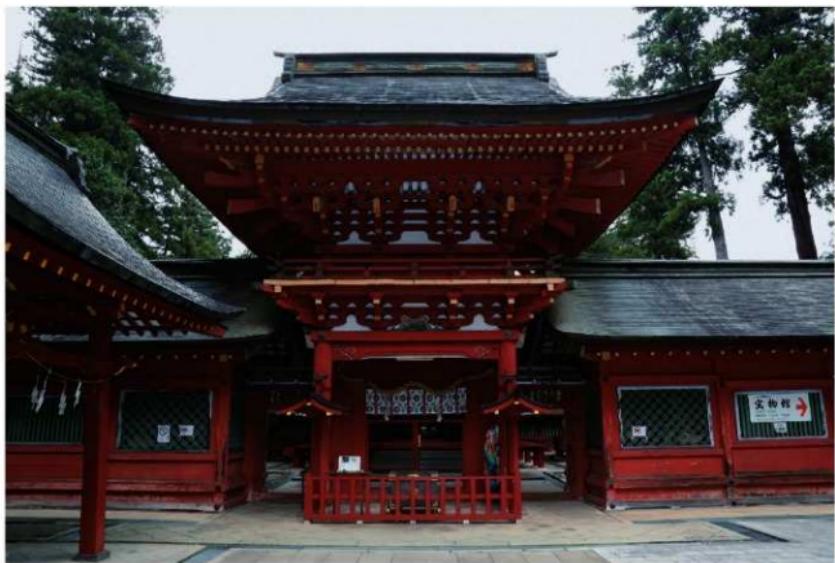
図絵21 神社56 権名神社 社殿 文化3年(1806)



図絵22 神社187 (板倉)雷電神社 本殿 天保6年(1835)



図版23 神社11 三夜沢赤城神社 本殿 明治2年(1869)



図版24 神社77 一之宮貫前神社 標門 寛永12年(1635)



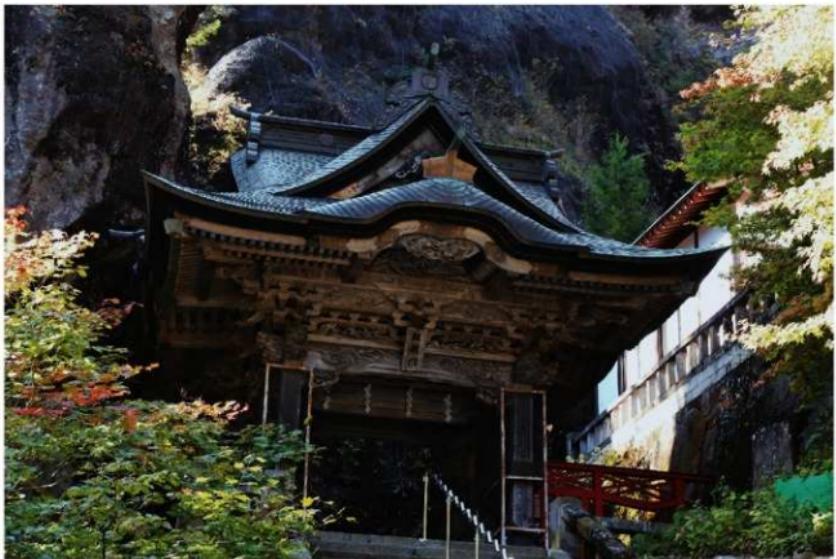
口絵25 神社80 妙義神社 唐門 宝曆7年(1757)



口絵26 神社80 妙義神社 総門 安永2年(1773)



口絵27 神社1 産泰神社 神門 天保4年(1833)



口絵28 神社56 桜名神社 双龍門 安政3年(1856)



宮殿 天文6年(1537)



口絵29 寺院110 (宗本寺)日向薬師堂



薬師堂 慶長3年(1598)



本殿 寛永12年(1635)



口絵30 神社77 一之宮貫前神社



三仏堂 慶安4年(1651)



口絵31 寺院140 長樂寺



本殿・幣殿・拝殿 宝曆 6年(1756)

口絵32 神社80 紗義神社



本殿・幣殿・拝殿 文化 3年(1806)

口絵33 神社56 棚名神社



口絵34 神社143 (桐生)天満宮 本社幣殿拝殿妻之図 (桐生市教育委員会提供)

# 序

群馬県には、古墳などに代表される古代の遺跡から世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」に代表される近代化遺産に至るまで、各時代における様々な種類の歴史文化遺産が所在しています。寺院・神社もその一つです。

寺院・神社の建造物には、彩色や彫刻といった装飾が施されていますが、これらの装飾は近世になって東日本を中心に大きく発達しました。県内の寺院・神社には、その装飾の発達の様子が顕著に現れています。また、寺院・神社にまつわる伝統芸能や美術工芸品等は、当時の宗教だけでなく社会や歴史を理解する上で大変貴重なものもあります。

この度、県では、令和元年度から3年度にかけて、寺院・神社の建造物を中心とした近世寺社総合調査を行いました。今から40年ほど前に行った調査では把握できなかった近世寺社に残る装飾の素晴らしさや魅力、保存と活用を進めるための有用な情報を得ることができました。

県は、調査結果をもとに、保存と活用の検討を進めるとともに、この素晴らしい魅力を幅広く発信することによって、群馬県のイメージアップに繋げていきたいと考えています。また、県民の皆様に、県内の寺院・神社を「ふるさと群馬の魅力」として再認識していただきたいと思います。

結びに、本調査の実施に際して御協力いただきました寺院・神社の所有者及び関係者の皆様、各市町村教育委員会の方々、調査及び報告書作成に御尽力くださいました調査委員の先生方と一般社団法人群馬建築士会の調査員の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

群馬県知事 山 本 一 太



## 例 言

- (1) 本報告書は群馬県地域創生部文化財保護課(現)が令和元年度から令和2年度にかけて実施した「群馬近世寺社建築総合調査」の報告書である。調査の委託先は一般社団法人群馬建築士会である。
- (2) 調査にあたり寺院の所有者・管理者・檀家総代をはじめとする多くの人々、及び各市町村教育委員会の絶大な協力と貴重な資料の提供を受けた。
- (3) 調査は群馬県地域創生部文化財保護課が選定した対象建物を予備調査と本調査に分けて実施した。本調査の対象は既に文化財として指定・登録されている建物、予備調査において本調査とすべきと判断した建物、既に調査済みの建物である。
- 予備調査の内容は写真撮影と住職等による聞き取り調査である。予備調査対象については概要表、解説文、写真を掲載した。
- 本調査の内容は写真撮影と住職等による聞き取り調査に加え、建物等調査、資料調査等である。本調査対象については概要表、解説文、配置図、平面図、写真、資料を掲載した。
- なお、まとめについては調査員の所感を掲載した。
- (4) 調査は5班体制でそれぞれの班にチームを編成し、複数の調査員で実施した。
- (5) 予備調査を実施した寺院の中から、群馬近世寺社総合調査委員会が建築様式や建造年代等から貴重性が高いと判断した寺院を選出し、本調査対象として本調査を実施した。
- (6) 建築解説における留意点は次の通りである。
- ・規模は正面、側面を間数(柱間数)、( )内に実測値(単位m)を示す。
  - ・屋根の重数は二重以上を記し、一重の場合は記さない。
  - ・写真等で特記無きものは執筆者及びチーム調査員が撮影したものである。
  - ・図面は特記無きものは調査者の実測によるものである。なお、縮尺は紙幅の都合上統一されていない。寸法はmmで統一した。なお、少数第3位を四捨五入したので、必ずしも引き通し寸法に一致しない。
- (7) 推定建造年代等の時代区分は次の通りとする。  
1世紀を3等分し前期・中期・後期とするが、必要に応じて世紀を2等分する前半・後半も採用する。それでも絞れない場合は、江戸時代を4期に分けて前期〔元和元年(1615)～万治3年(1660)〕、中期〔寛文元年(1661)～寛延3年(1750)〕、後期〔宝暦元年(1751)～文政12年(1829)〕、末期〔天保元年(1830)～慶応3年(1867)〕とした。
- (8) 建物名称・部屋名は寺院に伝わる呼名とした。聞き取り調査で得られなかった部屋名については、寺院では内陣、外陣、大間とした。それ以外は帖・疊敷で表記した。
- (9) 本調査及び予備調査の解説は次の通りとする。
- ・本調査及び予備調査の解説は前橋市を最初とする市町村順とし、同一市町村ではそれぞれ調査順に並べた。
  - ・1対象施設で複数棟ある場合の調査解説は重要度及び貴重な建物から順に並べた。
- (10) 予備調査の結果、建替により近世の建物でないと判明した寺社、ならびに了解が得られなかった寺社は解説から除いた。
- (11) 寺院における旧神社社殿建築は、便宜的に寺院建築として扱った。
- (12) 掲載する資料は棟札・銘札・刻銘・部材に残る墨書き・古文書等で、建物の建造年代・彫刻年代等の根拠となるものを対象とした。但し、国指定重要文化財で建造当所物がない場合、及び大きな改変が行われた場合は改修のものも対象とした。また、写真と翻刻の両者を示すのを原則とするが、今回の調査で直接資料確認できず、文献に寄った場合は引用文献を示し、翻刻のみとした。
- (13) 調査体制
- 群馬近世寺社総合調査委員会の指導のもと、群馬建築士会ヘリテージマネージャー協議会のヘリテージマネージャーが実査した。
- ・調査委員会
  - 委員長 村田敬一  
(前橋工科大学客員教授)
  - 委員 上野勝久  
(東京藝術大学大学院美術研究科教授)
  - 委員 大橋竜太  
(東京家政学院大学現代生活学部現代家政学科教授)
  - 委員 大野 敏  
(横浜国立大学都市科学部建築学科教授)

# 目 次

口 絵  
序  
例 言

## 第1章 調査の概要

1. 調査の目的・趣旨	3
2. 調査の対象	3
3. 調査期間	3
4. 事業主体等	3
5. 調査組織	3
6. 調査の概要	4
7. 調査の経緯	4
8. 協力者	5

## 第2章 特 論

第1節 宗教建築の保存の課題 —英國の試み—	9
第2節 近世駆込寺と地域社会	15
第3節 寺社の近代化 —廃仏毀釈と神社合併—	29
第4節 近世寺社建築の保護の動向	44
第5節 群馬県の寺社建築の装飾化と工匠	51
第6節 群馬県の寺社建築の現状と課題	104
第7節 寺社に所在する様々な文化財	112

## 第3章 総 論

第1節 群馬県の寺社建築	121
第2節 中毛の近世寺社建築	137
第3節 西毛の近世寺社建築	139
第4節 北毛利根地区的近世寺社建築	142
第5節 北毛吾妻地区的近世寺社建築	144
第6節 東毛の近世寺社建築	146

## 《資料編》

1. 調査実施件数	151
2. 調査実施一覧表	152
3. 寺院建物の建造年代等に関する 棟札等一覧	156
4. 寺院建物等の建造年代等に係る 棟札等の翻刻	157
5. 神社建物の建造年代等に関する 棟札等一覧	225
6. 神社建物等の建造年代等に係る 棟札等の翻刻	227

## 第1章 調査の概要



# 第1章 調査の概要

## 1. 調査の目的・趣旨

本調査は、既に発刊済みの『群馬県近世寺社建築緊急調査報告書』(1978年)を補完するとともに、群馬県の近世を中心とした寺社に関わる歴史文化遺産を広く把握することを目的としている。

調査は県内の歴史的建造物の保全・活用に係る専門家であるヘリテージマネージャーを主体として実施した。

## 2. 調査の対象

群馬県内に所在する近世に建築された建物のある寺社を主体としたが、近世の寺社建築の変遷を理解するために、中世～明治中頃までの寺社建築を対象とした。また、指定文化財（国・県・市町村）となっている寺社建築は原則として対象とした上で、未指定であっても群馬近世寺社総合調査委員や市町村教育委員会の推薦を得た寺社建築、事務局が必要と判断した寺社建築も対象とし、県下すべての市町村において寺社の両者、またいずれかを取り上げるよう配慮した。

## 3. 調査期間

現地調査及び報告書作成作業を令和元年6月19日から令和4年3月31日まで実施した。

令和元年度は本調査及び予備調査を実施し、令和2年度は元年度に実施した予備調査の中から、群馬県が重要と判断した寺社の本調査を実施し、調査表の作成と令和元・2年度に調査した寺社の《寺院編》と《神社編》の執筆・編集作業を行った。令和3年度は《本編》の執筆・編集作業を行い、印刷刊行した。

## 4. 事業主体等

群馬県（令和元年度は群馬県教育委員会事務局）が事業主体となり、文化財保護課が事務を行い、一般社団法人群馬建築士会に調査を委託して実施した。

## 5. 調査組織

群馬県が群馬近世寺社総合調査委員会を組織し、その指導・助言を得て調査方法を決定した。

群馬近世寺社総合調査委員会は、群馬県文化財保

護審議会の建造物専門部会を中心として、寺社建築に詳しい委員を加えて組織した。

調査受託者である一般社団法人群馬建築士会では、ヘリテージマネージャー50人を調査員として調査を実施した。調査は、調査員を5班に分けて、地区ごとに進めた。

### ○群馬近世寺社総合調査委員会

委員長 村田 敏一

（前橋工科大学客員教授）

委 員 上野 勝久

（東京藝術大学大学院美術研究科教授）

委 員 大橋 竜太

（東京家政学院大学現代生活学部現代家政学科教授）

委 員 大野 敏

（横浜国立大学都市科学部建築学科教授）

### ○事務局

令和元年度

群馬県教育委員会事務局文化財保護課

柴野 敦雄 課長

齊藤 英敏 補佐（文化財活用係長）

小林 正 主幹

小嶋 圭 主事

令和2年度、令和3年度

群馬県地域創生部文化財保護課

植松 啓祐 課長

齊藤 英敏 補佐（文化財活用係長）

小林 正 主幹

小嶋 圭 主事

### ○調査受託者

一般社団法人群馬建築士会

会 長 田仲 豊

副 会 長 高橋 康夫、城田 幸子、坂口 武、大久保 守

調査部会長 栗原 昭矩

調査副部会長 長井 淳一

調査部会幹事 赤石 純、小林 則子、森田万己子

調査部会事務局 高梨 春雄、武井 和美

調 査 員

（群馬建築士会ヘリテージマネージャー50名）

**長井 淳一班：**

岡田 敦志、亀井 直行、小池志津子、  
 佐藤 桂、須田 審一、南雲 啓二、  
 離波 伸男、西村 良子、林 美幸、  
 藤井 宏典、宮田 賢二

以上12名

**栗原 昭矩班：**

伊藤美保子、角倉ゆき枝、島崎 重徳、  
 城田富志夫、堤 雅之、福田 峰雄、  
 山本 和之、吉垣内英子

以上9名

**赤石 純班：**

久保 喜由、久保田和人、齊藤 朋行、  
 野口 忠男、羽鳥 悟、堀込 孝義、  
 松井 良一、松本あい子、三好 建正

以上10名

**小林 則子班：**

飯山 繁、板川多恵子、久保田眞理子、  
 小島恵理子、小林 穎、下山 彰、  
 荘司由利恵、野口 益一、原島 伸輔

以上10名

**森田万己子班：**

石坂 孝司、岩崎 謙治、荻野 浩、  
 櫻澤 齊、貝磯 博子、関 美和子、  
 三代 一佳、増田久美子

以上9名

**6. 調査の概要****(1) 調査の方法**

本調査・予備調査の2種類に分けて実施している。調査では、調査票の作成・写真撮影を行うが、本調査は境内図及び建物平面図の作成まで実施した。調査表は、昭和53年の近世寺社緊急調査の2次調査表を基本にして調査項目を定め、現地での確認や聞き取りをして作成した。調査対象の寺社について修理報告書等の情報がある場合は平面図も含めて参照したが、必ず現地確認調査を行うこととした。

調査内容をとりまとめるにあたっては、調査対象の寺社や市町村教育委員会の協力を得て、各種資料や歴史・文化財関係の書籍の提供を得ることができた。

**① 1年目（令和元年度）****本 調 査（寺院59件、神社59件）**

- ・国、県、市町村指定になっている寺社建築を優先

的に対象とした。

- ・その他、未指定であるが建造物調査が既にされており、群馬近世寺社総合調査委員会により重要度が高いと判断された寺社を対象とした。

**予備調査（寺院124件、神社135件）**

- ・市町村からの推薦及びその他文化財保護課が必要と判断した寺社を対象とした。
- ・令和2年度の本調査対象選定のため、予備調査表を令和元年12月末までに完成した。

**② 2年目（令和2年度）****本調査（寺院45件、神社48件）**

- ・予備調査を実施した寺院・神社の中から群馬近世寺社総合調査委員会で選出した寺院43件、神社48件に加え、群馬近世寺社総合調査委員会の推薦を得て、文化財保護課が重要であると判断した寺院2件を追加対象とした。

**(2) 地区割り**

群馬県内を次のとおり4地区に分けた（なお、中毛・西毛・北毛・東毛はそれぞれ群馬県の中部・西部・北部・東部を表し、旧国名である上毛野国に由来する。ただし、「北毛」に含まれることもある渋川市、榛東村、吉岡町は今回の調査では「中毛地区」に含めた）。

**中毛地区：**前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町

**西毛地区：**高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

**北毛地区：**沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町

**東毛地区：**桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

**7. 調査の経緯****(1) 平成30年度**

- ・平成30年9月12日 政策プレゼンで「ぐんまの寺社魅力発掘・発信!!」として、近世を中心とした寺社の魅力を調査によって把握した上で、県民の誇り醸成と観光県ぐんまの推進を図る提案を実施。高い評価を得て本事業を進めることとなっ

た。群馬県文化財保護審議会建造物専門部会（村田敬一、大橋竜太、大野 敏）の指導・助言を得ながら調査計画の立案を進めた。

- 平成31年2月1日 県内全市町村文化財保護行政主管課あてに「近世寺社に関する情報提供について（依頼）」を発出。調査候補の選定に向けた情報収集を開始した。

## （2）平成31・令和元年度

- 平成31年4月22日 群馬県仏教連合会及び群馬県神社庁に調査への協力を依頼。
- 令和元年5月20日 群馬近世寺社総合調査委員会を発足し、委員4名を委嘱（村田敬一、上野勝久、大橋竜太、大野 敏）、同日の第1回委員会で、調査方法・対象等について指導・助言を受けた。
- 令和元年5月29日 群馬県教育委員会と一般社団法人群馬建築士会とで令和元年度群馬近世寺社総合調査業務委託契約を締結（履行期間：同年6月3日～令和2年3月31日）。
- 令和元年6月22日 本妙寺（伊勢崎市）及び産泰神社（前橋市）でモデル調査を実施。令和元年度における現地調査が開始された。
- 令和元年7月20日 第2回群馬近世寺社総合調査委員会を開催。現地調査の実施方法、調査報告書の作成等について指導・助言を受けた。
- 令和2年1月25日 第3回群馬近世寺社総合調査委員会を開催。令和2年度の本調査対象の選定及び調査報告書の作成等について指導・助言を受けた。
- 令和2年3月30日 令和元年度群馬近世寺社総合調査業務委託が終了。

## （3）令和2年度

- 令和2年5月11日 群馬県と一般社団法人群馬建築士会とで令和2年度群馬近世寺社総合調査業務委託契約を締結（履行期間：同年5月11日～令和3年3月31日）。
- 令和2年6月13日 調査対象の確認等の準備が行われ、令和2年度における調査が開始された。
- 令和2年7月23日 第4回群馬近世寺社総合調査委員会を開催。調査報告書の作成等について指導・助言を受けた。またコロナウイルスの流行拡大に伴って調査に遅れが生じていることを受け

て、調査報告書作成スケジュールを見直すことになった。

- 令和3年3月29日 令和2年度群馬近世寺社総合調査業務委託が終了。調査報告書第2分冊「寺院編」及び第3分冊「神社編」が提出された。

## （4）令和3年度

- 令和3年4月15日 群馬県と一般社団法人群馬建築士会とで令和3年度群馬近世寺社総合調査業務委託契約を締結（履行期間：同年4月20日～令和4年3月31日）。調査報告書作成業務が開始された。
- 令和3年11月30日 調査報告書原稿が一般社団法人群馬建築士会から全て提出された。
- 令和4年3月18日 調査報告書刊行。同日、令和3年度群馬近世寺社総合調査業務委託が終了。

## 8. 協力者

本調査の実施に当たり、調査対象の寺院・神社の他に以下の機関から協力を得た。

群馬県仏教連合会、群馬県神社庁、前橋市教育委員会文化財保護課、高崎市教育委員会文化財保護課、桐生市教育委員会文化財保護課、伊勢崎市教育委員会文化財保護課、太田市教育委員会文化財課、沼田市教育委員会文化財保護課、館林市教育委員会文化振興課、渋川市教育委員会文化財保護課、藤岡市教育委員会文化財保護課、富岡市教育委員会文化財保護課、安中市教育委員会文化財保護課、みどり市教育委員会文化財課、榛東村教育委員会事務局、吉岡町教育委員会生涯学習室、上野村教育委員会事務局、神流町教育委員会事務局、下仁田町教育委員会文化財保護係、南牧村教育委員会事務局、甘楽町教育委員会社会教育課、中之条町教育委員会生涯学習課、長野原町教育委員会教育課、嬬恋村教育委員会郷土資料館、草津町教育委員会事務局、高山村教育委員会事務局、東吾妻町教育委員会社会教育課、片品村教育委員会事務局社会教育係、川場村教育委員会事務局生涯学習係、昭和村教育委員会事務局社会教育係、みなかみ町教育委員会生涯学習課、玉村町教育委員会生涯学習課、板倉町教育委員会事務局生涯学習係、明和町教育委員会生涯学習課、千代田町教育委員会事務局生涯学習係、大泉町教育委員会生涯学習課、邑楽町教育委員会生涯学習課



## 第2章 特論



## 第2章 特論

### 第1節 宗教建築の保存の課題

#### —英国の試み—

東京家政学院大学 教授 大橋竜太

#### 1. はじめに

群馬県の近世寺社建築を保存していくにあたり、今後、大きな課題となるのが維持管理の問題であろう。これは群馬県に限ったことではなく、全国各地で共通して抱える悩みでもある。寺社建築は、本来、信仰のために建設されたものであり、信仰のかたちや地域コミュニティとのかかわりと密接な関係を保ちつゝ存続してきた。一般に、地域の仏寺は、住職が運営し、檀家がそれを支援する。神社の場合は、宮司が運営を担い、氏子がそれを支える。建物の維持管理についても、その枠組みによって行なわれ、寺院建築は住職が中心となって維持・管理を掌り、檀家がそれを援助する。神社建築も同様に、宮司のリーダーシップのもと、氏子が維持管理を担ってきた。そして、この構図はコミュニティの中核となり、地域を支えてきた。そのため、寺社建築は、わが国において、信仰のための施設であるとともに、地域コミュニティのシンボル的存在でもあった。

しかし、現代社会において、われわれの生活と信仰との関係は希薄になった。そのため、地域コミュニティの拠点となってきた寺社建築の維持管理はかつてのようにいかず、あらたな手法が必要となってきた。一方で、信仰をベースに築かれていた地域コミュニティは、かつてのような役割を果たすことができなくなり、コミュニティの有していたさまざまな機能やそのシステムのほとんどは、行政によるものに引き継がれた。つまり、信仰にもとづく地域コミュニティは、行政主導の地域コミュニティに置き換えられた。しかし、寺社建築の維持管理は、必ずしも行政に移管することはできない。寺社建築は地域コミュニティの拠点であるまえに、宗教施設であるため、政教分離をうたうわが国では、そう簡単にはいかないのである。寺社建築のうち、国から補助を受けられるのは、国宝または重要文化財に指定された文化財建造物が修理をする際のみである。国内にある寺社建築のうち、国宝・重要文化財に指定されているのはごくわずかであり、指定されていな

い寺社建築の場合は、宗教法人は原則として行政から助成金等は受けることができないため、維持管理を税金でまかなうのは現実的に不可能である。このように、わが国に多数残る歴史的寺社建築を維持管理して使い続けていくために、制度上も、資金的にも、困難なことばかりである。この問題を解決する妙薬のようなものは存在せず、わが国の伝統文化を守るために、知恵を集めて、この問題に取り組んでいくしかない。

伝統的宗教建築の保存と維持管理に関しては、わが国だけではなく、世界各国で悩みの種となっている。そのなかで注目に値するのが、建築保存の先進国である英国の試みである。英国では、1980年代ぐらいから、歴史的な教会堂建築の保存において、いくつかの先進的な試みが行なわれている。その手法がわが国の寺社建築の保存に応用できるかどうかは別の問題として、本稿では英国における教会堂建築の保存と維持管理の手法に関して紹介しながら、歴史的建造物の保存といった観点からこの問題を考えてみたい。

#### 2. 英国教会組織とその独自性

英国のキリスト教会組織は、やや複雑である。それは国家の成り立ちと一人の専制王のふるまいとも密接に関係している。ご存じの通り、英国（イギリス）はイングランド、ウェールズ、スコットランド、アイルランド（一部）の4つの歴史的国家が連合した王国であり、正式名称を「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国：United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland: UK」）というが、教会組織もそれに近い構成をとっている。すなわち、英国のなかでも、イングランドの教会を管轄するのが、しばしば「英國国教会」と呼ばれるチャーチ・オブ・イングランド（Church of England）であり、ウェールズ、スコットランド、アイルランドには、それぞれ独立した組織が存在し、国内各地の教会を管轄している。これは、16世紀にヘンリイ8世（在位：1509-47）がみずからの離婚問題を契機とし、ローマ教皇庁と袂を分かつようになったことが原因しており、その後の国家の歴史がさらに、現在の英国の教会組織の複雑さを生じさせている。すなわち、ヘンリイ8世がカトリックから独立して英國国教会を設立し、それが現在の英国の教会堂組織のベースとなっている。その後、スコットランドと北

アイルランドが加わるが、ヘンリイ8世が英國國教会を設立した際には、英國はイングランドとウェールズからなっていたため、現在でも両国を管轄する教会組織はチャーチ・オブ・イングランドであり、英國の教堂の保存に関して主導権を有し、他の連合国にも影響を及ぼしている。したがって、本稿ではイングランドについて述べるが、他の3国でもほぼ同様の仕組みをとっていると理解していただいてもかまわない。また、正式には、チャーチ・オブ・イングランドと呼び、他の組織とは分けて論じるべきかもしれないが、便宜上、英國の教会を「英國國教会」と呼ぶこととする。

英國國教会の首長 (Supreme Governor of the Church of England) は、君主である国王 (Defender of the Faithと呼ばれる) である。国王は聖職者ではないため、聖職者の長という観点からは、カンタベリー大主教が最高地位となる。イングランドには、カンタベリー管区とヨーク管区があり、それぞれ大主教が管轄するが、歴史的経緯によって、英國國教会の長といえば、カンタベリー大主教となる。英國國教会は、ローマ教皇から独立しており、独自のガバナンスを行なっている。そればかりでなく、国内においても、国王（王室）、英國國教会、議会（法律）は、それぞれ独立した組織として機能している。

地方の教区教会堂の維持管理はこの枠組みでなされており、カンタベリーとリンクアーンの2つの管区がそれぞれ管轄する教区教会堂を維持管理に対し、資金等を提供してきた。

### 3. 英国の教会堂の保存の経緯

英國は、歴史的建造物の保存の先進国であり、建築保存の法制度もいち早く整備された。したがって、教会堂もこの仕組みで保存されているように思われるがちであるが、そうではない。英國では、英國國教会が法律（国のシステム）によって教会堂の保存が実施されることをかたくに拒み、教会堂は教会組織がみずから維持管理をすると主張し続けてきたという経緯がある。しかし、状況が変化し、昨今では國が教会堂の保存にも関与するようになった。

ここで、英國の歴史的建造物の保存制度の経緯に簡略してふれておく。英國の場合、歴史的建造物の保存の最初の法律は、1882年の古記念物保護法 (Ancient Monuments Protection Act 1882) である。この法律は、わが国でいえば文化財保護法のようなも

のであり、対象としたのは主として考古学的遺構で、最初の段階では教会堂は含まれていなかった。その後、1913年に古記念物保護法が改正され、古記念物統合・改正法 (Ancient Monuments Consolidation and Amendment Act 1913) が制定されて対象が大幅に拡大され、教会堂も対象となつたが、使われ続けている教会堂は、たとえ歴史が長く、建築的な価値が高くても対象から外された。これは、英國國教会の反対によるものであった。その際に根拠とされたのは、1237年に定められた教会会議裁判所 (Consistory Courts) が管轄する教会堂の新築・増築・改修・修理・取り壊し等の決定を下すという制度であった。

他方、英國の建築保存については、都市計画の枠組みでも行なわれるようになった。その最初は、1932年に成立した都市・農村計画法 (Town and Country Planning Acts 1932) のなかに、「建造物保存命令 (Building Preservation Order)」の制度が導入されたことで、都市計画法のなかに歴史的建造物の保存の制度が組み込まれた。ただし、これは一般的建築を対象とするもので、ここでもまた教会堂建築は対象となることはなかった。その後、都市計画関連法が改正され、建造物保存命令を発出する歴史的建造物は、あらかじめ定めておこうということになり、「登録建造物リスト (Statutory List of Buildings of Special Architectural or Historical Interest)」が作成されるようになった。その際、このリストには、教会堂も含まれていたが、実際に教会堂は都市計画上の規制を受けることはなかった。これを「教会の例外 (ecclesiastical exception)」と呼び、教会堂が都市計画上の規制を受けるのは、用途変更を行なって教会堂以外の目的で使用されるようになる場合のみである。外観に大きな影響を与える大改造を行う場合は、都市計画上の規制のひとつである計画許可が必要となるが、それでも一般的建築が求められる「登録建造物に対する同意 (Listed Building Consent)」は必要とはしないなど、特別な扱いを受けている。

### 4. 大聖堂の保存と教区教会堂の保存

ご存知のように、キリスト教の聖堂には、カテドラル（司教座）がおかれたカテドラル (Cathedral: 司教座教会堂、しばしば「大聖堂」と訳される：以下、大聖堂とする）と教区教会堂 (parish church) がある。教会の行政上、地域ごとに設置された最小

の単位となるのが「教区」であり、教区をまとめるのが、司教（英國国教会では主教と呼ばれる）であり、その聖堂が大聖堂（カテドラル）で、教区全体の行事や集会が行なわれる。

カテドラルの保存に関しては、17世紀以降、さまざまな議論が行なわれ、英國の建築保存の考え方を方向づけてきた。19世紀には、ピュージン（Augustus Welby Northmore Pugin, 1812-52）やラスキン（John Ruskin, 1819-1900）などの中世主義者が主導して、中世のカテドラルの修理を批判し、それが今日的な建築保存の理論を構築していった。その後、アーツ・アンド・クラフツ運動の主導者として知られるウィリアム・モリス（William Morris, 1834-96）は、SPAB（Society for the Protection of Ancient Buildings: 古建築保護団体）という最初の建築保存団体を1877年に設立し、大聖堂の修復方法に異議を唱え、この議論はさまざまな分野の人びとに広がり、さらには他の建築タイプにまでこの保存理論が応用されるようになった。

一方で、教区教会堂は、地域の人びと、すなわち地域コミュニティによって守られてきた。建築を保存してきたというよりは、みずから祖先が残してくれた遺産を大切に使い続けていたというほうが正しい表現であろう。そして、建築にガタがきたら、修理を行なうのが一般的であった。この構図は、わが国の仏教寺院や神社の組織と類似しており、地域の寺社建築も同様の方法で維持管理されてきたといつてもよいだろう。

しかし、英國のキリスト教と信仰のかたちの変化によって、この仕組みに破綻をきたすようになってきた。すなわち、教区教会堂の維持管理が問題視されるようになった。

## 5. 教区教会堂の危機と英國国教会の変化

地方の教区教会堂の維持管理が取り沙汰されるようになったのは、第二次世界大戦のことであった。それ以前にも、19世紀半ばに、開発の圧力によって、1666年のロンドン大火直後に建設された22棟のシティ・チャーチ（旧ロンドン内の教区教会堂）が取り壊されるという悲しい事実はあったものの、地方の教区教会堂では、こういった問題がさほど表沙汰にはなっていなかった。しかし、戦後、多数の教区教会堂が取り壊されるという深刻な問題として浮上してきた。

少々古いデータであるが、イングランドには約16,700棟の教会堂があるとされる。このうち、約8,500棟は宗教革命以前のもので、ほとんどが中世にまで遡ることができ、そのうち約12,500棟が登録建造物で、グレイドⅠまたはグレイドⅡ（わが国の国宝・重要文化財にあたる）も約2,675棟あるという（Barry Cullingworth & Vincent Nadin, "Town & Country Planning In the UK", 13<sup>th</sup> edition, Routledge, London and New York, 2002, pp. 245-246, p. 256）。

これらの教会堂が存続の危機に見舞われた。敬虔なキリスト教徒が減少し、信徒の数が減り、教会堂を維持していくのがたいへんになった。大聖堂はまだしも、地域の教会堂として、英國のキリスト教を支えてきた教区教会堂では、傷んだ建物の修復は大問題であった。各地域にある教区教会堂は英國国教会の管理下にあったため、こういった場合、英國国教会が資金を援助し、教会堂を修復することを行ってきたが、もはや英國国教会のキャパシティを超えるような状況になった。

英國国教会のトップであるカンタベリー大主教とヨーク大主教は、1948年に委員会を設置し、この問題に対処しようとした。委員会では、現状の調査を行なったところ、ふたつの問題が判明した。そのひとつは、教会堂の維持および修理には膨大な費用を要し、それを工面することが困難であるということであり、もうひとつの問題は、もはや礼拝堂としては使用されていない「不要教会堂（redundant church）」が多数あることであった。これらのなかには、建築的な価値がある教会堂も少なくなかった。報告書によると、全国にはほとんど使用されていない教会堂が約400棟あり、うち300棟は建築的または歴史的価値があるとのことであった。そして、報告書では、これらを1931年に改正された古記念物法（Ancient Monuments Act 1931）に委ねるべきであるとの結論を下したが、この時点では何の改革もなされなかった。その影響もあって、その後の10年間で約230棟の教会堂が取り壊された。

事態が深刻だとみなされ、1958年にカンタベリー大主教とヨーク大主教は、再度、委員会を設置した。この委員会は、各省の事務次官等で形成され、教会関係者はほとんど含まれてなく、国の施策として検討されることになった。委員会は、1960年に報告書を作成し、その時点で370棟の教会堂が使用されてなく、今後20年間でさらに410棟の教会堂が用

いられなくなるであろうとの予想を示した。ちなみに、このうち440棟はグレイドIとグレイドII（現行の制度のグレイドII\*にあたる）、つまりわが国の国宝・重要文化財にあたる歴史的建造物で、残りの86棟もグレイドIII（現行制度のグレイドII）の登録建造物であった。また、用いられなくなった教会堂の多くは、都市部の教会堂であることも明らかにした。そして、これに対応するため、修理を実施するための手続きの簡略化と、専門機関の設置と資金確保の必要性をあげた。それを受けて、国は1968年に不要教会基金（Redundant Churches Fund）を設立し、翌1969年には不要教会堂及びその他宗教建築法（1969年）（Redundant Churches and Other Religious Buildings Act 1969）を設置し、国庫を利用して教会堂の修理を行なうことが可能なようにするとともに、その手続きを簡略化した。また、同年に不要教会堂のための中央諮問局（Central Advisory Board for Redundant Churches）を設置し、専門家の立場を交えて教会堂の保存を検討することとした。これによって、教会堂の保存が国の制度によって実施されるようになったが、英國国教会のもつ独自の制度（教会法）と国の古記念物法や都市計画関連法との矛盾は解決されなく、1980年には管轄特権委員会（Faculty Jurisdiction Commission）が設立されるなど、その後も調整は続けられている。現行制度では、使用されている教会堂の修理に関しては、1918年に設立された教会堂管理審議会（Council for the Care of Churches）によって国と教会がともに管理しており、使用されていない教会堂に関しては1983年英國国教会法令（Church of England（Miscellaneous Provisions）Measure 1983）によって、教会堂保存トラスト（旧不要教会堂基金）（The Churches Conservation Trust）の管理のもと、保存・修復が行なわれているが、いまだ課題は多く残っている。

## 6. 用いられなくなった教会堂の活用方法

用いられ続いている教会堂の修理に関しては、他の歴史的建造物の保存・修理と同様であるが、用いられなくなった教会堂の保存に関しては、さまざまなアイディアが採用されている。英國では、教会堂を劇場、集会場、パブ等、まったく関係のない目的の建物として活用することも一般に受け入れられるようになってきた（しばしば「コンヴァージョンによる建築保存」と呼ばれる）。

### \* カフェに改造された教会堂の例

フロイト（Freud, 119 Walton Street in Jericho, Oxford, England former Church of St Paul's Church, Grade II\* listed building）は、オックスフォード中心部にある用いられなくなった教会堂をカフェに改造した例である。この建築は、1836年に建築家ヘンリ・ジョンズ・アンダーウッド（Henry Jones Underwood）によって設計されたイオニア式の正面ポーチが印象的なグリーク・リヴィアイヴァル様式の建築で、グレイドII\*の登録建造物（わが国の重要文化財に相当する文化財建造物）である。建設後すぐにアプスが増築され、インテリアは20世紀初頭の改造によるものである。1960年代末に教会堂として用いられなくなり、最初、オックスフォード・エリア・アーツ・カウンシルによって劇場ならびにアート・センターとして用いられていたが、1988年に民間に売却され、コートオールド美術研究所（Courtauld Institute of Art）出身のデイヴィッド・フロイト（David Freud）によってカフェに改造された。



写1 フロイト、オックスフォード

### \* パブに改造された教会堂の例

スラグ&レタス（Slug & Lettuce, The Cross, Worcester, Worcestershire, England former Church of St. Nicholas, Grade II listed building）は、ウスター市内の教会堂をパブ・レストランに改造した例である。16世紀にまで遡れるだろうクリプトのうえに、1730-35年頃に教会堂が建てられ、グレイドII\*の登録建造物とされている。内部のギャラリーは、1790年の増築とする説もあるが、一般には19世紀半ばのものとされる。外観のデザインは、英國新古典主義の巨匠ジェイムズ・ギッブス（James Gibbs, 1682-1754）の影響を受けたと思われる単塔とドリス式のピラスターで飾られた正面が特徴である。



写2 スラグ&amp;レタス、ウスター

## 7. 英国教会堂の保存の現状と問題点

前述の通り、英国では、使用されている教会堂の修理に関しては1918年に設立された教会堂管理審議会（Council for the Care of Churches）が、全国の教会堂の管理を統括している。そして、その際の資金は、不要教会堂及びその他宗教建築法（1969年）によって国庫から捻出される。その金額が十分かと言ったら、さまざまな意見があるだろうが、国の援助のもと、地域の教会堂を保存するシステムが存在する点は、建築保存といった観点からは心強い。

他方、用いられなくなった教会堂に関しては、教会堂保存トラストの協力のもと、用いられなくなった教会堂を保存するシステムが構築されている。つまり、教会堂として用い続けることができない場合でも、建築そのものは保存することになっている。つまり、歴史的建造物である教会堂を、用途は継続できなくとも、歴史的・建築的価値は残していくことになっている。少々矛盾があるように思えるが、このシステムはどの程度有効に機能しているのであるか。

教会堂保存トラストでは、再生（Regeneration）のためのさまざまな支援をしている。その際、ネットワークを駆使し、国内外のさまざまな分野の団体と協力をし、新たなアイディアを創出し、事業が円滑に進行するよう努めている。すなわち、礼拝空間として用いられなくなった教会堂に対し、新たな用途を探って創造的なパートナーシップを仲介し、開

発と投資の計画のメニューを提示し、入札による事業の管理を行ない、建設工事を管理し、実際の事業の運営を支援し、さらにワークショップを企画し、スタッフのトレーニングも行なっている。

教会堂保存トラストの主な目的は、対象の建物をケアし、将来的に残していくために、状態の悪化を防ぐことにある。教会堂の大多数は、時折礼拝のために使用されることはあっても、地域社会の適切な活動や行事に使用することを奨励している。そして、建物は教育資源として、子どもや若者が歴史や建築史を学べるようにしている。

教会堂保存トラストの管理下にある教会堂は、イングランド全土に約350棟あり、そのうち54%がグレイドⅠで、40%がグレイドⅡ\*、残りの6%がグレイドⅡであり、建築的・歴史的価値が高いものがほとんどである。そして、毎年約200万人がトラストの管理する教会堂を訪れており、積極的な活用を目指している。以上が公式ホームページ（<https://www.visitchurches.org.uk/>）等に記されている教会堂保存トラストの活動である。

データが示すように、教会堂保存トラストによる保存は、文化財的価値が高い教会堂の保存が中心となっている。文化財保存といった観点からは、有効な手段であるということができるだろう。しかも、このなかにはグレイドⅡの登録建造物（わが国の登録有形文化財にあたるとみなしてもよい）もあり、地域にとって有効なものも保存の対象に加えられている点も評価に値する。また、これだけ多くの物件を管理するのはたいへんと思うが、教会堂の写真を見る限り、現状維持のための方策が施されている程度のものがほとんどであり、コンサート・ホール等の別の目的に改修されたものは、さほど多くはないことがわかる。つまり、教会堂保存トラストの活動は、積極的な用途変更による活用の推進ではなく、歴史的な教会堂建築の現状維持が主たる目的であるとみなしてもよいだろう。

一方で、現状維持もままならない教会堂もあるのも事実である。英国の場合、登録建造物でも市場で売買されるが、インターネット等の不動産売買のリストに、用いられなくなった教会堂が掲載されることも珍しいことではない。

## 8.まとめ 一わが國への応用の可能性

かつては人びとの生活やコミュニティと密接な関

係があった宗教施設であるが、現代においてはその関係は大きく変化している。そのため、宗教建築の維持管理についても、新たな手法を検討しなければならないことは言うまでもない。この問題は、全国各地の問題であり、世界各国でも同様の課題を抱えている。

本稿で紹介したのは、建築保存の先進国における試みである。英国の方法が最適であるかは別として、わが国でもなんらかな手法を考えていかなければならぬのは明らかであろう。その際、英国の1960年度の諮問委員会の報告書であげられたことが、わが国にもあてはまると考えられる。つまり、①修理を実施するための手続きの簡略化ならびにわかりやすさ、②修理に関する専門機関の設置、③資金確保の必要性、という3つの問題を解決しなければならないであろう。

また、英国の教会堂の場合、用途変更によって建築は残そうとする試みがある。これについては、条

件がそろえば、可能であろうが、すべての建築に応用できる万能薬にはならないと思われる。しかし、宗教施設が宗教施設以外に用いられたとしても、それを応援し、文化財的な価値を認めていく必要はあると考える。そうしなければ、われわれに残された貴重な文化遺構が失われてしまうことになるだろう。それだけは、どうしても避けたいものである。

他にもさまざまなアイディアはあるだろう。たとえば、防災と関連付けるのもひとつの手かもしれない。東日本大震災後、日本建築学会では、今後の防災について、さまざまな提案が行なったが、なかには寺社建築の敷地を防災上の拠点にできないかというものもあった。また、環境保護との連携もひとつ的方法であろう。神社の境内は、ご神木という言葉があるように、樹木が多いのが特徴である。敷地全体として考えていけば、可能性は広がるものと思われる。

## 第2節 近世駆込寺と地域社会

東京大学 名誉教授 佐藤 孝之

### 1. はじめに 一江戸時代の村と寺院ー

江戸時代には、天保5年(1834)に幕府によって作成された「天保郷帳」によれば、全国に約63,500余の「村」が存在していた。これらの村は、主に近世初期の検地によって、支配（行政）単位として設定されたのであり、村を単位に年貢収取などの支配が貫徹された。こうした村を通じた支配のあり方を「村請制」というが、支配（行政）単位として村は領主側から一方的に設定されたものではなく、中世を通じて形成されてきた自立的な共同体としての村の展開が背景にあった。村は、単に支配（行政）の単位としてだけではなく、村人の生産・生活の単位でもあったのである。

このような江戸時代の村々には、村人の菩提寺としての寺院、村の鎮守としての神社が、それぞれ少なくとも1つ置かれているのが通常であり、複数存在した村も少なくない。本稿では、主に寺院を取り上げるが、江戸時代の寺院は、「寺請制」のもとで村を単位に宗門改めの機能を担った。

寛永十年代、幕府はキリストン取締りを目的として、人々にいずれかの寺院の檀家であることを強制した。これが寺請制であるが、寛永17年(1640)に大目付井上政重に宗門改めを命じ、明暦3年(1657)には宗門改役を設置した。こうして宗門改めが制度化され、寛文11年(1671)には一村ごとに宗門人別改帳を作成することを幕領支配の代官に命じた。以後、諸藩でも同様な宗門改めが実施されてゆく。こうして幕藩領主は、村の寺院を通じて宗門改めを実施したのであるが、そのために村ごとに寺院を設置したわけではない。前述した自立的な村の形成に伴って、各村に寺院も存在するようになり、それが寺請制（宗門改め）の実施できた背景にあったといえるのである。

このように、江戸時代の寺院は民衆統制に利用され、寺請制のもとで檀家の確保＝経営基盤の保証を得て、これに安住した『葬式仏教』などと揶揄されることになった。しかし、江戸時代の村における寺院・僧侶のあり方は、それだけであったろうか。もちろん、葬儀や法事などの仏事を通じて、村人の生活に深くかかわっていたことはいうまでもな

いが、本稿では上州を対象に、「駆込寺」という観点から、江戸時代の寺院について見直し、新たな位置づけを試みたい。

\*史料の引用に際しては、「表1 上州における入寺一覧表」に掲載されている場合には、その番号を〔 〕で示した。

### 2. 駆込寺と入寺

駆込寺というと、すぐに思い起こすのは縁切寺のことではないだろうか。上州には、有名な縁切寺として新田郡徳川郷の満徳寺がある。いうまでもなく、鎌倉の松ヶ岡東慶寺と並んで、幕府公認の縁切寺であった。しかし、本稿には縁切寺としての満徳寺は登場しない。結論からいえば、村々に所在する寺院はすべて駆込寺といえるのであり、駆け込みの目的や理由も、離縁のみではなく、多種・多様にわたっていたのである。本稿は、そうした寺院への駆け込みの様相を紹介しようとするものである。

江戸時代の寺院への駆け込み行為は、もっとも一般的には「入寺」といわれた。寺院に僧侶として入ることも入寺というが、ここでは人々がさまざまな目的・理由で寺院に駆け込むことをいう。「入寺」のほかに「尋入」「欠入（駆入）」や「欠込（駆込）」、「走入」などともいわれた。

さて、入寺にはさまざまな目的・理由があると述べたが、入寺の機能・性格については次の3類型に分けて考えることができる。

①謝罪・謹慎の意思表示としての入寺

②处罚・制裁としての入寺

③救済・調停手段としての入寺

以下、この3点について具体的な史料を上げて、入寺の基本的なあり方を押さえておこう。

#### 謝罪・謹慎の意思表示としての入寺…①

寺院へ駆け込み、寺院等を介して謝罪・謹慎の意思を示す〈詫びの作法〉としての入寺が、第1の機能である。これによって、領主や村による处罚・制裁を回避することができた。一例として、よくみられる博奕の詫証文を取り上げてみよう。緑埜郡三波川村の枝郷金丸村の金右衛門は、宝永6年(1709)11月17日に、次のような詫証文を名主・組頭宛に差し出している〔No.15〕。

#### 証文之事

一我等儀、此度御法度之はくち打まけ申（中略）  
其上次落仕候ニ付、御 公儀様へ御披露被

遊、所ついほうニも可被遊と御意被遊、あやまり至極仕候と、光徳寺様へ入寺し、御訴詔仕候へハ、御捨免被遊被下候、自今以後ハ、はくち之類一切たすさわり申間敷候（後略）

このように、金右衛門は禁止されている博奕を打ち、負けて「欠落」=出奔した。尋ね出された金右衛門は、反省して光徳寺へ「入寺」して「訴詔」=謝罪をし、「捨免」（赦免）してもらった。これに

よって金右衛門は、公儀へ告発されたならば受けたであろう「所ついほう」の処罰を免れたのである。

もう一例上げてみよう。寛享2年（1685）3月6日、甘楽郡野栗村の長太夫と親の「いつも」（出雲カ）は、次のような証文を差し出した〔No.4〕。

### 手形之事

一拙者せかれ長太夫、先月十八日ニ新羽村六郎  
兵衛所へ酒のミニ参候而、酒ニタベヨヒ申、

表1 上州における入寺一覧表

No.	年月日	郡村名	所領	入寺理由	史料形式
1	寛永20.2.19	勢多郡水沼村	幕領	抱置牢人落	証文
2	寛文4.9.26	甘楽郡市萱村	幕領	役役油断	証文
3	天和2.3.5	甘楽郡本宿村	幕領	閉所不正通行嫌疑	取扱証文
4	寛享2.3.6	甘楽郡野栗村	幕領	酒醉狼藉	証文
5	寛享3.6.4	甘楽郡本宿村	幕領	博奕	証文
6	寛享4.3.8	甘楽郡本宿村	幕領	不届	証文
7	元禄5.正	山田郡鳩原村	旗本領	悪事	証文
8	元禄6.7.6	甘楽郡本宿村	幕領	不義	証文
9	元禄9.4.11	甘楽郡本宿村	幕領	不届	証文
10	元禄11.4.6	甘楽郡三瀬村	幕領	閉所破り	証文
11	元禄14.5.	甘楽郡鳩之沢村	幕領	材木不法附出し	証文
12	宝永5.4.	甘楽郡黒川村	幕領	野火往進延	証文
13	宝永5.7.22	甘楽郡恩賀村	幕領	理不尽打鄭	証文
14	宝永6.5.	群馬郡總社村々	旗本領	出訴吟味	頼書
15	宝永6.11.17	緑壁郡三波川村	幕領	博奕	証文
16	正徳2.12.	片岡郡石原村	高崎藩	無許可伐木	記録
17	正徳3.11.	甘楽郡大仁田村	幕領	御巣鷺山荒らし	証文
18	正徳4.4.	甘楽郡秋畑村	旗本領	過言我仰	証文
19	享保元.正.	片岡郡寺尾村	高崎藩	無断伐木	記録
20	享保5.7.1	甘楽郡鳴原村白井	幕領	山稼板板差止め	証文
21	享保5.7.22	緑壁郡三波川村	幕領	口論	和諍証文
22	享保5.11.22	甘楽郡楢原村白井	幕領	板板不法附出し	証文
23	享保6.12.3	山田郡上久方村	相給	山守不届	証文
24	享保7.12.	甘楽郡本宿村	幕領	理不尽	証文
25	享保11.正.	甘楽郡勝山村	幕領	不法酒迎・讐言	証文
26	享保15.9.8	甘楽郡野栗沢村	幕領	御巣鷺山荒らし	和諍証文
27	寶曆3.6.	山田郡上久方村	相給	御山不届	証文
28	寶曆3.12.	碓氷郡五料村	安中藩	御林盜伐	証文
29	寛延2.11.	甘楽郡本宿村カ	幕領	身持不埒	証文
30	寛延4.7.	甘楽郡恩賀村	幕領	口論	証文
31	寛延4.9.	碓氷郡五料村	安中藩	祭礼にて喧嘩	証文
32	宝曆2.5.	甘楽郡本宿村	幕領	口論	証文
33	宝曆3.5.6	甘楽郡大仁田村	幕領	謀害露頭	済口証文
34	宝曆3.7.	甘楽郡本宿村	幕領	口論狼藉	証文
35	宝曆3.11.	甘楽郡本宿村	幕領	不埒申懲	証文
36	宝曆4.4.25	山田郡上久方村	相給	御山松切取	証文
37	宝曆7.11.	緑壁郡三波川村	幕領	山林燒失	証文
38	宝曆11.9.	山田郡小平村	旗本領	仲間斬り	別冊頼書
39	宝曆12.正.	緑壁郡三波川村	幕領	理無尽	引證文
40	明和8~安永元	吾妻郡大塚村	旗本領	離縁	口上書他
41	安永6.6.	甘楽郡川合村カ	幕領	不埒	証文
42	（安永7.）閏7	山田郡桐原村	幕領	雨戸等切破	出府依頼書
43	安永8.10.	甘楽郡岩戸村	幕領	御巣鷺山荒らし	証文
44	天明4.7.	新田郡花香柳村	旗本領	用水堤にて刈取	済口証文
45	天明5.5.	山田郡大間々町	出羽松山藩	出牢歌歎	赦免頼書
46	天明7.5.	勢多郡善樂寺村	前橋藩	離縁	済口証文
47	天明8.11.7	甘楽郡鶴沢村	幕領	我仰	証文
48	寛政7.10.	勢多郡東・西柏倉村	山城淀藩	男女脇合不斗出	済口証文
49	寛政9.閏7.	甘楽郡富岡町	旗本領	男女しのひ合	記録
50	享和2.正.16	甘楽郡富岡町	旗本領	大酒狼藉	記録
51	文化6.4.	碓氷郡東上磯部村	相給	博奕	済口連印帳
52	文化7.冬	碓氷郡（東）上磯部村	相給	村法違反	
53	文化8.4.	甘楽郡乙父村	幕領	大酒不届	済口証文

貴様御家来市兵へをふミ申候ニ付、至極仕、  
宝蔵寺江入寺仕、中山何も頼入、御訴詔仕候  
ヘ者、御かつにん被下候段、忝奉存候、以来  
御無沙汰仕間敷歟、為後日証文仍如件

野栗村

いつも(印)

貞享式年丑ノ三月六日 長太夫(印)

(五人組2名、年寄2名略)

## 黒沢角太夫殿

これは、酒の席で口論にでもなったのであろう、酔った長太夫が市兵衛を『踏んだ』、という一件に対する詫証文で、市兵衛の主人である黒沢角太夫に宛てたものである。酒に酔って不始末を仕出かした長太夫は、同村の宝蔵寺へ「入寺」し、謝罪の意思を示し、「かつにん」(堪忍)してもらったのである。

博奕や喧嘩・口論のほかにも、親不孝や身持不

入寺先寺院・経過等	出 典
善雄寺へ入寺→所末代かいき	『黒保根村誌』資料編、237頁
西光寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」7870
長楽寺へ入寺→同寺へお預け	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」1891
宝蔵寺へ入寺	高崎市立図書館蔵「黒澤覚太夫家文書」238
観福寺・永寿寺へ入寺→内緒にて堪忍	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」7794
太平村永寿寺へ入寺→同寺へお預け	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」3383
樫原方(松原寺)へ欠込	みどり市大間々町樫原「高草木太郎家文書」
根小屋村觀福寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」1645
観福寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」3360
宝性院へはしり入→同寺へお預け	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」1890
白井村正光寺へ入寺	多野郡上野村樺原「高橋真一家文書」81
中正寺へ入寺	多野郡上野村樺原「高橋真一家文書」177
永寿寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」3353
出耕の28人、4ヶ寺へ入寺	『群馬県史』資料編14、773~777頁
3人、正覚寺・真光院・光徳寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」10326他
重慶にさき清水寺へ入寺の分にて赦免されず	『高崎史料』間部家文書、80~85頁
六車間の大王子へ入寺	甘楽郡南牧村大二郎「今井政俊家文書」*
萬林寺へ入寺	甘楽郡甘草町秋畠「中野松藏家文書」*
百姓へ下人8人、同村水福寺へ入寺→同寺閉門、名主逼塞	『高崎史料』間部家文書、177~178頁
白井開闢番、乙父村泉龍寺へ入寺	高崎市立図書館蔵「黒澤覚太夫家文書」75
東慶寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」5273
野栗宝成寺へ入寺	高崎市立図書館蔵「黒澤覺太夫家文書」314
(同村)慈眼寺へ入寺	桐生市梅田町一丁目「西方寺文書」*
西光寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」3485
同村觀音寺へ入寺→差合あり拒否	多野郡上野村鰐山「黒澤健家文書」30
神原村榮福寺へ入寺	高崎市立図書館蔵「黒澤覚太夫家文書」369
(同村)慈眼寺へ入寺	桐生市梅田町一丁目「西方寺文書」*
千藏院へ入寺し詐入	本多1968年
西光寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」3222
観福寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」3217
千藏院へ入寺、12日懲りて手打	本多1968年
西光寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」3305
大雄寺へ入寺	甘楽郡南牧村大二郎「今井政俊家文書」*
西光寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」3030
観福寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」1617
(同村)城寺へ入寺	桐生市梅田町一丁目「西方寺文書」*
徒済の内而れ林へ燃付く、宗善寺へ入寺→済	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」9502
旦那寺へ入寺	みどり市大間々町小平「鹿沼和田家文書」
樫原(東奥寺)へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」3081
女房、実家の菩提寺村上村如意庵へ欠入	洪川市上白井「空恵寺文書」*
菩提所へ入寺し、度々詫言	東大法學部法判資料室蔵「上州甘楽郡文書」
差利剣差につき世音寺へ入寺	みどり市大間々町桐原「郷穂文書」
千原村應眼寺へ入寺	多野郡上野村樺原「高橋真一家文書」133
菩提所(頤成寺)へ入寺	太田市新田花香理町「齊藤美膳家文書」*
親類、近村天王院へ歎入、出半歉額を依頼	みどり市大間々町大間「長沢良男家文書」
江木村天王院へ欠込	前橋市江木町「町田英樹家文書」*
祇沢寺へ欠入、御詫	東大法學部法判資料室蔵「上州甘楽郡文書」
三復伊奈良原出畫雪へ欠入	前橋市三復伊奈「奈良原安夫家文書」*
男2人、龍光寺・海源寺へ入寺、娘2人は外へ遣わす	『富岡市史史料集成』卷10~11頁
方丈様へ3人の入寺を頼う→正/18和請	『富岡市史史料集成』卷3、41~48頁
参加者5人、松岸寺へ欠入→通料	安中市越部「萩原家文書」(落合1990年)
菩提寺岸寺へ駿込	本多1968年
同村泉龍寺へ入寺	多野郡上野村乙父「黒澤丈夫家文書」343

No.	年月日	郡村名	所領	入寺理由	史料形式
54	文化8.7.	群馬郡中尾村	高崎藩	出奔後悔	寺院頼書
55	文化9.3.29	碓氷郡東上磯部村	相給	博奕	済口説印紙
56	文化12.6.	山田郡天王宿村	幕領	審会疑惑	済口説文
57	文政6.12.26	山田郡柄生新町	出羽松山藩	不埒	記録
58	天保6.2~3頃	醴水郡大竹村	相給	踊り興行	上申書
59	天保8.正.22	山田郡大間々町	出羽松山藩	金子伝兵衛一件	記録
60	天保12.5.1	山田郡大間々町	出羽松山藩	町役人等に迷惑	記録
61	天保12.7.29	山田郡大間々町	出羽松山藩	飲酒口論	記録
62	天保13.5.20	山田郡大間々町	出羽松山藩	町役人に差越の筋	記録
63	安政3.7.	新田郡下江田村	旗本領	不行届	詫証文
64	万延2.2.10	綠壁郡三波川村	幕領	謀事・酒狂渋申出	詫証文
65	文久2.12.21	綠壁郡三波川村	幕領	御法度勘闇分	詫証文
66	元治元.3.13	群馬郡上室田村	吉井藩	林燒失	
67	元治元.12.8	群馬郡上室田村	吉井藩	嫁不埒一件	寺院詫証文
68	慶応3.9.4	甘楽郡上野村	幕領	争なぐさみ	寺院詫証文
69	弘6.20	甘楽郡砥沢村	幕領	親不孝	詫証文
70	弘6.23	甘楽郡砥沢村	幕領	母と口論	詫証文
71	寶10.11	甘楽郡本宿村	幕領	不届	詫証文
72	(年月日未詳)	甘楽郡納原村	幕領	御廻鷹山荒らし	詫証文
73	(年月日未詳)	山田郡原村	幕領	証文違反	詫証文
74	(年月日未詳)	山田郡今泉村	幕領	議定違反	記録
75	元禄8.3.21	吾妻郡五反田村	幕領	出火	火元預り証文
76	元禄12.3.8	吾妻郡中央条町	幕領	出火	記録
77	享保20.4.4	利根郡平川村	幕領	出火	救濟頼書
78	延享2.2.	碓氷郡五料村	安中藩	出火	
79	宝曆8.3.20	甘楽郡砥沢村カ	幕領	出火	詫証文
80	宝曆9.3.21	山田郡大間々町	前橋藩	出火	家作再建頼書
81	明和5.11.21	利根郡荻窓村	沼田藩	出火	寺院頼書
82	安永6.2.	群馬郡元蛇社村	前橋藩	出火	届書・申口
83	安永8.正.14	勢多郡津久田村	相給	出火	届書
84	寛政4.閏2.6	利根郡上鹿野村	沼田藩	出火	記録
85	寛政9.12.19	甘楽郡富岡町	旗本領	出火	記録
86	文化13.12.24	碓氷郡五料村	安中藩	出火	届書
87	文政3.3.29	勢多郡不動堂村	前橋藩	出火	届書
88	文政4.3.7	勢多郡水沼村	相給	出火	足利頼書
89	文政10.5.	利根郡園原村	館林藩	出火	寺院頼書
90	文政10.11.1	山田郡朝原村	幕領	出火	救免届書・救免請書
91	文政10.11.26	新田郡太田町	幕領	出火	申渡頼書
92	天保4.2.13	群馬郡上白山村	幕領	出火	寺院届書
93	天保4.8.27	吾妻郡四万村	幕領	出火	届書・救免請書
94	天保6.5.22	利根郡上川田村	沼田藩	出火	寺院届書
95	天保10.2.16	利根郡上川田村	沼田藩	出火	寺院届書
96	天保10.3.6	山田郡大間々町	出羽松山藩	出火	記録
97	天保10.10.4	利根郡上川田村	沼田藩	出火	寺院届書
98	天保11.2.29	新田郡阿久津村	相給	出火	代宣・申書
99	天保13.11.18	吾妻郡中央条町	清水領	出火	申渡請書
100	嘉永2.3.28	吾妻郡矢倉村	清水領	出火	届書・救免請書
101	嘉永4.7.9	利根郡上川田村	沼田藩	出火	寺院届書
102	嘉永5.4.7	邑楽郡館林郡利野村	館林藩	出火	出火届書他
103	嘉永7.10.20	甘楽郡下仁山村	相給	出火	県文書・申口他
104	安政2.3.10	吾妻郡大道新田	幕領	出火	届書
105	安政3.4.19	勢多郡深澤村	館林藩	出火	届書・申口
106	安政5.2.5	利根郡上川田村	沼田藩	出火	寺院届書
107	文久3.2.2	吾妻郡布施村	相給	出火	救免申渡書
108	元治元.3.15	勢多郡荻原村	幕領	出火	届書
109	（欠番）				
110	慶応4.3.21	勢多郡不動堂村	前橋藩	出火	届書
111	慶応4.9.17	利根郡上川田村	沼田藩	出火	寺院届書
112	宝曆2.10.26	綠壁郡三波川村	幕領	出火	火元申口他
113	宝曆6.4.	綠壁郡三波川村	幕領	出火	火元申口他
114	宝曆6.閏11.	綠壁郡三波川村	幕領	出火	入火御免頼書他
115	宝曆4.閏12.23	綠壁郡三波川村	幕領	出火	届書
116	安政5.11.1	綠壁郡三波川村	幕領	出火	届書
117	安政8.3.	綠壁郡三波川村	幕領	出火	詫証文他
118	天明元8.17	綠壁郡三波川村	幕領	出火	届書
119	天明4.12.24	綠壁郡三波川村	幕領	出火	届書他
120	寛政3.4.	綠壁郡三波川村	幕領	出火	詫証文他

入寺先寺跡・経過等	出 典
元御家人、中尾村大福寺へ久入、帰村の執り成しを頼う	『高崎史料集』藩記録(大河内)2、143-144頁 安中市駒部町秋原家文書(落合年990年)
参加者等10人、松岸寺へ久入→過料	みどり市東町花輪・高草木重經家文書* 桐生古文書同好会編「桐生新町役用日記」1-、99頁
菩提寺頭木曾拌寺へ入寺	桐生古文書同好会編「桐生新町役用日記」1-、99頁
妙音寺へ入寺	安中市駒部町秋原家文書(落合年990年)
若者共、入寺し村役方へ詫言	大間々町誌基礎資料Ⅳ「大泉院」記199-201頁
(大泉院へ)入寺人4人	大間々町誌基礎資料Ⅳ「大泉院」記281頁
(大泉院へ)入寺	大間々町誌基礎資料Ⅳ「大泉院」記284-285頁
大泉院へ入寺	大間々町誌基礎資料Ⅳ「大泉院」記299~300頁
(大泉院へ)入寺	『新田町誌』第二卷、1495頁
菩提所大勝寺へ久入、數額	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」17890
金剛寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」7797
金剛寺へ入寺	本多1968年
長年寺へ入寺(3日間)	本多1968年
1人は新年寺へ、2人は医王寺へ入寺	甘楽郡甘楽町上野「吉田恭一家文書」*
今宮寺へ歎入、御懇意を頼う	東大法学部法制資料室蔵「上州甘楽郡文書」
大日向寺安養寺へ入寺	東大法学部法制資料室蔵「上州甘楽郡文書」
疋沢寺へ久入込大寺、御詫	甘楽郡下仁田町本宿「猪戸金貴家文書」3412
越前寺へ志入	多野郡上野村情原「高橋眞一家文書」202
菩提所中正寺へ入寺	みどり市大間々町桐原「郷誠文書」
入寺・詫び	『群馬県史』資料編15、383頁
入寺・詫び	吾妻郡中之条町五反田「高橋家文書」*
類焼あり、剣2疋焼死、下沢渡り村宗本寺へ入寺	吾妻郡中之条町中之条「桑原家文書」*
町中焼す疋け、火元は落浴、火元の家主が清見寺へ入寺	沼田市立根町平川「井上家文書」*
26軒焼死、菩提所道員村龍藏寺へ入寺	本多1968年
7軒類焼、陀祐寺へ入寺-35日目坪明	東大法学部法制資料室蔵「上州甘楽郡文書」
類焼4軒、吉原常光寺へ入寺	みどり市大間々町大間々「小野家文書」
光榮寺へ入寺し訴訟-5/9済	利根郡川場村門前「吉祥寺文書」*
門前組拌寺へ入寺	前橋市元能社町「旺元總社町役場文書」*
類焼あり、菩提所当村駒澤尊寺へ入寺	渋川市赤城町津久田「津久田区有文書」*
類焼3軒、年貢皆済目録焼死、当村福藏寺へ入寺	『沼田市史』資料編2、820頁
類焼7軒、火元入寺・間2/13入寺御免	『富岡市史史料集』卯、19-20頁
入寺・翌年正/26済	『ぐんまの古文書』所収(No.171)
本家7軒他焼死、菩提所松井宿田僧徹寺へ入寺	前橋市富士見町時沢「時沢区有文書」*
木焼・人焼死、旦那寺龍藏寺へ入寺	『黒保根村史』資料編、282頁
49軒焼死、火元入寺中病死	沼田市白沢町生枝「觀音寺文書」*
生枝村觀音寺へ入寺	みどり市大間々町桐原「柏川家文書」*
類焼あり、病につき入寺御免	『太田市史史料編』近世3、732-734頁
12軒類焼、12/18入寺のまま押込	渋川市上白井「空惠寺文書」*
類焼5軒、空恵寺へ入寺	『中之条町誌』資料編、867-869頁
3軒焼死、入寺→11/26赦免	沼田市上川田町「東光寺文書」*
東光寺へ入寺	沼田市上川田町「東光寺文書」*
類焼1軒、東光寺へ入寺	大間々町誌基礎資料Ⅳ「大泉院」記241-242頁
火元争い、翌日の取調べきまで入寺	沼田市上川田町「東光寺文書」*
東光寺へ入寺	『檢使帳』(江戸時代犯罪・刑罰事例集)所収456-457頁
10軒焼死、入寺	吾妻郡中之条町中之条「桑原家文書」*
21軒焼死、免分決定まで入寺申渡	吾妻郡中之条町中之条「矢食区有文書」*
14軒焼死、入寺→4/29赦免	沼田市上川田町「東光寺文書」*
類焼1軒、東光寺へ入寺	『館林市史』資料編4・近世II、580-581頁
類焼(半築死)2軒、菊町自性院へ入寺	甘楽郡下仁田町下仁田「桜井家文書」*
焼失16軒、村内吾聞所龍光寺へ入寺	『中之条町誌』資料編、870頁
菩提所尻尾泉龍寺へ入寺	前橋市粕川町深津「深津区有文書」*
類焼2軒、村内吾聞所西福寺へ入寺	沼田市上川田町「東光寺文書」*
東光寺へ入寺	本多1968年
入寺、この日、日数相立差免	みどり市東町荻原「荻原区有文書」*
10軒焼死、入寺債	みどり市東町荻原「荻原区有文書」*
且郡寺龍藏寺へ入寺	前橋市富士見町時沢「時沢区有文書」*
東光寺へ入寺	沼田市上川田町「東光寺文書」*
類焼なし、入寺(金剛寺)	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」3214地
類焼なし、入寺(東葉寺・寿命院)	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」3440地
1軒類焼、金剛寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」3088地
3軒類焼、当村金剛寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」3101
1軒類焼、当村米迎寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」3150
類焼なし、正覚寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」3224地
類焼なし、当村米迎寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」3220
4軒類焼、当村東圓寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」3165地
類焼なし、金剛寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」5130地

No.	年月日	郡村名	所領	入寺理由	史料形式
121	寛政5.5.5	緑壁郡三波川村	幕領	出火	火元申口他
122	寛政5.12.27	緑壁郡三波川村	幕領	出火	火元申口他
123	寛政13.2.6	緑壁郡三波川村	幕領	出火	届書他
124	享和元.7.晦	緑壁郡三波川村	幕領	出火	届書
125	弘化2.正。	緑壁郡三波川村	幕領	出火	教免請書
126	慶応2.6.13	緑壁郡三波川村	幕領	出火	届書他
127	慶応3.3.20	緑壁郡三波川村	幕領	出火	訖証文
128	元文4.12.18	甘楽郡黒川村	幕領	出火	届書
129	安永2.閏3.7	西牧口留番所	幕領	出火	教免請書
130	安永9.7.11	甘楽郡恩賀村	幕領	出火	訖証文
131	安永9.12.1	甘楽郡恩賀村	幕領	出火	訖証文
132	天明3.12.6	甘楽郡黒川村	幕領	出火	訖証文
133	天明5.正.6	甘楽郡本宿村	幕領	出火	訖証文他
134	寛政3.正.25	甘楽郡黒川村	幕領	出火	訖証文他
135	寛12.27	甘楽郡本宿村	幕領	出火	訖証文
136	正徳元.12.7	群馬郡高崎南町	高崎藩	出火	記録
137	正徳3.9.28	高崎城追手門内	高崎藩	出火	記録
138	正徳3.12.11	群馬郡高崎追手門町	高崎藩	出火	記録
139	正徳5.正.22	碓氷郡上齋村	高崎藩	出火	記録
140	正徳5.12.4	群馬郡高崎町	高崎藩	出火	記録
141	享保元.11.1	群馬郡食ノ野	高崎藩	出火	記録
142	享保2.6.7	群馬郡羽黒門前町	高崎藩	出火	記録
143	宝曆11.	群馬郡八幡村	高崎藩	出火	記録
144	寛政3.冬	群馬郡高崎銀町	高崎藩	出火	記録
145	寛政4.3.8	群馬郡高崎町	高崎藩	出火	記録
146	寛政9.4.2	群馬郡倉ヶ野	高崎藩	出火	記録
147	寛政9.11.18	群馬郡食ノ野宿	高崎藩	出火	記録
148	享和元.4.	片岡郡乘付村	高崎藩	出火	記録
149	文化9.10.3	群馬郡高崎本町	高崎藩	出火	記録
150	文化14.2.	群馬郡江木村新田	高崎藩	出火	記録
151	文政元.正.20	片岡郡乗付村	高崎藩	出火	記録
152	文政元.3.19	群馬郡小木村	高崎藩	出火	記録
153	文政元.12.	碓氷郡下戻岡村	高崎藩	出火	記録
154	文政3.10.9~10	群馬郡小木村	高崎藩	出火	記録
155	文政3.11.2	片岡郡石原村	高崎藩	出火	記録
156	天保5.10.18	群馬郡西赤井村	高崎藩	出火	寺院伝書
157	天保7.11.	群馬郡下小坂村	高崎藩	出火	記録
158	天保7.12.	群馬郡上飯塚村	高崎藩	出火	記録
159	天保8.4.	群馬郡江木村新田	高崎藩	出火	記録
160	天保10.3.	群馬郡大船村	高崎藩	出火	記録
161	天保10.7.	群馬郡下小坂村	高崎藩	出火	記録
162	天保12.6.6	片岡郡石原村	高崎藩	出火	記録
163	嘉永6.12.	群馬郡江木村	高崎藩	出火	寺院伝書
164	(年月日未詳)	群馬郡和田多中村	高崎藩	出火	記録
【追加】					
165	元禄9.4.26	甘楽郡下小坂村	幕領	不届	和諦証文
166	元禄13.正.	甘楽郡鶴山村等	幕領	御巣鷺山荒らし	訖証文
167	元禄14.12.	甘楽郡幽原村	幕領	御巣鷺山荒らし	訖証文
168	宝永2.2.19	甘楽郡大仁村	幕領	出火	記録
169	宝永7.7.5	甘楽郡鶴山村	幕領	口論・傷害	和諦証文
170	享保2.2.14	甘楽郡富岡町	旗本領	出火	記録
171	享保2.4.10	甘楽郡富岡町	旗本領	人足不參	記録
172	享保3.8.17	甘楽郡富岡町	旗本領	欠落	記録
173	享保7.12.13	甘楽郡富岡町	旗本領	不届	記録
174	享和3.春	邑楽郡赤生田村	館林藩	村方へ不調法	訖証文
175	享和3.8.	邑楽郡赤生田村	館林藩	心得違い	訖証文
176	文化14.2.	多胡郡地村	幕領	出火	勘定奉行下知
177	文政10.6.	甘楽郡乙父村	幕領	めくりかるた	訖証文
178	天保2.10.4	邑楽郡赤生田村	館林藩預地	出火	届書
179	天保6.7.	甘楽郡乙父村	幕領	酒狂・不当始末	訖証文
180	安政6.12.	片岡郡石原村	高崎藩	渡船等不行届	訖証文
181	万延元.正.13	吾妻郡永井町	幕領	出火	記録

No.1～No.164は「摺著『開辻寺と村社会』の「入寺・表裏上(野国)」に掲載の分、No.165～No.181はその後について追加収集した分である。

番号は、奈良の便宜考慮し摺著複数一覧の番号との同一とし、追加分については続き番号とした。但し、No.109とNo.126は重複掲載していたので、No.109を欠番とした。年月日欄に原則として当該史料に記された年月日を示したが、史料形式が「記録」の場合には入寺の年月日ないしは関係記事の年月日で示し、入寺理由が「出火」の場合には史料形式が「記録」の場合も含め由来年月日で示した。

出典欄で＊を付したのは、群馬県立文庫蔵「群馬県史収集複数資料」による。

出典欄で「(本多1968年)」は本多夏彦「入寺の習俗」(『上毛民話』41、1968年)、「落合延孝」は落合延孝「府秩序からの脱脱と統制－上野国水戸東郷郡の博議定と事件を通して」(『群馬文化』221、1990年)を示す。

入寺先寺跡・経過等	出 典
顛焼なし、西光寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」5127他
顛焼なし、火元女子若干につき親類方に居り、明家より出火、金剛寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」5124地
14軒顛焼、入寺→2/21出寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」5573他
顛焼なし、宗壽寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」5603
来迎寺より出火、入寺のうえは皆の沙汰に及ばず	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」3199
土蔵焼失、菩提寺宗壽寺無住につき本寺金剛寺へ入寺→迄誠による付火と判明、6/14入寺御免	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」7783
1軒顛焼、来迎寺へ入寺	藤岡市三波川「飯塚馨家文書」6306
顛焼2軒、当村長鷹寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」7644
下善人寺、寺→50日経過につき救免	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」1860
顛焼1軒、瓶福寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」3269
顛焼5軒、瓶福寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」2962
顛焼1軒、長樂寺へ入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」2078
顛焼10軒、根小屋村瓶福寺へ駿込入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」7649-1・2
顛焼8軒、本宿用楽寺へ駿込入寺	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」7650・7652
永寿寺へ入寺→子正月、託証文	甘楽郡下仁田町本宿「神戸金貴家文書」3271
45軒焼失(大火)、入寺	『高崎史料集』間部家文書、65~66頁
春屋寺2軒焼失、地鎮福島村金剛寺へ入寺→入籠、10/14出籠	『高崎史料集』間部家文書、120~125頁
17軒焼失、火元名主入寺	『高崎史料集』間部家文書、130~131頁
37軒焼失、同村常安寺へ入寺	『高崎史料集』間部家文書、134~135頁
53軒焼失、入寺	『高崎史料集』間部家文書、169~170頁
1軒焼失、入寺	『高崎史料集』間部家文書、227~228頁
2軒以上・小家3軒焼失、火元留守につき妙心庵へ入寺	『高崎史料集』間部家文書、273頁
伏伊院中院中ににつき30日入寺	『藩法集』五、744頁
出火時→入寺→同4年2/5、50日経ったので入寺免す	『高崎史料集』藩記録(大河内)2、188頁
8軒火焼、下和田村宗真寺へ入寺	『高崎史料集』藩記録(大河内)2、202頁
大火、且那寺永泉寺へ入寺→5/23、50日寺につき差免	『高崎史料集』藩記録(大河内)2、310・312・332頁
44軒焼失、入寺→後家ゆき入寺に及ばず、親類にて慎	『高崎史料集』藩記録(大河内)2、401~404、413頁
物置より出火、灰小屋焼失、15日入寺	『藩法集』五、744頁
900軒ほど焼失、安国寺へ入寺	『新編 高崎市史』資料編7、26頁
百姓家外田場に積み置いた李が燃え立つ、入寺なし	『藩法集』五、744頁
顛焼8軒、火元の妻焼死、水車等焼失、70日入寺	『藩法集』五、748頁
顛焼3軒、火元・馬焼死、存命ならば入寺	『藩法集』五、748頁
顛焼あり、30日入寺・付火と判明、入寺御免	『藩法集』五、780頁
5軒からそれぞれ燃え立つ、顛焼なし、詔々15日入寺	『藩法集』五、831頁
火元本寺・底小屋焼失、同家底小屋焼失、15日入寺	『藩法集』五、832頁
捨寺不動寺へ相慎罷在	『新編 高崎市史』資料編8、10頁
同家1軒頃焼、菩提寺門限寺へ入寺	木多1968年
顛焼5軒、菩提寺不動寺へ入寺、30日入寺	木多1968年
明家ゆき入寺なし	木多1968年
顛焼1軒、同村慈應寺へ入寺、30日	木多1968年
2軒焼失、菩提所華寺へ入寺、30日	木多1968年
顛焼4軒、入寺	『新編 高崎市史』資料編8、11頁
同村真言寺相越、慎罷在	『新編 高崎市史』資料編8、11頁
顛焼なし、中院中ににつき30日入寺	『藩法集』五、340頁
常光寺へ入寺	甘楽郡下仁田町下小坂「里見哲夫家文書」*
乙父村泉龍寺・平原村延命寺へ入寺→披露延期	高崎市立図書館藏「黒澤寛太夫家文書」249
中野村(横原村寺跡)中正寺へ入寺	多野郡上野村権原「高橋眞一家文書」206
45軒焼失、2人焼死、火薬大雄寺へ「にうじ」	甘楽郡南牧村大仁田「今井俊徳家文書」*
当人の義、野栗村宝藏寺へ入寺	『上野村の古文書』105頁
顛焼5軒、火元宗光院へ入寺→2/21時明、同日、夜善人6人寺入→2/16時明	『富岡市史料集成』紹、2頁
残らず寺、同寺世話3人21日時明	『富岡市史料集成』紹、6頁
寺入し、京光院額入り訴訟→24日済	『富岡市史料集成』紹、29~33頁
宗光院へ入寺	『富岡市史料集成』紹、2頁
同村常七、同村永明寺へ入寺→済	『館林市史料編4・近世II』、592~593頁
同村常七が「蓮葉之願願」に連印。本人と一家16人が永明寺隣居方へ入寺	『館林市史料編4・近世II』、592~593頁
顛焼多分、入寺、日数経てば皆の沙汰に及ばず	『顛例秘録』(『丹鶴城旧藏幕府史料』第3巻)403頁
乙母町内通寺へ入寺	『上野村の古文書』107頁
同村水原寺へ入寺	『館林市史別卷・館林の寺社と史料』、231頁
当村泉巖寺へ入寺	『上野村の古文書』108頁
2人、清水寺等4ヶ寺へ入寺	高崎市石原町「片山紀道家文書」677
顛焼12軒、村用書物损失、火元(名主・同屋)相保海円寺へ入寺→2/25救免	『三国街道水舟宿笛木家記録』56~59頁

埒、関所破りや御巣鷹山荒らし等々、さまざまな違法行為や不始末・不行跡を犯した者が寺院へ駆け込み、寺院やそのほかの仲裁者を介して謝罪し、領主役所や村役人による吟味を回避し、処罰・制裁を免れたのである。

幕府は、紛争の解決に関しては、内済によることを原則としていた。そうした幕府の方針のもとで、村々における内々の紛争解決手段、平和回復の手段として、入寺が機能していたといえる。

#### 処罰・制裁としての入寺…②

謝罪・謹慎のための入寺が自発的なものであるとすれば、これが強制されれば処罰・制裁としての性格を帯びることになる。これには村の規則（村法）としての入寺と、領主法に組み込まれた入寺とに分けられるが、まず村法としての場合をみてみよう。

天保14年（1843）に山田郡丸山村では、次的一条を含む「取極儀定一札之事」（村法）を制定した（『太田市史』史料編 近世1、778～779頁）。

一野荒致候もの見附候ハヽ、盜入者入寺為致、情々相詫可申候、取押江候ものへ者、ほ  
ふび銭三貫文可差出事

丸山村では、村内で「野荒」（農作物の盗難）が発生した際に、その犯人に対して、謝罪のために「入寺」させることを取り決めた。村における罰則として「入寺」が取り入れられたのである。これは成文化された事例であるが、慣習法として行なわれていた場合も多かったと思われる。

領主法との関係では、火事の火元が入寺する「火元入寺」の事例が多数に上る。これは、入寺を失火に対する刑罰として規定した藩が多かったためであるが、高崎藩では類焼の多少による次のような入寺日数の規定があった（『藩法集』5 諸藩、406頁）。

半焼程度 = 5日 / 1軒焼け = 15日 / 10軒以下 =  
30日 / 10軒以上 = 50日 / 大火 = 70日

実際、文政元年（1818）正月の片岡郡乗付村の治郎八方から出火した火災では、同人の妻が焼死し、類焼が81軒に及ぶ大火となり、治郎八は「七十日入寺」したという記録もみえる（No.151）。

館林藩では、天保7年（1836）の「館林町方問合答書留」（『群馬県史』資料編16、No.39）のなかに、

町内出火有之節、火元之者菩提寺江致入寺候仕來ニ而、類焼不拘有無、日數十日相立候得者入寺差免申候

とあって、類焼の有無にかかわりなく10日の入寺で赦される「仕来」であるという。

なお、幕府では出火に対する处罚は「押込」を原則としていた。ただし、火元が入寺すればそれで赦免し、入寺を押込の代替措置としていた。例えば、安政7年（万延元、1860）正月13日に、吾妻郡永井宿の名主・問屋兼帶の笛木四郎右衛門方から出火、13軒が焼失する火事が発生し、四郎右衛門は海門寺へ「入寺」した。岩鼻代官役所の見分が行なわれ、2月25日に处分の申し渡しがあり、四郎右衛門は次のような請書を差し出した（No.181）。

一笛木四郎右衛門義、火之元之儀者精々可入念  
處、灰小屋迄及出火、類焼も有之、其上人馬  
日メ帳焼失いたす段、平日心得方等閑故之  
義、不埒ニ付急度も可仰付處、其節迄入寺罷  
在、日數も相立候ニ付、御咎之不被及御沙汰  
段被仰渡候、右被仰渡之趣、一同承知奉畏候  
(後略)

このように、四郎右衛門は1ヶ月ほど入寺していたことから、「御咎」を受けなかった。入寺が正式な处罚の代替となっていたことを示している。

#### 救済・調停手段としての入寺…③

人々が保護・救済を求めて、あるいは紛争の調停を求めて入寺する場合があった。該当するのは、まずは縁切り（離縁）を目的とした入寺である。具体的な事例はのちに紹介するが、満徳寺ばかりが縁切り寺であったのではないことが知られよう。逆に、上州では事例が得られていないが、結婚のための入寺もあった（神社の事例を後に紹介）。

そして、不利益や嫌疑を受けた者が入寺する事例も、ここに含まれる。次の史料は、天和2年（1682）3月5日に甘楽郡本宿村長樂寺他が、同村金左衛門宛に差し出した証文である（No.3）。

#### 手形之事

一本宿村伊兵衛儀、信州古江戸へ罷越候女式人  
御関所通り手形、藤井村名主佐次兵衛方へ入  
置、相通シ候處ニ、右式人之外相添通シ候  
由、貴殿御間被成候由ニ而、伊兵衛方へ達而  
せんさく被成候ニ付、伊兵衛長樂寺へ入寺仕  
候、就夫ニ、長樂寺を始連判之者共、方々せ  
んさく仕候處ニ、右式人之外通シ申候、若  
以來右式人之外相通シ候様ニ申者御座候  
ハヽ、連判之者共伊兵衛を召連罷出、急度申

分可仕候 (中略)	長樂寺(印)
天和二年	勘左衛門(印)
戊ノ三月五日	(4名略)

金左衛門殿  
まいる

本宿村には、西牧閑所が設置されていた。その番人である伊兵衛が、信州から江戸に向かう女2人を通過させた際に、さらに通行手形にない者を一緒に通過させたとして、関所守であり本宿村名主でもある金左衛門の穿鑿を受け、長樂寺へ「入寺」したのであった。入寺を受けた長樂寺は、この証文に連判した5名とともに方々を穿鑿し、2人の他には通行させていないことを、金左衛門に申し出たのである。すなわち、伊兵衛は不正通行に加担したとの嫌疑を晴らすために入寺し、救済を求めたのである。

また、天明5年(1785)、山田郡大間々町の「勘定出入」で、町役人を相手取り出訴した清右衛門が敗訴し、「永牢」の処罰を受けた。これに対し、清右衛門の親類らが「近村天王院へ歎込」、「出牢」を願い出るという入寺もみられる〔No.45〕。すなわち、被処罰者や被拘束者の救出を求めて、関係者が寺院に駆け込むという入寺もあったのである。

## アジールと駆込寺

ここまで江戸時代の入寺の機能・性格を3つに類型化して述べてきたが、これらの相互関係について整理しておきたい。

そもそも寺院への駆け込み(入寺)は、中世以前からのアジールの流れを汲む行為である。アジールとは、そこに駆け込めば如何なる犯罪人も追及を逃れられるという場所であり、いわば治外法権の場であった。その代表的な場が寺院であり(寺院アジール)、中世・戦国期において広く展開した。

人々の救済を旨とする寺院アジールの水脈が、近世において③の機能として継承されたといえる。その一方で、戦国期からみられた謝罪・謹慎・処罰的な性格を、近世領主は②の機能として領主法のなかに取り込んでいった。そうしたなかで村の制裁としても位置付けられたものといえるが、その背景として、戦国期～近世初頭にかけて村の寺院の成立に伴う入寺慣行の形成があった。これが、幕府による紛争内済の原則と連動した①の形成へと連なっていったのである。

## 3. 入寺の諸相

## (1) 離縁を求めて

安永元年(1772)12月、吾妻郡大塚村の訴訟人孫右衛門、群馬郡村上村の相手査之助・つる等による済口証文が作成された〔No.40〕。

乍恐奉指上済口証文之事

一上州吾妻郡大塚村孫右衛門トモ同郡群馬郡村上村査之助井外拾式人江相掛り候妻家出仕候出入一件ニ付、当御奉行所様江奉出訴、御尊判頂戴相附、双方被召出御吟味ニ相成候処、江戸宿井外扱人共差加り、雙方江異見仕候所、孫右衛門尉妻つる義、先達而如意寺江欠込候付、孫右衛門方ニ而者、つる義寺院江欠込候義ハ剃髪茂可致心懸ニ而欠込候事と相間江候、何ニ茂つる義一旦剃髪不仕候而ハ内分ニ而茂難相済旨申之候得共、此義ハ今般被召出候宗学寺ハ孫右衛門菩提寺之事故、つる剃髪為致候義ハ宗学寺貴請、則、離縁状宗学寺江請取、つる江相渡シ、有髮之仮ニ差置候苦ニ、孫右衛門江一統異見差加得心為仕候、乍併、つる義夫之方家出致候付、以来外江縁組候義ハ、当辰迄五ヶ年之間不相成、且又、五ヶ年過候共、大塚村・村上村之内永縁組不仕苦、和談仕候事(後略)

(下線筆者、下同)

下線部分から、吾妻郡大塚村の孫右衛門の妻つるが群馬郡村上村の如意寺へ「欠込」したこと、孫右衛門の菩提寺の宗学寺を通じて、つるに離縁状が渡されたことが知られる。実は、つるが如意寺に駆け込んだのは、前年の明和8年(1771)3月10日のことで、如意寺はつるの実家の菩提寺である。孫右衛門は、如意寺に對しつるの引き渡しを求めるが、如意寺はこれに応じず、「早速離別」するよう伝えた。ことは縁、孫右衛門は如意寺の本寺である群馬郡上白井村の空恵寺に訴え出、さらに奉行所へも出訴する事態になったが、江戸宿などの仲裁により、安永元年12月に示談が成立し、つるは5年間の再縁禁止と大塚村・村上村での永久縁組禁止を条件に、離縁状を手にすることができたのである。

もうひとつ縁切りの事例を上げれば、天明7年(1787)5月、勢多郡善養寺村の勘左衛門女房ゆりが、同郡江木村の快乗院へ「離縁願ニ付駆込」んだ。この時、那波郡両家村の藤右衛門が仲裁に入り、「離縁」することで示談となり、快乗院はゆり

を藤右衛門に引き渡した〔№46〕。

このように、如意寺と快乗院は縁切寺としての機能を果たしており、満徳寺と東慶寺だけが縁切が可能だったのでない。村の寺院にもその機能が備わっており、寺院の救済活動の一環といえよう。

## (2) 結婚を求めて

離縁ばかりではなく、結婚を認めてもらうために男女が2人で入寺することがあった。上州では、具体的な事例は得られていないが、次のような場合がみられる〔№48〕。

取扱済口一札之事

一西柏倉村喜惣治娘と東柏倉村文八翁久米八、  
馴合ニ而不斗出仕候上、三夜沢村奈良原出雲  
守殿江欠入仕候、依之、右両柏倉村上組若者  
引合言争ニ罷成、既ニ出訴ニ茂可及処、右之  
者共双方江異見ヲ加へ、内済仕候趣

（中略）

寛政七卯年七月

<sup>(+) (+)</sup> 両 柏倉村上組若者  
惣代 幸 吉 (爪印)  
同 清 六 (爪印)  
三夜沢村  
扱人 斎藤若狭守 (印)  
不動寺村  
同 四郎兵衛  
西柏倉村  
同 兵左衛門 (印)  
(5名略)

三夜沢村

奈良原出雲守殿

これによれば、西柏倉村喜惣治娘と東柏倉村文八翁久米八が、示し合わせて家を出て、三夜沢村神主（赤城神社）奈良原出雲守方へ「欠入」ったところ、両柏倉村上組若者と出雲守とで「言争」になり、出訴になりかけたという。おそらく2人は、若者組の了解を得ることができないため、出雲守方へ駆け込んだのではないか。しかし、若者と出雲守とで争論になり、別の神主斎藤若狭守らの仲裁により内済になったという。肝心の2人がどうなったのか不明であるが、結婚を成し遂げようとした駆け込みの一例といえるとともに、寺院のみではなく、神社（神主方）への駆け込みもあったことを示している。

## (3) \*場、と \*人。

入寺の場合、そのほとんどは「光徳寺様へ入寺仕」「宝蔵寺江入寺仕」などと、入寺した寺院名が示されていることから、寺院の境内に駆け込めば入寺が成立したように思われるかも知れない。

しかし、例えば甘楽郡富岡町で、享和2年(1802)正月14日晚の鳥追の後、栄助らが大酒をしたうえ、仁十郎所の「松串ぬき申」という狼藉を働いた。組合の専間に栄助は、最初はしらを切っていたが、ついに白状におよんだ。そして、「翌十六日、組合喜三郎・浅次郎、栄助を同道、方丈様江栄助入寺御願申候」と、栄助の「入寺」について「方丈様」に頼い出ている〔№50〕。他の2名についても「千吉・久七も組合召連れ、入寺御願申候」と、栄助ら3名に入寺によって謝罪させようというのであろう。制裁に近い入寺といえるが、ここでは入寺には住職の承諾が必要であったという点に注意しよう。境内に駆け込むだけでは、入寺にはならないのである。

邑楽郡赤生田村では、享和3年(1803)8月に、次のような証文が作成された〔№174・175〕。

一札之事

一当春、常七村方へ対し不調法之儀有之候ニ付、永明寺へ入寺仕り、各同意ニ而相済候処、此度常七達変之願書江連印致候段、全私共心得違、一言之申訟無御座候、依之、永明寺御隠居様江入寺致相詫候処、早速御承知被下忝存候、依之、一札差出し候処、仍而如件

享和三年 赤生田村  
亥八月 当人

常 七  
一家加判人  
代 五 郎○  
(15名略)

当村下  
村方衆中

この証文は、当人の常七とその「一家」16名から「村方衆中」に宛てたものであるが、ここには2件の「入寺」が記されている。1件は、村方に対し不調法を働いた常七が「入寺」したもの。もう1件は、さらに常七が「達変之願書」に連印したために、「一家」も「入寺」したものである。ここで注目したいのは、最初の場合には「永明寺へ入寺」、次には「永明寺御隠居様江入寺」とある点である。当時永明寺には「御隠居様」があり、入寺を受け

入れていたといえるが、このことは永明寺（境内）という“場”ではなく、「御隠居様」という“人”的受け入れ承諾があつて入寺が成立したことを示しているといえる。とすれば、最初の「永明寺へ入寺」とあるのも、同寺の住職を指しているといえよう。

すなわち、入寺は寺院の境内という“場”への駆込みが前提ではあるが、それで成立するのではなく、宗教者の受け入れ承諾によって成立するのであった。前述した三夜沢村の駆込みの場合も、神社名ではなく神主名になっているのは同じことを意味していよう。

#### （4）入寺を拒否する 一その1

入寺の成立に住職の受け入れ承諾が必要となるとすれば、受け入れ拒否という場合もありうる。次の事例は、そのような一例である〔No.25〕。

一札之事

一拙者義、不行之身持御村方御目ニ付候所ニ、別而此度中郷へ酒迎、村中御相談相背、毫分ニ酒迎致シ、殊ニ中郷ニ而龜言申候訝ケ御聞、御立腹之段、至極申盼ケ無之、あやまり入、同村觀音寺様へ入寺可致と存候処ニ、當寺ニ少々差合御座候面、御抱不被下候間、慈悲なく他村江入寺可致存候処江（後略）

これは、甘楽郡勝山村で、享保11年(1726)正月に、同村伝左衛門が村中の相談に背き、勝手に中郷での酒迎に参加し、そこで「龜言」を発したことを咎められ、当番名主・村中に宛てて差し出した詫証文である。下線部分にあるように、伝左衛門は、勝山村の觀音寺へ「入寺」しようとしたが、同寺はこれを断ったのであった。「少々差合」というだけで、具体的な理由は不明であるが、寺院側の都合で入寺を拒否することがあったのである。

なお、付言しておけば、入寺の成立には住職の承諾が必要だったのであり、無住の寺院に駆込みでも入寺は成立しなかった。そのため、緑塹郡三波川村での慶応2年(1866)6月13日の火事では、「村内菩提所宗善寺無住ニ付、本寺村方金剛寺江入寺相慎懃罷在」という事例がみられる〔No.126〕。

#### （5）入寺を拒否する 一その2

元禄9年(1696)4月、甘楽郡本宿村の勘右衛門が五人組を外されるという一件が起こった〔No.9〕。

これに関し、勘右衛門は4月5日に名主宛に次のような口上書を差し出している。

以口上書御訴詔申上候御事

一今度、拙者儀を五人組ニ、兵部・金兵衛組申間敷由申出候、依之、兩人様々訴詔申候ヘ共、合点不仕候ニ付、各々御寄被成候而、入寺成共仕訴詔申候ヘと、御異見被成候得共、拙者義、只今迄何ニても、御公儀様御条目背申たる義無御座（中略）身ニあやまり覚無御座候所ニ入寺仕候ハヽ、商人衆思入も、拙者身ため惡敷可罷成と存、入寺不仕（後略）

中略部分に、勘右衛門は穀宿を営んでいたことから、商売上のトラブルでも起きて、五人組を外されたのであろうか。名主は勘右衛門に対し、「入寺」して詫びるように意見したが、勘右衛門は自分の身に誤りはないとして、入寺することを拒んだのであった。しかし、その後4月11日付の名主宛詫証文で、

一札之事

一今度、拙者不届成儀申候ニ付、兵部・金兵衛五人組ニ入申間敷と申出候ニ付、御断被成候承、あやまり至極仕、観福寺へ入寺仕、兵部・金兵衛方へ訴詔申候ヘ者、五人組ニ入申答ニ罷成候、（後略）

と、勘右衛門は根小屋村の観福寺へ「入寺」し、兵部・金兵衛に謝罪し、五人組に復帰することが叶った。この詫証文には、観福寺のほか、本宿・根小屋両村の「訴人」＝仲裁者11名が名を連ねており、強い説得がなされたのかも知れない。村役人による入寺要求には処罰的な意味合いが指摘でき、勘右衛門は結局入寺して謝罪したが、一旦は入寺することを拒否したのであった。

#### （6）集団で入寺する

入寺は、1名の場合が大多数であるが、複数人の入寺もみられる。ここでは、特に多人数での入寺の事例を紹介しよう。

邑楽郡赤生田村で16名の入寺があったことは（3）で述べたが、次の事例では28名が入寺している。宝永6年(1709)5月、旗本安藤氏知行所の群馬郡總社領の百姓たちが、安藤氏の家老・代官の非道を幕府に訴え出た〔No.14〕。その歎願書のなかに、

（前略）

一右廿八人、光嚴寺・元景寺・妙見寺・昌楽

寺、四ヶ寺へ入寺致候ニ付、御寺方々數度使僧ヲ以御詫、御預ケ被成候様ニ被仰遺境処、御預ケ不成、御有免之返答も無之相見ヘ、寺罷出候様ニ被仰渡候、無是悲罷出申候、(中略) 四ヶ寺御詫も埒明不申、寺罷出候、然ハ在宅難叶、身立候處無御座候ニ付、乍恐御公儀様御慈悲奉願、御歎御訴訟申上候

(後略)

とあって、冒頭に「廿八人」が「入寺」したことが記されているが、この28人とは惣代となって陣屋へ訴え出た者たちである。多人数のため受け入れは4ヶ寺に及んだが、史料の引用部分によれば、4ヶ寺を通じて数度「御詫」をし、寺預けを願ったが叶わず、命令に従って寺を出たのち、幕府に訴え出たという。ここでは訴願の内容には立ち入らないが、28名は陣屋の追及を回避するために入寺したのである。保護・救済を求めての入寺といえる。

文化9年(1812)3月、碓氷郡東上磯部村で博奕の摘発があり、宿の儀平と参加者3名、および儀平の五人組・隣家6名、合わせて10名が松岸寺へ入寺したのも人數の多い事例になる〔№55〕。

## (7) 村が入寺する

入寺するのは、基本的に個人であるが、次の事例のように「村」が入寺した場合がある。

掲示する史料は、甘楽郡野栗沢村が御巣鷹山境で芝や粗朶を伐採したことをめぐり、同郡勝山村等5ヶ村と争論が起きた際の山守宛の和談証文で、享保15年(1730)9月8日付で作成されている〔№26〕。

(前次) 岩崎御巣鷹山境ニ而、芝・そた少々かまがりいたし、くね結申候ニ付、不当存知無念成儀仕、御吟味ニ而申訟ヶ無御座誤入、神原村東福寺へ入寺仕、松源寺・延命寺・清泉寺・觀音寺・吉祥寺・円通寺・千藏寺・平原村・尾付村・魚尾村名主中・惣年寄中御頼・勝山村・川和村・乙母村・新羽村・乙父村へ御異見被遊、和談之上、御訴訟を被遊候得者、御見分御延被下候迄ハ、向後野栗沢村ニ而施末成儀一切仕間敷事

(中略)

右之通、野栗沢村入寺仕、御訴訟申上候面、新羽村・勝山村・川和村・乙母村・乙父村、野栗沢村と和談仕候上ハ、向後意趣恨ニ存間敷候、為後日和談証文、仍如件

(後略)

この争論では、周辺村々の7ヶ寺および3ヶ村の名主等が仲裁に入った大規模な調停になったが、下線部分にみられるように、野栗沢村が神原村の東福寺へ入寺し、5ヶ村に謝罪することによって和談になった。差出人の冒頭には、野栗沢村の当番名主2名、長百姓8名、惣百姓代12名が連署している。誰が入寺したのか、名主かとも思われるが具体的には分からぬ。このことは逆に、入寺の主体が個人ではなく、村であったことを示してよい。

## (8) 2人で4ヶ寺へ入寺？

山田郡大間々町の修驗大泉院の日記によれば、天保8年(1837)正月22日に「金子伝兵衛一件ニ付、入寺人四人有り」と、この日4名が大泉院へ入寺したという〔№59〕。また、碓氷郡東上磯部村では、文化6年(1809)の博奕一件で参加者5名が同村松岸寺へ、同9年の博奕一件で参加者等10名が同寺へ、それぞれ入寺した〔№51・55〕。

これらは複数人が同じ寺院へ入寺した事例であるが、(6)で群馬郡總社領の事例をみたように、人數によっては1ヶ寺では済まなくなることもある。また、群馬郡上室田村の元治元年(1864)の嫁不帰一件では、1名が長年寺、2名が医王寺と、別の寺院へ入寺したが〔№67〕。長年寺の1名は訴訟方、医王寺の2名は相手方であり、このような場合には少人数でも同じ寺院というわけにはいかなかつた。

このように、複数人が関わる入寺には色々なケースがあったといえるが、次の事例はどのように解釈できるであろうか〔№180〕。

差出申一札之事

一今般、御村方御一同様方江、私共兩人不行届（付）事発、渡船先形之預り御利害ニ一言之申訟無御座候、古例之通村橋ニ可相成処、四ヶ御寺院様方江入寺仕、御一同様方江御往申入候所、御聞濟相成、無此上茂仕合奉存候、議定左之通り

一渡船着始前後共、平水砌水着無之様、情々念入可仕候

〔（付）満水之砌、私共兩人勿論雇人足等迄、大酒慎ミ、手違無之様〕

一橋掛之儀ハ、十月八日仕、三月晦日迄差置、万一大水之節ハ、村御役所江御届上、橋引取仕候、右三ヶ条一々相心得、何事も情々念入可仕

候、為後日差出申、依而如件

安政六未年

清水寺印

十二月日

石昌寺印

利済寺印

明王寺印

当人

市左衛門印

梅吉印

御村方

御惣代衆中様

これは、安政6年(1859)12月、片岡郡石原村で渡船と橋の管理をめぐって市左衛門・梅吉の両人と村方が対立した一件で、両人から村方に差し出された証文である。両人は「不行届」を認めて謝罪のため「入寺」したのであるが、下線部分にあるように4ヶ寺へ入寺したという。差出人に連署している4ヶ寺が入寺先と思われるが、2名でどのように4ヶ寺へ入寺したのであろうか。(7)で紹介した甘楽郡野栗沢村の入寺のように、入寺したのは1ヶ寺であるが、調停の場には7ヶ寺が加わったような事例もあるが、ここでは「四ヶ寺院様方江入寺仕」と表記されており、珍しい事例といえる。

## (9) 入寺とジエンダー

離縁を求めて入寺するのももちろん女性であるが、それ以外の入寺にかかわって、女性はどのように扱われていたのであろうか。最後に、入寺と女性について触れておきたい。

寛政9年(1797)7月、甘楽郡富岡町の岡右衛門子大吉・喜右衛門子鶴之助および庄七娘・小七娘の4名が、薬師堂で「しのひ合」っていたところを見付けられ、途中経過は略すが、2名の男性は龍光寺・海源寺へ「入寺」した。一方、女性2名については「娘共ハ外へ遣シ申候」と、やや分かりにくいか、入寺はしていないようである〔No49〕。

また、(8)で触れた群馬郡上室田村の元治元年(1864)の嫁不埒一件で、訴訟の相手方となったのは、実は善次郎と新右衛門女房みとであったが、医王寺へ入寺したのは善次郎と、みとの夫新右衛門であって、直接の相手方であるみとは入寺していないようである。この2例からは、当事者に女性が含まれているものの、入寺は確認できない。

火元入寺に目を向けてみよう。享保2年(1717)6月7日、高崎城下羽黒門前町の善五郎宅より出火し

た火事があった〔No142〕。この火事では、善五郎は江戸に出掛けていて留守であった。そのため妻が妙心庵へ「入寺」したが、町奉行は「女之儀故、五人組井近親類共方江可預置」と大年寄に指示している。この時の藩主は間部氏である。

また、同じ高崎藩で、寛政9年(1797)11月18日に倉賀野宿で発生した火事の火元は惣太郎後家であったが〔No147〕、同月22日に町奉行は、

惣太郎後家火元ニ付、十八日迄入寺いたし居候、是ハ御定ニ有之事ニ付、此上五十日相立、差免可申

と上申した。この火事では44軒が焼失し、50日の入寺は高崎藩の規定通りである(前述した同藩の入寺日数規定参照)。ところが12月9日に、

倉ヶ野失火人惣太郎後家、先達迄入寺いたし罷在候処、後家之義入寺と申ハいかゞニ付、不及入寺、慎差置候様可申付

と藩の重役から通達があった。ここでは、町奉行の上申に対して、重役は後家の入寺は不要と判断している。この時の藩主は松平(大河内)氏である。

高崎藩のこの2例が示すように、女性が火元として入寺するの、夫が留守であった場合と、後家の場合があったわけであるが、どちらにしても高崎藩では、女性の入寺を認めない姿勢であった。

火元入寺に関わって、松平氏藩主時代の高崎藩では「町方式」という規程集のなかの「出火之節取計方之事」において、次のように規定している(『藩法集』5諸藩、406頁)。

後家火元之節は不致入寺、親類・組合方ニ慎可罷在旨、申付候事

また、「郡方式」においても(同上、340頁)、後家居宅より出火之節ハ入寺不致、其組合之者方ニ定式之日數慎居候事

と規定し、町方・在方とも後家の場合は入寺不要としているのであり、前掲の重役の判断はこの規定に基づくものといえる。

全国的に他藩の場合を参照しても、夫が留守の場合も後家の場合も、五人組預けや親類預けとする事例が多く、入寺を女性に対する正式な処罰としている点で、男性とは異なる扱いが指摘できる。

ところで、次の事例は、幕領の緑埜郡三波川村で、寛政5年(1793)12月27日に発生した火事の出火証文である〔No122〕。

一札之事

一当廿七日夜明六つ時、伝八娘なつ家出火仕候  
 ニ付、なつ儀者若年ニ付親類伝藏方ニ罷居  
 リ、明家同前ニ付、拙者共方江出火之始末、  
 先達而相尋之節申候通、怪敷儀茂無之、畢竟  
 明家同前とハ乍申、拙者共常々心附行届無調  
 至極申証無之、迷惑いたし、早速金剛寺江入  
 寺致候、右出火之儀、岩鼻 御陣屋江御訴可  
 被成候得共、小家故打潰火消留、外ニ類焼等  
 茂無之、全手過同前ニ紛無御座、依之、右訴  
 之儀金剛寺御賀ひニ付、内々ニ相済被下、  
 向後火之元大切ニ相守り候様被申渡、逸々致  
 承知候、為其一札仍如件

寛政五年丑十二月 伝 八娘（印）  
                                   なつ  
                                   （5名略）  
                                   伝 藏（印）  
                                   名主・組頭中

このように、伝八娘なつの家から出火したのであるが、なつは若年のため親類伝藏方に住んでいて、家は明家同然であったという。差出人に火元のなつと並んで親類の伝藏ら6名が連署しているが、この6名になつを含めた7名が金剛寺へ「入寺」したようである。その結果、岩鼻陣屋への訴えは取り止めとなり、内々で済ませることになったという。

ともあれ、男性6名と一緒にではあるが、なつは入寺をし、この詫証文のほかに、名主・組頭宛の「申口」（供述書）にも署名している。「若年」という年齢や村内での処理である点を考慮する必要があろうが、なつの入寺は否定されてはいない。

みてきたように、富岡町や上室田村の事例では女性は入寺していない。一方、火元入寺に限ると、諸藩では女性が入寺することがあっても、正式な处罚とはされなかった。三波川村なつのような事例もあるが、概して男性の場合と同等の扱いとはいはず、入寺をめぐる性差を認めることができる。

#### 4. おわりに

以上、江戸時代にみられた入寺について、具体的な事例を上州に求めて紹介してきた。**2**で入寺の機能・性格を3類型に分けて示し、入寺の基本的なあり方を押さえ、**3**では特徴的と思われる事例を取り上げて、多様な入寺のあり様をみてきた。

かつて、治外法権の場であるアジールは、領国支配の貫徹を図る戦国大名によって制限・否定され、近世統一政権である織豊政権・江戸幕府の成立を経て衰退・消滅したといわれていた。

しかしながら、本稿で示したように、江戸時代には寺院への駆け込み（入寺）が盛んにみられた。これは、上州に限らず全国的な動向であり、中世の寺院アジールが近世的に変容して、最初に述べた3つの機能・性格を持ちつつ展開したといえる。

ただし、入寺の機能・性格を3類型に分けたが、これらは相互に重なり合う部分がある。**②**と**③**とは明確に区別されるが、**①**と**②**および**①**と**③**については、その境界は明確でない部分があるといえる。

ともあれ、本稿では駆込寺という観点から、江戸時代の村社会と寺院の関係を見直してみた。江戸時代の寺院は、入寺を伴わなくても、筆者が「寺訴訟」と称している幅広い救済・訴願活動に携わっていた。それらの詳細は、入寺の全国的な検討と合わせて、下記の拙著をご覧いただければ幸いである。

---

#### 【参考文献】

- 佐藤孝之著『駆込寺と村社会』（吉川弘文館、2006年）  
 佐藤孝之著『近世駆込寺と紛争解決』（吉川弘文館、2019年）

## 第3節 寺社の近代化

### —廃仏毀釈と神社合併—

国文学研究資料館 名誉教授 丑木 幸男

#### 1. はじめに

近代の寺社が江戸時代と大きく違ったのは、中央政府の政策が浸透したためである。永いあいだ神仏習合が当たり前であった。明治政府は王政復古の建て前から太政官とならんで神祇官を設置し、神道による政治を予定したが、時代錯誤政策はすぐに破綻した。しかし、地方の寺社に大きな混乱と影響を与えた。

江戸時代の神社では祈祷・祭礼は神官が担当したが、運営や財政経営は別当寺の僧侶が担当し、神官を圧迫した。明治になり、神社から仏教色を払拭し、別当寺の經營権を奪った。寺院そのものも圧迫され、村落に数多く設置されていた堂宇が姿を消した。また、仏教色の濃い修驗道を廃止し、山伏・法印を還俗させて神官・僧侶・俗人を選ばせた。明治12年(1879)に寺院明細帳、神社明細帳を作成し、それに登録されている寺社を政府公認とし、保護を与えるとともに統制を強化した。

明治末年に保護を強化するため神社整理を強行し、神饌幣帛料供進などの財政的支援を実施した。しかし、合併した神社は複数の祭神を祀ることになり、社名が不適当となったので変更し、永いあいだなれ親しんだ諱訪神社とか熊野神社とかの社名なく、高崎神社とか伊勢崎神社とか地名を冠した社名などが多くなり、由緒や利益が不明になってしまった。神社は一族で祀る氏神、地域社会で祀る産土神、流行神や領主など有力者が故郷などで祀っていた神社を招聘した勧請神があるが、地域社会で支える産土神を中心に整理されてしまい、江戸時代とは様相が大きく異なることになった。

#### 2. 神仏分離と社寺の整理

**神仏分離令** 慶応3年(1867)12月9日に王政復古が宣言され、大政奉還を願い出た徳川慶喜の將軍職辞職を認め、幕府、攝政閣白を廃止し、その後の鳥羽伏見の戦い、江戸城開城とめまぐるしい政情の変化を経て、慶応4年3月14日五か条の誓文、翌15日五榜の掲示と新政府の基本方針を示した直後の3月17日に、次のとおり別当・社僧を還俗させる神祇事務局の達がだされた。

(目録)「諸國神社ノ別当社僧等ヲ復飾セシメ僧位僧官ヲ返上セシム」

[第百六十五] 三月十七日(神祇事務局)

諸社へ

今般王政復古旧弊御一洗被為在候ニ付、諸国大小ノ神社ニ於テ僧形ニテ別当或ハ社僧杯ト相唱へ候輩ハ復飾被仰出候、若シ復飾ノ儀無余儀差支有之分ハ可申出候、仍テ此段可相心得候事

但別当社僧ノ輩復飾ノ上ハ是迄ノ僧位僧官返上勿論ニ候、官位ノ儀ハ追テ御沙汰可被為在候間、当今ノ處衣服ハ淨衣ニテ勤仕可致候事右ノ通相心得致復飾候面々ハ当局へ届出可申者也(『法令全書』。『太政類典』第一編第131卷にもあるが文言に異同がある。読みやすくするために句読点を付した、以下同)。

神社にいる僧形の別当・社僧は復飾(還俗)させ、支障あるものは届け出させた。僧位僧官は返上させ、官位については今後沙汰をする。僧衣ではなく神官の淨衣を着して勤仕させた。

この達は徹底され、たとえば翌明治2年(1869)7月に上野国高崎社寺役所が次のとおり復飾の結果の報告を求めている。

覚

神仏混淆之儀御制禁ニ付、別当社僧ニ而神勅不相成旨般触示置候処、今以不相改是迄之姿ニ致置向ニ有之哉ニ相聞、天朝之御主意ニ相悖不埒之事ニ候、右者前々ヨリ進退罷在候社有之分者、其寺住僧或弟子僧之内復飾致、神職ニ相成候共、亦者最寄之神主等江相預ケ候共何れニも速ニ相改可申、右之趣書面ヲ以來ル十八日迄ニ可申出者也

高崎社寺役所

巳七月六日申下刻出ス

(高崎市中沢和志夫家文書)

実際に群馬郡京目村に所在する和泉社は慶長七年(1602)に大福院が開山した修驗寺であり、中沢明清が住持していたが、その子清高が還俗し和泉社神職となって仏教色を払拭したことを明治3年12月に報告した(同家文書)。修驗者には神職に転身するか、僧侶になるか、宗教家を廃業するかを強制的に選択させたのである。

さらに同年3月28日に神社から仏像、梵鐘などの仏教色のあるものを神社から排除させた。

(目録)「仏語ヲ以テ神号ト為ス神社ハ其事由ヲ錄上セシメ及仏像ヲ以テ神体ト為ス神社ヲ改メ社前ニ仏像仏具アル者ハ之ヲ除却セシム」

**[第二百九十六]** 三月二十八日（太政官）

一中古以来某権現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付早々可申出候事

但勅祭之神社 御宸翰 勅額等有之候向ハ是又可同出、其上ニテ御沙汰可有之候、其余之社ハ裁判鎮台領主支配頭等へ可申出候事

一仏像ヲ以神体ト致候神社ハ以來相改可申事  
附本地杯ト唱へ仏像ヲ社前ニ掛或ハ鶴口  
梵鐘仏具等之類差置候分ハ早々取除キ可申事  
右之通被 仰出候事（『法令全書』、以下同じ）

何々権現、牛頭天王など仏教的な用語を祭神名に使用しているものは、由緒を取り調べさせた。仏像を神体とし、本地仏を祀ったものは改め、仏教用具の鶴口、梵鐘、仏具などは神社から取り除くことを布告した。『明治天皇記』（第一巻663頁、宮内庁、吉川弘文館、1968年）に、明治元年3月「二十八日令して神仏の混淆を禁ず」とあり、条文を引用した後に、「抑々王政復古は神武の古に復するを趣旨とするを以て、政府は著々祭政一致、旧儀再興の実を挙げんとし、既に神祇官を再興し、諸祭典を復興すべきことを令し、又僧形にして神祇に奉仕するを禁じたりしが、是に至りて更に是の令ありしなり、然れども為に祠官等は頓に勢を得、仏教排斥の声所在に起り、世人、往々朝旨廢仏毀釈に在りと誤解する者あるに至れり」と、この布告の影響が大きく、各地で廢仏毀釈騒動が起こったことを記録し、東征軍が江戸城総攻撃を布告した4月10日に、あわててそれを抑制する布告を次のとおり出した。

(目録)「神社中仏像仏具ヲ除却スルハ稟候措置セシメ社人僧侶共粗暴ノ行為勿ラシム」

**[第二百二十六]** 四月十日（仰）（太政官）  
諸国大小之神社中仏像ヲ以テ神体ト致シ又ハ本地杯ト唱へ仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鶴口梵鐘仏具等差置候分ハ早々取除可申旨過日被 仰出候、然

ル処旧来社人僧侶不相善水炭之如ク候ニ付今日ニ至リ社人共俄ニ威權ヲ得、陽ニ御趣意ト称シ實ハ私憤ヲ聲シ候様之所業出来候テハ御政道ノ妨ヲ生シ候而已ナラス、紛擾ヲ引起可申ハ必然ニ候、左様相成候テハ實ニ不相濟儀ニ付厚ク令顧慮緩急宜ヲ考へ穩ニ可取扱ハ勿論、僧侶共ニ至リ候テモ生業ノ道ヲ不失益國家之御用相立候様頗々可心掛候、且神社中ニ有之候仏像仏具等取除候分タリモ一々取計向伺出御差図可受候、若以來心得違致シ粗暴ノ振舞等於有之ハ屹度曲事可被仰付候事

但勅祭ノ神社 御宸翰 勅額等有之候向ハ伺候上御沙汰可有之、其余ノ社ハ裁判所鎮台領主地頭等へ委細可申出事

江戸時代には僧侶の別当が神官を圧迫し、水と炭のように陥渓な間柄であったが、王政復古後の祭政一致政策により、圧迫されていた神官がにわかに威張り、建て前は神道政策としながら、実際は私憤をはらす所業による騒動が絶えない。粗暴な振る舞いは処罰すると布告したのである。

さらに同年閏4月4日に、次のとおり神社の別当社僧は還俗して神道に勤仕することを命じ、仏教を信仰する社僧は神社からの退去を命じた。

(目録)「別当社僧還俗ノ上神主社人ノ称ニ転セシム」

**[第二百八十九]** 閏四月四日

今般諸國大小之神社ニオイテ神仏混淆之儀ハ御廃止ニ相成候ニ付、別當社僧之輩ハ還俗之上神主社人等之称号ニ相転神道ヲ以勤仕可致候、若亦無撫差支有之且ハ仏教信仰ニテ還俗之儀不得心之輩ハ神動相止立退可申候事（中略）

是迄神職相動居候者ト席順之儀ハ夫々伺出申候、其上御取調ニテ 御沙汰可有之候事

こうして神仏混淆を禁止したので神社にいた僧侶は、還俗して神主となって神社に勤務し、仏教を信仰する者は神社からの退去を命じた。還俗した者は僧位僧官を返上し、衣服は袈裟ではなく風折鳥帽子淨衣白差貫と定めた。

こうした廢仏毀釈運動が全国的に展開されたが、9月18日には僧侶の還俗を抑制する布令が次のとおり出された。

(目録)「僧侶ノ妄ニ復飾スルヲ止ム」

**[第七百五十二]** 九月十八日（布）（行政官）

神仏混淆不致様先達テ御布令有之候得共破仏之御趣意ニハ決テ無之候処、僧ニ於テ妄ニ復飾之儀願出候者往々有之、不謂事ニ候、若モ他之技芸有之國家ニ益スル儀ニテ還俗致度事ニ候ヘハ、其能御取調之上御聞届モ可有之候へ共、仏門ニテ蓄髮致シ候儀ハ不相成候間、心得違無之様 御沙汰候事

神仏分離令は「破仏」を勧める趣意ではないと、廃仏毀釈を抑制する方針を示し、僧侶の還俗も抑制し、また僧侶の蓄髮を禁止した。

この慶応4年3月から9月の方針転換までの一連の法令が「神仏分離令」と理解されている。

なお、10月18日に出された布令は、法華宗（日蓮宗）だけが対象であるが、仏寺にある神道関係の施設を処分することを命じた。

（目録）「法華宗三十番神配祠ヲ禁止ス」

〔第八百六十二〕 十月十八日（沙） 法華宗諸本寺王政復古更始維新之折柄神仏混淆之儀御廃止被仰出候処、於其宗ハ從來三十番神ト称シ 皇祖太神ヲ奉始其他之神祇ヲ配祠シ且曼陀羅ト唱へ候内エ 天照皇太神、八幡太神等之御神号ヲ書加エ、剥ヘ死体ニ相着セ候経帷子等ニモ神号ヲ相認候事実ニ不謂次第二付、向後禁止被 仰出候間、總テ神祇之称号決テ相混シ不申様屹度相心得、宗派末々迄不洩様可相達旨 御沙汰候事

但是迄祭來候神像等於其宗派設候分ハ速ニ可致燒却候、若又由緒有之往古ヨリ在来之分ヲ相祭候類ハ夫々取調神祇官へ可伺出候事

三十番神と称して神々を祀り、経帷子に神号を書くことを禁止し、但し書きでは寺院で祀っている神像などを「焼却」することを命じた。廃仏毀釈運動の抑制を一か月前にはかったが、寺院にある神像、神具を排除するために「焼却」という刺激的な言葉を使用したので、抑制の逆効果になった。

祭政一致方針とその後退 王政復古の方針は明治3年1月3日の「祭政一致億兆同心治教明于上風俗」と神道国教化を宣言した「宣布大教詔」でピークに達した。宣教師を各地に派遣してその趣旨を徹底する計画であったが、政府内部でも異論があり撤回した。神祇官は明治4年8月8日に神祇省に格下げ、5年3月14日には教部省に改組され、宣教師は廃止され、神儒仏による教導職を新たに設置すること

とした。教部省も10年1月11日に内務省寺局に格下げされ、時代錯誤の祭政一致策は影をひそめた。

寺院の整理 明治期の寺社に大きな影響を与えたのは修驗宗の廃止である。

明治5年6月28日に太政官布告第193号で「從来神官葬儀ニ關係不致候処、自今氏子等ヨリ神葬祭相頼候節ハ喪主ヲ助ケ諸事可取扱候事」と、神官が神葬祭による葬儀を執行することを認めた。

同5年9月15日次の太政官布告により修驗宗を廃止した。

（目録）「修驗宗ヲ廢シ天台真言ノ両本宗へ帰入セシム」

〔第二百七十三号〕（九月十五日）（布）府県へ  
修驗宗ノ儀自今被廃止、本山当山羽黒派共從來ノ  
本寺所轄ノ儀天台真言ノ両本宗へ帰入被 仰付候  
事、各地方官ニ於テ此旨相心得管内寺院へ可相達  
候事

但将来營生ノ目的等無之ヲ以帰俗出順ノ向ハ始  
末具状ノ上教部省へ可申出候事

本山派、当山派、羽黒派すべての修驗宗を廃止し、天台宗・真言宗の寺院として帰属させた。僧侶にならず還俗するものは届け出させた。上野国内の修驗の寺院は寛政年間に本山派だけで333院あったが（静泰庵主人「上毛修驗難考」「上毛及上毛人』第287号、1941年）、すべて廃止されたのである。

明治5年11月8日には次の太政官布告で零細な無檀無住寺院を廃寺することを命じた。

（目録）「總本寺本山ヲ除クノ外無檀無住ノ寺院  
廃止」

〔第三百三十四号〕（十一月八日）（布）

諸省府県官局廻シ

諸寺院中總本寺本山ヲ除クノ外無檀ニシテ無住ノ向ハ自今渾テ被廃止候事、各地方官ニ於テ夫々廃寺処分ノ上宗名寺号共詳悉取調教部省へ可届出候事  
但仏像什器等ハ本寺法類ノ内最寄寺院へ合附為致、堂宇建物ノ儀ハ最初營造ノ次第ヲ追ヒ官營ハ公収シ私造ハ其人民所分ニ可相任、官私ノ別不分明ノ向ハ適宜ニ取計ヒ、趾地所置ノ儀ハ總テ大藏省へ可伺出候事

檀家もなく僧侶もいない寺院はすべて廃止し、地方官が廃寺処分をしたうえで教部省へ届出させた。但書で廃寺の建物・什器は本山か法類に合併し、堂

宇が官造の場合は公収し、私造は民間の処分に任せた。

明治6年1月15日に教部省は「從来粹巫市子並憑祈禱狐下ケ杯ト相唱玉占口寄等之所業ヲ以テ人民ヲ眩惑セシメ候儀自今一切禁止候条、於地方官此旨相心得、管内取締方厳重可相立候事」と、修驗宗に類似した民間信仰に深く浸透していたイチコ、クチヨセなどの祈祷、占いの類を禁止した。

明治6年7月7日に同省は「神官奉務規則」を定め、神官は「祭祀ノ典則ハ之ヲ遵守」し、神官としての知識技能を体得し、「人民ノ請求ニ応シ祈祷ヲ行ヒ神符ヲ授クルハ妨げナシト雖モ貪婪ノ所業ハ之アルヘカラス」「葬祭ヲ乞フ者アルトキハ喪家ノ分ニ隨ケ其式立ヲ懇切ニ執行」し、祈祷、お札発行、葬祭を執行させた。

明治9年12月15日に同省は「神祠佛堂ヲ一般社寺ニ比シ難ク且監守者ナキ向処分方」を次のとおり達した。

**[達書第三十八号] (十二月十五日) 府県**  
各管内山野或ハ路傍等ニ散在セル神祠佛堂資料山野村・山中利義  
文部省ノ矮陋ニシテ一般社寺ニ比シ難ク、且平素監守者無之向ハ總テ最寄社寺へ合併又ハ移転可為致、尤人民信仰ヲ以更ニ受持ノ神官僧侶相定メ永続方法ヲモ相立、存置ノ儀順出候ハ、管轄局ニ於テ開闢、孰レモ処分済ノ後別紙難形ニ照準シ一同取纏メ可届出、此旨相達候事

但神社寺院明細帳ニ記載ノモノハ伺ノ上処分ス  
ヘシ  
別紙難形（略）

山野路傍に散在する山神社や塞神（道祖神）などの神祠や地蔵堂、辻堂などの堂宇のうち零細で、平素監守者がいないものは近くの社寺へ合併、移転すること、受持の神官僧侶を定め、永続方法があれば出願のうえ聞き届ける。神社寺院明細帳に記載したものは伺いをしてから処分することを通達した。

明治10年1月25日に群馬県はこの達を管内に通達し、猿田彦命・庚申塔・馬頭観世音などの石碑を合わせて合併、移転することを付け足した（〔群馬県史〕資料編22、788頁）。

明治12年に作成した「神社明細帳」に南勢多都市ノ木場村の村社諏訪神社の境内末社の石祠の八坂神社、大山祇神社など8社の由緒欄に「村内山野ニ散在アリシヲ明治十年八月中此地へ移転」という注記

があり、そのほかにも同様の注記があり、国県の通達に忠実に従った村が多かったことがわかる（丑木幸男編『上野国神社明細帳』4、群馬県文化事業振興会、386頁）。

明治9年12月15日に教部省が「人民私邸内自祭ノ神祠佛堂へ衆庶参拝ヲ停メ並ニ其建物等信向人共有ノ筋ヲ以テ出願ノ節処分方」を次のように達した。

**[達書第三十八号] (十二月十五日) 府県**  
從來人民私邸内等ニ自祭スル神祠佛堂へ衆庶參拝為致候向モ有之、自然一般社寺同様之姿ニ相成不都合候条、自今總テ參拝可差停候、尤其建物等更ニ信向人共有之筋ヲ以尚參拝之儀順出候ハ、永続方法並神官僧侶之受持等夫々取調為申出候上、管轄局見込相立可伺出、此旨相達候事

但從前順濟之分ト雖モ建物等一己私有ニ屬スル向ハ本文ニ準シ詳細取調処分方可伺出事

（〔法令全書〕）

村や組で祀っている社寺と個人で祀る社寺を分別し、個人の自宅で祀っている神祠佛堂への一般参拝を禁止し、路傍の零細な石仏・堂宇や、屋敷稲荷などの整理を行なったのである。

**群馬県における廃仏毀釈** 群馬県でも廃仏毀釈運動がはげしく展開された。上野国一の宮貫前神社では、明治2年8月に神仏混淆が不行届きであることを叱責され、「神仏混淆ハ相成ラントノ御達シデ、由緒アル神社・仏閣・殿堂ナド、又器物ナド惜シゲモナク矢鏑ニ打チ毀シ焼キ棄テタモノデ、一ノ宮ノ上ノ町ノ突キ当リニ大キナ弥勒堂ノ立派ナ建物ガアツタガ、設楽（大音カ）龍太郎ナル人ガ御出役ニナリ、全部取崩シ下河原ヘ運ビ出シー一週間モドンドン焼イタ」と、岩鼻知県事大音龍太郎が出役して廃仏毀釈の陣頭指揮を探って、乱暴に經堂・持仮堂・二王門・駒形堂などの仁王像、庚申塔・庖瘡神を取り除き、狛犬を破碎し、仏体・經文を焼き捨て、梵鐘・鰐口を岩鼻県への提出を命じた（〔富岡市史〕近代・現代通史編・宗教編、566、571頁）。甘楽郡黒川村不動寺・西光寺、南後瀬村桂昌寺・宝幢寺、野上村長福寺・松集院、岩染村上巣寺などが明治6年頃に廃寺になった（同655、679頁）。そのほか貫前神社では、梵鐘を金づちでつぶす、經文・仏像を焼却する、庚申塔・庖瘡神などを壊して片付け、仏教色を一掃した（〔群馬県史〕通史編9、459頁）。

三夜沢の赤城神社でも明治元年に「社持修驗大ニ

復飾シ神職ニ相成リ」と赤城神社に所属する修驗者が復職して神職になり、2年2月には「神光寺・龍赤寺・魔寺ニ成」(西垣晴次外編『神道大系』神社編25、279頁)と、神宮寺の神光寺と龍赤寺が魔寺になった。そのほか神仏習合のために同社に安置した地蔵菩薩像、虚空藏菩薩像、觀音菩薩像など仏像と經文類を焼却した。

榛名神社ではかつては中里見村の光明寺が別当寺であったが、江戸時代には巖殿寺・満行宮と称し神仏習合であった。明治元年5月14日に高崎藩が同社担当者に通達し、5月22日に東征軍取り締まりの請け書を提出させた。8月に岩鼻社寺役所へ出頭した神主と巖殿寺・光明寺住僧らに神仏混融廃止を申し渡し、堂塔・仏像・仏具取り片付けを命じた。9月2日から片付けを実施し、9月7日に「離談書」を作成して神社と光明寺とを分離した。榛名山の学頭兼別当は11月に復飾願いが認められ神職となり、榛名神社神勲を希望したが、光明寺が反対したために隠居した。明治2年秋に大風のため立木・倒木216本、社殿破損があり、12月に社殿修繕とともに紫銅灯籠を充却した。このころまでに仏体仏具の整理をしたのである。しかし、榛名神社の対応に不満を持った岩鼻県官が、翌3年4月に榛名神社へ行き、「神仏御仕分精々処相成候得共、今以山内規則も相立不申、神主確定逆茂無之」と神仏分離方針が確定しないことを叱責し、5月3日にそれまでの榛名山社役人らを罷免し、新たに神職と国学者新井守村を「榛名山取締」に任命した。その後新井守村を中心として強引に神仏分離を推し進め、三重塔改築、灯籠撤去、須弥壇を覆い隠す、仏像仏具焼却、仏像梵鐘を鋤つぶす、石地蔵を谷底へ突き落とすなどを実施したという。現在も仏教系の施設とすると三重塔(神宝殿)、仁王門(隨神門)、鉄灯籠がわずかに残っている(『榛名町誌』通史編下巻、585~593頁)。

**県内各地の魔寺社** 名社での魔寺毀釈に統いて県内各地で魔寺社が行われた。

勢多郡では明治4年に大胡町長慶寺・同5年に安楽寺(愛宕神社別当)、明治初年に円福寺(真言宗)が魔寺になった(『大胡町誌』1,100、1,101頁)。明治2年に宿廻村高岸寺・東光寺・西方寺、4年に上田沢村真光寺・泉藏院・医王寺、5年に宿廻村正安寺、明治初年に水沼村金剛院・文殊院、下田沢村清水寺、嚴正寺、吉祥寺が魔寺になった(『黒保根村誌』1,126頁)。幕末の文久2年(1862)に、深津村の

寺院とすると真言宗西福寺、青竜寺の2か寺、薬師堂2宇、阿弥陀堂、二十二夜觀音念佛堂、羽黒権現の5堂宇、神社は西福寺地内に稻荷宮、牛頭天王、近戸明神、個人持ちの稻荷明神、熊野権現、大神宮、稻荷宮、山王権現、聖天宮、びんざる、そのほか阿弥陀石仏、稻荷石宮、薬師石仏、地藏石仏、大日石仏、白山権現石宮があったが、明治12年に八坂神社、近戸神社の2社、西福寺の1寺に統合された(『柏川村誌』953~981頁)。明治初年から明細帳を作成した12年までに、数多くの宗教施設が整理統合されたことを物語っている。石仏は六地蔵塔、薬師、びんざるの3件が村誌刊行時に保存されていた。

苗ヶ島村には明治2年に村持ちの神社として白山太神、日枝太神、火雷神社、天満宮、愛宕太神、八幡太神、大山祇宮など14社、個人持ちの赤城神社、日枝神社など4社、合計18社があったが、10年には村社苗ヶ島神社、無格社雷電神社に統合された(『宮城村誌』1,434~1,445頁)。

高崎市内では明治2年に金剛寺、修驗派の龍宝寺、4年に慈上寺、5年に永泉寺、普門寺、6年に大染寺、十王堂は同年に来迎寺に合併して魔寺、8年に大信寺持ちの念佛堂が魔寺、そのほか、成徳寺、真福寺、弁天堂は明治初期に魔寺にしたという(『高崎市史』資料編14、社寺)。

群馬郡では明治初年に矢原村松原寺、生原村泉藏院(北野神社別当)が魔寺(『箕郷町誌』505、506頁)、明治4年に漆原村西光寺、真福寺、5年に大久保村大久寺(修驗)が魔寺(『吉岡村誌』956~958頁)、明治初年に村上村本明寺が魔寺になった(『小野上村誌』661頁)。

縁野郡では明治5~7年に篆塚村光源院、高山村光徳寺、下日野村金藏寺・宝珠院、東平井村演福寺・福泉寺が魔寺になった(『藤岡市史』資料編、近代・現代、950~953頁)。

安中市では明治3年に真言宗千福寺、天台宗明静院、4年に真言宗明福寺の魔寺を出願した(『安中市史』第一巻、近代現代資料編、285~287頁)。

吾妻郡では箱島村寒松寺を明治3年4月に、万福寺、岡崎新田大覚寺を同年5月に魔寺にした。五町田村では同10年に堂宇は薬師堂、十王堂、大日堂を魔寺とし地蔵堂、觀音堂(2宇)に合併し、神社は天神社、伊勢大神社、天神社、山神社(4社)、稻荷社、飯綱社を魔寺とし、三島神社、七社神社、稻荷社、山神社、天狗社に合併し、山神社と天狗社を12

年に大山祇神社と改称した（『あがつまあづま』652～661頁）。

利根郡立岩村では明治3年に諏訪宮、武尊宮、高根山（以上惣村中）、八幡宮、伊勢宮、二ノ宮、十二宮（以上個人持ち）の7社があったが、12年の「神社明細帳」には武尊神社、八幡宮、二之宮神社、須賀神社の4社になった。寺は清岸院、堂は觀音堂、虛空藏堂、十王堂、藥師堂の4堂があつたが、明治10年作成の「立岩村誌」には堂は藥師堂、虛空藏堂に統合し、12年の「寺院明細帳」では虛空藏堂だけになつた。生品村では明治10年に十王堂、藥師堂、觀音堂、地藏堂を廃寺にして延命院に移転し、村内に散在した地藏石碑、庚申石碑（3基）、二十一夜石碑を同院に移転した（『川場村誌』442～447頁、資料編249頁）。

上古語父村の光学院、高平村の月山寺、本名寺、岩室村の一音寺、生枝村の延命寺が明治初年に廃寺になった。いづれも修験の寺院である（『新編白沢村誌』504頁）。

明治10年8月に小日向村觀音堂、地藏堂、鹿野沢村虛空藏堂、川上村藥師堂、毘沙門堂、湯原村藥師堂、地藏堂、谷川村地藏堂が湯原村建明寺に合併され、廃寺になった（『町誌みなかみ』633～635頁）。

佐位郡では明治初年に下触村下寺が廃寺になった（『赤堀村誌下』1,361頁）。

山田郡では明治初年に梅田村の城永寺、慈眼寺、実相寺、栖松寺、東沢寺、福寿院、真藏院、高沢院、清雲院、千手院、鳳林寺（以上5院は修験）、川内村の安楽寺、新勝寺、大間々町の太泉院、大行院（以上2院修験）、相生村の十藏院、広沢村の法林寺、西光院が廃寺になった（『山田郡誌』527～528頁）。

そのほか、明治3年に新宿村の宝蔵寺（八幡宮別当）、桐生新町の衆生院、8年に本町の東光寺、天神町の住足寺、神恵寺、芳町東勝寺、10年に川内町の安樂寺、明治初年に広沢村の法林寺、菱町の崇福寺、地藏院、東光院、上平寺、荒蒔院、天応院、竜大寺、天光院（以上2院は修験）が廃寺になった（『桐生市史別巻』439～442頁）。明治5年に下神梅村の觀音寺、明治初年に塩原村の松岩寺、小平村の円光寺、上神梅村の正光寺・長命寺が廃寺になった（『大間々町誌』下巻、312頁）。

邑楽郡では明治元年に矢島村の遍照寺が廃寺になった（『明和村誌』1,459頁）。明治元年に上小泉

村の加納院、大祥寺、徳宝院、宝蔵寺、下小泉村の自性院、福寿院、宝光院、幸福寺、寄木戸村の大正院、光明院、長覚坊、多宝院、坂田村の三藏院が廃寺になった。いづれも修験であった（『大泉町誌』上巻1,051頁）。

神社の別当寺が排除されたが、5年以後は本山派だけで300余寺あったという修験寺院の廃寺と修験者の復飾とが行われ、さらに5年11月の教部省布告による無檀無住の寺院廃止指示、9年12月の路傍の神祠佛堂の廃止指示により零細な寺院神社の廃止が特に明治10年に多かった。この結果、明治初年に特に寺院の廃絶が進んだ。

また、天狗社、十二社を大山祇神社に改称したように、神社の統制が進んだ。神名だけの石碑を神社から除外するなどの制限が行われた。

### 3. 明細帳の作成と寺社の登録

#### （1）神社・寺院明細帳作成の経緯

明治政府は祭政一致の方針のもとに、太政官となるんで神祇官を置いて神社行政を重視したが、明治4年に神祇省、さらに教部省に格下げし、10年1月には内務省寺局が寺社行政を扱うようになった。

明治10年頃までに神仏分離、零細社寺の整理を進めたが、江戸時代の信仰は神仏習合であるとともに、山岳池沼岩石や大樹などすべての自然に神が宿るとされたので、信仰の対象物は建造物だけでなくさまざまな媒体であり、道祖神や庚申塔などの石碑や石宮が数多かった。なかには沖縄のウタキ（御嶽）のように神が降臨する神聖な祭祀空間もあった。近代的な社寺に整理し、特に神社は伊勢神宮を頂点とする神統譜による系列化を樹立するのが明治政府のもうろみであった。山の神が春になって里に下って田の神になり、秋にまた山の神に戻るという信仰があり、半年の間祭神不在の「から社」は神社なのか、神幸の途中で宿るお旅所などの聖地を神社と位置づけるのか、体系的な整理がこの時期の課題であった（柳田国男「山宮考」「定本柳田国男集」第11巻、筑摩書房、今井善一郎「赤城のから社」、同「赤城の神」煥乎堂所収）。

寺院・堂宇にも同様な課題があった。巫覡の能力を体得した修験者がその能力により死者との媒介をしたり、惡靈を退散したりできたのである。そのため修験寺院は一代限りが原則であり、經營維持は不安定であった（柳田国男「巫女考」同第9巻所収、

今井善一郎「巫祝見聞記」「今井善一郎著作集1」『民俗編所収』。

明治4年5月、官社（官幣社、国幣社）、諸社（府社、藩社、県社、郷社）と神社の社格を定めた。府社、藩社、県社は「府藩県崇敬之社」、郷社は「郷邑產土神」と規定し、府社、藩社、県社、郷社には祠官、祠掌を置くこととした。

同年7月4日、太政官第321号で郷社定則を次のように定めた。

#### 定則

一郷社ハ凡戸籍一区ニ一社ヲ定額トス、仮令ハ二十ヶ村ニテ千戸許アル一郷ニ社五ヶ所アリ、一所各三ヶ村、五ヶ村ヲ氏子場トス、此五社ノ中式内カ或ハ從前ノ社格アルカ、又ハ自然信仰ノ帰スル所カ、凡テ最首トナルヘキ社ヲ以テ郷社ト定ムヘシ、余ノ四社ハ郷社ノ附属トシテ是ヲ村社トス（下略、「法令全書」）

郷社は戸籍区に1社を指定し、その他の神社を村社として郷社に附属させ、郷社の神官は祠官とし、村社の神官は祠掌とし、祠官の指導を受けさせた。

政府は神社・寺院の実態調査を明治3年以来行った。寺院は同年7月28日、太政官第493号布告で「府藩県管轄内寺院本末寺号等別紙雛形之通取調來九月中民部省へ無遅滞可差出事」と、2ヶ月で管内の寺院について「本山、境内反別、檀家、元朱印地、除地、庵室」などを取り調べて「本末寺号其外明細帳」を作成、提出することを命じた。同日に本山に対しては「何宗何派本末寺名帳」の提出を命じた。神社は同年間10月28日に太政官布告第779号で「今般国内大小神社之規則御定ニ相成候条於府藩県左之箇条委詳取調當十二月限可差出事」と1ヶ月で「神社名、宮社間数、祭神、神位、祭日、社地間数、勅願所宸翰勅額之有無、社領、造営公私、攝社末社、社中職名、社中男女人員、管轄之庁迄距離里数」などを取調べて報告を求めた。地方事務の実情を無視した太政官の命令に対して、充分な報告があったとは考えられないが、在地史料のなかに明治3年の社寺報告が多く、まじめに報告した町村があったことがわかる。

実態把握が不充分であったので翌4年にも調査を指示した。同年7月4日、太政官第322号で「今般大小神社氏子取調ノ儀左ノ通被定候事」と神社調査

を、同年7月、民部省第23号「府県管内の寺院、本寺・宗号・寺名を取調べ提出の件」で、「諸寺院今古勘証ノ上地方的當ノ見込ヲ以大中小三等ノ區別取調、本末宗号寺名」など寺院調査を指示した。

同5年7月2日、教部省達第8号で「寺院開創ノ年歴」等の調査を指示した。宗派ごとに「本末一派寺院明細帳」に、本山、塔頭、末寺それそれについて創立年号、干支、開祖、開山、住職、檀家、庵室、境内地等について調査・提出させた。その結果、明治6年1月現在、全国の神社总数は12万3,705社であった。12年には17万6,045社、39年には19万0,265社と調査の精度が向上したためか漸増した。

明治9年12月14日、教部省達第35号で府県社以下の取調を指示したが、攝社と末社の違いについては次のとおり指示した。

#### 取調方心得

一凡て攝末社ハ社格ニ非シテ該社縁由ニ原ツクノ称ナリ、故ニ府県社以下ノ攝末社攝社ハ理番外事、末社ハ理番ノ分ハ社格ニ依リ其欄内へ記載シ、社格無之向ハ無格社欄内へ算入スヘシ（下略）

攝社は本社と縁由が深く本社境内の内外を問わないのでに対し、末社は境外にあるものと規定し、社格のないものは無格社とした。

雛形には何国府県社以下神社並神官員數表の社格ごとに創建社数、復旧社数、合併社数、現在社数、祠官人員、祠掌人員の欄があり、社格は府県社、郷社、村社、無格社、境内末社、通押所、祖靈社とした。

明治12年6月28日、内務省達乙第31号「神社寺院及境外通押所等明細帳書式」で、次のとおり同年6月30日現在の神社明細帳・寺院明細帳の調整を命じ、12月までに提出させた。

#### 乙第三十一号（六月二十八日 輪廓附）

府県 内務省 轮廓附

各管下神社寺院明細帳之儀最前進達ノ分脱誤不少候條、別紙書式ニ照準更ニ精密取調、且境外通押所・招魂社・祖靈社明細帳ヲモ調整、本年六月三十日ノ現況ヲ以テ取調、同十二月限り可差出、此旨相達候事（略）

#### （別紙） 神社明細帳書式

一祭神、一由緒、一社殿間数、一境内坪数並地種、一境内神社幾社、一境内某通押所、一境内招魂社、一境内祖靈社、一境外所有地、一

氏子戸数、一管轄庁迄ノ距離里数

寺院明細帳書式

總本山或ハ本寺又ハ某寺末何宗何派某寺一本尊、一由緒、一堂宇間數、一境内坪數並地種、一境内佛堂幾字、一境内庵室幾字、一境外所有地、一檀徒人員、一管轄庁迄ノ距離里数

明細帳取調方心得

一明細帳ハ神社・寺院・境外選擇所・招魂社・祖靈社ノ五種ニ分チ、神社・寺院ハ毎都各冊ニ編製シ表紙ニ何国何郡神社・寺院明細帳ト署記ス（略）

一山路傍存置ノ神祠並衆庶參拝ヲ許可セシ人民私邸内ノ神祠ハ並ニ一社トシ、其神社境内へ移転セシ者ハ境内神社ノ項下ニ記スヘシ（略）

一由緒ハ創立・公称・廃合・再興・復旧・移転及ヒ社格等許可ノ年月並該社ニ関スル縁由・沿革ヲ詳記スヘシ（略）

この達にもとづいて全国で神社明細帳・寺院明細帳が作成されることになった。各町村から郡役所を経由して、各府県庁から政府へ提出し、各府県庁では神社寺院台帳として使用した。この明細帳に登録されているものが社寺として認められ、行政の対象となつたのである。

明治8年6月5日、太政官達第97号で作成が命じられた皇國地誌では社寺の調査項目は次のとおりであり、それと比較すると明細帳の方が詳細になっている。また、丁寧に比較すると異同があり、4年間のなかでも変化が認められる。

社 某社 社格井社地東西幾町南北幾町面積幾町、本村ノ何方ニアリ、某神ヲ祭ル、延喜ノ時名神大社タリシニ、其後兵乱ニ遇ヒ祠廟衰廃ス、明治幾年幣社ニ列セラレ再ビ旧觀ニ復ス等ノ類、祭日何月何日、社地中老樹等アレバ之ヲ記ス

寺 某寺 東西幾町南北幾町面積幾町、某宗某寺ノ末派ナリ、村ノ何方ニアリ、年号干支僧某開基創建ス、其後衰微セシヲ以テ何年号干支僧某更ニ之ヲ中興ス等ノ類、坊中支院有之者ハ其類及名ヲ記ス

某堂 上ニ倣ヘ、某庵 上ニ倣ヘ

社寺ノ文書碑銘等事実年月等ノ考拠ニ供スペキハ節錄シ、或全文ヲ写スモ可ナリ

その後、大正2年(1913)内務省令第6号で改正を加え、官國幣社明細帳、府縣社以下神社明細帳、招魂社明細帳、選擇所明細帳、官修墳墓明細帳の5種類に整備した。

昭和20年(1945)以後、神祇院備え付けの神社明細帳・寺院・仏堂明細帳を、文部省宗務局に引き継ぎ、昭和36年に文部省史料館（国文学研究資料館）に移管した（『内務省史』第2巻）。

## （2）上野国における神社明細帳の作成

明治3年の太政官達により府藩県ごとに神社明細帳・寺院明細帳を作成し、廃藩置県後各府県庁に引き継いだが、遺漏が多かった。

明治3年間10月28日太政官布告第774号で指示した「神社明細書」のうち、群馬郡と那波郡が群馬県庁文書に保存されている（丑木幸男編『上野国神社明細帳』20、群馬県文化事業振興会、2009年）。群馬郡は205か村内の28町村、87社、那波郡は60か村のうち17町村、46社を書き上げた。おそらく岩鼻県庁があった岩鼻村周辺の町村を督促して提出せたのであろう。提出日付のあるものは明治4年正月が多く、同年3月もあり、迅速に対応した町村もあった。ごく一部であるが、太政官布告に対応して「神社明細書」を作成したことを示す貴重な記録である。伊香保神社、八幡大神（玉村町）などは詳細な記録を収録している。それ以外は書式通り簡潔な記録である。神社名称は式内社の「伊香保神社」「春名神社」や「飯玉明神」などの外は、「神社」とか「宮」は少なく「大神」にはほぼ統一されているが、山神、子之社などもあり神社名称は不安定である。撰社と末社の区分は分かりづらく、村から提出された書類の「末社」を県庁職員が「撰社」に訂正した事例もある。

その後も県域の変更が続き、同9年8月に群馬県に定着し、宗教行政も軌道に乗りはじめた。

明治10年1月29日、群馬県令楫取素彦が大久保利通内務卿に次の内容の「神社明細調并村社再調之義相候候書付」を提出した。

昨九年教部省達第37号により、山路傍に散在する神祠佛堂の合併・移転が勧められ、報告が求められたが、以前の明細帳にかかわらず今回改めて調査を実施して報告をしてもよいかと伺った。これに対して同10年2月28日内務卿代理から「伺之通」と回答があり、「但明細表之儀當省へ差出候分ハ別紙表

式之通取調候儀ト可相心得事」として、次の書式が示された。

地名、県庁迄距離、社号、社格、祭神、神位、本社、拝殿、諸建物、造営、社地、境内末社、祭日、神宝、神官員数、氏子戸数、由緒（国文学研究資料館所蔵群馬県庁文書「御指令本書 戸籍掛」33 J 90）

これにより、同年6月27日、書式を一部訂正して神社明細表の作成を戸長・祠掌に指示した（『群馬県布達全書』）。

路傍・山野の神祠だけでなく、すべての神社の調査・作成を命じたものであり、これに基づいて神社明細表が提出されたのである。

同年6月30日に乙第46号で「県社以下神社並神官員数表取方心得」が示され、一覧表の書式が提示された。撰末社については石宮や墓宮などの小さな境内末社でも、該当する村社か無格社の欄に記入すべきことを指示した。

明治10年に作成した「神社明細表」のうち17郡中15郡分が群馬県庁文書に保存されている（前掲『上野国神社明細帳』21～24）。表紙に「明治十年 神社明細表 西群馬郡」と明記してあるが、明治11年に群馬郡を東群馬郡と西群馬郡とに分割して成立したので、10年には群馬郡であった。本文には「群馬郡」とあり、調査を10年に実施し、集計して簿冊に編綴したのが11年以後であったということになる。本文は1社づつ一覧表に作成し、項目ごとに界線で区切って記述した。撰社、末社の項目は廃止し、境内末社に統一した。

明治10年9月3日乙第63号で、群馬県はさらに神社明細帳の記載事項について次の注意事項を正副区戸長に達した。

今般神社明細帳取調ニ付テハ國史現在之神社、又ハ國史外ト雖モ別格ノ古社ニテ當今所在不明又ハ社地埋埋、由緒不詳ノ分ハ精々検覈可致候条、神官教導職ハ勿論一般ノ土民ニ於テモ右等神社ニ係ル考証等所有之者ハ聊無忌憚書面ニ綴り、九月十五日限り可差出、且又神社或ハ風土ヲ記載候書類為参考一覧候条、右等ノ書類所持之者ハ無包藏先、書目ノミ同月十日迄ニ差出候様、普ク通達可致、此旨相達候事

日本書紀以下の六国史などに記載されている古社

についても取り調べるので、それについての文献・記録などを参照するように通達した。

神社・寺院明細帳を調整したのは群馬県戸籍掛であり、明治10年の戸籍掛の考績録によって作業工程を検討しよう（同33 J 372）。

#### 考績録

夫レ明治十年中戸籍・社寺両掛リニ於緊要ノ事務即チ区画改正・戸籍精調・社寺ノ調査、此三大事業皆必ス年内举行セント欲シ、之ヲ歲首ニ上申ス、然ルニ区画改正・戸籍精調ノ兩件タル其機未タ至ラサルヲ以テ空ク着手スル能ハス、七月以来僅ニ神社明細表郷村社再調ノ事業ニ降手シ掛リ一回拮据鞅掌スト雖モ頗ル煩雜意外ノ手數ニ涉リ、加フルニ西南騒擾ノ事件ニ際シ臨時ノ急務差済、終ニ年内其功ヲ奏ス能ハス、於是乎終年ノ事蹟見ルニ足ルモノナシト雖モ、事務件數一目表ヲ製シ、或ハ成規創定改革、或ハ士民へ告諭、或ハ臨時又ハ重要ノ事件ヲ抜録シ、以テ進呈ス、庶幾ハ所務ノ全班ト時月ノ閑劇ト見ルニ足ラン、謹白

明治十一年一月十八日

御用掛 千種有任@

五等属 古川浩平@

#### 攝取県令殿

大区小区制廃止と連合戸長制の発足、戸籍作成、社寺調査と三大事務を予定していたところへ、西南戦争が起きたため作業が停滞したが、神社・寺院関係事務に次の実績を挙げた。

一月中 寒参リト称裸体ニテ神仏ヲ參拝スヘカラサル旨、本県第十号ヲ以テ告諭ス

五月中 社寺境内ノ樹木ヲ擅伐シ法網ニ触ル者往々有之ニ付云々乙第廿八号ヲ以テ告諭ス

七月中 神社祭礼神輿渡御之節猥雜ノ所為無之様、乙第五十二号ヲ以テ達ス

九月中 寺院無住ニ付他ノ住職ヨリ兼務ノ節出願ノ制ヲ定メ、乙第七拾四号ヲ以テ達ス

寺院住職他管下へ転住ノ廉可届出旨、乙第七拾五号ヲ以テ達ス

十月 中 社寺境内枯損木伐取出順其他共、乙第九十号ヲ以テ達ス

十二月中 旧修驗無院跡之分明治八年中庵寺ノ所、院跡有無定認方ニ付異論ヲ生シ候間、予テ教部省へ伺済再調ヲ遂ケ更ニ六拾九ヶ寺庵寺ノ義内務省へ上申ス

寒参り、神輿渡御など民間信仰行事に秩序を保つことを指示し、社寺境内の樹木を保護させ、鎮守の森維持に留意した。無住や修驗寺院の廃寺の事務処理をあげたが、明細帳作成は進捗しなかったためであろう、触れていない。

11年は「考績録」にまとまった記述はないが、「例規改革及重要事件抜録」がある。主なものは次のとおりである。

十一年四月中 势多郡三夜沢村赤城神社々格内務省稟准県社兼郷社ニ列ス

新田郡太田町新田神社県社兼郷社ニ列ス

碓氷郡碓水村熊野神社郷社ニ列ス

五月中 県社以下神社並ニ寺院共所藏ノ宝物・古器物・古文書調査ノ儀、乙第百四号、丙第四拾

六号ヲ以テ郡役所・戸長・神官・住職等へ相達ス

七月 中 神社寺院明細帳調査ノ儀、乙第百三拾

二号、丙第六拾三号ヲ以テ、郡役所及ヒ戸長・神社・寺院等へ相達ス

十月中旬 新田郡世良田村東照宮社格内務省稟准列郷社

明治12年6月28日に内務省が神社・寺院明細帳の作成を指示したので、その準備を進めたが、期日に間に合わないので、同年12月24日、群馬県令が内務卿に「神社寺院明細帳進達延期上申」を提出し、13年3月31日までの社寺明細帳提出の延期を上申し、許可された。しかし、3月26日に次のとおりふたたび延期を上申した。

(朱書)「社甲第二十号」

社寺明細帳之儀上申

客年乙第三十一号ヲ以テ御達相成候社寺明細帳進達之儀、本月三十一日迄御猶予之儀御聞届相成居候処、今般調整候条別紙目録之通及進達候、就而ハ去ル十一年度差出置候神社明細帳ハ往々詰脱之廉モ有之候条、今般進達之分与引換御下附相成度、此段上申候也

明治十三年六月廿九日

群馬県令 樋取素彦

内務卿 松方正義殿

(朱書)「書面十一年度差出候神社明細帳ハ不及下附候事

明治十一年十一月十五日

内務卿 松方正義

(同明治13年「御指令本書」戸籍係、36E512)

内務省提出分と県保存分との2冊づつを作成し、内務省へ提出した分は郡の統廃合、市町村合併などで郡名・町村名が照應しなくなつたので、その後の異動を追記し、明治末年に文部省の算紙で全面的に書き換えた。

群馬県保存分は神社寺院台帳として、県庁に保管して異動を書き加え、中には異動が多いために全面的に書き換えたものもある。

上野国神社・寺院明細帳は群馬県文書として保存され、現在では群馬県立文書館が保管している。

この神社明細帳は、6系統に分類できる。

第1の系統とすると、明治3年閏10月28日太政官布告第774号の指示により作成した神社明細帳である。「神社明細書」ともある。

第2の系統は明治10年2月28日内務省から作成を指示された神社明細表である。

指定の書式に1社分を1枚の用紙で簡潔に記載し、11年内務省へ提出した控えである。

第3の系統は神社明細帳原簿である。各村から提出された原本を編綴したものである。明治12年8月から11月までに提出されたものが多く、表紙にある「明治十二年六月三十日」の日付は、内務省の指示による調査時点である。

用紙は戸長役場単位に区々あり、全明細帳に朱書があり、書式統一と内容的な訂正があり、各町村から提出された明細帳原本を県官が朱書を加えたのである。この原本を元にして第4の系統の明細帳を県で作成した。

第4の系統は神社明細帳であり、これが完成した明細帳であり、一部は内務省へ13年11月に提出し、一部は県に保存して神社台帳として長らく使用し続けたものである。神社明細帳原簿と同じく、明治12年6月30日の日付がある。

本文は訂正・追記や付箋が多い。訂正・追記は明治十年代から昭和十年代まであり、長期にわたって神社台帳として使用されたことを示す。

黄用紙に版心に「群馬県」が印刷されており、半丁13行の整赤罫紙がもともとの原本であり、変更がある場合はその余白に追記し、余白がなくなると用紙を追加して使用した。

第5の系統として政府が保存した明細帳の系統がある。国文学研究資料館に、宗務局から引き継いだ全国の神社・寺院明細帳があり群馬県分は(前橋市・高崎市・桐生市で1冊)、伊勢崎市、群馬郡

(2冊)、多野郡、北甘楽郡、碓氷郡、利根郡、吾妻郡、新田郡、山田郡、邑楽郡、護国神社明細帳各1冊の13冊が保存されている。寺院明細帳は多野郡だけでありそれ以外は逸失したようである。そのほか寺院仏堂宝物目録帳がある。

多野郡寺院明細帳は文部省署紙を使用し、群馬県から提出された明細帳を宗務局で清書した。本文には明治末年までの訂正記載があり、その後の訂正・追記を文部省でした。

神社明細帳は群馬県の署紙を使用しており、群馬県作成を政府が保管したものである。所在地を「碓氷郡臼井町大字横川」などと記載している。大字横川「村」のような表記を大正5年(1916)に廃止したので、この明細帳はそれ以後の作成である。また、大正8年まで神社由緒の記載がある。前橋市、高崎市、桐生市の3市分があり、また、「佐波郡伊勢崎町」を「伊勢崎市」と本文を訂正したので、伊勢崎市成立以前の作成である。すなわち、国文学研究資料館保管の神社明細帳は桐生市成立の大正10年3月1日以後、伊勢崎市成立の昭和15年(1940)9月13日以前に群馬県から提出したものである。

第6の系統は栃木県から引き継いだ神社便覧表3冊がある。明治4年11月14日から9年8月21日まで東毛といわれる新田郡、山田郡、邑楽郡の3郡は栃木県管轄であった。栃木県が作成した神社便覧表1,011社分を3郡が9年に群馬県に編入されたので、関係書類とともに群馬県に引き継いだのである。そのほか3郡分の「社寺宝物古文什器調」4冊がある。

### (3) 上野国における寺院明細帳の作成

寺院明細帳は33冊が群馬県庁文書にある。寺院明細帳原本と寺院明細帳との2系統に分類でき、他に国に提出した系統がある。

寺院明細帳原本は「寺院明細帳原本 附堂宇庵室共十二冊」と表紙にあり、中表紙に「明治十二年六月三十日調 寺院明細帳 附堂宇庵室」とあり、以下、各寺院ごとに編綴され、各寺院の文末に提出年月日、提出者、宛先が記載されている。檀徒・信徒總代、住職、戸長が連名で、明治12年7月から13年1月までに群馬県令に提出した原本である。中表紙の12年6月30日は、調査時点の日付である。全冊に群馬県官が朱書による訂正をした。

地方名望家である檀徒總代や戸長たちが明細帳の

作成に積極的に協力したから、完成できたのである。彼らにとっても史誌・寺社調査は、先祖の活躍を検証し、世直し一揆などで幕末維新时期に動搖した權威を再建する機会になった。江戸時代に俳諧や国学などの文化活動にさかんに参加し、豊かな歴史文化や古典への知識・教養を持つ高度な知的水準に達していた名望家が、祖先と地域社会の変容を史料にもとづいて捉えたのである。

しかし、牽強付合の郷土自慢の色彩もあり、さらに深く合理的色彩の濃い儒学などの教養のある武家出身の県官が厳しくチェックした。名望家による調査研究と、武家出身の県官の修正補訂を経たことが、この時期の史誌編纂事業の特色といえる。

寺院明細帳原本を補訂し寺院明細帳として清書し、1部を政府に提出し、1部を県庁に保管し寺院台帳として使用した。

神社明細帳と同じく、版心に「群馬県」入り黄用紙、13行赤堅紙が元来の用紙であり、その後必要に応じて訂正・追記を行い、付箋を添付した。訂正・追記が黄用紙にいっぱいになると、白用紙、黄用紙を使用して追加し、明治27年ころを境にして、その後は白用紙赤堅紙を使用した。さらに訂正・追記が多くなると、黄用紙を廃棄して白用紙に改書したものもある。

黄用紙の訂正・追記は明治14年1月からあり、各寺院から寺院明細帳原本の提出が終了した明治13年5月から14年1月までの間に、寺院明細帳を県庁で作成し、13年11月に内務省へ提出した。

### 4. 明治12年の寺社の現状

明治12年(1879)の寺院明細帳・神社明細帳によって、社寺の実態を検討しよう(丑木幸男編『上野国寺院明細帳』全8巻、同編『上野国神社明細帳』群馬県文化事業振興会、全25巻)。

寺院は1,818寺、堂宇702宇、合計2,020寺が収録された。当時の県内に1,217町村があったので1村(今の大字)に1・7寺があったことになる。寺院のうち真言宗490寺がもっと多く、次いで曹洞宗352寺、天台宗342寺、淨土宗78寺、臨済宗43寺、淨土真宗26寺、日蓮宗22寺、時宗15寺が続き、江戸時代に伝わった黄檗宗は10寺と少なかった。

堂宇702宇のうち觀音堂192宇がもっと多く、次いで薬師堂159宇、阿弥陀堂79宇、地藏堂58宇、不動堂37宇、大日堂21宇、万日堂16宇、虛空藏堂14

宇、十王堂12字、毘沙門堂11字などがそれに続いた。

建造物の規模（表1）をみると、寺院と堂宇との規模の差は大きく、寺院は71%が間口6間以上の大規模に対して、堂宇の65%が間口3間以下の小規模である。

また、由緒を記載したのは半分以下であり、記載内容は簡単なものが多く、寺院の創建記事がほとんどであり、建造物の建立の記述は少い、しかも伝承によっており、権威づけるためか古くさかのばつて記載したようである。堂宇の由緒はさらに少ない。

寺院の創建・建立時期は、慶長期以前は267寺、元禄期までが196寺、寛政期までが92寺、それ以後が94寺である。由緒を記載した649寺のうち、近世以前の建立が41%、近世建立が59%としており、近世に寺院の建立がさかんであったことを示している。

神社は4,113社が記載されており、1村に3.4社あったことになる。そのうち諏訪神社557社がもっとも多く、次いで稻荷神社、神明宮、八幡宮など著名な社が続いた（表2）。地域性がみられるのは、勢多郡・新田郡・山田郡に多い赤城神社、利根郡に多い武尊神社、佐波郡・群馬郡に多い飯玉神社、勢多郡・佐波郡・邑楽郡に多い雷電神社、邑楽郡に多い長良神社・長柄神社である。

社殿の規模をみると（表1）、石祠だけの神社が186社もあり、間口1間以下が26%、1~3間が57%であり、3~6間が495社、6間以上は28社にしかすぎない。祭典の折に降臨する神を祀る神社の性格から、壮大な社殿は不要であり、大樹や岩石、幣束、薑宮、石宮が多い時代が長かったことの反映であろう。神社の80%近くが3間以下の小規模建造物であり、6間以上が71%を占める寺院との建造物の規模の差は歴然としている。寺院、堂宇、神社の順に規模は大きく、寺社建築の華は寺院であったといえよう。

由緒の記載があるのは459社だけと寺院よりもさらに少なく、そのうち近世以前創建が268社、58%、近世前期が110社、中期が46社、後期が36社である。

『群馬県統計書』によると、明治12年の県内の神社は1万4,762社であり、そのうち国幣社が1社、県社が5社、郷社が41社、村社が182社、境外無格社が3,073社、境内無格社が1万1,460社であった。翌13年に村社が1,059社に急増したのは、12年の村社数確認が不充分であったためと考えられる。境外無

表1 模式別社寺数(明治12年) (規模は間口の間数)

規模	石祠	3間以下	3~6間	6間以上	合計
寺院	—	61	304	925	1,290
堂宇		452	218	29	699
合計		513	522	954	1,989
神社	186	3,401	495	28	4,110

出典：「上野国寺院明細帳」「上野国神社明細帳」

注：規模の記載漏れがあり社寺数と合わない

表2 神社ランキング(明治12年)

諏訪神社	557	愛宕神社	87
稻荷神社	490	浅間神社	76
神明宮	309	琴平宮	69
八幡宮	292	飯玉神社	61
菅原神社	237	雷電神社	61
大山祇神社	202	武尊神社	58
熊野神社	177	長良神社	47
赤城神社	135	嚴島神社	46
八坂神社	123	日枝神社	44
白山神社	119	榛名神社	35

出典：「上野国神社明細帳」

格社はかつての摂社、境内無格社が末社であろう。

## 5. 神社合併と社名の変更

### (1) 神饌幣帛料と社寺合併方針

政府は地方改良運動の一環として明治末年に神社整理を実施した。明治39年(1906)4月6日に次のとおり法律第24号「官國幣社経費ニ関スル法律」を定めた。

第一条 官國幣社ノ経費ハ國庫ヨリ之ヲ供進シ其ノ各社ニ對スル金額ハ内務大臣之ヲ定ム(以下略)

これに対応して同年4月28日勅令第96号により次の「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」を公布した。

第一条 府県ハ府県社、郡又ハ市ハ郷社、市又ハ町村ハ村社ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得前項ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ハ地方長官之ヲ指定ス

第二条 前条神饌幣帛料ノ金額ハ内務大臣之ヲ定ム(下略)

官幣社、国幣社だけでなく府県社、郷社、村社にも神饌幣帛料を供進し、公的資金を投下して神社の尊厳を維持することにしたのである。

同年6月28日の内務省令第19号により供進金額を次のとおり定めた。

府県社	一社ニ付金10円			
	金3円 神饌料	金7円 幣帛料		
郷社	一社ニ付金7円			
	金2円 神饌料	金5円 幣帛料		
村社	一社ニ付金5円			
	金1円 神饌料	金4円 幣帛料		

しかし、当時の物価によると、村社の神饌料は日本酒1升、幣帛料は米俵1俵弱にあたり、神社経営を支援するほどの金額にはならず、供進指定社という栄誉により神社の尊厳を保つ精神的支援であった。

たとえば佐波郡境町では、瑠璃河比神社が神饌幣帛料供進社に指定された大正3年から、町経費から神社費として19円を支出しており、町財政の負担の方がおおきかった。大正6年に供進社に指定された島村では、同年から神社費15円を支出した。9年に30円と倍増した（『境町史』第3巻）。

利根郡川場村では大正9年に神社費30円を支出し、昭和4年に60円に増額した。日中戦争後は増額し45年まで支出を継続した（『川場村誌』）。社寺の尊厳維持は神饌幣帛料を呼び水としたが、各自治体の財政的負担が支えたのである。

明治39年8月9日、勅令220号「神社寺院仏堂跡地ノ譲与ニ関スル件」を公布した。

神社寺院仏堂ノ合併ニ因リ不用ニ帰シタル境内官

有地ハ官有財産管理上必要ノモノヲ除クノ内務大臣ニ於テ之ヲ合併シタル神社寺院仏堂ニ譲与スルコトヲ得

社寺合併により不用になった官有地を、社寺に譲与することができることにしたのである。合併を推奨する文言はないが、合併を円滑に推進するための方策といえる。

同年8月14日に内務省神社宗務両局長依命通牒社甲第16号で「社寺合併並合併跡地譲与ニ関スル件」で勅令220号につき、「由緒ナキ矮小ノ村社無格社夥キニ居リ……寺院仏堂中ニハ堂宇頽廃シ境内荒廃シ法用行ハレス、其ノ名アリテ殆ント其实ナクモノ鮮シトセス、故ニスル神社仏堂ハ成ルヘク設備ヲ完全ナラシムル……右等ノ神社寺院仏堂ハ成ルヘク合併ヲ行ハシメ」と、内務省両局長の通牒で合併を勧めたと評価された（森岡清美『近代の集落神社と国家統制』吉川弘文館、74頁）。

法令によって政府の方針として神社寺院仏堂の合併を推進したのではなく、内務省の局長通牒による行政指導によったので、府県により対応が異なったのである。

## （2）群馬県の神社合併

群馬県の神社数は（表3）、明治32年までは境内

表3 群馬県神社統計表（単位：社数）

年号	国幣社	県社	郷社	村社	境外無格社	境内無格社	計	市町村数	村社／市町村数	無格社／旧市町村数（大字）
明治12	1	5	41	182	3,073	11,460	14,762	1,213	0.2	12.2
明治13	1	6	40	1,059	2,922	11,496	15,523	1,213	0.9	12.8
明治14	1	6	40	1,059	2,922	11,494	15,523	1,213	0.9	12.8
明治15	1	6	40	1,060	2,969	11,514	15,590	1,213	0.9	12.9
明治21	1	7	40	1,058	2,956	11,516	15,578	1,213	0.9	12.8
明治22	1	7	40	1,058	2,955	11,516	15,577	206	5.1	75.6
明治23	1	7	40	1,058	2,946	11,521	15,573	206	5.1	75.6
明治28	1	8	39	1,058	2,943	11,514	15,563	208	5.1	74.8
明治29	1	9	39	1,057	2,944	11,536	15,586	208	5.1	74.9
明治32	1	9	41	1,055	2,939	11,541	15,586	208	5.1	74.9
明治34	1	9	41	1,056	2,937		4,044	208	5.1	19.4
明治39	1	9	42	1,057	2,912		4,021	208	5.1	19.3
明治40	1	9	42	994	2,227		3,273	208	4.8	15.7
明治41	1	9	42	953	1,560		2,565	208	4.6	12.3
明治42	1	9	42	897	1,040		1,989	208	4.3	9.6
明治43	1	9	42	862	768		1,682	208	4.1	8.1
明治44	1	9	42	833	635		1,520	208	4.0	7.3
明治45	1	9	42	824	587		1,463	208	4.0	7.0
大正2	1	9	42	824	537		1,413	208	4.0	6.8
大正3	1	9	42	824	520		1,396	208	4.0	6.7
大正4	1	9	42	822	493		1,367	208	4.0	6.6
大正14	1	11	42	822	421		1,297	208	4.0	6.2
昭和14	1	16	43	831	397		1,288	203	4.1	6.3

出典：『群馬県史』資料編22、861～864頁

無格社も記載され、1万5,000社余であり、そのうち国幣社は貫前神社1社、県社は明治12年の5社から次第に増加し昭和16年には次の17社になった。總社神社、伊香保神社、八幡宮(前橋)、新田神社、赤城神社(三夜沢)、高山神社、榛名神社、熊野神社(碓氷峠)、木曾三社神社、高崎神社、玉村八幡宮、榛名神社(沼田)、天満宮(桐生)、東照宮(前橋)、妙義神社、生品神社、伊勢崎神社である。郷社は41社から県社に昇格するものがあり昭和14年には43社になった。村社は明治12年は少なく、境外無格社からの昇格があり翌年からは1,059社になった。明治40年から神社合併により減少し45年に824社になった。境外無格社は2,900社余であった。境内無格社は33年以後の統計表から除外され、不明である。

明治21年の町村数1,213で算定すると、郷社は30町村に1社、村社は1村に0.9社。無格社も含めると12.8社あったことになる。郷社定則の例示では戸籍区に1社があったが、群馬県では62区を設置したので、0.7区に郷社1社、1村に1村社を指定したことになる。

明治の市町村合併により206町村に統合されると、1町村に村社が5社、無格社も含めると75社に増えた。境内無格社を除外した34年には1町村に19社があった。その後、明治40年代に神社合併が実施され、大正2年に1,413社と半減し、1町村に6.8社。村社は4社に統合された。2,900余社あった境外無格社は587社に激減し、神社合併の影響がもっとも大きかった。1村1社ではなく、1大字1村社が実現した。

現在の社寺数は1,200社、1,256寺である(『群馬県宗教法人名簿』2001年)。神社は明治12年の29%、寺院は堂宇を含めると62%に減少し、建築規模の小さい神社、堂宇が整理された。特に神社は明治末年の合併の影響が大きい。寺院は明治初年の廃仏毀釈により大幅に減少したために、明治12年の1,318寺と比較すると5%の減少であり、神社などの影響は受けなかった。

神社合併政策の浸透度をみるために、明治39年から45年までの神社数の変化を、大正15年までの神社数の変化と比較すると(表4)、全国では明治39年の19万0,436社から大正15年の11万2,708社と40.8%減少したのに対して、群馬県では4,021社から1,290社と67.9%も減少し、全国のなかでもげしく神社

表4 神社合併率(単位:社数)

		全国神社数	群馬県神社数
明治39年	A	190,436	4,021
明治45年	B	127,078	1,463
大正15年	C	112,708	1,290
B-A	D	63,358	2,558
C-A	E	77,728	2,731
(D/E)×100	%	81.5	93.7
(D/A)×100	%	59.2	32.1

出典:文化庁 HP 宗教関連統計に関する資料集  
『群馬県史』資料編22

合併が行われ、三重県、和歌山県、愛媛県、山口県、秋田県に次いで6番目に神社合併が多かった(前掲森岡清美著、10~11頁)。

神社合併により祭神が本殿に合祀される事例と、境内末社に祀られる事例とがあり、前者を合祀、後者を合併とすべきだとされるが(由谷裕哉「緒論神社合祀研究と地域社会」、同編「神社合祀再考」岩田書院所収)、群馬県の事例では本殿に合祀される事例が多い。

公簿上は合祀されて消滅した神社が現実には存続し、信仰を維持した事例がある。

市町村別に神社合併をみると、高崎市が合併がもっともげしく、次いで佐波郡伊勢崎町、碓氷郡安中町、吾妻郡中之条町、邑楽郡館林町、山田郡桐生町、利根郡沼田町が半数以上を合併し、多野郡藤岡町と前橋市とが約2割にとどまり、神社合併に積極的でなく、地域的特性がある。

法律によって神社合併が進められたのではなく、内務省の局長クラスの通牒による行政指導による推進のため、府県、市町村の判断による合併の濃淡があらわれた。

### (3) 神社名の改称

神社名の改称は明治初年に天狗社を大山祇神社に改称したように、神道体系化をめざした改称が多かったが、明治末年の神社合併を契機に改称した事例も多い。合併後の社名は有力な神社名を継承する事例と、伊勢崎神社のように地名をもとに改称した事例とがある(表5)。『上野国神社明細帳』で確認できた事例165件うち高崎神社、倉賀野神社、嵯河比神社など地名、地形にちなんだ改称は113件とともに多く、合併した神社名にちなんだ改称が24件、そ

のほかが28件あった。時期は明治39年から45年の間が140件とともに多く、大正期には18件あった。

## 6.まとめとして

近代の寺社は大きく変貌を遂げた。江戸時代までの神仏習合を否定し、狂信的に仏教色を排除した廃仏毀釈運動は群馬県ではげしく、多くの寺院堂宇

表5 神社名改称件数(単位:社数)

郡名	地名、地形に ちなむ改称	合併社に ちなむ改称	その他	合計
南勢多郡	19	3	4	26
東群馬郡	2	0	2	4
西群馬郡	7	2	3	12
緑塹郡	5	3	1	9
多胡郡	1	1	1	3
南甘楽郡	10	0	1	11
北甘楽郡	13	1	3	17
雄水郡	7	1	1	9
吾妻郡	10	2	1	13
利根郡	11	1	4	16
北勢多郡	0	1	0	1
山田郡	4	2	1	7
新田郡	9	0	0	9
邑楽郡	5	4	4	13
佐位郡	8	3	2	13
那波郡	2	0	0	2
合計	113	24	28	165

出典:『上野国神社明細帳』(丑木幸男編、群馬県文化事業振興会、1998~2008年)

が破壊、消滅した。修験宗禁止の影響も大きく、数百もあった修験寺院のはとんどが消滅した。古い、お祓いなどの民衆を精神的に支えた宗教活動が「文明開化」の美名のもとに「迷信」「蒙昧」として否定された。

さらに地蔵堂、観音堂など山野、路傍に散在する神祠仏堂に加えて、道祖神・庚申塔などの石碑を整理統合した。氏子総代や戸長は寺院神社明細帳の作成に協力し、地域社会における先祖の活躍を検証した。これらの書類から民衆の信仰形態とその変化が読みとれる。政府は仏教の教理に介入する姿勢はなかったが、神社に対しては神道理論が未熟のためか、神道体系化のために介入した。町村から提出された明細帳を、県官が個別に点検して神社名、祭神名の統一をはかるなどもその一環であった。

町村合併が地域社会の秩序形成に与えた影響は大きく、神社も氏神、産土神、勧請神の区分が曖昧になり、祭典の役割が変化した。さらに明治末年の神社合併が深刻な影響を与えたが、行政指導による推進のために、自治体により推進状況は異なった。群馬県は積極的に合併を推進したが、県内でも市町村により対応は別れ、前橋市、多野郡は消極的、高崎市などは積極的であった。1町村1社への合併が政府の意図であったようだが、県内では全市町村の5%にあたる10町村が1町村1社に統合ただけで、1大字1社が多かった。それも帳簿上であり、実態は廃社されたはずの神社が存続し、その信仰が継続した事例も多い。

## 第4節 近世寺社建築の保護の動向

東京藝術大学大学院 教授 上野勝久

### 1. 国宝重要文化財の指定と多様な広がり

文化財保護法における有形文化財の指定は、国宝と重要文化財という2段階である。令和3年9月1日現在、重要文化財建造物は2,530件5,253棟、うち国宝は228件291棟で、件数比で重要文化財の9%となる。ちなみに美術工芸品は、国宝897件、重要文化財1,080件である。

文化財保護法では、文部科学大臣が「有形文化財のうち重要なもの」を重要文化財に指定できることになつておらず、国宝は「重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たゞない国民の宝たるもの」で、「国宝・重要文化財（建造物）指定基準」に基づいて指定されている。重要文化財の基準は五項目であるが、国宝は「重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの」である。

指定手続きは、文部科学大臣から文化審議会に諮問され、文化審議会文化財分科会及び専門調査会における調査と審議を経て、その結果が文部科学大臣に答申される（法第153条）。建造物については、春と秋の年2回、建造物以外は年1回である。

もともと古社寺にはじまった文化財保護であるが、民家については全国的な「民家緊急調査」（国庫補助事業）が昭和41年度から同52年度にかけて行なわれ、その成果から多数の民家が指定された。一方、桃山・江戸時代の社寺建築を対象とした「近世寺社建築緊急調査」（国庫補助事業）が昭和52年度から平成5年にかけて行われた。それらの調査で重要性が認められた社寺建築が全国的に順次重要文化財に指定され、平成11年までに指定の第一段階が完了した。

民家、社寺建築とも、現在は個別調査などを踏まえた第2段階に入っている。民家は調査件数の少なかった町家、離島民家など、階層性や多様性及び地域性の面からみた保護も必要である。また近世寺社建築についても、学術的価値、流派的又は地方的特色などに鑑みた保護が必要となっている。

平成2年度からは「近代化遺産総合調査（建造物等）」を順次実施している。日本の近代化に大きな役割を果たした造船・製鉄・製糸等の工場、発電

所、ダム、上下水道、運河、鉄道などの近代の産業・交通・土木に関する構築物を調査対象とし、平成5年の秋田県の藤倉水源地水道施設や群馬県の碓氷峠鉄道施設の指定をはじめとして、引き続き調査と指定を行っている。平成4年から着手した「近代和風建築総合調査」は、これまで知られていた著名な住宅や旅館、公共建築だけでなく、伝統様式による和風建築を広く対象として、全国的な残存状況及び重要構造の把握を進めている。平成6年の蘆花浅水荘や道後温泉本館などの指定が最初で、引き続き重要文化財指定を行っている。近代化遺産と近代和風建築の調査は、数年で全国調査が完了する。現在は、近現代建造物を対象とした調査が始まったところである。

### 2. 保護に向けた取り組み

すでに一定の評価がなされた文化財でも、個別調査や保存修理等の機会に得られた新たな見解、周辺分野での調査研究の進展により価値が高まることがある。とくに国宝の指定は、近年の専門家による多面的かつ包括的な学術研究の成果によるところが大きい。文化庁としては、国庫補助事業の調査だけでなく、そうした各地の調査成果の内容とこれまで指定の類型を精査しながら、国宝と重要文化財の指定を、広く、深く、推進しているところである。表1、表2を参照。

現在では、調査報告や修理報告による専門的な評価を、出来る限り明確に発信して、文化財価値の共有化を図ることが必要になっている。調査を通じて所有者の理解、地域の後方支援を得ることも大事で、地域と連携して保護の多様化を目指し、文化財建造物の利活用に取り組む段階に来ている。専門家や研究者、教育委員会文化財担当者、ヘリテージマネージャーなどの連携が肝心である。

統いて、この20年間に個別調査の成果や学術研究の進展などによって、国宝や重要文化財に指定された主な寺社建造物を紹介する。

### 3. 国宝・重要文化財に指定された寺社建造物

#### （1）東大寺二月堂 1棟

3月初旬に行われる修二会、通称「お水取り」の舞台で知られているのが東大寺二月堂である。奈良時代に創建され、治承4年(1180)と永禄10年(1567)の火難を免れてきた。しかし、寛文7年(1667)、修

二会中に焼失し、寛文9年(1669)に再建されたのが現在の堂である。正面22.5m、奥行27.2mの規模で、平面は前半を礼堂と西局及び舞台など、後半を内陣と外陣及び局で構成し、正面側は懸造としている。

当初の二月堂は、記録に「三間二面」とあって小規模な仏堂と考えられる。以後、古代から中世における修二会の充実や信仰の高揚に応じ、建築的に拡充・発展させてきた。二月堂の寛文再建は、複雑な平面形式、切妻造の屋根を架けて独立的に扱った内陣など、先規に違わざることとされた。つまり単なる近世復興建築でなく、古代・中世の平面や空間の特質を継承した特異な建築と位置づけられる。

東大寺二月堂は、昭和19年9月5日に文化財として保護された。寺社建築の調査研究に加え、佐藤道子『悔過会と芸能』(2000年)等の他分野研究も進展した結果、東大寺二月堂は近世の建築技術を駆使し高い完成度をもちながら、古代から連続と続いてきた修二会を支えている類い希な近世寺院建築といえ、建築史的にも文化史的にも高い価値があるとし



東大寺二月堂 全景



東大寺二月堂 内部

て、平成17年12月27日付で国宝に指定された。

## (2) 青井阿蘇神社 本殿ほか4棟

青井阿蘇神社は、熊本県南部の人吉市を流れる球磨川右岸に鎮座している。中世以降、当地を治めた領主相良氏の厚い崇敬を受けた神社である。

現在の社殿群は慶長15年(1610)より同18年に建てられた。境内の奥に本殿から廊、幣殿、拝殿が連続して建ち、前方に楼門がある。社殿は黒漆塗を基本とし、本殿と幣殿は、随所に優れた彫刻や銹金具などが配されている。本殿と幣殿を繋ぐ廊には独特な龍の彫刻がある。楼門は本格的な禅宗様式である。

青井阿蘇神社の社殿群は、昭和8年1月23日に文化財として保護された。『重要文化財青井阿蘇神社社殿等建造物調査報告書』(2007年)の個別研究により、中世球磨地方に展開した独自性の強い意匠を継承しつつ、桃山期の華やかな意匠を機敏に摂取し、しかも完成度が高く、近世球磨地方における寺社造営の規範となつたと評価された。

さらに、彫刻技法や特異な幣拝殿形式などは、広



青井阿蘇神社 本殿



青井阿蘇神社 拝殿

く南九州地方に影響が認められるものであり、わが国の近世神社建築の発展において重要な位置を占め、文化史上、深い意義をもつとして、平成20年6月9日付で国宝に指定された。

### (3) 鹽竈神社 左宮本殿、ほか13棟 烏居1基

鹽竈神社は宮城県の南東部、塩竈湾を東に望む高台に鎮座している。古代より陸奥国の一之宮として崇敬された古社で、現在の社殿は宝永元年(1704)に完成したものである。南面する左宮と右宮、西面する別宮、さらに門及び廻廊、楼門、鳥居からなる。

左宮と右宮の本殿は、同寸同大、同形式の三間社流造である。入母屋造の拝殿は、寛文3年(1663)に建てられた拝殿を再用している。別宮は本殿が一棟であるが、他は基本的に左宮・右宮と同じで、拝殿は寛文3年に建てられた本殿を再利用している。

鹽竈神社の社殿群は、昭和34年8月31日に宮城県の有形文化財として保護された。宮城県では昭和57年(1982)に『宮城県近世社寺建築緊急調査報告書』が刊行されている。



鹽竈神社左宮本殿 全景



鹽竈神社左右宮拝殿

鹽竈神社は、全国的な調査成果のもと、類例がほとんどない社殿構成で整然とした配置計画も優れ、本殿・幣殿・廻廊は、正統で装飾をおさえた意匠で、拝殿の古風な細部様式や門等の華やかな様式と絶妙な諧調を創り出すなど、創意と工夫が顕現された江戸中期の神社建築であるとして、平成14年12月26日付で重要文化財に指定された。

### (4) 那須神社 本殿、楼門

那須神社は、栃木県北東部、大田原市金丸に鎮座している。古くから金丸八幡宮として武家の崇敬を集めた古社で、那須与一が戦勝祈願を行ったとも伝わっている。中世末期からは黒羽城主大関氏の庇護を受け、現在の本殿は寛永18年(1641)頃、楼門は同年に三代大関高増により再建されたものである。

本殿は三間社流造で、彫刻や彩色、絵画で全体を華やかに装飾している。地垂木の先端には強い反り増しがあり、庇の海老虹梁端部と身舎頭貫木鼻の納まりは独特である。楼門は三間一戸楼門形式であるが、軸部から粗物まで禅宗様を基調とし、全体を彩



那須神社本殿 全景



那須神社本殿 妻飾

色や絵画で装飾している。いずれもその意匠は独創的で、たいへん質が高いものである。また、建物の形式、細部技法は当地域の中世からの技法を踏襲しつつ、全体を近世の装飾技法で飾るなど、中世と近世の特徴を併せ持つ神社建築といえる。

那須神社の本殿と楼門は、昭和32年8月30日に栃木県の有形文化財として保護された。栃木県では昭和53年(1978)に『栃木県近世寺社寺建築緊急調査報告書』が刊行され、その後、平成24年(2012)に『那須神社建造物調査報告書』が刊行された。こうした個別研究による再評価の結果、那須神社の本殿と楼門は、平成26年1月27日付で重要文化財に指定された。

#### (5) 大雄寺 本堂ほか8棟

大雄寺は、栃木県北東部の大田原市、黒羽城跡の所在する丘陵上に位置する曹洞宗寺院である。近世に当方を治めたのは黒羽藩であるが、その藩主大関家の菩提寺として庇護を受けた。現在の境内には江戸中期から末期にかけて整えられたものである。

建築年代は形式や技法から、本堂が17世紀後半と

考えられ、庫裏が過去帳などの史料から嘉永4年(1848)と判断される。本堂と庫裏は、ともに茅葺屋根で規模が大きく、平面形式などに古式をよく継承しており、質の高いづくりになっている。本堂の正面に總門を構え、禪堂とともに諸堂を廻廊で繋ぐという構成は、曹洞宗寺院伽藍の一類型を示している。

大雄寺は地方小藩の菩提寺としての様態をよく伝えており、我が国の近世曹洞宗寺院伽藍の展開を理解する上で、高い価値を有している。

大雄寺の建築群は昭和42・44年に栃木県の有形文化財として保護された。昭和53年(1978)に『栃木県近世寺社寺建築緊急調査報告書』、平成28年(2016)に『大雄寺の建築とその歴史的環境 大雄寺本堂ほか建造物調査報告書』が刊行された。こうした個別研究による再評価の結果、大雄寺の建築群は、平成29年7月21日付で重要文化財に指定された。

#### (6) 雜司ヶ谷鬼子母神堂 1棟

雜司ヶ谷鬼子母神堂は、江戸城北西の雜司ヶ谷の地にあって、江戸時代を通じて安産などの鬼子母神



大雄寺 全景



雜司ヶ谷鬼子母神堂 拝殿



大雄寺 本堂



雜司ヶ谷鬼子母神堂 本殿

像信仰により、庶民の崇敬を集めた。

鬼子母神堂は、本殿の前面に相の間を介して拝殿を接続する複合建築である。本殿は寛文4年(1664)に広島藩主浅野光晟の正室、自昌院の寄進により建立されたもので、細部に安芸地方の社寺建築の特徴を具備している。拝殿は元禄13年(1700)の建立で、豊かな装飾をもち、正面一間を吹き放しとするなど近世建築らしい華やかな礼拝空間を創出しているが、屋根や組物に当時の建築規制の痕跡が認められる。

雜司ヶ谷鬼子母神堂は昭和35年に東京都の有形文化財として保護され、昭和54年には屋根葺替・部分修理が行われ、拝殿の屋根が棟瓦葺から銅板葺となり、修理工事報告書も刊行された。平成元年に『東京都近世寺社建築緊急調査報告書』、さらに平成28年(2016)に『雜司ヶ谷鬼子母神堂』が刊行された。こうした個別研究で様々なことが判明し、新たな知見により再評価できることとなった。

雜司ヶ谷鬼子母神堂は、建立年代が明らかで、江戸における大名家による寺社造営状況や、拝殿組物を略式に改めるなど幕府による建築規制への対応過程をよく示しており、高い歴史的価値があるとして、平成28年7月25日付で重要文化財に指定された。

#### 4. おわりに

旧富岡製糸場は、平成26年12月に、群馬県で最初の国宝建造物に指定され、近代産業遺産としても世界文化遺産に登録されている。群馬県は近代建造物の文化財指定が進んでいるが、太田市の曹源寺栄螺堂は平成30年12月に近世寺社建築として、榛名神社社殿群は平成17年12月の指定以来、久々の国指定となつた。榛名神社社殿群、曹源寺栄螺堂とも、修理工事の成果により、保存の枠組みが定まったということで、国の重要文化財に指定されている。

表1の寺社建造物の国宝指定一覧を見てみると、国の文化財に指定されるには、国宝に限らず、修理による新たな知見や、総合的な調査による文化財価値の再発見が必要ということである。

今回の群馬近世寺社総合調査は、昭和54年度の緊急調査以来のことと、県内各地区の寺社建築の存在を確認できただけでなく、より多くの新たな知見が得られる機会になったと思われる。調査の成果が、将来に繋がることを期待したい。

表1 平成以降の寺社建造物の国宝指定

国宝指定 (重文指定)	所在地	名 称	建設年代	備 考
H 9. 5. 19 (H 9. 5. 19)	奈良県 奈良市	正倉院正倉	756頃 奈良時代	所有者(宮内庁)同意
H 9. 12. 3 (M42. 4. 5)	富山県 高岡市	瑞龍寺 仏殿、法堂、山門	1658他 江戸時代前期	瑞龍寺山門他七棟修理工事報告書(H 8)
H14. 5. 23 (M35. 7. 31)	京都府 京都市	知恩院本堂、三門	1617他 江戸時代前期	知恩院三門修理工事報告書(H 4)
H16. 12. 10 (T 2. 4. 14)	奈良県 桜井市	長谷寺本堂	1650 江戸時代前期	長谷寺本堂調査報告書(H 16)
H17. 12. 27 (S 19. 9. 5)	奈良県 奈良市	東大寺二月堂	1663 江戸時代中期	藤井恵介「密教建築空間論」(H 10)、佐藤道子「悔過会と芸能」(H 14)
H20. 6. 9 (S 8. 1. 23)	熊本県 人吉市	青井阿蘇神社社殿	1610 桃山時代	青井阿蘇神社社殿等建造物調査報告書(H 19)
H22. 12. 24 (M41. 8. 1)	静岡県 静岡市	久能山東照宮本殿、石の間、拝殿	1617 江戸時代前期	久能山東照宮保存修理工事報告書(H 21)
H24. 7. 9 (S 59. 12. 28)	埼玉県 熊谷市	歡喜院型天堂	1744 江戸時代中期	歡喜院型天堂保存修理工事報告書(H 23)
H25. 8. 7 (M41. 8. 1)	栃木県 足利市	護阿寺本堂	1299 鎌倉時代後期	護阿寺本堂調査報告書(H 23)

国宝指定 (重文指定)	所在地	名 称	建設年代	備 考
H26. 9. 18 (T 2. 4. 14)	京都府 京都市	本願寺御影堂	1636 江戸時代前期	本願寺大師堂修理工事報告書(H21)
H26. 9. 18 (T 2. 4. 14)	京都府 京都市	本願寺阿弥陀堂	1760 江戸時代後期	櫻井敏雄「浄土真宗寺院の建築史的研究」(H 9)
H28. 2. 9 (M30. 12. 28)	京都府 八幡市	石清水八幡宮本社	1634 江戸時代前期	石清水八幡宮本社調査報告書(H26)
H29. 11. 28 (S36. 6. 7)	三重県 津市	専修寺御影堂	1666 江戸時代中期	専修寺御影堂・如来堂調査報告書(H29)
H29. 11. 28 (S36. 6. 7)	三重県 津市	専修寺如来堂	1748 江戸時代中期	専修寺御影堂・如来堂調査報告書(H29)
R 2. 12. 23 (M44. 4. 17)	京都府 京都市	八坂神社本殿	1654 江戸時代前期	八坂神社本殿及び歴史的建造物調査報告書(R 2)

表2 近10か年に指定された重要文化財建造物

(近世以前寺社、聖廟も含む)【都道府県順、指定年月日順】

所 在 地	件 名	指定年月日
宮城県 松島町	陽徳院畫屋	H24. 7. 9
福島県 相馬市	八幡神社	H24. 7. 9
福島県 棚倉町	都々古別神社本殿	H26. 12. 10
栃木県 大田原市	那須神社	H26. 1. 27
栃木県 大田原市	大雄寺	H29. 7. 31
栃木県 真岡市	大前神社	H30. 12. 25
群馬県 太田市	曹源寺栄耀堂	H30. 12. 25
東京都 台東区	浅草寺伝法院	H27. 7. 8
東京都 豊島区	雜司ヶ谷鬼子母神堂	H28. 7. 25
東京都 渋谷区	明治神宮	R 2. 12. 23
神奈川県 鎌倉市	英勝寺	H25. 8. 7
福井県 坂井市	灘谷寺(追加)	H29. 7. 31
山梨県 富士吉田市	北口本宮富士浅間神社	H29. 11. 28
長野県 諏訪市	諏訪大社上社本宮(追加)	H28. 2. 9
三重県 津市	専修寺	H25. 8. 7
滋賀県 大津市	聖衆來迎寺(追加)	H26. 9. 18
滋賀県 大津市	三尾神社本殿	H26. 12. 10
滋賀県 大津市	延暦寺	H28. 7. 25
京都府 京都市北区	龍光院黒田家靈屋	H28. 2. 9
京都府 京都市上京区	本隆寺	H26. 1. 27
京都府 京都市左京区	知恩寺	H29. 2. 23
京都府 京都市東山区	養源院	H28. 2. 9
京都府 京都市東山区	八坂神社(追加)	R 2. 12. 23
京都府 京都市伏見区	伏見稻荷大社(追加)	H26. 1. 27

所 在 地	件 名	指定年月日
大阪府 富田林市	富田林興正寺別院	H26. 9. 18
大阪府 河内長野市	金剛寺	R 1. 12. 27
大阪府 河内長野市	摩尼院(追加)	R 1. 12. 27
兵庫県 姫路市	十妙院	H26. 1. 27
兵庫県 姫路市	円教寺奥之院(追加)	H26. 1. 27
兵庫県 姫路市	寿量院(追加)	H26. 1. 27
兵庫県 丹波市	高座神社本殿	H30. 8. 17
和歌山県 田辺市	開雞神社	H29. 2. 23
和歌山県 和歌山市	阿弥陀寺本堂(旧紀伊藩台徳院靈屋)	H30. 8. 17
和歌山県 岩出市	根来寺	R 1. 9. 30
岡山县 津山市	本源寺	H25. 8. 7
香川県 普通寺市	普通寺	H24. 12. 28
香川県 坂出市	白峯寺	H29. 7. 31
福岡県 久留米市	有馬家靈屋	H30. 12. 25
長崎県 長崎市	聖福寺	H26. 9. 18
沖縄県 伊是名村	玉御殿	H29. 7. 31

近代以降[都道府県順、指定年月日順]

所 在 地	件 名	指定年月日
東京都 中央区	築地本願寺本堂	H26. 12. 10
東京都 渋谷区	明治神宮	R 2. 12. 23
福井県 永平寺町	永平寺	R 1. 9. 30
京都府 京都市	真宗本廟東本願寺	R 1. 9. 30
大阪府 河内長野市	觀心寺恩賜講堂	H29. 7. 31
奈良県 桜井市	長谷寺本坊	H26. 12. 10

## 第5節 群馬県の寺社建築の装飾化と工匠

前橋工科大学 客員教授 村田 敬一

### 1. 寺社建築の装飾化

#### (1) 近世寺社建築における装飾化と群馬県の 装飾建築

わが国の寺社建築において装飾的表現が発達し装飾化が進むのは近世以後であり、古代から中世までは構造部材を前面に押し出し、微妙な形態比例に力点を置いた建築本来の美を追究するものであった。主眼は装飾ではなくあくまで木造柱梁構造における形式美であった。近世以降の装飾手法の中で最も顕著なのは彫刻である。本稿では彫刻を主として彩色や金物などで装飾化した彫刻が目立つ寺社建築を「装飾建築」と呼ぶことにする。

本県の寺社建築で最古は天文16年(1547)の板倉雷電神社末社稻荷神社八幡宮社殿(板倉町、国重文)であり、中世に遡るものはこの1棟のみである。桃山時代の遺構をみても日向見薬師堂〔中之条町、慶長3年(1598)、国重文〕・渋川八幡宮本殿〔渋川市、慶長7年(1602)、県重文〕・玉村八幡宮本殿〔玉村町、慶長15年(1610)、国重文〕の3棟であり、群馬の寺社建築のはほとんどは江戸時代の遺構であるといつても過言ではない。県下の過去の調査によれば中期以前と後期以後を比べると、後期のほうはかなり多い。本県では装飾化が本格的に進むのは江戸時代後期以降である。本県の寺社建築の特色はまさに装飾建築であると考える。

寺院建築と神社建築を比較した場合、その装飾化の傾向は、神社建築の方がより顕著であり、本県でもその傾向を認めることができる。これは寺院建築における本堂、神社建築における本殿の現在に至る歴史的経過をみると、礼拝者の礼拝の位置が、寺院は本尊が本堂内部に置かれ本堂内で礼拝するのに対して、神社の御神体は本殿内に置かれ礼拝は神の象徴としての本殿に向かって拝殿内で行い、本殿は内部に入ることはなく外部か礼拝することに起因しているといえよう。

寺社建築の装飾化が進んだ背景には、中世までに寺社建築における基本的な構造形式がほぼ完成していたこと、中世末から近世初期にかけて成立した木割の体系化による平板的で均一的な構成では個性的な表現がしにくかったこと、及び江戸時代になり庶

民による寺社の巡礼が盛んになったことなどがあつたと考える。

大河直躬は近世の装飾建築について「先駆は大阪府・奈良県・和歌山県西北部で16世紀前期に建てられた神社本殿である。それらは裏殿内の彫刻に、以前の日月や唐草に代えて、彩色した唐獅子・龍などの靈験を用い、長押等に華麗な文様を描いた。屋根の形も唐破風・千鳥破風を用いて派手である。この様式が豊臣政権下の京都・大阪でさらに発展した。」という(『近世の装飾的寺社建築とその修復』月刊文化財 平成23年8月号)。その他、装飾建築の先駆として、都久夫須麻神社本殿(滋賀県長浜市、豊国廟を移築、慶長7年(1602)、国宝)・大崎八幡宮本殿(仙台市、慶長12年(1607)、国宝)・久能山東照宮(静岡市、元和3年(1617)、国宝)等が知られている。

しかし、特筆すべきことは装飾建築として後世に最も影響を与えたのが国宝である寛永13年(1636)の日光東照宮本殿・陽明門・東西廻廊・正面及び背面唐門などの日光東照宮の寛永の建物である。日光東照宮は江戸幕府二代將軍秀忠により元和3年(1617)に創建されたが、その建物は現在の見る姿とはまったく異なる簡素な造りであった。三代將軍家光が彫刻を多用し、漆塗、彩色、飾金具などの建築装飾に優れた技法を用い寛永13年(1636)に代替したものである。ただ、現在見る日光東照宮は幕末までに10回を超える修理を経て改修され、付加された部分もあるので、必ずしも寛永の姿でないことに留意したい。なお、秀忠の元和造営時の拝殿は太田市尾島町に移築され、世良田東照宮拝殿(国重文)として現存する。

本県の装飾建築は日光東照宮のある栃木県と隣接しており、また銅街道があり日光と通じていたことより、日光東照宮の影響を大きく受けていると考える。装飾建築の要である群馬の彫物師をみると日光東照宮と関連していることが窺える。本県における彫物師の居住地として花輪・田沢地区はよく知られており、その彫物師の祖は日光東照宮に関わった高松又八郎邦教である。桐生天満宮本殿・幣殿(県重文、桐生市天神町)や榛名神社社殿(国重文、高崎市榛名山町)を手懸けた閑口文治郎の師は石原吟八郎であり、石原吟八郎は高松又八郎邦教の門人である。高松又八郎邦教は群馬に止まらず関東各地で活躍する数多くの門人を輩出し、その門人は流派を

興している。妙義神社社殿〔国重文、宝曆〕の小沢五右衛門、信州立川流の立川和四郎も遙れば高松又八郎邦教に行き着く。

また、本県の装飾建築に影響を与えた建物として欠くことのできない建物として、大工棟梁林兵庫による歓喜院聖天堂（埼玉県熊谷市、国宝）がある。この社殿は権現造で享保20年（1735）に着工し宝曆10年（1760）に完成している。寛永造替の日光東照宮社殿と異なり、中殿（幣殿）を奥殿（本殿）より間口を狭くして庇（向拝）の階段と繋ぎ風の屋根を外部に表す、奥殿の側面・背面に軒唐破風を付ける、壁面に大羽目の彫刻を付けるなどそれまでに見られなかった斬新的な構造・形式、また、彩色においても新素材を採用している。本県の装飾建築で見る装飾手法のほとんどは歓喜院聖天堂で用いられている。

歓喜院聖天堂の所在地は熊谷市妻沼町であるが、利根川を隔てた北側対岸は本県の太田市尾島町、大泉町で近接している地区である。筆者は本県のために中毛地区南部や東毛地区において本県の他地区より早い時期から装飾建築が見られるのは、日光東照宮のみならず歓喜院聖天堂の影響によるものと考える。八坂神社本殿〔太田市尾島町、宝曆6年（1756）〕の棟札に林兵庫藤原正清（武州妻沼邑）、賀茂神社本殿〔調査対象外、太田市尾島町、宝曆9年（1759）〕の棟札に林兵庫正清（武州妻沼村）の名が大工棟梁として記されている。歓喜院聖天堂の林兵庫は宝曆3年（1753）に没しているが、これらの2つの神社に記されていることは生前に関わっていたと推定して

いる。2つの神社と歓喜院聖天堂との距離をみると、ともに利根川を隔て直線距離で八坂神社が約10km、賀茂神社が約4kmであり、近接している。

## （2）群馬県における寺社建築の装飾化

### ① 寺院本堂

寺院本堂の外観において、装飾化は身舎より比較的向拝の方が進んでいる場合が多い。身舎内部の装飾化も限られた範囲であり、全体的には神社本殿に比較して装飾化されていない。向拝では水引虹梁、海老虹梁、木鼻、手挟等であり、身舎内部においては、来迎柱廻りの柱の金襴巻、虹梁、組物、中備、木鼻、外陣（室中・台間等と呼ばれている）の欄間彫刻の虹梁・組物、天井支輪などである。図1に県内でよく見られる方丈形式六間取りにおける装飾箇所を示す。

### ② 神社本殿

本県最古の板倉雷電神社末社稻荷神社八幡宮社殿〔国重文、天文16年（1547）〕や玉村八幡宮本殿〔国重文、慶長15年（1610）〕、貫前神社本殿〔国重文、寛永12年（1635）〕、世良田東照宮本殿〔国重文、寛永21年（1644）〕等をみると、内法長押から上部に極彩色が施し、彫刻は蔓股内部・木鼻に見られる程度で軒下に集中している。

時代が下り18世紀中期の妙義神社本殿〔国重文、宝曆6年（1756）〕をみると壁面に彫刻パネルが嵌め込まれている。さらに時代が下った18世紀末期の桐生天満宮本殿〔県重文、寛政元年（1789）〕、19世紀初期以降の榛名神社本殿〔国重文、文化3年

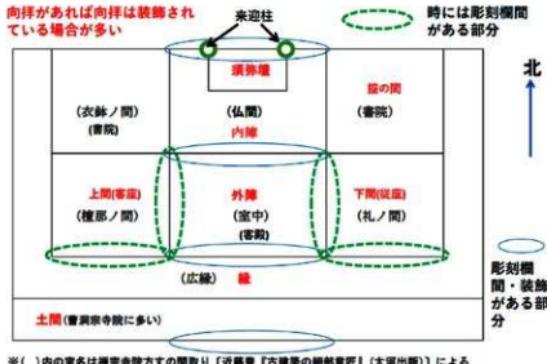


図1 寺院本堂の装飾箇所

(1806)]をみると、基壇も高くなり以前に比べて一層見上げるようになり、壁面に止まらず腰（大床下部・縁下）にまで彫刻が及ぶ。

これらの装飾建築の多くは彩色を施すが、19世紀初期以降には彩色を施さないなど無彩色の素木造の社殿が現れる。その例としては、半田早尾神社〔渋川市、文化14年(1817)、市重文〕、赤城神社本殿〔伊勢崎市、市重文〕、伊勢崎神社本殿〔伊勢崎市〕などがある。また、江戸末期になると彫刻部分には彩色を施し、軸部は素木とする併用形式のものが現われる。

一方、装飾建築は彩色した建物、無彩色な建物の両者において、軒下・壁面・腰に止まらず、それらの箇所に加えて屋根裏の垂木部分を全面彫刻とする板軒の建物も出現する。板軒の建物の例は数少ないが、月夜野神社本殿〔みなかみ町月夜野、寛政4年(1792)〕、赤岩神社本殿〔中之条町赤岩、文政2年(1819)〕、稻荷神社本殿〔沼田市善桂寺町上原、嘉永5年(1852)〕、烏子稻荷神社本殿〔高崎市、18世紀後期～19世紀前期〕、大國魂神社（旧須賀神社）本殿〔中之条町大字中之条町、19世紀初期～中期〕などがある。

本県の神社本殿から装飾化の変遷をみると時代が下るにつれて、簡素な意匠⇒彩色・彫刻・金具、屋根形式等を付加した装飾的な意匠、平面的⇒立体的、部分的⇒全体的、上部⇒下部、正面⇒正面・側面⇒正面・側面・背面と変化する等の傾向が窺え

る。また、江戸時代を前期・中期・後期に分け装飾化の変遷をみると、17世紀後期～18世紀前期頃はまだ建物全体に及ばず、軒下、頭貫あるいは内法長押上部に集中しているが、18世紀中期になると一部の建物であるが、装飾化が進み、外壁面に彫刻パネルを嵌め込んだり、柱に地紋彫を施し、組物の尾垂木を波や流頭、軒支輪部を彫刻板支輪とするものが現れる。さらに時代が下り18世紀後期～19世紀前期になると彫刻による装飾化が一層進み床下（腰）にまで立体的な彫刻を施すようになり、さらに彫刻板軒の建物も現れ、装飾が建物全体に及ぶようになる。まさに、彫刻自体が建築の単なる付属ではなく、自己主張するようになり建物の彫刻から彫刻の建物へと変わる。また、装飾化が進むにつれて、大床を背面にまで廻したり、基壇を高くし建ちが高くなる傾向を窺うことができる（図2）。

## 2. 寺社建築に関わった工匠

### （1）棟札と工芸

寺社建築に関わる工匠は棟札、部材の墨書き・刻銘、銘文、古文書、古記録、縁起、扁額銘などの資料から知ることができる。これらの資料は直接資料であり、寺伝、社伝、口伝などの間接資料とは区別されている。

棟札は建物の新築、再建、修理を行った時に、施主や施工者（建築工匠）の氏名、年号、祈願文などを墨書きした細長い板で、棟木や棟束などに打ち付け



図2 神社本殿の装飾化

られる。棟札は建物の文化財指定において附として指定されることが多い。なお、棟札と同様の内容を直接棟木に書き付ける場合があるが、これは棟木銘と呼ばれる。

棟札より、棟木銘のように建物の主要部分に直接墨書する方が古い時代からみられる。直接墨書するものとしては塔の路盤銘文、櫻銘文、軒瓦の銘文型押、塔の心柱銘などがある。現在、日本最古とされる棟札と棟木銘は、共に中尊寺（岩手県平泉）のもので、保安3年（1122）の伝經堂の棟札と天治元年（1124）の金色堂の棟木銘である。棟木銘は鎌倉時代まで主流であるが、室町時代に入る頃から棟札が優勢となり、室町時代末に棟木銘は消滅する。棟札は建造年代を確定したり、工匠を知ることができ的一級の史料であり、また当時の社会を知る歴史資料としても貴重であり、建物を語る上に欠かせないものである。

## （2）棟札に見る工匠

群馬県における現存する建物の最古の棟札は、日向見薬師堂〔国重文、中之条町四万、慶長3年（1598）〕に安置する宮殿の天文6年（1537）ものであるが、それに工匠は記されていない。建築では板倉雷電神社末社八幡宮稻荷神社社殿〔国重文、板倉町板倉、天文16年（1547）〕の天文17年（1548）のものであり、それには大工、鍛冶、彩色、金物細工の工匠名が記されている。

一方、みなかみ町須川の（須川）熊野神社本殿（神社123）は寛政12庚申年（1800）10月15日の上棟の棟札を残し、建築様式からその年代は現建物のものとみてよい。この建物はこの棟札の他、前身建物の棟札も残す。その表面に主文「結尊本地千手觀音奉勸請熊野三所大權現」、年代は「文應三癸亥年（1262、干支からは1263）九月吉良辰」、裏面に第一建立文應元庚申年（1260）9月15日、第二建立天文四乙未年（1535）、修覆元禄年中（1688～1704）、第三建立寛政9巳（1797）十一月初・寛政十二庚申年（1800）十月十五日成就遷宮とし、それぞれ工匠名を記す。第三建立の年代と工匠は現建物の棟札と一致する。なお、この文應3年の文応は1261年弘長に改元されており癸亥の干支より弘長3年（1263）にあたる。この棟札は文應元年（1260）に上棟し弘長3年に熊野大權現を勧請したことを意味し、その制作年代は第三建立が記されていることから寛政12年またはそれ以後と推察する。第一建立には大工のみであるが「大

工 吉田和泉頭宗賢」（紀州牟瀬郡備里村）と「小工同苗常八以真」（同國同郡同所）の2名を記している。

この大工2名は現時点では確認できる本県最古の工匠である。その根拠資料や記された経緯は不明で今後の調査研究を待ちたい。しかし、鎌倉時代中期における大工が記されていることは、本県の寺社建築の工匠において特記すべきことであろう。

本調査・予備調査の対象となった寺社建築において、現建物及び前身建物の新築・修理に関わった工匠を表3（63～75頁）に大工、表4（76～79頁）に彫物師、表5（80～85頁）にその他の工匠を示す。また、それらの工匠の居住地について表6（85～94頁）に大工、表7（95～98頁）に彫物師、表8（99～103頁）にその他の工匠を示す。

次に表3～5で示す建物の工匠が関わった年代を時代区分（凡例参照）からみると表1の通りである。

表1 工匠が関わった年代

	大工	彫物師	その他の工匠	計
室町後期	4		1	5
桃山期	2		1	3
江戸前期	7		3	10
江戸中期	51	5	15	71
江戸後期	105	39	53	197
江戸末期	57	33	25	115
合計	226	77	98	401

※数字は修理を含む棟数を示す。彫物師とその他工匠は後補工事を含む。

これより彫物師が明らかになるのは、江戸中期以降であり、大工と彫物師を除く工匠と比較して、時代の下ることが分かる。

彫物師として最古は長泉寺本堂〔桐生市梅田町、正徳2年（1712）〕欄間彫刻の刻銘にみる石原吟八と板橋伊平次である。彫刻年代は彫刻様式からみて後補のものではなく、建造当初のものとみてよい。両者は共に花輪（みどり市東町花輪）で関東及び上州彫物師集団の祖とされる高松又八（沼田生まれ、又八郎、邦教）の門人である。棟札で最古は柳沢寺仁王門〔棟東村山子田、寛延3年（1750）〕にみる新井孫四良とその弟子の福田吟六である。

大工と彫物師を除く工匠で最古は、雷電神社末社八幡宮稻荷神社社殿〔板倉町板倉、天文16年（1547）〕の鍛冶の彦三郎、彩色仏師の日慶巖、金物細工の代田孫四郎であり、いずれも居住地は明らかでない。

### (3) 寺社建築装飾化と工匠

本調査の対象となった寺社に携わった工匠の職種を棟札・銘札等からみると年代が下るにつれて、その数が多くなることが分かる（表3～5、文末の63～85頁に示す）。

本県最古の寺社建築である天文16年(1547)の雷電神社末社八幡宮稻荷神社社殿（邑楽郡板倉町板倉、国重文）、寺院建築で最古の慶長3年(1598)の日向見薬師堂（中之条町四万、国重文）は大工のみである。17世紀の建物に見る職種は、大工、鍛冶、金物細工、屋根師、彩色仏師である。

時代が下る宝暦6年(1756)の妙義神社社殿（本殿・幣殿・拝殿、国重文）[富岡市妙義町、国重文]において、棟札は大工のみであるが工匠を記した銘札には、彫物師、塗師、鎌方、銅屋根銹、繪師、箔押、柿屋根、鑄師、石切、繪俱屋、疊屋、車力など多くの職種を記す。また、寛政元年(1789)の天満宮幣殿・本殿（桐生市天神町、県重文）をみると棟札は大工の他、彫物師、繪師、木挽、塗師、箔方、石工、屋根屋、金物方などの職種を記す。さらに時代が下る文化11年(1814)の産泰神社社殿塗装の棟札をみると、塗師とともに彩色屋も見える。

これらの建物は先述した装飾建築であり、主役の彫刻師とともに箔押（箔方）、鎌方（金物方）、塗師・彩色師などが大きな役割を担っている。本県の神社本殿建築において壁面にまで彫刻が及ぶ、本格的な装飾建築の嘴矢は妙義神社社殿である。

彫物師が最初に登場する建造年代が明らかな建物は、前述したように正徳2年(1712)の長泉寺本堂（桐生市梅田町）である。建築彫刻は長い間大工の仕事の範疇であったが、本県において大工とは別に彫物を専業とする彫物師が登場してくるのは18世紀に入ってからである。表1からその数が多くなるのは17世紀中期以降であることが分かる。

棟札・銘札等からみる工匠の職種は、元請け下請けの関係から携わった工匠が必ずしもすべて記されないこともあるが、その職種がその時代において重要となり社会において認知されていたことと、建築の装飾過程においてその職種の果たす役割が多くなったことを裏付けている。

なお、工匠の門弟や仕手は年代が下るとともに棟札と共に記される傾向が見られる。

### (4) 居住地からみた工匠

本調査の対象となった寺社における、現建物及び

前身建物の新築・修理に関わった工匠のうち居住所が判明している全工匠924名について、文末に示す表6大工、表7彫物師、表8その他の工匠（大工と彫物師を除く）から作成した県内地区・県外別に整理したものを表2に示す。

表2 工匠の居住地

	大工	彫物師	その他の工匠	計
中部	129	12	34	175
西部	92	5	41	138
北部利根	24	3	14	41
北部吾妻	62	0	14	76
東部	110	72	37	219
栃木県	21	3	2	26
新潟県	24	0	13	37
長野県	21	3	42	66
埼玉県	60	22	24	106
茨城県	0	0	3	3
東京都	9	7	18	34
福島県	0	0	3	3
京都府	0	1	0	1
奈良県	2	0	0	2
和歌山县	2	0	0	2
群馬県計	417	92	140	649
県外計	139	36	105	280
合計	556	128	245	929

\*数字は工匠人頭数を示す。

以下、これらの資料をもとに考察する。なお、本項における居住地は現在の市町村で示す。

本県の寺社建築に関わった工匠全頭数929名をみると、県内649名(69.9%)、県外280名(30.1%)で県外の工匠がほぼ3割を占めていることが分かる。

#### ① 大工

全体に占める県内の割合をみると、大工556名中417名(75.0%)を占め、その内で中部地区が最も多く129名。次いで東部地区110名、西部92名と続き、最も少ないのは北部利根地区的24名である。県外は556名中139名(25.0%)を占め、その内で埼玉県が最も多く60名、次いで新潟県24名、栃木県21名と続き、関わったのは1都7県である。

当時の町(宿)・村、および2～3程度の村で構成する地区からみて、比較的大工が多く居住する地区

(一つの建物で多い場合は除く)は次の通りである。中部の榛東村新井・渋川市金井・有馬・八木原地区、西部の高崎市室田・里見地区と箕郷地区(和田山・富岡・下芝)、北部吾妻の東吾妻町小泉、岩下・三島地区、東部では太田市龍舞町・北部利根は絶対数も少なく集中しておらず各地区に分散している。県外は栃木県の佐野市(天明町・田沼町・関馬町・彦間町)、新潟県の旧蒲原郡と旧三島郡、長野県の諏訪市四賀、埼玉県の本庄市(旧本庄駅・児玉町宮内・小島町)、熊谷市(妻沼町・玉井)等である。

前述した町(宿)・村、地区において主導的な役割を果たした主な大工は次の通りである。県内は榛東村新井の阿佐見(浅見)出羽藤原光命・阿佐見(浅見)出羽光金・松岡忠藏増富。渋川市金井の岸豊後守積保。高崎市室田地区の清水谷仁右衛門藤原貞宴・清水谷掃部藤原貞曉・里見地区的山田弥四郎・清水和泉正藤原充賢、箕郷地区和田山の松本主水藤原栄貞・松本吉右衛門栄仙、富岡の清水和泉正藤原充賢。東吾妻町小泉の白石相模藤原舜博・白石相模藤原舜應。太田市龍舞町の田兵部藤原栄清・町田主膳藤原栄信、等である。

県外は長野県諏訪市四賀(大隅流の本拠地である旧上桑原村)の矢ヶ崎(矢崎)善司昭方・矢崎久右衛門元形・矢ヶ崎国太郎・矢崎林之丞照恭・矢崎(石田)房之進昭房。本庄市児玉町宮内の関根吉右衛門隆晶・関根河内久房。熊谷市妻沼町の国宝歡喜院聖天堂奥殿・中殿・拝殿を担当した林兵庫藤原正清、玉井の今村修利、等である。

本県において裝飾建築として代表的な建物の大工棟梁をみると次の通りである。

#### 妙義神社本社社殿

[本80、富岡市妙義町、宝曆6年(1756)]

大工棟梁 飯村木工允藤原久敬(県外と推定するが居住地不明)

#### 榛名神社本社社殿

[本56、高崎市榛名山町、文化3年(1806)]

御小屋取締役棟梁兼脇棟梁 関根河内久房(埼玉県本庄市児玉町宮内)

#### 桐生天満宮本殿・幣殿

[本、桐生市天神町、寛政元年(1789)]

大棟梁 町田主膳藤原栄信(太田市龍舞村)

#### (板倉)雷電神社本殿・幣殿

[本、板倉町板倉、天保6年(1835)]

大工 三村和泉守藤原春友(埼玉県羽生市本川俣)

以上4件の大工棟梁の居住地は2件が埼玉県であり、すべてが本県居住者でない。

#### ② 彫物師

彫物師のみならず彩色彫刻に必要な按図(図案)作成者・彩色師・画工等は寺社建築の装飾において欠かせない存在であるが、大工とは異なり棟札には必ずしも記されていない。今回の調査においても、彫刻の年代や彫物師は棟札でなく彫刻に記された墨書きや刻銘、古文書による場合が多かった。

全体に占める県内の割合をみると、彫物師128名中92名(71.9%)を占め、その内で東部地区が最も多く72名。次いで中部地区12名、西部地区5名と続き、最も少ないのは北部吾妻地区0名である。本県の彫物師の居住地は東毛であるといつても過言ではない。県外は128名中36名(28.1%)を占め、その内で埼玉県が最も多く22名、次いで東京都7名と続き、関わったのは1都1府3県である。

前述の大工と同様の観点から比較的彫刻師が多く居住する地区をみると次の通りである。中部の前橋市富士見町米野、伊勢崎市境上渕名、東部の桐生市黒保根町上田沢、みどり市東町花輪・荻原、太田市山之町、西部と北部吾妻にはみられない。県外は埼玉県の本庄市(旧本庄宿、玉井)、熊谷市(旧熊谷宿)、行田市河原地区、東京都(旧東都日本橋)である。

前述した町(宿)・村、地区において主導的な役割を果たした主な彫物師は次の通りである。

県内は中部の前橋市田面地区の深澤軍八、富士見町米野の萩原米麿、伊勢崎市境上渕名の弥勒寺音八。東部の桐生市黒保根町上田沢の関口文治郎有信・関口松次郎・福田源次郎楨訓・福田助次郎・窪田(久保田)徳次郎。みどり市東町花輪の高瀬忠七・高瀬繁八・石原吟八郎義武・石原常八主信・石原常八主利・石原甲斐之輔知信、荻原町の星野慶助藤原配興、太田市山之町の岸大内蔵藤原義福、等である。

県外は埼玉県の本庄市旧本庄宿の小林栄次郎・小林丑五郎正路、玉井の小林源八正俊・小林源太郎。熊谷市(旧熊谷宿)の小林源八正俊・小林源太郎。行田市河原地区は諸貫万五郎。東京都(旧東都日本橋)の後藤三次橋恒徳、等である。

本県において装飾建築として代表的な建物の彫物師棟梁をみると次の通りである。所在地、建造年代は①大工の項を参照。

- ・妙義神社社本社社殿 彫物師棟梁 安藤利助政成（江戸）
- ・棟名神社本社社殿 彫物師 関口文次郎（桐生市黒保根町上田沢）
- ・桐生天満宮本殿・幣殿 彫物棟梁 関口文治郎有信（桐生市黒保根町上田沢）
- ・（板倉）雷電神社本殿・幣殿 彫物師 石原常八主信（みどり市東町花輪）

以上4件の彫物師棟梁の居住地は3件が本県であり、本県を代表する彫物師が関わっている。

本県には花輪・田沢地区の集団をはじめとする数多くの彫物師が居住していた。

桐生市黒保根町上田沢の関口文治郎は熟田神宮本殿〔国重文、長野県伊那市長谷溝口、宝曆13年（1763）〕、伊勢崎市境上潤名の弥勒寺音八は笠間稲荷神社本殿〔国重文、茨城県笠間市笠間、万延元年（1860）〕に携わっており、県外でも活躍している。本県の装飾建築において、花輪・田沢地区をはじめとする各地に居住した数多くの彫物師が果たした役割を再認識したい。

### ③ その他の工匠（大工と彫物師を除く）

全体に占める県内の割合をみると、その他の工匠245名中140名（57.1%）を占め、その内で西部地区が最も多く41名。次いで東部地区37名、中部地区34名と続き、最も少ないのは北部利根地区・北部吾妻地区各14名である。県外は245名中105名（42.9%）を占め、その内で長野県が最も多く42名、次いで埼玉県の24名と続き、関わったのは1都6県である。

前述の大工と同様の観点から比較的その他の工匠が多く居住する地区をみると次の通りである。

西部の屋根師が多い高崎市（旧高崎宿）、北部利根の榎と石工が多い沼田市（柳町・材木町）、北部吾妻の榎が多い東吾妻町（岩下・三島）、県外は石工が多い長野県高遠町である。屋根師は長野県と新潟県が多く、数は少ないが東毛では福島県会津もみられ、県内より県外が多い。

なお、長野県の石工は町（宿）・村は明らかでないが信州とする者が12名、伊那市高遠町12名計24名であり、石工の居住地全体をみても、その数は圧倒的に多い。このことは特筆すべきことといえよう。

### （5）工匠の肩書

表3より各工匠の肩書を考察する。

### ① 大工

大工の肩書711例において74の呼称があり、その使用頻度で最も多いのは「大工」168例（23.6%）。次いで「棟梁」85例（12.0%）、「大工棟梁」68例（9.6%）、「門人」「仕手（大工方仕手・仕手方を含む）」各50例、「脇棟梁」41例、「小工」25例、「番匠」24例と続く。

棟梁を含む肩書は「棟梁」「大工棟梁」の他、「町棟梁」「棟梁大工」「宮大工棟梁」「本棟梁」「脇棟梁」「大工脇棟梁」「大棟梁」「領棟梁」「大工両棟梁」「小棟梁」「修復棟梁」「深秘棟梁」「番匠棟梁」「大工脇棟梁」「上屋大工棟梁」「棟梁隠居」「正棟梁」「副棟梁」「紀井殿御棟梁」「御宮殿棟梁」「御小星取締役棟梁」などがある。その他、棟梁を棟梁ではなく表記するものとして、「大工削頭領」「大工頭立」「大工統領」、また比較的目にしない例として「大工棟司」「大工側司」「大工長」「大匠小工」「匠司」「工匠」「工」「例席」「新夫」「定男」などがある。

棟梁を含む肩書の一例として「深秘棟梁」があるが、これは棟名神社専属の棟梁であり、社家の一つである「詳雲房」（圓田家）が世襲している。本社社殿においては、本社背面に接続して位置する御姿岩に鎮座する御内陣を担当している。

### ② 彫物師

彫物師157例において30の呼称があり、その使用頻度で最も多いのは「彫工（雕工を含む）」42例（26.8%）。次いで「彫物師（雕物師を含む）」35例（22.3%）、「彫師」12例（7.6%）、「彫刻師」「仕手」各7例（4.4%）、「彫工棟梁」5例、「彫物棟梁」4例、「彫方」3例、「彫物大工」「彫匠」「彫物」「大佛師」「彫工師」はそれぞれ2例と続く。

1例であるが注目したいのが、19世紀前期〔彫刻は文化4年（1807）〕の龍昌寺本堂に見る高瀬繁八の「彫物師並彩色共」である。その他、「彫物師棟梁」「細工人」「木彫工」「彫刻師」「彫人」「注文受」、関口文治郎有信（桐生市黒保根町上田沢）に係る「彫物棟梁」「東都公儀棟梁関東彫物大工」「日光山彫物棟梁」「御公儀御棟梁」「武衛（衛）御棟梁」、弥勒寺音八（伊勢崎市境上潤名）に係る「注文受」などがある。

### ③ その他の工匠（大工と彫物師を除く）

#### i 榎

59例において9の呼称があり、その使用頻度で最

も多いのは「杣」33例(55.9%)。次いで、「杣棟梁」8例(13.6%)、「杣方」5例(8.5%)と続く。その他、「杣山取統領」「杣世話役」「仕手頭取」「杣取」「杣後見」などがある。

杣は古くは木材を伐採し材木にする職人を指していたが、その後技術的に分化し、伐採にあたるものを作「先山」、大鋸などで造材にあたるものを作「木挽」というようになる。その分化は江戸初期頃から顕著になつたとされている。本稿では記された肩書の杣、木挽の具体的な業務内容は不明なので、記された字面通りに分類している。

#### ii 木挽

75例において10の呼称があり、最も多いのは「木挽」48例(64.0%)。次いで「木挽棟梁」12例(16.0%)、「概方」6例(8.0%)と続き、その他「木引」「大引」「小挽」「板粉方仕手」「木挽方仕手」「木曳」「木挽頭立」などがある。

#### iii 杣木挽

6例あるが、これは杣と木挽が同一人であることを示すものといえよう。

#### iv 屋根師

57例において18の呼称があり、最も多いのが「屋根師」9例(15.8%)。次いで「柿師」「葺師」各6例(10.5%)、「檜皮師」5例(8.8%)、「屋祢屋」4例と続く。その他、「檜皮大工棟梁」「葺師」「柿屋祢屋」「屋根方棟梁」「屋根方仕手」「板粉方仕手」「屋根統領」「御家根師」「屋根屋」「瓦師」「御大工」「屋根師後見」「屋根師棟梁」「屋根師仕手」「棟梁」「檜皮大工棟梁」「檜皮師棟梁」「柿師棟梁」「檜皮師」などがある。

#### v 鍛冶・金物・鎌工

16例において10の呼称があり、最も多いのは「鍛冶」「屋根鎌師」「鎌方棟梁」各3例(18.8%)。次いで「金物方」2例と続く。その他、「かちや(鍛冶屋)」「鎌屋」「金物細工」「釘大工」「銅屋根鎌棟梁」「鎌師」などがある。

#### vi 石工

30例において4の呼称があり、最も多いのは「石工」26例(86.7%)。その他、「石切棟梁」「石屋」「石工棟梁」などがある。

#### vii 仕事師

14例において9の呼称があり、最も多いのは「仕事師」4例(28.6%)。次いで「鳶方」「黒鍬」各2例(14.3%)、その他、「鳶職」「鳶頭」「仕事衆」

「地業・土地方」「土方棟梁」「地形棟梁」などがある。

#### viii 塗師

15例において4の呼称があり、最も多いのは「塗師」9例(60.0%)。その他、「塗師棟梁」「ぬしや(塗師屋)」「塗師棟梁脇」などがある。

#### ix その他の工匠

viまでに記した以外の工匠として、「絵師」3例、「箔押」4例、「彩色」6例(彫物並彩色1例を含む)、「絵具屋」1例、「疊屋」2例、「木屋」2例、「手木師」2例、「ちゃん師」1例、「概方」「概取」各3例などが見られた。

今回の調査において、筆者の過去の調査例の無かった肩書として、「概方」「概取」「ちゃん師」「黒鍬」「手木師」などがある。

「概方」と「概取」はそれぞれ天保14年(1843)の(岩下)菅原神社拝殿(神社140、東吾妻町岩下)と嘉永5年(1852)の(岩下)菅原神社本殿(神社141、東吾妻町岩下)の棟札に見る。概はたきぎ、まきを意味することから、杣若しくは木挽と推察する。

「ちゃん師」は寛政元年(1789)の倉賀野神社本殿前身建物(神社48、高崎市倉賀野町)の修理棟札に見る。「ちゃん師」は塗師であり、18世紀初頭以降に普及されたとする漆塗の代替塗装仕様である「チャン塗」を行う職人を指す。荏胡麻油・桐油などの乾性油に、松脂を混合したものを「チャン油」、これで顔料を練って塗るものが「チャン塗」である。この塗装法は漆塗と見間違う施工結果が得られ、施工が比較的容易で、材料費・工賃が安価なことが普及に繋がったと言われている。一方、荏胡麻油・桐油などの乾性油一酸化鉛(密陀僧)を混合したものを「密陀油」、これに顔料を混合したものには「密陀彩色」と呼ばれている。

「黒鍬」は文政11年(1828)の清泉寺本堂(寺院81、下仁田町下仁田)の棟札に見る。この建物は信州の大隅流大工棟梁矢崎豊前掾照方によるものであるが、「黒鍬」の2名の職人の居住地は信州と推定するが記されていない。「黒鍬」は「黒鍬者」であり、「広辞苑」に「③江戸時代、江戸城内の警備・防火・土普請・掃除などに使役され、將軍の外出の際に荷物を運搬した人夫」、「建築大辞典」(彰国社)に「④江戸時代に堤防工事や道路工事などの出稼ぎ農民」とあることなどから、地業方・鳶・仕事師(土工)等の職人と考える。

「手木師」は安政2年(1855)の雙玄寺本堂(神社26、渋川市北橋町)の棟札に見る。木挽、屋根師、石工とともに記されている。現時点ではその仕事内容は不明である。なお、「手木」は十手や強く締めつけるために綱を巻きつける短い木切れなどを指す用語である。

#### (6) 江戸幕府と関連の深い建物の工匠

棟札において江戸幕府の将軍が顧主になっている建物として、貫前神社と世良田東照宮の建物がある。そこに関わった工匠を次に記す。なお、いずれも居住地を記していないが江戸住と推定する。

##### ① 贯前神社

本殿・拝殿・楼門〔寛永12年(1635)〕

御大工 鈴木近江藤原朝臣長次

御大工 木原本工允藤原朝臣義久

棟梁 鈴木庄三郎藤原朝臣安久

棟梁 鈴木小十郎藤原朝臣

##### ② 世良田東照宮

i 本殿拝殿等修理〔元文元年(1736)〕

大工 平内大隅齋部政長

ii 本殿拝殿等修理〔宝曆13年(1763)〕

大工 平内備中齋部政長

iii 本殿拝殿等修理〔安永6年(1777)〕

大工 石丸定六源充倚

iv 本殿拝殿等修理〔寛政8年(1796)〕

大工 石丸祐次充良

v 本殿拝殿等修理〔天保15年(1844)〕

大工 甲良若狭源棟全

#### (7) 大隅流の工匠

大隅流は立川流ともに1770~80年代に長野県諏訪で確立した寺社建築における建築様式の流派一つである。大隅流は江戸幕府の作事方大棟梁であった四天王寺流の平之内家(以下、平内と記す)が代々平内大隅守を名乗ったことに由来する。木割書『匠明』の著者平内正信を初代として幕末まで11代にわたり作事方大棟梁を世襲する。信州に大隅流が入った経緯や時期は不明だが、諏訪藩(高島藩)に仕えた村田佐野右衛門〔(1719)~(1794)〕は大隅流であると伝え、同じく諏訪藩に仕えた伊藤長左衛門矩重〔(1747)~(1800)〕が村田佐野右衛門の弟子となり、村田姓を名乗る(後に柴宮家の養子となり柴宮姓となる)。

本稿で取り上げる矢崎姓の大工は伊東家の伊藤長左衛門矩重(村田長左衛門矩重、柴宮長左衛門矩

重)の系譜にある大工である。本拠地は、伊東家の居住地であった信州諏訪の上桑原村普門寺(現諏訪市西賀茂普門寺地区)である。

今回の調査において棟札、その他の資料で大隅流の関与が確認できた大工と関わった建物は次の通りである。

##### 《棟札から》

・矢崎善司昭方(初代善司、照方、善次郎)

如意輪觀世音堂(北向觀音堂)

〔高崎市、文政2年(1819)〕

清泉寺本堂 〔下仁田町、文政11年(1828)〕

・矢崎久右衛門元形(久右衛門)

産泰神社拝殿 〔前橋市、文化9年(1812)〕

産泰神社金刀比羅宮(前橋市、文化7年(1810))

・矢崎国善司矩慶(2代善司、国次郎、国太郎)

常林寺本堂 〔長野原町、文政7年(1824)〕

清泉寺本堂 〔下仁田町、文政11年(1828)〕

##### 《建築図から》

・矢崎林之丞照恭(3代善司)

『三門図銭額禪師題詞』より推定

最興寺山門 〔富岡市、文久3年(1863)〕

##### 《その他の資料から》

『大隅流の建築 柴宮長左衛門矩重伝』〔矢崎秀彦・伊藤富夫、鳥影社、平成6年(1994)〕、『諏訪高島藩大隅流棟梁の記録第五卷』〔伊藤富夫、長野日報社、平成15年(2003)〕『大隅流伊藤儀左衛門光禄伝』〔矢崎秀彦、長野日報社、平成16年(2004)〕、『佛石田組工事経歴書』による。

・矢崎善司昭方(初代善司、善次郎)

(松井田)不動寺本堂

〔安中市、文政2年(1819)〕

(富岡)諏訪神社市神様(旧本殿)

〔富岡市、文政3年(1820)〕

(下仁田)諏訪神社本殿

〔下仁田町、天保8年(1837)〕

・矢崎国善司矩慶(2代善司、国太郎)

光巖寺薬師堂 〔富岡市、天保3年(1832)〕

(下仁田)諏訪神社近戸神社

〔下仁田町、天保5年(1834)〕

・矢崎(石田)房之進照房

最興寺山門 〔富岡市、文久3年(1863)〕

(下仁田)諏訪神社拝殿

〔下仁田町、弘化3年(1846)〕

### 3.まとめ

#### (1) 寺社建築の装飾化は寺院本堂建築より

##### 神社本殿建築が顕著である

寺社建築の装飾の原点は寺院建築にあるが、時代が下るとともに神社建築は寺院建築の影響を受けて、装飾するようになる。

一般的に寺院本堂は本尊を内部に安置し、拝観者は建物内部に入りその前で礼拝する。これと比較して神社本殿は御神体は内部に安置されており、また建物自体が神社の象徴であり、礼拝者は建物内部に入るではなく、建物外部から礼拝する。この本堂と本殿の建築の特質と、規模を見ると比較的本堂は大きく、本殿は小さいことから、装飾化は本堂より本殿の方が、施し易いと考える。

寺社建築の装飾は全国的に近世になり飛躍的に進む。本県寺社建築はほとんどが近世のものであることから、地方における寺社建築の装飾化の過程をみることができ。本県の神社本殿建築では江戸後期以降になると建物全体が彫刻のような建物が出現するが、寺院建築本堂をみると建物内部の欄間彫刻をはじめとする内法上部の装飾に止まっている。

#### (2) 寺社建築の装飾は時代が下るとともに

##### 部分的なものから全体に及ぶ

寺社建築の装飾手法には彩色・彫刻・金具・漆塗・染色、伝統に拘らない構造手法の採用などがあるが、最も目立ち、注目されるのは彫刻といえよう。本県の神社本殿建築をみると時代が下るとともに装飾の範囲が拡大する。

18世紀前期頃までは内法上部の棟板と木鼻程度の彩色に限られるが、18世紀中期以降になると限られた建物があるが壁面（大羽目）を彫刻で埋め尽くすものが出現する。18世紀後期～19世紀前期頃になるとさらに進んで床下壁面まで彫刻を埋め尽くすようになる。なお、これらの多くは彫刻に彩色を施すが、19世紀前期以降になると、彩色なしの素木造が出現する。19世紀中期になると向拝部の水引虹梁や海老虹梁の透彫にするなど、もはや建物というよりは彫刻のような建物、また彫刻を多用し彩色部と素木部が混在する建物なども出現する。

#### (3) 工匠の居住地は県外に及ぶ

##### ① 大工

大工の居住地は551名中群馬県が414名（75.1%）、県外が137名（24.9%）である。県内は中部129名（県内の31.2%）、東部110名、西部89名、北部吾妻

62名と続き、最も少いのは北部利根24名である。県外は埼玉県が60名（県外の43.8%）で最も多い。

県内で居住地が多い地区は、高崎市室田（上室田・中室田・下室田）、榛東村新井、渋川市金井、前橋市青梨子町などである。県外で多い居住地は埼玉県熊谷市、長野県は大隅流の本拠地の諏訪市四賀などである。なお、諏訪で大隅流とともに活躍した立川流の大工は、本調査では見当たらない。

なお、居住地は記されていないが、江戸幕府三代将軍家光の造営による貫前神社社殿の大工に鈴木長次と木原義久、徳川家康を祀る世良田東照宮本殿修理工事の大工に平内政長、平内武政長、石丸充良、甲良棟全などが見える。これらの大工は江戸幕府作事方の大棟梁の役職をもつ大工である。大棟梁は御作事奉行配下の御大工頭の下の役職である。当時江戸幕府の高い役職の建設官僚が関わったのは、江戸幕府との関係が深く特別な存在であったことを物語る。

##### ② 彫物師

彫物師128名中群馬県が92名（71.9%）、県外が36名（28.1%）である。県内は東部が最も多く72名で群馬県の78.3%を占め、県外では埼玉県が22名で最も多く、県外の61.1%を占める。

県内で居住地の多い地区は、みどり市東町花輪と桐生市黒保根町上田沢、太田市山之神町などである。県外で多い居住地は埼玉県熊谷市・本庄市、東京都などである。

##### ③ その他の工匠

大工と彫物師以外の工匠245名中群馬県が140名（57.1%）、県外が105名（42.9%）である。県内で多い職種は袖工である。県外で石工をみるとほとんど長野県伊那地域でその中心は高遠町である。

##### ④ 大隅流の工匠

本調査で棟札で確認できた大工は矢崎善司昭方（初代善司）、矢崎久右衛門元形（久右衛門）、矢崎国善司矩慶（2代善司）、石田（矢崎）房之進、矢崎林之丞昭恭（3代善司）の5名である。

##### ⑤ 黄檗宗寺院の工匠

本調査で対象となった黄檗宗の寺院は南牧村の黒滝山不動寺（現在の大塩沢）と高崎市の少林山達磨寺（鼻高町）がある。不動寺で禪宗様の建築様式を示すのは山門〔寛政10年（1798）〕と開山堂〔安政5年（1858）〕であるが、共に工匠は不明である。達磨寺では禪宗の昭堂形式を探る本堂〔明治44年

(1911)】を残すが明治の建物である。両寺院の大工は黄檗宗の建築に特化した大工ではないと推察する。

#### (4) 工匠の肩書

##### ① 大工

大工の肩書は706例中、74の呼称があり最も多いのが「大工」166例(23.5%)、次いで「棟梁」85例(12.0%)、「大工棟梁」67例(9.5%)と続き、これらで全体の45.0%を占める。なお、「深秘棟梁」の呼称は棟名神社独自のものである。

##### ② 彫物師

彫物師の肩書は145例中、30の呼称があり最も多いのが「彫工」39例(26.9%)、次いで「彫物師」35例(24.1%)、「彫師」12例(8.3%)と続き、これらで全体の59.3%を占める。なお、「御公儀御棟梁」と「彫工武衛(衛)御棟梁」「日光山彫物棟梁」「東都公儀棟梁関東彫物大工」の呼称は関口文治郎有信に係るものである。

##### ③ その他の工匠

大工と彫物師を除く各工匠の肩書の使用頻度をみてみたい。以下、最も多い呼称を示す。

杣は58例中「杣」33例、木挽は76例中「木挽」49例、屋根師は57例中「屋根師」9例、鋸工は11例中「屋根鋸師」「鋸方棟梁」各3例、塗師は15例中「塗師」9例、仕事師(鳶・地業工)は14例中「仕事師」4例、石工は30例中「石工」26例、彩色師は6例中「彩色」2例、箔工は4例中「箔方」3例である。

#### (5) 寺社建築装飾において彫物師の果たした役割は大きい

江戸幕府大棟梁の家柄である平内家伝來の木割書である「匠明」〔平内政信、慶長13年(1608)〕には棟梁が身に付けるべき能力や技術について、「五意達者にして、昼夜怠らず」とある。五意は「式尺の墨軸、算合、手仕事、絵用(絵様)、彫物」のこと、建築彫刻の重要性に触れている。ここでいう彫刻は木鼻、蔓殻、虹梁等の唐草絵様を指しており、既に前述の1(2)の寺院本堂の欄間彫刻や神社本殿の装飾化で記した壁面彫刻を指すものでない。本県では18世紀中期以降、神社本殿において壁面彫刻が見られるが、この彫刻は大工ではなく、彫刻の専門職としての彫物師が担当している。寺社建築の装飾化は彫物師を抜きにしては語れない。

花輪(みどり市東町)・田沢地区(桐生市黒保根町)は本県で最も多くの彫物師を輩出した地区である。『勢多郡東村村誌通史編』〔勢多郡東村、平成10

年(1998)〕では東村の彫物師は判明しているだけでも53人の多さに達していると記している。この地区的祖は日光東照宮に関わった公儀彫物師の高松又八邦教(沼田生まれ、後に江戸神田九軒町へ)である。高松又八は花輪の祥禪寺の墓地に眠る。栗生神社・桐生天満宮・棟名神社・熱田神宮(伊那市)の社殿を手懸けたのは、上州の左甚五郎と呼ばれる関口文治郎(上田沢)である。文治郎の師は石原吟八郎、吟八郎は高松又八の門人である。妙義神社社殿の小沢五右衛門、信州の立川流も遙れば高松又八に辿り着く。

花輪の石原吟八郎と田沢の関口文治郎はそれぞれ彫物師集団を形成した。これらは「上州彫物師集団」と呼ばれ県外でも活躍した。その他、石原常八(花輪)、山之神(旧蔽塚本町)の岸亦八、田面(旧粕川村)の深沢軍八、上測名(旧境町)の弥勒寺音八など、枚挙にいとまがなくいずれも優れた作品を残す。

#### (6) 今後の課題

##### ① 市町村・地区別の悉皆調査の推進

本調査で対象となった寺社建築は予備調査で寺院77件106棟、神社83件153棟、計160件259棟、本調査で寺院104件198棟、神社107件249棟、計211件447棟であり、寺社の予備・本調査総計は371件706棟である。しかし、本調査は既に文化財指定を受けている建物がある寺社はすべて含んでいることから、県下全体からみるとまだ限られた範囲での調査といえよう。筆者が悉皆調査した平成合併前の旧沼田市と旧尾島町の調査対象とした寺社の件数と棟数をみると、次の通りである〔第6節4(4)②参照〕。旧沼田市は1次調査が寺院建築80件89棟、神社建築100件134棟で計180件223棟、2次調査が寺院建築26件33棟、神社建築48件72棟、計74件105棟、旧尾島町は1次調査が寺院建築26件40棟、神社建築28件33棟で計54件73棟、2次調査は寺院建築が12件27棟、神社建築が17件22棟で計29件49棟である。この2市町だけで二次調査対象となった寺社数は103件、棟数は154棟にのぼる。このことからも調査されていない寺社建築は数多くあることが分かる。

本県の寺社建築は、ほとんど近世のものであり破損が進みほとんどが修理や建て替えが必要な状況にあり、加えて寺院の檀家離れ・神社の氏子離れも進み、危機的状況にあるといつても過言ではない。本調査により、一段と調査研究が進み概要把握はでき

ても、必ずしも全貌は明らかになるわけではない。今後、悉皆調査が行われていない市町村又は地区毎の調査が早急に実施されることが望まれる。

## ② 建築彫刻に係る調査研究の推進

寺社建築の装飾は専門職としての彫物師の重要性については既に述べたが、本調査で明らかになったことは、建物と同様に概要であり限られた範囲のものである。

寺社建築に見る彫刻は、単なる彫刻作品というだけでなく、あくまで建築における彫刻であるという視点は忘れてはならないと考える。多くの場合建物全体をコーディネートする立場にある大工と彫物師の関連性は重要であるといえよう。また、その建物の欄間彫刻や壁面彫刻の題材の選定理由は時代性、宗派や祭神、参詣者など、何によるものなのか。これらは今後の調査研究の課題と考える。

筆者は県内の大隅流大工の建物をみると、壁面彫刻や虹梁に透彫を施し江戸前期までのものに比較すると彫刻による装飾は進んでいるが、全体的には建築構造が読み取れ、同じ時期の彫刻を多用した建物と比較すると建物全体を彫刻で埋め尽くすことはなく一線を画している。大隅流大工は、大工であり彫刻に長けていたが、あくまで建築が主で彫刻はあくまで建築を引き立てる一つの手段であったと推察している。彫刻が専業としての彫物師による場合、大工が果たした役割やどの部位までが彫物師の担当で、どの部位を担当したのかなどは今後、明らかにしなければならないと考える。

また、建築彫刻はすべてが建造当初でなく、時代が下ってから施されていることもあることから、建築年代、彫刻年代を分けて考察することが重要と考える。

## 参考文献

- ・「群馬県近世社寺造営に関与した彫物師」伊藤龍一、日本建築学会大会学術講演梗概集、昭和57年(1982)
- ・「群馬県花輪・田沢地域の彫物師と公儀彫物師高松家との関連」伊藤龍一、日本建築学会大会学術講演梗概集、昭和58年(1983)
- ・「群馬県・栃木県における江戸時代の社寺建築にみられる柱および壁面の装飾彫刻について」平井聖、日本建築学会大会学術講演梗概集、昭和58年(1983)
- ・「利根川沿岸の造営文化」松本十徳、「群馬文化」第207号、昭和61年(1986)
- ・「大工彫刻」㈱INAX、昭和61年(1986)

- ・「続、利根川沿岸の造営文化」松本十徳、「群馬文化」第209号、昭和62年(1987)
- ・「赤勒寺音八」松本十徳、「群馬風土記」群馬出版センター、昭和63年(1988)1月号
- ・「開口文治郎の名作」松本十徳、「群馬風土記」群馬出版センター、昭和63年(1988)3月号
- ・「無闇堂後表(島村源藏)」松本十徳、「群馬風土記」群馬出版センター、昭和63年(1988)5月号
- ・「高松又八郎部教」松本十徳、「群馬風土記」群馬出版センター、昭和63年(1988)7月号
- ・「石川勝右衛門(笛苗)」松本十徳、「群馬風土記」群馬出版センター、昭和63年(1988)9月号
- ・「武州・熊谷ノ源太郎」松本十徳、「群馬風土記」群馬出版センター、昭和63年(1988)11月号
- ・「前原藤次郎父子」松本十徳、「群馬風土記」群馬出版センター、昭和64年(1989)1・2月号
- ・「岸亦八とその門人」小林一好、「群馬風土記」群馬出版センター、平成元年(1989)3・4月号
- ・「石原常八と星野政八」松本十徳、「群馬風土記」群馬出版センター、平成元年(1989)5・6月号
- ・「群大内藤原義福」松本十徳、「群馬風土記」群馬出版センター、平成元年(1989)7・8月号
- ・「蔽塚本町の彫刻文化・彫刻師岸四代の事績」蔽塚本町誌上巻」蔽塚本町、平成3年(1991)
- ・「江戸の裝飾建築」庭寺茂、㈱INAX、平成6年(1994)
- ・「大隅流の建築 荘宮長左衛門重伝」矢崎秀彦・伊藤富夫、鳥影社、平成6年(1994)
- ・「弥勒寺音次郎・音八」『境町史 第3巻 歴史編上』境町、平成8年(1996)
- ・「彫物師 開口文治郎」「黒保根村誌1」黒保根村長、平成9年(1997)
- ・「東村の彫刻及び彫刻師たち」「勢多郡東村誌 通史編」勢多郡東村、平成10年(1998)
- ・「群馬の社寺彫刻 一東上州の彫刻師」小林一好、みやま文庫、平成11年(1999)
- ・「諏訪高島藩大隅流棟梁の記録 第五・六巻」伊藤富夫、長野日報社、平成15年(2003)
- ・「大隅流 伊東儀左衛門光禄伝」長野日報社、平成16年(2004)
- ・「越後の名匠 石川雲蝶」木原尚、新潟日報事業社、平成16年(2004)
- ・「甦る「聖天山」と上州彫物師たちの足跡」阿部修治、さきたま出版会、平成23年(2011)
- ・「諏訪の社寺と名匠たち 一大隅流・立川流の神體を訪ねてー」㈱長野日報社、平成26年(2014)
- ・「名工波の伊八、そして北斎ー伊八ー五代の生涯」片岡栄、㈱文芸社、平成27年(2015)
- ・「寺社の装飾彫刻 宮殿り 壮麗なる超絶技巧を訪ねて」若林純、日貿出版社、平成25年(2013)
- ・「寺社の装飾彫刻 関東編上 東京・埼玉・群馬」若林純、日貿出版社、平成27年(2015)
- ・「寺社の装飾彫刻 関東編下 千葉・栃木・茨城・神奈川」若林純、日貿出版社、平成27年(2015)

表3 工匠一覧(1)大工

注

(1)建物は建造年代が下る順に記す。

(2)調査区分における宮廟は本調査対象建物、予は予備調査対象建物を示す。

(3)番号欄の数字は報告書における寺社それぞれにおける報告番号。調査区分欄の予は本調査に至らず予備調査のみで終了した寺社を示す。また、外は今回調査対象となっていないが、他の報告書等から引用したことを示す。

(4)地区欄における「中」は中部地区的前郷市、伊勢崎市、渋川市、佐波郡1町(玉村町)、北群馬郡2町(伊東町、吉岡町)の6市町村、「西」は西部地区的高崎市、藤岡市、渋川市、利根郡2町(利根町、明和町)、千代田町、大山町、邑楽郡3町(中田町、(足利)山北部利根郡の沼田市、利根郡4町村(片品村、川塙村、昭和村、みなかみ町)の5市町村、「北」は北部吾妻地区的吾妻郡6町村(中条町、長野原町、野村村、草津町、高山村、東吾妻町)を示す。

(5)建造年代は棟札・折衝札・銘札等によるが、他の資料による場合は備考に示す。

(6)居住地欄の( )は当該建物の棟札・銘札等に記されていないが、他の資料・資料による場合を示す。

種別	番号	西 地区	建物名	所 在 地	香取組	建造年代	大 工				備 考
							相體	西體	肩書	氏 名	
神社	123	北利	(頃川)熊野神社本殿 (前身建物)	みなかみ町 頃川		文応1	大工 小工		吉田と泉屋宗繁 吉田常八以真	紀州牛廢郡備良村 同郡同所	寛政12年(1800)の棟札 で文応3年癸亥(平文 から弘長3年)に熊野三所権現の勅願を示す。 この棟札の裏面に記す第1建立。牛廢郡 は牛廢郡か
神社	123	北利	(頃川)熊野神社本殿 (前身建物)	みなかみ町 頃川		天文4	大工 小工		鈴木由羽頭安通 山崎治七義和	大和田島上郡御所 同郡同所	寛政12年(1800)の棟札 で文応3年癸亥(平文 から弘長3年)に熊野三所権現の勅願を示す。 この棟札の裏面に記す第1建立。牛廢郡 は牛廢郡か
神社	187	東	(板倉)雷電神社末社 八幡宮	板倉町 板倉	国	天文16	1547	大工	飯嶋左衛門		天文17年(1548)の棟札 より
神社	120	北利	(谷川)富士浅間神社中宮	みなかみ町 谷川		万治1	1658	大工	重吉		寛文3年(1663)(修理 のものか)の棟札を残す 雷電神社末社八幡宮相 荷神社社殿の棟札の裏 面に記されている。番 號の数210人
神社	187	東	(板倉)雷電神社社殿 前身建物	板倉町 板倉		元龜4	1573	大工	山崎兵庫助		
寺院	110	北吾	日向見瀬堂	中之条町 四万	国	慶長3	1598	大工 番匠	横尾範助 文藏 番助		
神社	187	東	(板倉)雷電神社社殿 前身建物修理	板倉町 板倉		慶長16	1611	大工	都御次衛門		
寺院	71	予 西	龍昌寺本堂前身建物	安中市 安中		元和10	1624	大工棟梁 脇棟梁 脇梁架 大工 大工	森田丹後守 吉田右衛門 吉田半左衛門 藤原郎 喜多郎	信州松代 谷津村 谷津村 越後 越後	「龍昌寺縁起」 「安中市史」
神社	116	北利	(上牧)子持神社本殿	みなかみ町 上牧	革	寛永10	1633	大工	大原源四郎重吉	名柄	
神社	77	西	一之宮貫前神社本殿	富岡市 一ノ宮	国	寛永12	1635	側大工 側小工 檼梁架 檼梁	鈴木近江藤原朝臣長次 木村木工左衛門朝臣経久 鈴木庄三郎藤原朝臣経 鈴木小十郎藤原朝臣	吉田右衛門 吉田半左衛門 藤原郎 喜多郎	
寺院	140	東	長勝寺三仏堂	太田市 世良田町 景	慶安4	1651	大工	長谷川五兵衛藤原重進			その他、小工25名が署名
神社	125	北利	(羽場)日枝神社本殿	みなかみ町 羽場		明和2	1656	大工	仁又丈		万治元年(1658)の棟札
神社	99	北利	(足利)八幡宮本殿	沼田市 戸窓野町		明和3	1657	大工	大原源吉		大工は万治元年(1658) の棟札
神社	69	西	辛科神社本殿	高崎市 吉井町		寛文1	1661	大工	渡邊市良兵衛		
神社	120	北利	(谷川)富士浅間神社 中宮(修理のもの)	みなかみ町 谷川		寛文3	1663	大工 大工 大工	船岡衛門 八角衛門 七郎兵衛	宇曽井村 上牧村 遙原村	万治元年(1658)(雄造) の棟札を残す
神社	187	東	(板倉)雷電神社社殿 (前身建物)	板倉町 板倉		寛文4	1664	大工 大工	大曾作左衛門信安 神舟右衛門		
神社	44	中	玉八幡宮本殿修理	五井町 下新田	国	寛文7	1667	大工	鶴見右衛門		
寺院	44	西	(石原)清水寺本堂	高崎市 石原町		寛文11	1671	大工棟梁 大工棟梁 大工棟梁	清水正兵衛重次 清水三郎兵衛重長 柴田兵衛右衛門	上州美田住 上州美田住 上州美田住	
寺院	2	中	元豊寺本堂	前橋市 豊町		寛宝5	1677	檼梁	萩原左衛門	勢多郡八崎村	明治26年(1893)大改修
神社	30	中	(中郷)菅原神社本殿	渋川市 中郷		貞享3	1686	大工 大工 大工	狩野作左門 狩野正兵衛 狩野次衛門		
寺院	121	北吾	草薙寺本堂	高山村 沢高		貞享5	1688	檼梁	大河原善四郎 大河原右衛門 金村喜太夫 宮原平左衛門 中井平左衛門 飯野佐左衛門 丸木大兵衛 鶴原仁兵衛 中井田右衛門 高野重兵衛	上野国利根郡沼田柳町	
神社	168	東	(阿左美)生品神社本殿	みどり市 阿左美		元禄7	1694	大工	田代路石門(伝)		棟札確認できず
神社	178	東	経福宮本殿(前身建 物)	みどり市 大間々町 小平		元禄10	1697	大工 大工 大工 大工 大工 大工	板佐佐衛門家吉 一野鶴惣右衛門國元 六代伊兵衛古藤 和藤三之助吉明 大平左衛門国重 鶴原正兵衛寄久	野州足利領關原郡高松村 野州足利領關原郡高松村	

種別	番号	西 部	東 部	建物名	所 在 地	文 財 類 別	建造年代	大 工 工			備 考	
								和 暦	西 暦	附 註 書		
神社	77	西	東	一之宮貫前神社本殿 (修理)	喜多市 一ノ宮	国	元禄12	1699	榎安	清水松右衛門正直		
神社	136	北	北	三島神社本殿	高山村	中山	元禄13	1700	大工 大工 大工 大工 大工 大工	大工兵左衛門 開権助 尾山兵衛 大曾根兵衛 開治郎兵衛 大木曾左衛門 開五兵衛		
神社	44	中	中	玉村八幡宮本殿屋根 更替	玉村町	下新田	国	元禄17	1704	榎安	松本太郎兵衛	武州江戸八丁堀
寺院	143	東	東	明王院不動堂	太田市	安養寺町	宝永2	1705	大工	榎本五兵衛	安養寺村	
神社	136	北	北	三ツ井社本殿(修理)	高山市	中山	宝永4	1707	大工	七七南門		
寺院	38	中	中	(齊田)觀音寺觀音堂	玉村町	齊田	正徳1	1711	榎安 榎安 榎安	中國口兵衛 女房口兵衛 女房佐兵衛		
寺院	5	中	中	大徳寺總門	前橋市	小畠木町	正徳2	1712	榎安	田代八兵衛	後家村	
神社	22	中	(中村)草尾神社本殿	渋川市	中村	正徳3	1713	榎安 榎安 榎安 榎安	奥野善兵衛 木村傳右衛門 青井武兵衛 岸田市	神山町 中村 有間 有間	銘札墨書き	
寺院	116	北	北	練度觀音堂	堰志村	練原	正徳3	1713	大工	宮原与左衛門	大浦	
神社	32	中	中	七社神社本殿(七社 大明神)	渋川市	小野子	正徳4	1714	大工	須田喜兵衛		
神社	153	東	東	(徳良田)東照宮本殿・ 拝殿等修理	太田市	徳良田町	国	正徳4	1714	町棟梁 町棟梁	高橋右衛門・藤原重光 中木伊右衛門・源忠公	源原村
神社	73	西	西	地守神社大宮大宮 本殿・八幡宮本殿・ 辛糸神官本殿	藤岡市	下日野	享保1	1716	大工	大谷之助	源原村	
神社	73	西	西	地守神社大宮大宮 本殿・八幡宮本殿・ 辛糸神官本殿	藤岡市	下日野	享保1	1716	大工	大谷平	高崎町	
神社	73	西	西	地守神社大宮大宮 本殿・八幡宮本殿・ 辛糸神官本殿	藤岡市	下日野	享保1	1716	大工	大谷門之助	源原村	
寺院	152	東	東	栄楽寺阿弥陀堂	館林市	木戸町	享保2	1717	大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工	長兵衛 源左衛門 源左衛門 源左衛門 久右衛門 源左衛門 源六丸 源三丸 新助 長兵衛 喜兵衛門 小次郎 新兵衛 口藏	北大島 北大島村 ○口村 ○口村 ○口村 天明 天明 天明 高柳村 西郷新田 西郷村 西郷村	
神社	152	東	東	冠船荷神社本殿	太田市	細谷町	享保7	1722	大工 大工	植山三郎兵衛 平左衛門 内田源右衛門 次郎兵衛 平左衛門 平左衛門 實右衛門 實右衛門	上州古戸村 上州邑楽郡館林領住貢庄 上州邑楽郡館林領住貢庄 上州邑楽郡館林領住貢庄 上州邑楽郡館林領住貢庄	
寺院	38	中	(齊田)觀音寺本堂	玉村町	齊田	享保7	1722	大工	中町源兵衛忠久		西上州郡波上郡鳴村	
神社	137	北	北	北之谷稻荷神社本殿	高山市	中山	享保8	1723	大工	加兵衛	富田村	
寺院	161	東	東	穴源萬葉堂本堂	みどり市	大間々町 塙原	享保15	1730	榎安大工	木根甚之丞傳内 右七郎衛門	上州山田郡穴原 野原佐野	
寺院	128	東	東	鷲取寺山門	太田市	岩松町	享保17	1732	角司	森下助兵衛		
寺院	22	平	中	神祇寺本堂	渋川市	有馬	享保19	1734	大工	森下助七	當村(有馬村)	寺資料
神社	187	東	東	(板倉)雷電神社本殿・ 拝殿等(前身建物修 復)	板倉町	板倉	享保21	1736	大工 大工	岩松茂七 大塚小八		
寺院	54	西	西	長崎寺本堂	高崎市	賓禪町	享保21	1736	榎安	南兵次兵衛刷裏	室田中村	寺提供資料
神社	134	北	北	大槻神社本殿	堰志村	大槻	元文1	1736	榎安 大工 大工	田村七郎次 下野三次良 葛原次郎兵衛 田村竹五郎 栗原甚兵衛 千利庄八郎 竹原新八郎	大塚宿 中田見 中之条 中之条 三野 大前	
神社	153	東	(徳良田)東照宮本殿・ 拝殿等修理	太田市	徳良田町	国	元文1	1736	大工	平内大槻齋部政長		
神社	151	東	(徳良田)赤城神社	桐生市	黒保根町 上田沢	元文1	1736	大工	山田源右衛門 田畠井平七 遠澤宣三郎	下野国足利郡名草邑 下野国足利郡名草邑 下野国足利郡赤間邑		
神社	131	予	北	(宿宿)詔諭神社本殿	み野町	近桑	元文3	1738	大工 大工	竹内音三郎 西山武衛	鍬原村	
神社	44	中	中	玉村八幡宮本殿・ 拝殿等(宿宿)	玉村町	下新田	国	元文3	1738	大工 大工	與井兵衛 宇石衛門	當村(玉村宿) 當町(玉村宿)
											本殿は慶長15年(1610)の建造	

種別	番号	開基年分	地区	建物名	所在地	文 化 財 登 録 登 録	建造年代	大 工			備 考
								和題	西題	肩書	
寺院	15	中	瑞鳳音堂	伊勢崎市 香林町		元文5	1740	棟梁 手彫	深澤彦八郎 足利長五郎		
神社	178	東	總轄宮本殿	みどり市 大間々町 小平		寛保3	1743	工 工 工 工 工 工	林丘藤原正清 内田清八 四月頭日条八 大曾徳八 江口穂八 林八十八	式州櫛蘿部長井庄妻沼町 式州櫛蘿部長井庄妻沼町 式州櫛蘿部長井庄妻沼町 式州櫛蘿部長井庄妻沼町 式州櫛蘿部長井庄妻沼町 式州櫛蘿部長井庄妻沼町	氏子人是756人。諸職人758人。
神社	130	予	北谷	無盡神社本殿	長野市 母喜屋	寛保3	1743	棟梁	楓尾志右衛門		
神社	6	予	中	春日神社拝殿	前橋市 上佐鳥	延享2	1745	大工 大工 大工	中野孫五右衛門 中野左近右衛門 中野九右衛門		
神社	77	西	一之宮實前神社拝殿 (屋根高音)	富岡市 一ノ宮	国	延享2	1745	大工 大工 大工方仕手	笠原九兵衛 高須喜平次 社主三郎	当所一宮下町 信昌海灘	
寺院	97	北利	実相院本堂	沼田市 鹿形原町		延享2	1745	大工	宮原甚平	下川田	
神社	97	北利	樓名神社本殿(屋根高音)	沼田市 横名町	国	延享2	1745	御大工	金子新五郎 喜吉衛 三十郎		
神社	175	予	東	八王子神社本殿	みどり市 大間々町 小平	延享4	1747	大工 大工 大工	尾形左衛門 尾形善三良 尾形兵助 尾形寅八良	下野国安蘇郡鷺村 下野国安蘇郡鷺村 下野国安蘇郡鷺村 下野国奥駒邑	
寺院	136	東	圓光寺本堂	桐生市 黒保根町		延享4	1747	棟梁 柱 手彫	町田彌七郎 町田潤四郎 中井兵左衛門 井上右衛門 有吉博八 内田清八 有吉源市 原田庄五郎 内田善太郎 島吉善藏 桑原要七 新井	山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村 山田櫛蘿舞村	
神社	114	北利	(貝野原)武尊神社本殿	昭和村 貝野原		寛延3	1750	工匠 工匠	齊藤氏知記 齊藤氏基義 秋藤吉次郎 片山木左衛門 伏見源助 酒井太郎左衛門	新井郡有間村 新井郡有間村 當造群馬郡有間村 當造群馬郡有間村 河内原村 河八木原村	
寺院	33	中	柳沢寺仁王門	猿東村 山子田		寛延3	1750	大工棟梁 弟子 弟子 弟子 門弟 門弟 弟子 弟子 弟子 弟子 弟子 弟子 弟子	阿波千恵助 田中仙右衛門 小山平蔵 小山沙四郎 峰千武兵衛 小山彦七郎 阿見見五太夫 松井七兵衛 大工源左右門 角之門 平八良 羽根甚兵衛	(新井邑)	
寺院	53	西	龍門寺山門	高崎市 黒郷町		寛延3	1750	棟梁	青山山駒馬貞算	柏木沢邑	その他、門入11名が関与
寺院	111	北谷	宗本寺本堂	中之条町 下沢渡		寛延3	1750	棟梁 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱	松井古吉左衛門 福原源六 福原善兵衛 岡田源七郎 田中彌藏 青柳文治郎 田口竹藏 矢張三八〇 田中貴藏 藤原平五〇	黒馬郡和田山村	
寺院	151	予	東	湖照寺本堂	指林市 緑町	寛延3	1750	柱	指山喜右衛門	本川俣村	[湖照寺史]
寺院	119	予	北谷	雙松寺本堂	高山村 中山	宝曆1	1751	大工	強次兵衛	朝田村	
神社	11	中	三夜沢延感神社懇門	前橋市 三夜沢町 墓	宝曆1	1751	棟梁 柱	か七	月田村		[年代記]
寺院	7	中	理圓寺地藏堂	前橋市 富士見町	宝曆4	1754	大工棟梁	黒納野右衛門	下野国芳賀郡御能村		
神社	80	西	妙義神社社殿(本殿・附殿・拝殿)	富岡市 妙義町	国	宝曆6	1756	棟梁 柱	飯村木工友藤延久紋 松井桂樹原屋住	妙義	祿礼
神社	80	西	妙義神社社殿(本殿・附殿・拝殿)	富岡市 妙義町	国	宝曆6	1756	大工棟梁 大工手彫 大工手彫	松井桂樹四郎四郎義則 山口四郎義則	江戸 江戸	[総合宝庫 6巻・国財指定]。その他、大工仕手42名が関与
神社	158	東	(世貞田)八坂神社本殿	太田市 芝良田町	宝曆6	1756	棟梁	林丘藤原正清 中村丈八正道 今村勘六正信	武品豊邑 山田郡冲之郷 武品玉之井村		
寺院	102	北利	龍院院本堂	片品村 東小川	宝曆6	1756	大工棟梁 大工棟梁	中田善兵衛 林忠善左衛門	吾妻郡横尾村 吾妻郡原町		[片品村史]

種別	番号	開拓区分	地区	建物名	所在地	文 財 登 録 登 記	建造年代	大工			備考	
								和歌	西脇	肩書		
神社	52	西	(八幡)八幡宮本殿・幣殿	高崎市	八幡町		宝曆7	1757	大工	松本主水藤原貞良	當國郡馬郡和田山村	大工の肩書に「酒井鶴次郎領分」
神社	137	北吾	北之谷福荷神社拝殿	高山村	尻高		宝曆8	1758	大工	卯市右衛門 佐左衛門	當村(尻高) 大澤村	(正一位福荷大明神御建立廟)宝曆2年(1752)と「高山村註」
神社	137	北吾	北之谷福荷神社上屋	高山村	尻高		宝曆9	1759	大工 大工	文左衛門 伊勢右衛門	平村 當村(尻高)	
神社	112	北利	(川嶋)八幡宮本殿	昭和村	川嶋		宝曆9	1759	大工 小工 小工	岸野右衛光 岸野四郎元春 板山四郎左衛門	金井村 金井村 阿木津村	
寺院	34	中	東光寺薬師堂	柳東村	長岡		宝曆9	1759	大工棟梁 大工棟梁	阿波美幸助光武 阿波美八郎治光命	新井邑 新井邑	
神社	149	東	源生神社末社太郎神社	桐生市	上田沢		宝曆10	1760	大工	源谷次平		那部墨書銘
神社	1	中	座敷神社本殿	前橋市	下大屋町	県	宝曆13	1763	大工棟梁 大工棟梁 大工棟梁	今村修利 佐佐富七 高橋茂七 平七 藤吉 平吉 源八 注三郎 久八 源文郎 藤内	武州玉ノ井 佐久五科 東上高官間 武州五十子 武州玉ノ井 武州村 武州古里 武州玉ノ井 武州古里 武州村 太田(大屋)	
神社	153	東	(曾良田)東照宮本殿・拜殿等修理	太田市	曾良田町	国	宝曆13	1763	大工	平内備中商部政兵		
神社	176	予	(長尾根)十二山神社本殿	みどり市	大間々町		明和1	1764	大工頭領 大工	田中住人□□ 青山山口	下仁田山邑 浅野村	
神社	56	西	椎名神社伴奈殿	高崎市	椎名山町	国	明和1	1764	大工棟梁	佐藤重右衛門		
寺院	157	予	長壽院本堂	みどり市	笠懸町寛		明和2	1765	棟梁 棟梁	田島定七光房 田島源右衛門光信	武州喜沼 武州喜沼	その他、大工8名が関与
神社	62	中	椎名神社本殿	高崎市	倉渕町		明和3	1766	棟梁 本棟梁 脇梁	後見 本棟梁 脇梁	當国室田	
神社	97	北利	椎名神社本殿(修理)	沼田市	椎名町	国	明和3	1766	大工	山崎木工太夫		
神社	113	北利	千賀戸神社本殿	昭和村	稚久保		明和4	1767	大樓梁 小工	岸野守 岸野七	群馬郡金井村 群馬郡石原村	[村詠]久昌保
寺院	49	西	(大福寺)應不動尊堂(城内外、中室堂)	高崎市	椎名町		明和4	1767	棟梁	清水谷仁右衛門藤原貞良	(室田)	
神社	53	予	西宮神社本殿	高崎市	上八木町		明和6	1769	笠原右膳			
神社	4	予	(植野)福荷神社本殿	前橋市	總社町		明和7	1770	棟梁 大工 大工 駿大工 駿大工 駿大工 駿大工 駿大工 駿大工 駿大工 駿大工 駿大工	松本主水藤原貞良 松本吉右衛門榮仙 福原源六 青柳文治良 狩野宗一 根岸半六 岡田憲七 根岸憲七 吉野喜蔵 只見秀吉 中村伊平治 頭田庄太良 馬場勘治郎 佐藤吉五郎 松本藤藏 根岸守七	西上州郡馬都和田山 郡上青葉子村 同郡足門村	
神社	44	中	玉村八幡宮本殿(修理・官殿造立)	玉村町	下新田	国	明和8	1771	御官殿棟梁	清谷源裕	雍(室カ)田村	本稿12巻15年(1610)の追加
神社	33	中	常祿神社本殿	柳東村	山子田		明和9	1772	門弟 門弟	松本主水栄貞 松本吉右衛門榮仙 福原源六 青柳文治良 狩野宗一 根岸半六 岡田憲七 根岸憲七 吉野喜蔵 只見秀吉 中村伊平治 頭田庄太良 馬場勘治郎 佐藤吉五郎 松本藤藏 根岸守七	和田山村 和田山村 長瀬村 長瀬村 山子田村 山子田村 和田山村 室田村 外村長七 小林長太郎 口通角治良 浅川平衛門 山口半七 山口七	
寺院	6	中	東明院棟門	前橋市	公田町		明和9	1772	紀伊御後棟梁 門頭 脇梁 小工	新井凌見出羽光命 小川惟藏京房 町田幸七清安	新井村 宮地村 當村(公田村)	

種別	番号	面積 面積区分	地区	建物名	所在地	文 明財 類別	建造年代	大 工		備考		
								和暦	西暦			
寺院	12	中	本妙寺鬼子母神堂	伊勢崎市	山王町	明和9	1772	世話を 櫻葉 脇 脇 脳 脳 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工	天田佐助藤原清規 井上幸助藤原定近 井上忠八郎義元 関口長左衛門藤原合久 高瀬源八 上村治右エ門 関口五兵衛 天田松藏 富岡文六 柳谷金五郎 松平利兵衛 内田謙蔵 川田助助 古村伊助 鶴谷源藏 長崎川清八 矢野長治良	小此木村 小此木村 八新村 小此木村 國造村 小此木村 小此木村 小此木村 小此木村 小此木村 小此木村 小此木村 小此木村 小此木村 小此木村 小此木村 保泉村 小此木村		
								大工棟梁	三筋左衛門	當所(水庭)		
								大工棟梁	藤七	當所(水庭)		
								大工棟梁	俄八	當所(水庭)		
								大工棟梁	伊介	當所(水庭)		
								大工棟梁	志載	當所(水庭)		
								大工棟梁	清四郎	當所(水庭)		
								大工棟梁	小八	當所(水庭)		
								大工棟梁	勘六	當所(水庭)		
								大工棟梁	前田丘衡	當所(水庭)		
寺院	137	東	常光寺本堂	桐生市	黒保根町	安永1	1772	大工棟梁	尾後守	當國群馬郡金井村		
								大工棟梁	橘文右衛門藤原英基	當国八木原		
神社	80	西	妙義神社社殿	高岡市	妙義町	国	安永2	1773	大工頭領 大工	松(日本本)五兵衛 南平太夫	當所(妙義)	
寺院	外	中	寺福寺本堂	高崎市	御町	安永4	1775	大工 小工	小山庄右衛門新泰 岸本左衛門治蟹 寺坂清助美一	當國群馬郡下野田村	『寺福寺調査報告書』	
寺院	109	北吾	崇寧寺山門	みなかみ町	須川	県	安永4	1775	大工 桶梁	清平主事人政富 清平氏要助政俊	當田庄	大棟梁と桶梁の肩書 「領主松平家兵衛院内 工作」
神社	153	東	(武兵田)東照宮本殿・ 拝殿等修理	太田市	世良田町	国	安永6	1777	大工	石丸定六源光純		
神社	193	東	(権塚)長納神社本殿	邑楽町	権塚馬場	安永8	1779	大工	町田兵部	龍舞村		
神社	72	予	西	秋葉神社拝殿	高岡市	東平井	安永9	1780	大工 大工	齊藤新藏寿任 副舟常八光重 小山伊賀松寿太 木村幸助寿光 富田傳藏寿充 木村清藏寿鑑 川端傳兵衛 松川八之景信一 土枝基八正勝 清川万吉寿重 久矢繁喜寿利	黒熊村	
									大工	當所(新井邑) 新井邑常井住 上州群馬郡定田住 上州群馬郡常田住 上州群馬郡安田住 上州群馬郡富田住 上州群馬郡定田住		
寺院	122	北吾	應永寺山門	東吾妻町	岩下	天明1	1781	桶梁	馬子九郎 武定八 清木伊衛 松川助六 松川祥助 鷹野長松 武田政吉	上州群馬郡定田住 上州群馬郡常田住 上州群馬郡安田住 上州群馬郡富田住 上州群馬郡定田住		
								桶梁	松田忠藏増厚 安兵衛藏 清常七 門人 門人 門人 門人 門人 門人	群馬郡新井邑		
寺院	101	予	北利	音昌寺本堂	片品村	越本	天明3	1783	大工 大工	清田金七 青木源藏相口 青木要助左衛門 大河内定吉 大河内貞吉 大河内太吉 山崎佐市	当田郡新井邑	
寺院	3	中	光嚴寺長屋門	前橋市	経社町	天明5	1785	大工 大工	馬子左衛門原彌光			
寺院	25	予	中	角谷戸垂御堂	鴻巣市	北鴻町	天明5	1785	大工	赤瀬郡下中下村 山形郡残原村 山形郡残原村 村川左三輔 大河内吉 江口唯吉 近石惟吉 近石惟吉 仕子方	當所(古文書)	
神社	180	予	東	(浅原)音原神社本殿	みどり市	大間々町 浅原	天明7	1787	大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工	町田少輔藤原宗栄 町田少輔藤原宗栄 町田兵部將軍安清 町田兵部將軍安清 町田少輔藤原宗栄 町田少輔藤原宗栄 町田少輔藤原宗栄 町田少輔藤原宗栄	当田郡山形龍野村 当田郡山形龍野村 当田郡山形龍野村 当田郡山形龍野村 当田郡山形龍野村 当田郡山形龍野村 当田郡山形龍野村 当田郡山形龍野村	内屋垣書、居住地の邑 楽郡下中下村は追藤金 七が下中森なので下中 森と判断した
									寛政5年棟札による。 工匠の眞跡として、寛 政元年(1789)の棟札で 大工の町田甚は京都 吉田門人閑東業大工之 祖大木匠と記す			
神社	143	東	(柄生)天演宮本殿・ 幣殿	桐生市	天神町	県	寛政1	1789	大工 大工 大工 大工 大工 合手頭 合手頭	町田少輔藤原宗栄 町田少輔藤原宗栄 町田少輔藤原宗栄 町田少輔藤原宗栄 町田少輔藤原宗栄 合手頭 合手頭	当田郡山形龍野村 当田郡山形龍野村 当田郡山形龍野村 当田郡山形龍野村 当田郡山形龍野村 当田郡山形龍野村 當所(昌方)	

種別	番号	調査区分	地区	建物名	所在地	文書類別	建造年代	大 工			備考	
								和題	西題	肩書		
寺院	43	予 西	(彦松)長松寺本堂	高崎市	唐坂町	寛政1	1789	大工棟梁	新井林右衛門		その他、大工15名が関与	
寺院	127	予 東	祥雲寺本堂	桐生市	境野町	寛政1	1789		市川兵部政明		【祥雲寺の歩み】	
神社	48	西	倉賀野神社本殿(前身建物)	高崎市	倉賀野町	寛政1	1798	大工棟梁 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工	武井耕八 武井平五郎 藤崎一之丞 藤崎平左衛門 武井耕之助 稻口萬吉 木村治兵衛 若林平 山田太四郎 山田太四郎	碓氷郡費岡村 碓氷郡費岡村 碓氷郡費岡村 碓氷郡費岡村 碓氷郡費岡村 碓氷郡費岡村 垂村 下里見村 上里見村		
神社	149	東	栗生神社本殿	桐生市	上田沢	県	寛政2	1790	大工棟梁 大工棟梁 大工仕手 大工仕手 大工仕手 大工仕手 大工仕手 大工仕手 大工仕手 大工仕手 大工仕手	栗原要七康利 栗原你一右エ門利安 栗原泰助 尾野佐佐助 大河万蔵 鳥宮喜蔵 小林桂藏 小源源左衛門		
神社	181	予 東	鈴香神社本殿	みどり市	大間々町	寛政3	1791	大工	御内儀勘室侍斗			
神社	87	西	土生神社本殿	神流町	小平	寛政4	1792		松井雅樂			
神社	117	北利	月夜野神社本殿	みなかみ町	月夜野	寛政4	1792		松岡山費岡淳淳(之藏)、(新村村) 初代(出雲)		【樓車誌】	
寺院	122	北吾	應永寺本堂	東吾妻町	岩下	寛政4	1792	棟梁・額棟梁 船戸長松 資立伊兵衛 武井定八 松井伴助 中澤保八 阿久津伊三良 萩原吉政 山野十太郎 町田利七 月日治郎 山口庄八 小林房五郎	船戸女八(友八)舟 船戸長松 資立伊兵衛 武井定八 松井伴助 中澤保八 阿久津伊三良 萩原吉政 山野十太郎 町田利七 月日治郎 山口庄八 小林房五郎	笛田 笛田 笛田 笛田 笛田 笛田 笛田 笛村(岩下村) 笛村(岩下村) 笛村(岩下村) 笛村 笛村		
寺院	21	予 中	通照寺三宝荒神本殿	渋川市	並木町	寛政4	1792	大工棟梁 船戸大工 上屋大工	山田修四良 野口金治良 城田辰右衛門 福田水八 林谷平 福田繁七 前島源藏 外所久五良 廣瀬源平治 月日喜十良 鈴木市壽 山田音治良 杏山治助 中澤加治 有利伊太良		神山宿	
寺院	41	西	少林山通照寺觀音堂	高崎市	轟高町	寛政4	1792	大工両棟梁 大工両棟梁	外石藏之助義知 同田伊八郎直進	(引間村)	その他の大工達名として26名が関与。外丸脇之助は倉賀野神社幣殿、(祥雲寺前身建物)の本41、高崎市倉賀野町、寛政元年(1789)の大工	
寺院	20	中	圓光寺本堂	渋川市	渋川	寛政5	1793	大棟梁 小棟梁 屋根梁 大正小工 番泥 倒廻 仕手 仕手 仕手 仕手 門人 仕手 和木 仕手 奥野三五郎 内田清治良 仕手	岸後源次郎 白石相親頭藤原舜博 岸後近藤四良舟吉 岸後七舟吉 狩野伊平 神保要八 田中栄右衛門 朝倉源藏 石井音吉 南野平太夫 白石常七 山口利根七 奥野三五郎 内田清治良 吉野根藏 星野助八 清方路藏 吉野根藏 神津桂吉 加賀伊三郎 片山秀五郎 岸野之助 難波杰五郎 伊治治 友文 南野秀二良	當國郡馬郡金井村 同郡吾妻郡小笠邑 同郡吾妻郡當所(渋川町) 明村 八木原邑 浦上邑 金井村 當所(渋川町) 浦上村 下野田 里見村 平田村 平田村 小柴村 福島 川場 川場 浦上 浦上 上野邑 當所(渋川町) 當所(渋川町) 三輪 平田 八木原 野田		大工の豊後後瀬源舜興は後兵衛積保の嫡男、白石相親頭藤原舜博は積保の嫡門、岸后彦彦四郎舟吉は積保の門人である。その他、小工が関与

種別	番号	面積分	地区	建物名	所在地	文 化 財 登 録 登 録	建造年代	大 工			備 考
								和體	西體	肩書	
寺院	61	西	広沢寺本堂	藤岡市	矢場		寛政5	大樓梁 後尾 檻 門頭 門足 門頭 手伝	浅見八貞藤原光命 浅見八貞藤原光金 白石藤右部光政 白石藤吉賀久 丸尾吉左衛門 吉村喜太治知龍 浅見吉光昌 黒澤隼人利春	富国群馬郡新井住 (剣井)	大工の浅見光命は紀伊 被御榮業門派。浅見光 金は浅見光命の後胤
寺院	150	予 東	法輪寺本堂	館林市	朝日町		寛政5	大工棟梁 檻梁 脇檻梁 脇檻梁 脇檻梁	延暦金七數羽 丸山七右衛門久秀 秋田三左衛門 安政八十 崎崎七良兵衛 大工寿七 江口理七 遠野惣七 遠野豊七 坂井處左衛門 入谷甚左衛門 秋山達七 白石達七 秋田新藏 秋田豊次良	上野州赤堀郡下中森邑 上野宗郷片町 下中森邑 郷郷片町 郷郷中室	
寺院	123	予 北	顯應寺本堂前身物 (旧唐鏡院虎掌堂)	東吾妻町	原町		寛政5	棟梁 大工門弟 大工門弟匠 大工門弟 大工門弟 大工門弟 大工門弟 大工門弟 大工門弟 大工門弟	白石相模守清博 伊闌文治郎同博 小野専治郎積苗 小野田九郎治屋裏 今少竹治郎積幸 高橋金五郎積幸 町田要八郎義 柳谷吉治郎積苗 細貫熊藏積堵	小泉村 小泉村 川戸村 芦生田村 伊勢町 伊勢町 小泉村 荒瀬村 折田村	
神社	82	西	高太神社本殿	富岡市	妙義町	市	寛政5	大工 大工 大工	直の孫八 矢野作五郎 佐助太郎		
神社	184	予 東	木宮社社頭(拝殿 分)	みどり市	大間々町 小平		寛政5	大工 大工	鷹丈織 関口孫四郎 小林茂八	葛色(小平色) 遠歎 越後	
神社	28	中	木曾三社神社本殿	渋川市	北橘町		寛政6	棟梁 大工棟梁 門脇檻梁	延喜後正照重 松浦出雲正増厚 大河原茂七 清浦栄次 麻原与吉	前橋源方町 富國群馬郡新井村	堤後正を表面に。他 を裏面に記す
神社	119	北	大宰神社本殿	みなかみ町	小仁田		寛政7	棟梁 アイ(相方) 門入 門入 門入 門入 門入 門入 門入 門入 門入 門入	山田采女安常 石山忠五良 外丸久五良 唐袖八 猪八 野口金治良 鈴木治良 友治良 藤八 岩松 (山田采女安常門人) 志次良 勝吉 華治良	碓氷郡上里見 利根郡川上村 同郷豊岡 越後出雲崎 碓氷郡上里見 碓氷郡上里見 碓氷郡上里見 碓氷郡上里見	山田采女は肩書に清水 谷扇部藤原定安(郡馬 郡坐田庄)門入と記す
神社	176	予 東	(長尾根)十二社神社 本殿	みどり市	大間々町 長尾根		寛政7	大工	関口豊七		
寺院	109	北	華严寺本堂	みなかみ町	渋川		寛政7	大樓梁	清水宮内正藤原俊俊	上野國群馬郡田村	大樓梁の肩書に宮櫻梁 清水丘廉頭藤原俊一 子と記す。その他、大 工門入8名が記す
神社	153	東	(荒臼田)東照宮本殿・ 拝殿等修理	太田市	世良田町	国	寛政8	大工	石丸祐次充良		
神社	14	中	八幡神社拝殿	伊勢崎市	柴町		寛政9	大工棟梁 仕手	長谷川雄兵衛信寅 高橋武七	上州保泉村	
神社	69	西	辛利神社隨神門	高崎市	吉井町今 島		寛政9	棟梁 樋梁	木村王永 神保京右衛門		
寺院	138	東	曹洞寺本堂(栄福堂)	太田市	東今泉	国	寛政10	大工棟梁 脇檻梁	町田兵部承清 野口左原鶴門兼政	能郷村 西ヶ島村	年代は「曹洞寺榮福堂 由緒」天保15年(1840)。 大工は「般若堂再興之 因」
寺院	24	予 中	清泰寺山門	渋川市	八木原		寛政10	棟梁 樋梁 小工 助工 助工 助工 助工	野口兵衛 徳富八良施原英精 中村寅次良 □村伊平次 □○○傳平 富貴幸助 芝崎勝吉	露国雲村(八木原村) □□□□□□邑 富貴有開村 當村(八木原村) 富貴□□郡原ノ口 富國箱田村 富貴眞壁村	

種別	番号	開基年分	地区	建物名	所在地	文 化 財 登 録 登 記 年	建造年代	大工			備考	
								和暦	西暦	肩書		
神社	183	東	(開坂)神明宮本殿 神明造	みどり市 桐原	大間々町 桐原	寛政10	1788	大工頭立 大工 大工 大工 大工	前八政明 杉右衛八 柿右衛八 星野喜八 野野伊八	下野國足利郡名草色 下野國足利郡名草色 田沼村 田沼村 田沼村		
神社	157	予	東(尾島)雷電神社本殿	太田市 尾島町	寛政10	1788	大工	治兵衛	雷町(尾島宿)	寛政9年(1797)の「源 書錄」		
神社	152	東	冠船荷神社拝殿	太田市 細谷町	寛政11	1799	大工棟梁	中村兵部太夫喜道 田中治助幸 金合幸右衛門重宣	上野山田郡神之郷 武州轉羅郡小糸村 武州轉羅郡小糸村			
寺院	30	中	宗吉寺十一面觀音堂	渋川市 赤城町	寛政11	1799	星野幸右衛門	御前沢	古文書			
神社	123	北利	(須川)熊野神社本殿	みなかみ町 須川		寛政12	1800	棟梁 小工	白石相模藤原舜應 青木音五郎義博	吾妻郡小泉邑 同郡泉武邑	寛政12年(1800)の棟札 で文政3年(1810)から江戸 長3年(1813)に照野三郷現 在の様子を示す。この棟札の裏面に 記す第3建立。寛政12年(1800)の棟札には、 白石相模の門人13名を記す	
神社	111	北利	(谷地)訓訪神社本殿	川場村	谷地	享和1	1801	棟梁 小工 小工 小工 小工 小工 小工 小工	白石相模藤原舜應 片桐梅次郎 白石吉次郎 青木音三郎 星野重盛 星野長治治 町田算治 史井掛太郎	同郡吾妻郡小泉村 同郡小仁田村 同郡栗沢村 川場 同郡長治治 町田算治 小泉村		
神社	121	北利	(小日向)菅原神社本殿	みなかみ町 小日向	小日向	享和1	1801	棟梁大工 脇梁要 門人 門人 門人 門人	木村甚五郎助金久 鈴木奈吉豊春 林長治良忠信 木本求馬 笛内左衛門	利根郡小日向村 上牧村 藤原村 小日向村 小日向村	木村甚五郎助の財書は 藤原孫	
神社	143	東	(桐生)天満宮拝殿	桐生市 天神町	県	享和2	1802	棟梁 脇梁要 肝煎 肝煎 合手頭 合手頭	町田兵部藤原崇清 中山庄藏斯重 町田兵部藤原崇清 町田松吉郎采直 原田忠志郎忠志 町田宗八郎清久	上野山田郡龍藏村 上野山田郡龍藏村 上野山田郡龍藏村 上野山田郡龍藏村 上野山田郡龍藏村 上野山田郡龍藏村		
神社	143	東	(桐生)天満宮本殿	桐生市 天神町	県	享和2	1802	棟梁	町田兵部藤原崇清	上野山田郡龍藏村		
寺院	139	東	正法寺般若堂	太田市 脇屋町		享和3	1803	大工棟梁 棟梁要	飯石右衛門紀林 柄谷米八正信 和田長五郎 加賀幸藏 參石久藏 尾内富藏 舟井圓藏京利 江里喜右衛門 加山兵藏 小野敏次郎業敬 棚原定八忠儀 蓮作伴次郎 伊澤文次郎 鹽野忠八	武州埼玉郡練馬村 新田郡猿屋 同村(福岡村) 同村(福岡村) 同村(福岡村) 同村(福岡村) 船山内 古戸村 船山田邑 武州埼玉郡練馬村 武州埼玉郡持田村 真坂邑 新田村 野邑		
神社	110	北利	(川場後原)武尊神社 社殿	川場村	川場満原	享和4	1804	(棟梁)	佐岡出雲正藤原淳增	群馬郡新井村	「棟東堂記」。本名は忠 誠	
寺院	143	東	明王院手水舎	太田市	安養寺町	文化1	1804	大工棟梁	鶴本平藏京久 鶴本平右衛門直瀬 加賀庄五郎知義 加賀勘右衛門忠志 木村平治郎茂清 橋本重五郎興綱	當所(安養寺村) 當所(安養寺村) 當所(安養寺村) 禮川村 小山田村 當所(安養寺村)	棟札の建造年代は享和4年(1804)2月13日で あり、同年2月11日に是れ改元されており文化 である	
神社	108	予	北利(土出)訓訪神社本殿	片品村	土出	文化1	1804	棟梁 大工 大工	吉野吉之進藤原光秀 兵吉 多吉	當村(土出村) 越本邑 越本邑		
神社	27	予	(下南室)赤城神社本殿	渋川市	北橘町	文化1	1804	棟梁 棟梁	星野幸右衛門安信 星野吉之進藤原光秀 星野五郎衛秀經 星野助之進 矢崎為七 安倍善吉政方			
寺院	64	西	淨法寺本堂	藤岡市	鬼石町	文化1	1804	棟梁 脇梁 脇梁	八山清房 鶴見半四郎 八山助四郎	(藤島天神町) (江戸) (江戸)		
神社	56	西	権名持神社本社殿 (本社・祭殿・拝殿)	高崎市	権名山町	国	文化3	1806	権名権 御小屋 御小屋 御小屋 御小屋 御小屋 御小屋	園田町寺澤 御小屋御小屋 御小屋御小屋 御小屋御小屋 御小屋御小屋 御小屋御小屋 御小屋御小屋	「源所(権名山)」 武州埼玉郡宮内邑 武州児玉郡宮内邑 武州児玉郡宮内邑 武州猿島郡三ヶ尻村 武州大里郡阿彌明村	権名持として園田町寺澤 は「詳書坊持姓代」。内田 清八と飯田泉は「権 名古山」人。内田清八 正信代



類別	番号	調査区分	地区	建物名	所在地	文 財 類別	建造年代	大 工			備考	
								和賀 西園	肩書	氏 名		
寺院	113	北丹	常林寺本堂	長野原町	忍桑		文政7	1824	大工棟梁 後見	矢崎太良、 矢崎善司招方	信州上諏訪	木板金泥瓦上複縫(大正6年)
寺院	1	中	能海院御靈屋	前橋市	紅葉町		文政10	1827	大工棟梁 大工樋梁	武田屋清兵衛、 下澤左衛門		
									後見	大工土計		
									大工兵衛衛門	當田勢多郎		
									金子新右衛門	當郎(母戸)		
									東郷桂松	西田村		
									大坂重藏	八木原		
									星川三郎右衛門			
									糸井次良、 吉田升藏			
									佐野吉右衛門			
									吉野初太郎、 坂本廣藏			
									宮川兼次、 星平七			
寺院	171	東	(神戸)清水寺般若堂	みどり市	東町神戸	文政11	1828	桿梁		草木村		
									矢崎勝前照(經)方(初代 善司)	信州上諏訪		
									矢崎猶太郎(2代善司)			
神社	165	予 東	正伝稻荷神社拜殿	船橋市	境町	文政11	1828	大工 大工 大工	黒原新吉清宣 大船原次郎 廣瀬寶藏	休泊村 足次村 足次村		
寺院	171	東	(神戸)清水寺般若堂	みどり市	東町神戸	文政11	1828	大工棟梁	大工兵衛衛門	當田勢多郎		
寺院	3	中	能海院本堂	前橋市	紅葉町	文政12	1829	大工棟梁	船井清兵衛	當田勢多郎		
神社	79	予 西	(富岡)源訪神社神 桂(旧本宮)	富岡市	富岡	文政13	1830	桿梁	矢崎勝前善司	[大隅流の建築 榊宮長 左衛門原重伝]		
神社	125	北利	(羽場)日枝神社社殿 拝殿	みなかみ町	羽場	文政13	1830	桿梁	阿庭見出羽光金	新井村		
寺院	3	西	光嚴寺薬師堂	富岡市	下高瀬	天保3	1832	矢崎二代善司(専司)		[大隅流の建築 榊宮長 左衛門原重伝]による		
									吉川長信一 松岡出雲正藤原基昌 原脇芳太郎保昭	武州黒谷郷 朝那郡新井村 割馬郡		
寺院	93	北利	町田坊般若堂	道頓市	町田町	天保3	1832	大工話役 大工桿梁 騎樓梁 馬頭門 門人 門人 門人 門人 門人 門人 門人 門人 門人 門人 門人 門人 門人	在福岡久朗 松岡久太郎明貴 牧口五兵衛義久 内山吉五郎庄貞 大鶴保吉天久 岡岡兵吉義弘 中川和藏重徳 岡田要吉忠広			
寺院	21	予 中	圓通寺本堂	渋川市	並木町	天保3	1832	大工	舟栄輔正力			
寺院	122	北丹	應永寺山門	東吾妻町	岩下	天保3	1832	大工 大工	山田初太郎 山野哲藏	津谷戸 津谷戸		
神社	1	中	産泰神社神門	前橋市	下大屋町	鳥	天保4	1833	普渡櫓 普渡櫓	山口景吉 白井定吉		
神社	90	西	(下仁田)源訪神社社 拜殿	下仁田町	下仁田	天保5	1834	矢崎勝前専司慶庵(専司、 之玄善司)		[大隅流の建築 榊宮長 左衛門原重伝]		
神社	187	東	(板倉)雷電神社本殿・ 拝殿	板倉町	板倉	鳥	天保6	1835	大工 大工 樹立司	三村若狭守龍延春友 村若狭守吉良 鷲山治平好喜	武州埼玉郡本川保村 武州埼玉郡本川保村 當留邑塙郡赤田村	2枚の稚札
									松岡出雲正藤原富嘉 淡路新左衛門明邦 松岡久太郎明貴 内山半兵衛衛貞 牧口首兵衛義久 大鶴栗吉郎天久 山田吉吉光義 岡田吉吉吉 中川和藏 松岡松五郎 青山彌太郎 千木良豊五郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎	田畠郡馬都新井邑 津久田邑 田畠郡馬都新井邑		
寺院	29	中	空惠寺本堂	渋川市	上白井	天保6	1835	大工桿梁 大工樋梁 大工話役 松岡門人 松岡門人 松岡門人 松岡門人 松岡門人 松岡門人 松岡門人 松岡門人 松岡門人 松岡門人 松岡門人 松岡門人 松岡門人 松岡門人 松岡門人 須田吉吉郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎 須田吉吉郎	天保新六 矢崎善司招方(矢崎善 種朝方、善次。善次郎、 初代善司)	上州小此木	寺資料	
神社	90	西	(下仁田)源訪神社本 殿	下仁田町	下仁田	天保 8	1837				[大隅流の建築 榊宮長 左衛門原重伝]	
寺院	11	中	華藏寺本堂	伊勢崎市	華藏寺町	天保 8	1837	大工桿梁 大工樋梁 大工話役	松岡振平次 酒井左衛門 猪俣儀八	當田花笠郡伊與丸 八幡村 伊与久		
神社	4	予 中	(植野)福荷神社拜殿	前橋市	緑社町	天保 9	1838	桿梁	大曾斐右衛門福益 馬場勇吉 大谷音次郎福益 信吉	當村(植野村) 青梨子村 當村(植野村) 地區		



種別	番号	開基年分	地区	建物名	所 在 地		文 化 財 類 別	建造年代	大 工			備 考
					和 検	西 検			肩書	氏 名	居 住 地	
寺院	51	予 西	全透院地藏堂	高崎市	倉沢町	嘉永2	1849	棟梁架	清水和泉原延賢 小野龍治郎 浅井融藏 清見八重吉	(下里見村)		
寺院	23	予 中	良福寺本堂	渋川市	上郷	嘉永2	1849	大工棟梁 柱梁架	Pn山城藤原吉久 藤高九十九	武州足立郡上尾牌		
神社	62	西	椿名社拝殿	高崎市	倉沢町	嘉永3	1850	棟梁 柱梁架	藤原 大山作道藏 牧野時五郎 加部始治郎 川端富吉			
神社	141	北 丹	(岩下)菅原神社本殿	東吾妻町	岩下	嘉永5	1852	棟梁 柱梁 檼梁	日野吉兼郎 相馬又右衛門 日野彌右衛門 月井定八	當所(岩下村) 當所(岩下村) 當所(岩下村) 當所(岩下村)		
神社	155	予 東	三柱神社本殿	太田市	尾島町	嘉永5	1852	宮大工	林村左門昌道	武州妻沼村		
寺院	125	予 北	圓應寺釋迦堂	東吾妻町	原町	嘉永5	1852	大工棟梁 柱梁架	田村若狭藤原貞之 安吾善兵衛 田村輝之進	四万村 原町 四万村		
神社	19	中 平	塙赤城神社本殿	伊勢崎市	境平塚	嘉永6	1853	祭器	祭器業首次郎(元)	(下而名村)		
神社	98	北利	須賀神社本殿	沼田市	中町	嘉永7	1854	棟梁 柱梁架	田村若狭正朝壽之 山田茂八將久 田村裕之進喜信 藤原貞初五郎 田村愛藏 山口秀吉 官舩七四郎 阿部林五郎 山口平吉 浅見廣三郎 浅見與市	當所吾妻郡四万村 當所吾妻郡四万村 當所吾妻郡四万村 當所吾妻郡四万村 當所吾妻郡四万村 當所吾妻郡四万村 當所吾妻郡四万村 當所吾妻郡四万村 當所吾妻郡四万村 當所吾妻郡四万村 當所吾妻郡新井村 吾妻郡新井村		
寺院	26	予 中	雙玄寺本堂	渋川市	北橘町	安政2	1855	大工棟梁	栗原村兵衛	武州須賀村		
神社	56	西	椿名神社双龍門	高崎市	椿名山町	国 安政3	1856	大樑架 柱梁架 檼梁架	清水和泉原延賢 清水八重吉 小沢景太郎	當所吾妻郡原山 原山村 下柴村		箱根墨書
神社	80	西	妙義神社社務所・御殿	富岡市	妙義町	市 安政3	1856	棟梁 柱梁架 檼梁架	安吾尊厚一親 安吾三平原延曾美 村上喜三郎藤原道夫			
神社	152	東	冠船荷神社聖天宮	太田市	細谷町	安政4	1857	棟梁	妙義寺内藤原照房 山田佐十郎 井上森八 堤源長久 横井刑部 町田新五郎 小保方勘次郎 池田辰五郎 官屋屋次郎	(下而名村)		
神社	57	西	鄉見神社本殿	高崎市	椿名町	安政7	1860	大工棟梁 大工柱梁 檼梁架	清水和泉原延賢 山田隼人正時忠志賢 山田宅次丸延忠志為	當所(下里見村) 當所(下里見村) 當所(下里見村)		
神社	63	西	(生原)北野神社本殿	高崎市	黒澤町	文久1	1861	大工棟梁 柱梁架 大工	清水和泉原延賢 小沢景太郎 河原金藏	當所 下芝村 越後國羽都郡五ヶ市村		
神社	136	北	三島神社拝殿	高山村	中山	文久3	1863	大工棟梁 大工柱梁	丸曾費後正延吉 丸曾和泉原延賢 開之進義 丸曾金左門山義 丸曾右女山門山武 開之助安政 丸曾右山門山信業 酒野常重郎金枝 萬喜と兵衛德實 小沢新助信吉	上野吾妻郡三鴨村 上野吾妻郡三鴨村		
寺院	67	西	是興寺山門	富岡市	南蛇井	文久3	1863	新夫 棟梁	矢崎善司 石臼房之進照原	(信州諏訪)		様札に記されていないが、矢崎善司は「三門因幡頬脇御題詞」によるもので、矢崎善司は矢崎村之進照原、3代善司と推定。石臼房之進は「大隅成の建築 築宮長左衛門昭重」
神社	193	東	(篠塚)長柄井社社殿	邑楽町	篠塚馬場	元治1	1864	大工	高柳卯吉	江戸所新舟町		
神社	4	予 中	(篠塚)福岡神社拝殿 (修理)	前橋市	總社町	元治1	1864	棟梁 柱梁架	藤原喜太郎信好 大谷尊次郎延次	前橋市板屋町 當所(植野村)		
神社	25	中	(行幸田)甲斐守宿神社本殿・幣殿・拝殿	渋川市	行幸田	元治1	1864	後尾 大工棟梁 柱梁架 檼梁架	武州大和大樑架正富 清水谷掃部源延貴 清水谷家宗馬鹿吉則 清水谷数馬延貴貞 小野利吉朝實 木本清吉 高柳卯吉	武州本庄 室田 室田 室田 當所(行幸田) 當所(行幸田) 當所(行幸田)		T幸田立御實鏡「幸田建連御神社」の2枚の様札

種別	番号	調査区分	地区	建物名	所在地	文 化 財 登 録 登 録	建造年代	大 工			備 考	
								和 腊	西 腊	肩書		
神社	48	西	賀野神社本殿・幣殿	高崎市 賀野町	賀野町		元治2	1869	大工 大工 大工 大工 大工	官寺大祭 喜多宗廣 開口伊勢松 幸作 喜左衛門	賀野町(田屋町)(嘉永5年(1852)は藤岡町)越中國上新川郡万願寺村	「鎮守熊エ宮御職人控領」[嘉永6年(1853)4月]、「熊エ宮御本社日記帳」[嘉永6年(1853)4月]、「大工日記録之帳」[万葉元年(1860)9月]、その他、15名が聞る
神社	44	中	玉村八幡宮神門	玉村町 下新田	慶応1	1865	桃栄 桜栄隠居 世話方 世話方	浅野宮内藤原正長 三上修理之介重勝 渡辺定吉 外山忠吉	淺後國中之鳴 雷所(玉村町) 越後國中之鳴 越後國中之鳴			
神社	13	中	伊勢神社本殿(修理)	伊勢崎市 本町	本町	慶応2	1866	大工棟梁 大工檼梁 大工檼梁 大工檼梁	桃栄整吉 佛母寺首次郎 現役五郎 開口幸助	(下同名)		
寺院	73	西	長壽寺本堂	安中市 板倉	板倉	慶応4	1868	大工棟梁	友吉	松井田	「長壽寺跡」	
神社	187	東	(板倉)圓電神社奥宮	板倉町 板倉	板倉	慶応4	1868	桜栄	三村正秀	武州本河俣村	部材墨書き	
神社	11	中	三峯沢赤城神社本殿	前橋市 三峯沢町 墓	三峯沢町 墓	明治1	1868	桜栄 森川内匠茂範 小工 小工 桂八 茂作	森川内匠茂範 兵造 桂八 茂作			
神社	48	西	賀野神社拝殿	高崎市 賀野町	賀野町	明治8	1875	大工 大工 大工 大工	齊藤与吉 幸七 齊藤政吉 三井部仁平 要助		「諸職入日記録」(明治8年(1875)1月)。その他、大工は25名が聞る	
神社	158	東	(世良田)八坂神社拝殿	太田市 世良田町	世良田町	明治10	1877	桜栄	長谷川彌五平 中島亀次郎			
寺院	30	中	京都寺十一面觀音堂 移築	渋川市 赤城町	赤城町	明治10	1877	桜栄 職人 職人	高木三郎 庭山丑松 春吉時次郎	青目郡長谷村長崎 青目郡長谷村長崎 青目郡長谷村長崎	寛政11年(1799)建造のものを移築	
神社	158	東	(世良田)八坂神社拝殿	太田市 世良田町	世良田町	明治10	1877	桜栄	長谷川彌五平 中島亀次郎			
神社	154	東	(阿久津)福荷神社拝殿	太田市 阿久津町	阿久津町	明治13	1880	桜栄	林門作	武州塗沼村		
神社	115	北リ	小瀬神社本殿	昭和村 乗井	昭和村 乗井	明治16	1883	桜栄	深浦利芳	利根郡田町住		
寺院	120	予	北舟 徒徳寺本堂	高山村 中山	中山	明治27	1894	桜栄	富田操八			
寺院	2	中	元慶寺鐘樓	前橋市 総社町	総社町	明治29	1896					
神社	98	北リ	須賀神社拝殿・幣殿	沼田市 中町	中町	明治33	1900	正桜栄 副桜栄 副桜栄 副桜栄 副桜栄	森山廣八 酒井仁平 高橋竹次郎 来庄長作 山田直助			
寺院	41	西	少林山通善寺堂符堂(本堂)	高崎市 高町	高町	明治44	1911	大工棟梁	中島久吉			

建造年代が推定の建物

種別	番号	調査区分	地区	建物名	所在地	文 化 財 登 録 登 録	建造年代	大 工			備 考
								肩書	氏 名	居 住 地	
寺院	131	東	青蓮寺本堂 須弥壇	桐生市 西久方			18世紀前半	大工 林金庸 (武藏國妻沼町)門弟	小林武助 内田清八 四月朔日丈八 今村勘六 内田惣助 部内	妻沼町 妻沼町 妻沼町 妻沼町 妻沼町	妻沼 墓は延享2年(1745)の作
神社	20	中	大國神社本殿	伊勢崎市 橋下南名		18世紀後期		大工	平内大賀神总御原正義(伝)	武州妻沼住	神社資料
寺院	132	東	常広寺弁財天堂	桐生市 新田町		19世紀初期	大工	深川平六	東田面村	明和9年(1722)棟札	
神社	88	西	(万場)八幡宮本殿	神流町 万場		18世紀中期	大工棟梁	機□□□□	武藏秋父郡上吉田□	本殿は3棟あり(同時期と推定)。大工は部材墨書き(3棟のどれかは不明)	
寺院	142	予	東	經持寺本堂	太田市 世良田町	18世紀後期	桜栄	相印数馬	武州寄戸村	伝承	

表4 工匠一覧(2)彫物師

注

(1)表3の注に同じ。

(2)建造年代と彫刻年代が異なる場合は、彫刻年代を備考に示す。

(3)備考欄に根拠資料が示していないものは、筆者が確認していない場合を示す。

種別	番号	地区	建物名	所 在 地	文化 明和 宝暦 寛延	建造年代	彫 物 師			備 考	
							和題	西題	肩書		
寺院	126	東	長泉寺本堂	桐生市 梅田町		正徳 2	1712		石波吟八 板橋伊平次	(花輪村) (花輪村)	建物年代は本堂位牌植込の柱の墨札。彫物師は欄間彫刻師
寺院	33	中	柳沢寺本堂	柳東村 山子田	享保 6	1721	ほり物大工	小沢五右衛門		江戸両国米沢町守丁め	欄間彫刻墨書き
寺院	111	北	宗本寺本堂	中之条町 下沢渡	寛延 3	1760	彫物師 彫物師 彫物師	高瀬忠七 新源平藏 定貴	花輪村 米野 米野	高瀬忠七の彫師は享和元年(1801)、萩原平藏と定貴の彫師は天保 13 年(1842)	
寺院	33	中	柳沢寺仁王門	柳東村 山子田	寛延 3	1750	彫物師 弟子	新井孫四郎 福田吟六	花輪邑 花輪邑	『柳東村誌』にみる様札	
寺院	152	東	常楽寺本堂	館林市 木戸町	寛延 4	1751	彫物師	板橋伊平次		須弥壇墨書き、様札は延享 4 年(1747)	
寺院	125	東	浮蓮寺本堂	桐生市 本町	宝暦 3	1753	(須弥壇) 石原常八 石原改之助 石原鶴次郎	花輪 花輪 花輪		万延 2 年(1861)	
							彫工	(欄間彫刻) 常八	花輪		
神社	80	西	妙義神社社殿 (本殿・幣社・拝殿) 銘札(宝曆 6 年・国 附指定)	富岡市 紗羅町 国	宝曆 6	1756	彫物師桜栄	安藤利助政成 石原應助紗孫 小沢五右衛門 清水喜兵衛作豊	江戸 下伏国芳賀郡千本 江戸 京都	その他、那物師住手10名 が現存	
寺院	102	北	龍藏院本堂	片品村 更小川	宝曆 6	1756	大工棟梁	(欄間彫刻) 藤原父子 (須弥壇)	勢多郡花輪	『片品村史』、寺資料、須 弥壇は墨書き。欄間彫刻 と頭弥壇は宝曆 13 年 (1763)の作。藤原父子は前 原藤次郎貞貞であり、そ の息子は平十郎と共に現	
神社	149	東	聖生神社末社太郎神 社	桐生市 上田沢	宝暦 10	1760	(彫物師)	関口文治郎	さひ志村沢入	部材墨書き	
神社	176	予	(長尾根)十二山神社 本殿	みどり市 大間々町 長尾根	明和 1	1764	彫物師	田村口口	下仁田山邑	様札(絵馬形)	
寺院	157	予	東	長勝院本堂	みどり市 笠懸町鹿	明和 2	1765	彫刻師	中島定右衛門勤是	同岡山郡天沼村	彫刻墨書きより、天保 8 年 の作もあり。鶴之間の肩 書きに小林源八正徳と記す。 鶴之助 17 歳の作(天 保 9 年時)
寺院	75	西	補陀寺本堂	安中市 松井田町	明和 3	1766		星野慶輔彫興	花輪住	緑虹堂墨板・欄間彫刻 墨	
神社	50	西	(山名)八幡宮本殿	高崎市 山名町 市	明和 4	1767	彫物師	関口文治郎	東上州勢田郡上田澤村	建造年代は部材墨書きに ある。彫刻師は明和 6 年 (1766)の手技の墨書き	
神社	113	北	千貫戸神社本殿	昭和村 横久保	明和 4	1767		星野八郎 福田助次良	勢多郡原村 勢多郡上田沢村	『村跡久呂保』・那眞墨書き	
神社	4	予	中	(植野)稻荷神社本殿	前橋市 稲社町	明和 7	1770	彫物師 彫物師 彫物師 彫物師 彫物師	関口文治郎 田嶋次郎 石原助次良 横根與七 松浦善治良	(上田沢村) (上田沢村) (上田沢村) (上田沢村) (上田沢村)	櫻札
神社	33	中	常裕神社本殿	柳東村 山子田	明和 9	1772	彫物師 彫物師	関口文治良 関口文治良	同岡勢多郡上田沢 同岡勢多郡上田沢	櫻札	
寺院	12	中	本妙寺鬼子母神堂	伊勢崎市 山王町	明和 9	1772	彫物師 同門弟	深澤第八郎原規武 中島貴八助允	勢多郡田面村 山田郡天沼村	櫻札	
神社	80	西	妙義神社社殿門	富岡市 紗羅町 国	安永 2	1773		豊洲齋	山神	72歳と記す	
神社	31	中	(津久田)赤城神社本 殿	渋川市 赤城町	安永 3	1774	彫物師 弟子 弟子 弟子 弟子	関口文次郎 勘次良 徳次良 善次良 傳次良	上州上田沢村 上州上田沢村 上州上田沢村 上州上田沢村 上州上田沢村	建造年代は『數島村誌』、 彫物師は木暮墨書き	
寺院	外	中	専福寺本堂	高崎市 新町	安永 4	1775	東都公儀種慶	開口文治有信 開口文治有信	當國勢多郡上田沢村	駒形墨書きより、彫師は享 和 3 年(1803)	
神社	179	予	東	神樂神社本殿	みどり市 大間々町 上神梅	安永 4	1775	組工人	宮本元衡門	江戸神通新石町	床下墨書き
神社	72	予	西	秋葉神社拝殿	蘿岡市 東平井	安永 9	1780	彫物師 彫物師	開口文治郎有信 板澤源次郎	菊屋郡上田沢 勢多郡上田沢	櫻札

種別	番号	調査区分	地区	建物名	所在地	文 化 財 登 録 登 録	建造年代	施 物 刻			備 考	
								和體	西體	肩書		
寺院	122	北吾	應永寺山門	東吾妻町	岩下		天明 1	1781	刷工	高瀬万之助 高瀬忠七 高瀬少助	當國勢多郡花輪 當國勢多郡花輪 當國勢多郡花輪	棟札
神社	65	予 西	赤城若御子神社本殿	高崎市	箕郷町		天明 2	1782	日光山形物模様 開口文治郎 開口仙治 千治	東上州田沢 東上州田沢 東上州田沢 東上州田沢	「群馬郡柏木沢村大工棟 梁建第一代記」。上棟は 安永10年(1781)、開口仙 治は開口文治郎と記す。 建造年代は棟札。	
神社	180	予 東	(浅原)菅原神社本殿	みどり市	大間々町	天明 7	1787	刷工	尾尾金鑑	勢多郡前原邑	内壁墨書き	
神社	143	東	(桐生)天満宮本殿・ 幣殿	桐生市	天神町	県	寛政 1	1789	刷物模様	開口文治郎有信 福田源次郎 久保田徳次郎 鍛木半治郎 尾尾金次郎 開口仙次郎 開口治郎治 福田治次郎 福田久次郎 長谷寺治 早川政八 伴治 黒田喜太郎 平蔵	當國勢多郡田沢村 當國勢多郡田沢村 當國勢多郡田沢村 當國勢多郡田沢村 當國勢多郡田沢村 當國勢多郡田沢村 當國勢多郡田沢村 當國勢多郡田沢村 當國勢多郡田沢村 當國勢多郡田沢村 當國勢多郡田沢村 當國勢多郡田沢村 當國勢多郡田沢村 當國勢多郡田沢村 (上田沢村)	寛政 5 年棟札による。工 匠の肩書きとして、寛政元 年(1789)の棟札で開口文 治郎は武江工場銅物棟 梁復興物大工と記す
神社	149	東	栗生神社本殿	桐生市	上田沢	県	寛政 2	1790	刷工 武衛(物) 仰彌妥 仕手 仕手 仕手 仕手 仕手 仕手	開口文次在信 福田源治 益田徳次 藤原与四郎 開口千次 開口松次 鍛木半治 尾尾金次郎 常八	(上田沢村) (上田沢村) (上田沢村) (上田沢村) (上田沢村) (上田沢村) (上田沢村) (上田沢村)	棟札
寺院	133	東	善昌寺本堂	桐生市	新川		寛政 3	1791	刷物師	常八	花輪宿	刷物は寛政 4 年(1792)、 常八は 2 代目常八主従と するが、初代常八復讐の 可能性あり。「善昌寺跡 起・古文書
寺院	122	北吾	應永寺本堂	東吾妻町	岩下		寛政 4	1792	刷工師 刷工師	足瀬萬之助 足瀬繁八	(花輪村) (花輪村)	棟札
神社	119	北利	大津神社本殿	みなかみ町	小仁田		寛政 7	1795	刷物模様	高瀬忠七良	勢多郡花輪村	棟札
神社	176	予 乗	(長尾根)十二社神社 本殿	みどり市	大間々町	長尾根	寛政 7	1795	刷物師	田口口	下田山邑	
寺院	109	北利	那麻寺本堂	みなかみ町	須川		寛政 7	1795	刷工	高瀬忠七 高瀬繁八	勢多郡花輪 勢多郡花輪	棟 開削材は文化元年 (1804)
寺院	169	予 東	大義院本堂	みどり市	東町小中		寛政 12	1800	刷工	石野常八主信	花輪宿	刷物は文政 2 年(1829)の 内外牌版模範刷物刻銘
寺院	72	西	桂昌寺本堂	安中市	下秋間		享和 3	1803	刷正 刷匠	二代伊乎八義延 岸幸作	新田郡山之神 新田郡山之神	本堂八尺間虹柱下の刻銘、 刷物は慶応 3 年(1867)
神社	110	北利	(川場湯原)式部神社 社殿	川場村	川場湯原		享和 4	1804		星野慶藤原肥興	勢多郡花輪村	川場湯村の文化財写真集 第1集、肩書きは(東郡公 儀維奈(種)木)慶藤原肥 勢多郡花輪村(1867)
神社	56	西	地名神社社殿 (本社・附殿・拝殿)	高崎市	樺名山町	国	文化 3	1806	刷物師	開口文次郎	勢多郡田沢村	刷物師は明和 5 年(1788) 古文書より
神社	184	予 東	木宮神社本殿	みどり市	大間々町	小平	文化 4	1807	刷物師	星野其内	當國衣原宿	棟札
寺院	114	予 北吾	雲林寺本堂	長野原町	長野原		文化 10	1813	大仏師	原田定慶	(米野宿)	刷物は天保 2・3 年 (1831・32)
神社	187	東	(板倉)雷電神社社殿	板倉町	板倉	県	文化 2	1819	刷物師	石畠常八(2代)	上州花輪村	棟札
寺院	113	北吾	常林寺本堂	長野原町	恋桑		文政 7	1824	大佛師	原田定慶藤原朝房 萩原米藏喜重 矢寄豊前柳方	(米野) (米野) 信州上諏訪	本板金泥瓦上棟銘(大正 6 年)、櫛間刷物刻銘、原 田定慶は文政 8 年(1825)、 萩原米藏と矢寄豊前柳方 は文政 9 年(1826)の作
寺院	171	東	(神戸)清水寺般若堂	みどり市	東町神戸		文政 11	1828	刷物模様 刷物模様 刷物 刷物	星野慶助 高瀬忠七 星野治三良 星野利三良	當國勢多郡荻原村 座関 萩原 萩原	棟札
寺院	81	西	猿急寺本堂	下仁田町	下仁田		文政 11	1828	刷物師 刷物師 刷物 刷物	小山彌八季郎 足利政八昌興 松山文藏雅朝 松島金藏	東上州勢多郡花輪 東上州勢多郡花輪 東上州勢多郡花輪 東上州勢多郡花輪	安永 4 年(1755)の櫛間刷 物刻銘

種別	番号	調査区分	地区	建物名	所在地	文 化 財 登 録 登 録	建造年代	施 物 別			備 考
								和 景	西 景	肩書	
神社	125	北利	(羽場)日枝神社社殿 兼拝殿	みなかみ町羽場		文政13	1830	肩工	小林源八(正後)	武州熊谷宿	源八と正後は同一人。源工は天保8・5年(1834・37)の形跡墨書き
寺院	93	北利	市町村公郷音堂	沼田市 町田町	天保3	1832	肩工 肩工	齐藤長徳信一 小林源太郎正後	熊谷驛 熊谷驛	棟札	
神社	187	東	(板倉)電雷神社本殿・ 拝殿	板倉町 板倉	墨	天保6	1835	肩物部・肩工 肩工	石川常八主信(2代) 文政部	上州花輪村 當富勢多郡花輪村	2枚の棟札
寺院	29	中	空應寺本堂	渋川市 上白井		天保6	1835	肩工 肩工 肩工 肩工	小林源八正後 吉野三治郎 内金作 源義裕之助	武州熊谷驛	棟札
寺院	16	予	愛染院本堂	伊勢崎市 塚町	天保6	1835	肩工	鶴田岩次郎		武州川原明戸邑	
寺院	11	中	華嚴寺本堂	伊勢崎市 華嚴寺町	天保8	1837	肩物部(向拝)	川岸赤八		華嚴新田郡山之上村	棟札
神社	125	北利	(羽場)日枝神社下座	みなかみ町羽場		天保9	1838	肩工	越路越之助正人	武州大里郡院谷宿在久 保鳩村	形跡墨書きより。天保8年の作もあり。越之助の肩書に小林源八正後門と記す。鶴之助17歳の作(天保9年時)
神社	154	東	(阿久津)福荷神社本殿	太田市 阿久津町		天保12	1841	肩物部 肩物部 肩物部 肩物部	小林丑五郎正路 小林三郎 山本長吉 杉岡久五郎	武海玉井郡 武海熊谷宿 武州川上村 武州ノ井郡	棟札
寺院	55	西	妙見寺本殿	真崎市 引間町		天保13	1842	肩物部	長谷川源太郎	熊谷	
神社	102	北利	(平川)日光神社本殿	沼田市 利根町	天保13	1842	肩工 肩工	石河安兵衛 石河柳助筋飯	當所(平川) 當所(平川)	棟札	
神社	141	北吾	(岩下)貢原神社拝殿	東吾妻町 岩下		天保14	1843	肩工 肩工	対馬米賀 対馬定運	群馬郡米野宿 群馬郡米野宿	棟札
神社	26	予	(川島)甲波宿祢神社 拝殿	渋川市 川島	弘化2	1845	肩工棟梁	小林丑五郎正路	武州中仙道玉ノ井村	棟札	
神社	68	中	(吉井)八幡宮本殿	高崎市 吉井町今	弘化5	1848	肩部	隠藏	高崎駿治町	邵材墨書き	
神社	13	中	伊勢崎神社本殿	伊勢崎市 本町	嘉永1	1848	肩方 肩方 肩方 木造工	石川常八郎 石川常六郎 武正常三郎 長崎三次清恒	上州花輪宿 上州花輪宿 武州本庄駅 東北日本橋	棟札、肩物部の後藤は背 面毛の毛通し刻絵、また は武州本庄宿の官大工の 定七方と記す	
神社	188	東	高島神社拝殿	板倉町 大高島	嘉永1	1848	肩工 肩工 肩工 肩工 肩工	渡辺春平次京宿 渡辺三左右エ門 石川常六重宣 商賈文五郎宜宣 野口文治郎	野口櫻木石町 野口櫻木石町 当国草履 當富浅尾村 野口文治郎	棟札	
神社	45	中	(角間)八幡宮拝殿	玉村町 角間	嘉永2	1849	肩工	内田俊彦	中山通吹上村	内壁面刻絵	
寺院	51	予	西	全透院地蔵堂	高崎市 谷田町	嘉永2	1849	肩工	小林精藏正信	棟札	
神社	141	北吾	(岩下)貢原神社本殿	東吾妻町 岩下		嘉永5	1852	肩工	対馬米賀	群馬郡八崎宿	棟札
寺院	123	北吾	圓照寺總音堂	東吾妻町 岩下		嘉永5	1852	水守七五郎光長	江戸神田	施物部は伝、作成時期は 不明	
神社	19	中	(平塚)赤城神社本殿	伊勢崎市 幾平塚	嘉永6	1853		弥勒寺音八	(下而名村)	伝(根拠資料は確認でき ず)	
神社	98	北利	須賀神社本殿	沼田市 中町	嘉永7	1854	肩工 棟梁 肩工 棟梁 肩工 棟梁 肩工 棟梁	関安太郎義正 小川専藏良義 小林源太郎 石川常甲之輔知信 金子文五郎宜宣 石川源太郎貞信	下之町 河原久登 熊谷 花輪村 花輪村 花輪村	棟札	
神社	56	西	樺名神社双龍門	高崎市 樺名山町 国	安政3	1856	肩工 肩工	武正常三郎 小山齊	本宿宿(熊谷驛)	幕様墨書き	
寺院	40	予	中	綱照寺本堂	玉村町 上之手	安政4	1857	注文受 肩工 肩工 肩工 肩工	弥勒寺音八 小林栄次郎 武正常三次 福田久五郎 森田角太郎	フチナ タツノイ カシコジョウ タタハヤシ ニイホリ	施物部は文久2年(1862) の欄間に刻絵
神社	152	東	冠船荷神社聖天宮	太田市 綾谷町	安政4	1857	肩工	弥勒寺音八 諸富万五郎	(下而名村) (武藏國埼玉村)	棟札	
神社	57	西	御見神社本殿	高崎市 稲名町	安政7	1860	肩部	小林源七郎	武州熊谷	棟札	
寺院	92	北利	正覚寺山門	沼田市 純治町	万延1	1860	肩工	豊澤南(初代岸大藏・赤八)(山之神)	豊澤南70歳の作		
神社	63	西	(生原)野北神社本殿	高崎市 賀郷町	文久1	1861	肩物部 肩物部	後藤次郎 小林源太郎	後藤次郎 武藏國熊谷宿	棟札	
神社	37	中	(宿)福荷神社本殿	柳東村 広馬場	元治1	1864	肩人	石原吟藏慈義	上州花輪村	文化11年(1814)に建造し たものを元治元年(1864) に移設。施刻年代は不明	
神社	37	中	(宿)福荷神社拝殿	柳東村 広馬場	元治1	1864	肩工 肩工	當造 開左膳正義	沼田下ノ丁		

種別	番号	調査区分	地区	建物名	所在地	文書類	建造年代		形物語			備考
							和暦	西暦	肩書	氏名	居住地	
神社	25	中	(行幸田)甲辰御宿神社本殿	渋川市 行幸田		元治1	1864	剛工	武正上純之介源義春	武州本庄	「奉再建川宿御神社」の權札	
神社	48	西	倉賀野神社本殿・幣殿	高崎市 倉賀野町	市	元治2	1865	剛工 剛削 剛削	勘載 北村喜代松 金十郎(新井主膳) 延吉	高崎寄合町 普光寺桜枝町 高崎寄合町 白石村	「御守瓶玉宮諸社入帳領」 〔嘉永6年(1853)4月〕・ 「勘合諸色控領」〔嘉永7年(1854)10月11日・安政元年(1854)12月8日〕	
神社	44	中	玉村八幡宮隨神門	玉村町 下新田		慶応1	1865	剛削 剛削	小林榮次郎 方五郎	武藏國玉井村 武藏國埼玉村	樺札	
寺院	73	西	長壽寺本堂	安中市 板鼻		慶応4	1868	剛工	石原常八主信	雷岡勢多郡花輪住	「長傳寺縁起」・樺間彌刻題記。石原常八71歳の作	
神社	48	西	倉賀野神社拝殿	高崎市 倉賀野町		明治8	1875	剛削 剛削 剛削	石川兼次郎 北村喜代松 源一郎(源重郎) 松五郎	高崎檢物町 普光寺桜枝町 平坂村 伊勢崎町	「諸職人日記録」〔明治8年(1875)1月〕	
神社	154	東	(阿久津)船荷神社拝殿	太田市 阿久津町		明治13	1880	剛物削	高藤改之助	尾島		

## 建造年代が推定の建物

種別	番号	調査区分	地区	建物名	所在地	文書類	建造年代	形物語			備考
								肩書	氏名	居住地	
寺院	10	中	(面ヶ島)金剛寺本堂	前橋市 面ヶ島町			18世紀後期	御山儀御棟梁 門人 門人 門人 門人	開口文治有信 開口千子保仙 開口松次郎 黒田勝次郎 黒田泰良	勢多郡上田沢 勢多郡上田沢 勢多郡上田沢 勢多郡上田沢 勢多郡上田沢	建造年代は「宮城村志」によれば明和9年(1772)とするが、今回の調査ではその根拠資料の確証はしない。外見的模形彫刻表面の削除による
寺院	131	東	青蓮寺本堂	桐生市 西久方		18世紀前半		剛物削	石原吟八郎義武	東上州花輪村	樺間彌則延 享元年(1744)の作
神社	20	中	大國魂神社本殿	伊勢崎市 捷戸園名		18世紀後期		剛削彫頭	小林源八正信	武州熊谷玉井	伝、神社資料
神社	146	東	(音沢)八幡宮本殿	桐生市 梅田町		18世紀後期			星野東溪	上州勢多郡荻原村	背画同前目板彫刻削面墨書き。彫削は加木(嘉永4年(1851))
寺院	142	予	東	總持寺本堂	太田市 西良田町		18世紀後期	剛物削	後藤周治秀信	江戸神田	伝(根拠資料は確証できず)
神社	71	予	西	龍昌寺本堂	安中市 安中		19世紀前期	剛物削並彩色	高瀬繁八	雷岡勢多郡花輪	文化4年(1807)の彫刻墨書き
神社	2	中	總社神社拝殿	前橋市 元總社町		19世紀前期			長谷川源四郎	武州熊谷宿	伝承
神社	36	予	中	大山祇神社本殿	柳東村 新井		19世紀中期	剛工	開左彌彌原正義	宿田	剛削墨書き
寺院	147	予	東	長達寺本堂	太田市 蔵塚本町		19世紀中期		岸内内蔵 岸太助 岸奉作	山神 山神 山神	肩書等は「群馬の寺社彫刻」。岸大内蔵は72歳と記す
神社	28	中	木曾三社神社拝殿	渋川市 北橘町		19世紀中期	剛工	岸幸作	(山之神)		桙原盈陣子昭銘
寺院	146	予	東	全性寺本堂	太田市 蔵塚本町	江戸末期		剛削彫 剛削彫 剛削彫	曾琳苗 岸内内蔵原義 福 岸太輔 小畠勝造	山之神村 山之神村 山之神村	肩書等は「群馬の寺社彫刻」
寺院	163	予	東	光榮寺本堂	みどり市 大間々町 大間々	江戸末期			石原常八主信	雷岡花輪	
神社	145	予	東	(川内町五丁目)赤城神社本殿	桐生市 川内町	江戸末期	剛工	曾琳苗 岸内内蔵	雷岡山ノ神村	肩書等は「群馬の寺社彫刻」	



種別	番号	調査区分	地区	建物名	所在地	文 化 財 登 録 登 録	建造年代 和暦	西暦	前書	氏名	居住地	備考
寺院	102	北利	龍藏院本堂	片品村 東小川			宝慶 6	1756	校方棟樑	忠七	武州妻田	「片品村史」、欄間刻、欄間刻と添脊は宝慶13年(1763)
神社	137	北吾	北之谷稻荷神社上屋	高山村 水高			宝慶 9	1759	石工	幸八	信州	「正一位稻荷大明神御建立碑」宝慶2年(1752)と「高山村誌」
寺院	122	北吾	應永寺山門	東吾妻町 岩下			天明 1	1781	石工 石工 柏 柏 柏 柏	清左衛門 新左衛門 清八 九左衛門 孫助 武八	信昌高遠住 信昌高遠住 信州(岩下村) 三鶴 三鶴 松尾	
神社	56	西	椎名神社本殿	高崎市 椎名町 国	明和 1	1766	大作 (石工)		檜皮屋嘉兵衛 神宮八兵衛 石井源右衛門	高崎 信田 信州高遠		
寺院	157	予	東長壽院本堂	みどり市 笠懸町實	明和 2	1765	木挽		万七 幸七	平三郎 幸三郎		
神社	97	北利	椎名神社本殿(修理)	沼田市 椎名町 国	明和 3	1766	屋根附		屋根統領 柏山取締領 柏山取締領	食倉源七 矢野五郎八 井野太郎 井野太郎	武州金谷村 棚田賀久保村 棚田長井村	
神社	62	中	椎名神社本殿	高崎市 舊町	明和 3	1766	石工 石工 綱屋		石右衛門 源之助 手八郎	小右衛門 源之助 手八郎	信州高遠 信州高遠 信州松井田	
神社	113	北利	千賀戸神社本殿	昭和村 横久保	明和 4	1767	石工		保佐右衛門	信州高遠野袋村		「村記久呂保」
神社	4	予 中	(植野)稻荷神社本殿	前橋市 総社町	明和 7	1770	木挽 檜皮剥 檜皮剥 檜皮剥		竹内右衛門 金介源太良光 野野原七次久 佐藤喜八	竹内右衛門 金介源太良光 野野原七次久 佐藤喜八		
神社	4	予 中	(植野)稻荷神社本殿	前橋市 総社町	明和 7	1770	木挽 檜皮剥 檜皮剥 檜皮剥		竹内右衛門 金介源太良光 野野原七次久 佐藤喜八	竹内右衛門 金介源太良光 野野原七次久 佐藤喜八		
神社	44	中	玉村八幡宮本殿(修理・宮殿造立)	玉村町 下新田 国	明和 8	1771	御家根御		柏皮屋嘉兵衛	高崎		
寺院	12	中	本妙寺鬼子母神堂	伊勢崎市 山王町	明和 9	1772	木挽		天田八彌	小此木村		
神社	33	中	常行神社本殿	柳東村 山子田	明和 9	1772	木挽		天田守兵衛 井上定七	小此木村 小此木村		
寺院	122	北吾	應永寺山門	東吾妻町 岩下		天明 1	1781	石工 石工 柏 柏 柏 柏	清左衛門 副左衛門 清八 九左衛門 孫助 武八	當村(山子田村) 白川		
神社	180	予 東	(浅原)菅原神社本殿	みどり市 浅原	天明 7	1787	渡御 石工		金吾第五郎 伊久保藏	山田郡朝原邑 信濃国伊东郡板山邑		
寺院	27	中	水澤寺般若堂	伊香保町 水沢	天明 7	1787	跨物御(擬金 銘記)		金次郎	高崎		擬宝珠の年代は万延元年(1860)
神社	143	東	(柄生)天満宮本殿、幣殿	桐生市 天神町 隅	寛政 1	1789	神御 木挽 木挽 木挽 木挽 御脚櫛梁 筋方 筋方 筋方 筋方 筋方 木村秋五郎 木村秋八 木村半兵衛 石工 石工 屋根屋 金物方 金物方	梅軒利山景廣 星見七 藤八 長右衛門 玄蕃 御脚櫛梁 木村秋五郎 木村秋八 木村半兵衛 有吉右衛門 藤田重右衛門 与一 高崎安五郎 西川文治郎	当国色来都羽根毛村 当南下久方町 当南下久方町 当南下久方町 当南下久方町 当南下久方町 当南下久方町 当南下久方町 当南下久方町 當村(岩下村) 三鶴 三鶴 松尾	寛政5年櫛札による。 工匠の前書として、寛政元年(1789)の櫛札で 勘定の櫛の軸脚は藤田重右衛門は野 野益信流と記す。そ の他、勘定は門人4名、 總部は合手方2名、箇 方は2名が関係		
神社	48	西	倉賀野神社本殿(前身物)	高崎市 倉賀野町 市	寛政 1	1798	かぢや(観世屋) ぬしや(通御屋) ちゃん御 瓦彌 石屋 仕事衆	平七 金弥 五郎衛 孫兵衛 八助 林之助	安中宿 魯村 上田見村 高崎宿 高崎宿 野州宇都宮		その他、ぬしやは5名、 仕事衆は8名が関係	
神社	149	東	御生神社本殿	桐生市 上田沢 墓	寛政 2	1790	石工		舟入左衛門正春	信濃伊那郡八手村		
寺院	21	予 中	源照寺三室堂本殿	渋川市 並木町	寛政 4	1792	檢皮剥 石工		○□左衛門 吉田武兵衛 樋口伊兵衛 藤次庄五郎 毛利良職 毛利清元衛	信州 信州 信州 信州 信州 信州		

種別	番号	西暦	地区	建物名	所在地	文 化 財 登 録 登 録	建造年代 和暦	附書	氏名	居住地	備考		
寺院	122	北若	慈永寺本堂	東吾妻町	岩下		寛政4	1792	植 植 植 植 植 植	山野清八 水出武八 水出伊郎 津井藏 溝口半五島 山野伊之助	當所(岩下村) 當所(岩下村) 當所(岩下村) 當所(岩下村) 當所(岩下村) 當所(岩下村)		
寺院	123	予 北若	顯應寺本堂前身造物 (旧僧院渡堂)	東吾妻町	原町		寛政5	1793	植 植 植 植 植	小林盛五郎 開原左衛門 開原左衛門 新六 助兵衛門	三島村 當村(郷原村) 當村(郷原村)		
寺院	20	中	觀光寺本堂	浪川市	浪川		寛政5	1793	植木挽 植木挽 植木挽 植木挽 植木挽 植木挽 仕事頭	田中傳左衛門 田中雄七 中沢友八 賀瀬允七 木本新左衛門 中沢吉音 今野時五郎		その他、植木挽は10余 名、仕事頭は5名が関 与。	
寺院	61	西	広沢寺本堂	藤岡市	矢場		寛政5	1793	木挽	長谷川国右衛門義忠	水戸		
									木挽棟梁 木挽棟梁	須賀勝七 須賀佐七 早川藤助 早川仙藏 齊藤仁兵衛 前澤八右衛門 木本佐七 川嶋吉五良 廣瀬吉右衛門 長野太兵衛 鈴木正七 戸田新八 吉田彌兵衛 大島次兵衛 勘七 鶴岡源次郎 小林元右衛門 長谷川左兵次良	木挽町 木挽町		
神社	28	中	本曾三社神社本殿	浪川市	北橘町		寛政6	1794	前大工(屋根師) (屋根師)	岩田田七 八助	武州足尾尾村 當村(下藤田村)	屋根師棟札、肩書に藤 原家承	
神社	119	北利	大槻神社本殿	みなかみ町	小仁田		寛政7	1795	木挽 石工	赤亦衛門 隼七	木曾 信州		
寺院	109	北利	聖寧寺本堂	みなかみ町	浪川		寛政7	1795	船師(天井画) 屋根師	對野法機水春藤義 屋根師後見 屋根師脚架 屋根師脚手 船師(天井画) 船師(天井画)	金森源太郎部亮 多摩弓石右衛門智英 金森馬之助安旗 船師(天井画) 船師(天井画) 春山(舟井画) 佐野(柳繁軒春画)		船師は伊勢崎藩御用船 師。建物は寛政7年と するが、天井画の制作 期は不明
神社	14	中	(榮)八幡神社拝殿	伊勢崎市	榮町		寛政9	1797	木挽	金森源太郎部亮 多摩弓石右衛門智英 金森馬之助安旗 船師(天井画) 船師(天井画)			
神社	183	東	(開設)神明宮本殿 神明造	みどり市	大間々町 桐原		寛政10	1798	木挽頭立	伊東助七	越後國三萬郡十日市村		
神社	152	東	冠稲荷神社拝殿(屋 根屋)	太田市	照谷町		寛政11	1799	屋根葺師棟梁	大佐佐七	奥州會津		
神社	48	西	倉賀野神社本殿(前 身造物)	高崎市	倉賀野町		寛政11	1799	かちや ぬしや ちゃん筋 瓦頭 瓦屋 石屋 仕事頭	平七 金弥 五郎庵 移松庵 八助 木之助	安中宿 豊岡村 上里見村 高崎宿 高崎宿 高崎宿	その他、ぬしやは5名、 仕事頭は8名が関与	
寺院	157	予 東	長興院本堂(屋根葺 替)	みどり市	笠懸町		寛政12	1800	(屋根師)棟梁 (屋根師)棟梁	平七	會津 會津		
神社	52	西	(八幡)八幡宮天満宮 (旧本堂地盤)	高崎市	八幡町	享和1	1801	植木工大工棟梁 昌師	工藤忠兵衛 齊藤忠兵衛 藤井甚兵衛	信濃一ノ宮上ノ宮 信州吉本城下 京都皇城	屋根葺替修換時に免さ れた錦札より。工藤忠 兵衛の肩書として「藤原 朝臣家門入」と記す		
神社	111	北利	(谷地)諏訪神社本殿	川場村	谷地	享和1	1801	植 植 植	曾野進藏 星野助八 小林房右衛門	當前(谷地) 當前(谷地) 當前(谷地)			
神社	143	東	(楓生)天満宮拝殿	楓生市	天神町	墨	享和2	1802	木挽 木挽 木挽	葛西孫兵衛 尾澤貴兵衛 武井甚左エ門		その他、木挽は4名が 関与。	
寺院	139	東	正法寺穀音堂	太田市	猪屋町	享和3	1803	木挽 木挽	萩原久衛門 藤助	御園人太田 越後國			
寺院	132	東	紫広寺奔財天堂	楓生市	新里町	享和3	1803	石工 石工	万七 仁左衛門	信益 信益			
寺院	72	西	桂昌寺本堂	安中市	下秋間	享和3	1803	彩色 彩色	鈴木孫氏後久 中野正雄年	高崎住 太田町	船刻款、題刻は慶応3 年(1867)		
神社	110	北利	(川場)藤原(武尊)神社 社殿	川場村	川場藤原	享和4	1804	石屋	茂吉				
寺院	143	東	明王院手水舎	太田市	安養寺町	文化1	1804	木挽	谷田傳兵衛俊英	當所(安養寺村)			
神社	56	西	櫻井神社本社社殿 (本社向拝)	高崎市	櫻名山町	国	文化3	1806	船師(天井画)	常富(桙常南)	仙台藩御印、文化4年 (1807)		

種別	番号	調査区分	地区	建物名	所在地	文 化 財 指 定 状 況	建造年代 和暦 西暦	蔚書	氏名	居住地	備考
神社	184	予 東		木宮神社本殿	みどり市 大間々町 小平		文化4 1807	柏	五十嵐治良	越後國三郷郡	
神社	187	東	(板倉)雷電神社本殿・幣殿	板倉町 板倉	墨	天保6 1835	木挽 木挽・小挽	蔚藤半兵衛 松本吉吉	武蔵名村 武藏埼玉郡常木村		
神社	1	中	座彦神社金刀比羅宮	前橋市 下大屋町	文化7 1810	木挽	猪之助	御田大屋村	華納権		
神社	1	中	座彦伴社拝殿・幣殿	前橋市 下大屋町	文化9 1812	木挽・櫻栄	高橋信之郎	御田(大屋町)			
寺院	3	中	光嚴院秋元院	前橋市 経社町	文化9 1812	幼始(井弁画)	狩野法朝巣川藤原寛信				
神社	1	中	座彦神社社殿塗装	前橋市 下大屋町 墓	文化11 1814	柳原櫻栄 柳原櫻葉	楓川一松清房 柳原清吾良 (柳原)木曾友八良 (柳原)木曾友八良 (柳原)高麗兵舎 (柳原)久川水永 (柳原)荒井常造 (柳原)八木原十七八 (柳原)木曾垣兵衛 (柳原)八木原武兵衛 (柳原)西田伴輔 (柳原)柴田真兵衛 (柳原)川田守兵衛 川田守兵衛 杉色屋	信州高井郡中野村 信州高井郡中野村 信州高井郡伊賀町本郷 高島度会郡野尻里 御田勢多郡上田田村 御田伊那郡名庄 御田伊那郡虎呂 御田伊那郡虎呂 御田伊那郡虎呂 御田伊勢崎西町 御田伊勢崎西町 武田山櫻院中野伊勢島 武田山櫻院中野伊勢島	『柳原銘札』		
寺院	42	予 西	(岩島)穀音寺如意輪觀音堂(北向觀音堂)	高崎市 岩島町	文政2 1819	松櫻栄	山田又兵衛 伊豆又八 小畠友吉 坂下儀兵衛 山中藤右衛門 原田之丞 百吉藏 長谷万藏 喜一兵衛	御田藤岡町 御田藤岡町 御田藤岡町 御田藤岡町 御田藤岡町 信州上諏訪真志野村 信州上諏訪真志野村 信州上諏訪真志野村 信州本庄宿			
神社	187	東	(板倉)雷電神社拝殿	板倉町 板倉	墨 文政2 1819	木挽・櫻栄 木挽・木挽	蔚藤半兵衛信國 杉山左衛門安灰	武藏埼玉郡名村 上州邑田郡千津井村			
寺院	171	東	(神戸)清水寺觀音堂	みどり市 東町神戸	文政11 1828	彩色方 相方 相方 相方 萬二 石工 石工	鳳口 萬代木平六 萬代木口藏 小市 兼吉 徹藏 宇治衛	相生 当松(神戸朝) 当松(神戸朝) 当松(神戸朝)			
寺院	81	西	清泉寺本堂	下仁田町 下仁田	文政11 1828	松 鳳凰 鳳凰	小林久六 大野田四郎 大野田安五郎	信州 信州			
寺院	93	北利	町田坊織音堂	沼田市 町田町	天保3 1832	柏	松世話役 作田与助 高山直吉		越後國 越後國		
神社	187	東	(板倉)雷電神社本殿・幣殿	板倉町 板倉	墨 天保6 1835	木挽 木挽・小挽	蔚藤半兵衛 松本吉吉	武蔵名村 武藏埼玉郡常木村			
寺院	29	北利	空窓寺本堂	渋川市 上白井	天保6 1835	木挽 木挽 木挽 木挽 木挽 木挽 木挽 (高) 高頭 (高) (高)	高野金六 高野忠太郎 高野又市 高野常藏 高野久米藏 高野作太郎 高野喜七 高野照藏 飯野準助 福島虎右衛門 辰五郎 和市	當所(上白井) 武州八幡山 武州八幡山 武州八幡山			
寺院	11	中	華藏寺本堂	伊勢崎市 華藏寺町	天保8 1837	屋根櫛 木挽櫛 仕事櫛	與樂治 與樂治 與樂治	越後國神原郡二田村 越後國伊勢崎町			
神社	4	予 中	(植野)福荷神社拝殿	前橋市 経社町	天保9 1838	石工 屋根櫛	中村德三郎顕塵 竹内左五右衛門	信昌高速 越後國高田町			
神社	154	東	(阿久津)船荷神社本殿	太田市 阿久津町	天保12 1841	屋根櫛 屋根櫛 屋根櫛 屋根櫛 屋根櫛 屋根櫛	飯田富右衛門 林力藏 尾森義之助 加藤新五右衛門 高野友治郎 高森造酒藏 田口常吉	武藏河原明戸郡 武州尻伏村 武州ノ都 上州神之村 武藏埼玉郡野村 武藏埼玉郡野村 御代太田町			
寺院	55	西	妙見寺本殿	高崎市 引間町	天保13 1842	柿樹櫛	小山宇吉知算 小山重太郎 松野万 須崎定吉	信昌因佐久郡小浦 小浦 越後國柏崎江戸			
神社	102	北利	(平川)日光神社本殿	沼田市 利根町	天保13 1842	松櫻栄 松櫻栄 松櫻栄 松櫻栄	今井准兵衛 小山櫻右衛門 羽野利助 宇治吉五郎 藤谷小次郎				

種別	番号	西暦	地区	建物名	所在地	文 財 類 別	建造年代 和暦	西暦	前書	氏名	居住地	備考		
										欄	欄	欄		
神社	141	北若	(岩下) 菅原神社拝殿	東吾妻町	岩下		天保14	1843	粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門	粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門	粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門	粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門		
寺院	84	西	黒鹿山不動寺不動堂	南牧村	大嵐沢		天保14	1843	高方 高方 木挽 木挽 木挽 木挽 木挽 木挽 木挽 木挽 木挽 木挽 木挽	大圓利助 西翁吉 今井和助 盛太郎吉 小林萬藏 清左衛門 若林一 □ □ □ 文藏	粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門	粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門	粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門	
神社	26	予 中	(川島) 甲波宿禰神社 拝殿	渋川市	川島		弘化2	1845	船形(天井画) 柳芳秀			弘化3年(1846)		
神社	188	東	高島神社拝殿	板倉町	大高島	高永1	1848		木挽檼梁 木挽檼梁 木挽檼梁 木挽檼梁 木挽檼梁 木挽檼梁	新井善八 村野由右エ門 渡辺喜太郎 松本友吉 櫻井清四郎	麦村 向古河 向古河 向古河	麦村 向古河 向古河		
寺院	23	予 中	良導寺本堂	酒川市	上郷	高永2	1849		船形(天井画) 柳芳秀	粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門	粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門	永水3年(1850)		
神社	141	北若	(岩下) 菅原神社本殿	東吾妻町	岩下	高永5	1852		船形(天井画) 柳芳秀	粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門	粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門	粗筋石門 粗筋石門 粗筋石門		
寺院	123	予 北若	顯徳寺観音堂	東吾妻町	原町	高永5	1852		上方棟梁	真下右衛門	在籍(原町)			
寺院	98	北利	須賀神社本殿	道田市	中町	高永7	1854		船形(天井画) 柳芳秀	青柳藤七 青柳音藏 石原三作 取口栄吉 津見之丞 登野文藏親誠 桂文郎 常藏 宗吉 千代吉	柳町 柳町 柳町 柳町 柳町 馬鹿町 材木町 材木町 材木町 材木町 材木町	柳町 柳町 柳町 柳町 柳町 馬鹿町 材木町 材木町 材木町 材木町 材木町	柳町 柳町 柳町 柳町 柳町 柳町 柳町 柳町 柳町 柳町 柳町	
寺院	157	予 東	長壽院本堂(屋根葺 替)	みどり市	笠懸町	安政2	1855		(屋根替) 棟梁 (屋根替) 檩梁 (屋根替) 檩梁	志村正門 廣村半兵工 阿佐益三工門		當吉(阿佐美村)		
寺院	26	予 中	雙立寺本堂	渋川市	北橘町	安政2	1855		大挽 手木脚 手木脚 屋根脚 石工	□青吉 宇次次 初五郎 幸吉 秋六郎		越後 智社 前橋 源之郷 村人物(八崎)		
神社	56	西	椎名神社双龍門	高崎市	椎名山町	国	安政3	1856	屋根脚 木挽 (石工)	神宮屋正兵衛 神宮八兵衛 石高忠右衛門	高崎 室田 信州高遠	箱根墨書		
神社	80	西	妙義神社社務所・御殿	富岡市	妙義町	市	安政3	1856	船形(天井画) 柳脚 柳脚 石工	金子吉吉 柳野芳五郎 吉野古右衛門 成上資治郎義武				
神社	152	東	冠船舟神社聖天宮	太田市	細谷町	安政4	1857		船形(天井画)	為誠				
寺院	40	中	鏡照寺本堂	玉村町	上之手	安政4	1857		船形(天井画)	置里 玉造				
寺院	134	東	善觀寺山門屋根葺替	桐生市	新里町	安政6	1859		家根脚 家根脚	茂丸辛吉 茂丸平衛				
神社	25	中	(行幸田) 甲斐宿祢神社本殿	渋川市	行幸田	元治1	1864		船脚 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱 柱	山口巳藏 石高幸吉高直 石高作倅直清 同高作倅喜倍 高崎伊蔵 加藤富兵衛一清 加藤佐助 柳井喜五郎 柳井喜之助	越後擴三郡大狭村 當所(行幸田) 當所(行幸田)	山子田 山子田 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎	山子田 山子田 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎 高崎	「奉造立御寶殿」「奉再 建川重修神社」「奉造甲 斐宿祢神社一宇」の3 枚の樅札より
神社	44	中	玉村八幡宮隠神門	玉村町	下新田	慶応1	1865		和方 和方 石工	田野常五郎 豊野肇吉	當所(玉村宿) 當所(玉村宿)			
神社	185	予 東	杉森稻荷神社本殿	みどり市	大間々町 桐原	慶応2	1866		船形(天井画)	豊野通人		慶応元年(1865)		
神社	11	中	三沢沢赤城神社本殿	前橋市	三沢沢町	明治1	1868		船 船 船 船 船	政立衛門 政吉 萬吉 音吉 長吉			職種の船は樅札では仙と記す	
寺院	30	中	京立寺十一面觀音堂 移築	渋川市	赤城町	明治10	1877		木挽 木挽 仕事脚	星野強羅治 月野繁次郎 宮山寅代八	古志郡山谷澤村澤谷村 肥多郡敷島村津久田 群馬郡長尾村白井	寛政11年(1799)建造の ものと移築		
神社	158	東	(世良田) 八坂神社拝殿	太田市	世良田町	明治10	1877		船形 瓦脚 萬平 萬喜	高野平十郎 豊野平吉 茂木新三郎 西田清十郎				

建造年代が指定の建物

種別	番号	地区	建 物 名	所 在 地	文 化 期 望	建造年代	大 工			備 考
							刻書	氏 名	居 住 地	
寺院	134	東、普	龍院山門屋根葺替	桐生市 新里町	18世紀中期	家模師 室模師	茂木幸吉 茂木利平衛			屋根替えは安政6年(1859)
神社	26	予 中	(川島)甲波宿祢神社	渋川市 川島	18世紀後期	繪師(天井画)	向秀芳			弘化3年(1846)
寺院	181	予 東	成院院本堂	大泉町 城内	18世紀後期	繪師(天井画)	岡田経周			村野治樹藤経信門弟
寺院	132	東、常	広寺弁財天堂	桐生市 新里町	19世紀前期	石工 石工	万七 仁左衛門	信嘉 信嘉		明和9年(1772)権丸
寺院	182	東、龍	龍泉院本堂	大泉町 城内	19世紀中期	繪師(天井・板 戸画)	法橋重光			重光は北尾重光
神社	96	西、豊	森神社剥附殿	甘楽町 福島	江戸末期	繪師(天井画)	法眼探守照			探照(1724~1812)
神社	164	予 東、足(足)赤城神社	那須市 足次町	江戸末期	繪師(天井画)	北尾重光				

表6 居住地別の工匠(1)大工

注

(1)現在地は権丸・鈴丸等に見る居住地から推定したものである。

(2)氏名欄における「」は別称を示す。

(3)建物名欄における「」は寺社のそれぞれの調査対象(本調査対象は本、予備調査のみは予)の報告書名。建物の所在地、建造年、権丸・折持丸・銘札等における刻書を示す。刻書なしは刻書が記されていなかったことを示す。

居 住 地	氏 名	建 物 名	備 考	
			現 在 地	権丸・鈴丸等に見 る居住地
<b>群馬中部</b>				
前橋市	前橋屋町	藤原喜太郎信好	(植野)福荷神社剥附(修理)[予4、前橋市總社町福野、元治元年(1864)、権]	
前橋市城東町	前橋御詔町	堤丹後正直重	木曾三社神社本殿[本28、前橋市北堀町、寛政6年(1794)、権梁]	
前橋市元紹社町	元豊社村	開谷出雲正平貞許	妙見寺本殿[本55、高崎市引領町、天保13年(1842)、宮大工]	祐社神社は社伝、妙見寺は
		總社神社剥附[本2、前橋市元紹社町、天保14年(1843)、宮大工権梁(凡子)]	總社神社は社伝、妙見寺は	
		開谷出雲貞直	妙見寺本殿[本55、高崎市引領町、天保13年(1842)、宮大工]	祐許と貞直は
前橋市總社町福野	植野村	大谷忠右衛門福孟	(植野)福荷神社剥附[本2、前橋市元紹社町、天保9年(1838)、権梁]	
		大谷音次郎福次	(植野)福荷神社剥附[予4、前橋市總社町、天保9年(1838)]	
前橋市青梨子町 群馬郡青梨子色・ 青梨色	群馬郡青梨子色・ 青梨色	櫻井丹後正藤原知義	(半田)早尾尾寺本殿[本23、西埼市半田、文化14年(1817)、宮大工権梁]	
		馬場在近藤原充	(植野)福荷神社本殿[本4、前橋市總社町、天保7年(1770)、大工]	
		馬場在近藤充	先覺寺本堂[本3、前橋市總社町、文政2年(1819)、大工権梁]	
		馬場元衡	先覺寺本堂[本3、前橋市總社町、文政3年(1820)、大工側司]	
		馬場勇吉	(植野)福荷神社剥附[予4、前橋市總社町、天保9年(1838)、大工]	
前橋市上川町	宮地村	小川彌藏宗房	東明院棲樓門[本6、前橋市公田町、明和9年(1772)、権梁]	
前橋市公田町	公田村	町田幸七僧安	東明院棲樓門[本6、前橋市公田町、明和9年(1772)、大工]	
前橋市後家町	後家村	田村八兵衛	大徳寺總門[院5、前橋市小林町、正徳2年(1712)、権梁]	部材墨書き
前橋市富田町	富田村	加兵衛	北之吉福荷神社本殿[本37、高山村高浜、享保8年(1723)、大工]	「福荷大明神建立板[高山村註]」
前橋市泉町	泉津村	柳木本吉郎積富	顯德寺本堂前身建物(旧源流院護摩堂)[予123、兼吾塙町原町、寛政5年(1793)、大工門]	白石相模守権博の弟子
前橋市上大屋町・下大屋町	大屋	藤内	産泰神社本殿[本1、前橋市下大屋町、宝暦13年(1763)]	太屋(大屋と推定)
前橋市大胡町	宮園	高橋義典	産泰神社本殿[本1、前橋市下大屋町、宝暦13年(1763)、大工権梁]	
前橋市船川町月田	月田村	与七	三夜沢赤城神社[本11、前橋市三夜沢町、宝曆元年(1751)、権梁]	
前橋市船川町東田面・西田面	田面村	五郎左衛門	三夜沢赤城神社[本11、前橋市下夜沢町、宝曆元年(1751)、大工]	
前橋市船川町東田面	東田面村	深沢平六	常光寺本堂[本132、桐生市新里町、19世紀初期、大工]	明和9年(1772)権丸
伊勢崎市境小此木	小此木村	内田庄五郎藤原昌	伊勢崎神社本殿[本13、伊勢崎市町、嘉永元年(1848)、権梁]	
		関口喜兵衛	伊勢崎神社本殿[本13、伊勢崎市本町、嘉永元年(1848)、門人]	内田庄五郎藤原昌の門人
		天田新六	愛染院本堂[予18、伊勢崎市中町、天保6年(1835)、権梁]	
		天田佐助藤原瀧現	本妙寺鬼子母神堂[本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、世話人]	
		井上幸助藤原定近	本妙寺鬼子母神堂[本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、権梁]	
		関口長左衛門藤原久	本妙寺鬼子母神堂[本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、権]	
		上村治右兵門	本妙寺鬼子母神堂[本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、大工]	
		関口甚五郎		
		天田松齋		
		葛田文六		
		橋木本五兵	本妙寺鬼子母神堂[本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、大工]	
		内田勘藏		
		古郡伊助		
		天田兵助		
		内田清治兵	真光寺本堂[本20、渋川市渋川、寛政5年(1793)、仕手]	

居 住 地	氏 名	建 物 名	備 考	
現 在 埼 桃礼・銘詔等に見る居住地	長谷川清六	本妙寺鬼子母神堂(本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、大工)		
伊勢崎市境保泉 保泉村	長谷川清兵衛信貴 (栄八)種神社社頭殿(本14、伊勢崎市栄町、寛政9年(1797)、大工棟梁)			
伊勢崎市堀口町 堀口村	橋本源藏	本妙寺鬼子母神堂(本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、大工)		
伊勢崎市(旧)伊勢崎八軒町 八軒村、八軒村	源右衛門	釋迦堂本堂(本11、伊勢崎市源義寺町、天保8年(1837)、大工組棟梁)		
伊勢崎市国領町 国領村	關口忠八源義元	本妙寺鬼子母神堂(本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、大工)		
伊勢崎市下而名村 下而名村	高柳源八	本妙寺鬼子母神堂(本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、大工)		
伊勢崎市境曳伊久 佐渡郡伊久村	弥勒寺河内藤原照房 (音次郎)	(平野)赤城神社本殿(本19、伊勢崎市境平野、嘉永5年(1853))	伝承	
伊勢崎市境曳伊久 伊久村	冠雲神社社頭天寶(本152、太田市御台町、安政4年(1857)、種梁)			
伊勢崎市境曳伊久 伊久村	伊勢崎市社頭(本13、伊勢崎市境寺町、慶応2年(1866)、大工棟梁)			
伊勢崎市境曳伊久 伊久村	松村與平次	華嚴寺本堂(本11、伊勢崎市境寺町、天保8年(1837)、大工組棟梁)		
伊勢崎市境曳伊久 伊久村	井上率助藤京近	本妙寺鬼子母神堂(本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、種梁)		
伊勢崎市小俣方町 小生形村	關口左兼丈鶴原久信	本妙寺鬼子母神堂(本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、大工)		
櫻東村長岡 長岡村	松鷺利兵衛	本妙寺鬼子母神堂(本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、大工)		
櫻東村長岡 長岡村	黒多七絆聲	眞光寺本堂(本20、渋川市渋川、寛政5年(1793)、大工小工)		
櫻東村長岡 長岡村	福田源六	常行神社本殿(本33、櫻東村山子田、明和9年(1772)、門弟)	松本主水菴の弟子	
櫻東村山子田 山子田	狩野院内	常行神社本殿(本33、櫻東村山子田、天保15年(1844)、種梁)		
櫻東村長岡 長岡村	進藤○平	常行神社拝殿(本33、櫻東村山子田、天保15年(1844)、種梁)	『櫻東村誌』による	
阿佐見出羽藤原光命 阿左美八員治光命 曳見出羽藤原光命、阿左美幸輔(1代目)	柳沢次仁王門(本33、櫻東村山子田、寛延3年(1760)、大工棟梁)	玄林院は「子持村の民家と 寺社建築」(光一は光二と柳 院)、沼田寺の新宮(即 <sup>イマツ</sup> 伊 御御柳院門別)と記す。		
阿佐見出羽光金(曳見 八員治光命、出羽2代目)	東光寺千王門(本34、櫻東村長岡、宝曆9年(1759)、大工棟梁)			
阿佐見出羽光金(曳見 八員治光命、出羽2代目)	光明院榜門(本6、櫻東村公園町、明和9年(1762)、紀伊御柳根柳梁門弟)			
阿佐見出羽光金(曳見 八員治光命、出羽2代目)	玄林院本堂外、渋川市舟井、天明8年(1788)、後見)			
阿佐見出羽光金(曳見 八員治光命、出羽2代目)	広宗寺本堂(本61、藤岡市矢場、寛政5年(1793)、大工棟梁)			
阿佐見出羽光金(曳見 八員治光命、出羽2代目)	光明寺本堂(本61、藤岡市矢場、寛政5年(1793)、後見)	玄林院は「子持村の民家と 寺社建築」、光明寺は「櫻東 村誌」(根拠資料不明)		
阿佐見出羽光金(曳見 八員治光命、出羽2代目)	光明寺秋元氏碑(本3、前柳町紐莊町、文化9年(1812))			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	(羽林)日枝神社社頭兼拜殿(本25、みなかみ町羽林、文政13年(1830)、種梁)	曳見出羽光金の門弟。玄林院 は「子持村の民家と寺社建築」、 月夜野神社・(川場源氏)武尊神社は「櫻東 村誌」、阿佐見出羽藤原光命の 門弟		
櫻東村新井 群馬郡新井村	音昌寺本堂(手101、片品町、天明3年(1783)、大工棟梁)			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	太極院本堂外、渋川市白井、天明8年(1788)、種梁			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	月夜野神社本殿(本17、みなかみ町月夜野、寛保4年(1792))			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	木本三十三社神社本殿(本28、沼田市北橘町、寛政6年(1794)、大工棟梁)			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	(川場源氏)武尊神社社頭(本110、川場村川邊遙原、享和4年(1804)、種梁)			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	松岡忠蟲贈浮(松岡忠蟲)			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	(平川)日光神社本殿(本102、沼田市利根町、天保13年(1842)、脇棟梁)			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	松岡忠蟲贈浮(松岡忠蟲)			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	玄林院音當(本93、沼田町市野、天保3年(1832)、大工棟梁)	『子持村の民家と寺社建築』		
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	空寺寺本堂(本29、渋川市上白井、天保6年(1835))			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	(平川)日光神社本殿(本102、利根町平川、天保13年(1842)、大工棟梁)			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	(川場)甲波宿祢神社社頭(手26、沼田市川郷町、弘化2年(1845)、大工棟梁)			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	柳沢寺壬王門(本33、櫻東村山子田、寛延3年(1750)、大工棟梁)			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	須賀寺本殿(本88、沼田市中町、嘉永7年(1854))			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	須賀寺本殿(本61、藤岡市矢場、寛政5年(1793)、門弟)	曳見出羽藤原光命の弟子		
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	須賀寺本殿(本88、沼田市中町、嘉永7年(1854))			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	須賀寺本殿(手101、片品村越本、天明3年(1783)、脇棟梁)			
松岡忠蟲贈浮(松岡忠 贈正増、松岡忠蟲)	須賀寺本殿(手101、片品村越本、天明3年(1783)、脇棟梁)			
勢多郡	勢多郡	大摩生主 大摩武兵衛	(神戸)清水寺般若堂(本171、みどり市東町神戸、文政11年(1828)、後見)	
吉岡町下野田	富國群馬郡下野田 村	南畠平太夫	(神戸)清水寺般若堂(本171、みどり市東町神戸、文政11年(1828))	
吉岡町下野田・下野田 野田	南畠条二良	眞光寺本堂(本20、渋川市渋川、寛政5年(1793)、仕手)	岸坂後藤源興の門人	
吉岡町大久保	大久保村	小林長太郎	常侍神社本殿(本43、櫻東村山子田、明和9年(1772)、門弟)	松本主水菴の弟子
渋川市	渋川町	彦彦平直頃 岸栄輔正方	湖瀬寺本堂(手21、渋川市並木町、文化12年(1815)、補佐)	
渋川市	渋川町	岸栄輔正方	湖瀬寺本堂(手21、渋川市並木町、文化12年(1815)、種梁)	
渋川市	渋川町	岸梅吉正則	湖瀬寺本堂(手21、渋川市並木町、文化12年(1815)、大工)	
渋川市	渋川町	岸右近彦四郎齊吉	光風寺本堂(本29、渋川市渋川、寛政5年(1793)、脇棟梁)	坂詣伴門人
渋川市	渋川町	片山秀五郎 岸應之助	眞光寺本堂(本20、渋川市渋川、寛政5年(1793)、仕手)	
渋川市行幸田	猿田村	伊藤平麻分 石井富多積高 神保要八 清水源藏 吉田藤藏 神保徳善 石井音吉	湖瀬寺本堂(手21、渋川市並木町、文化12年(1815)、大工)	
渋川市行幸田	猿田村	小野里古吉朝實 木暮寅吉 中島勧次郎	眞光寺本堂(本20、渋川市渋川、寛政5年(1793)、例座)	
渋川市行幸田	猿田村	(行幸田)甲波宿祢神社社殿(本殿・幣殿・拝殿)本25、渋川市行幸田、元治元年(1864)、大工	『幸造立御實殿』の様札	

属住地	氏名	建物名	備考
現在地 櫛札・鍵札等に見る居住地			
群馬市金井	金井村	<p>千戸戸社本殿(本113、昭和村久保、明和4年(1767)、大棟梁)                  砂義神社経門(本80、富岡市砂義町、安永2年(1773)、大棟梁)</p> <p>岸豊後御前脇廊</p> <p>岸豊後御前脇廊</p> <p>岸豊後御前脇廊</p> <p>田中鬼石彫刻</p> <p>岸通右包光</p> <p>(川越)八幡宮本殿(本12、昭和村川越、宝曆9年(1759)、大工)</p> <p>(川越)八幡宮本殿(本12、昭和村川越、宝曆9年(1759)、小工)</p>	岸豊後守信保の稱
渋川市阿久津	阿久津村	板倉西門、衛門	
渋川市中村	群馬郡中村	木村薄石門	(中村)早尾神社本殿(本22、渋川市中村、正徳3年(1713)、棟梁) 銘札墨書
渋川市平田	平田村	山口利柳七	武藏寺本堂(本20、渋川市渋川、寛政5年(1793)、和木) (半田)早尾神社本殿(本23、渋川市平田、文化14年(1817)、宮大工棟梁)
		馬野三五郎	武光寺本堂(本30、渋川市渋川、寛政5年(1793)、仕手)
		伊平治	
群馬市有馬	群馬郡有間村、有馬村	<p>青木武兵衛</p> <p>岸勝市</p> <p>赤穂七</p> <p>赤穂氏紀記</p> <p>西古氏嘉義</p> <p>桃齋吉次郎</p> <p>片貝木工衛門</p> <p>中村鬼次良</p>	(中村)早尾神社本殿(本22、渋川市中村、正徳3年(1713)、棟梁) (中村)早尾神社本殿(本22、渋川市中村、正徳3年(1713)、棟梁) 銘札墨書 (中村)早尾神社本堂(子22、渋川市馬場、享保19年(1734)、大工) (貝野郷)武尊神社本殿(本114、昭和村日野瀬、寛延3年(1760)、工匠) (貝野郷)武尊神社本殿(本114、昭和村日野瀬、寛延3年(1760)) (貝野郷)武尊神社本殿(本114、昭和村日野瀬、寛延3年(1760)) 清音寺山門(本24、渋川市八木原、寛政10年(1798)、小工)
渋川市八木原	八木原邑	<p>狩野伊平</p> <p>友也</p> <p>鶴田文右衛門藤原英朝</p> <p>鶴田太郎左衛門</p> <p>野野口兵衛</p> <p>□伊平次</p> <p>大塚里藏</p>	武光寺本堂(本20、渋川市渋川、寛政5年(1793)、和匠) 武光寺本堂(本20、渋川市渋川、寛政5年(1793)、仕手) 紗義神社経門(本80、富岡市砂義町、安永2年(1773)) (貝野郷)武尊神社本殿(本114、昭和村日野瀬、寛延3年(1760)) 清音寺山門(本24、渋川市八木原、寛政10年(1798)、棟梁) 清音寺山門(本24、渋川市八木原、寛政10年(1798)、助工) (神戸)清音寺般若堂(本171、みどり)当東町神戸、文政11年(1828) 山口利柳七富
		伏見弘助	(半田)早尾神社本殿(本23、渋川市平田、文化4年(1817)、宮大工棟梁) (貝野郷)武尊神社本殿(本114、昭和村日野瀬、寛延3年(1760))
		彦多七	千戸戸神社本殿(本113、昭和村久保、明和4年(1767)、小工)
渋川市赤城町津久田	津久田村	酒田新左衛門信邦	空室寺本堂(本29、渋川市上白石、天保6年(1835)、棟梁)
渋川市赤城町北上野	上野村	加藤伊三郎	空室寺本堂(本20、渋川市渋川、寛政5年(1793)、仕手)
渋川市赤城町勝保沢	勝保沢	星野幸草左衛門(幸草右衛門)	角野左衛門(幸草右衛門)子25、渋川市赤城町、天保5年(1785)、大工) 宝光寺十一面觀音堂(本30、渋川市赤城町、延宝5年(1677)、棟梁)
渋川市北橘町	勢多郡八崎村	萩原兵左衛門	元景寺本堂(本2、前橋市總社町、延宝5年(1677)、棟梁)
		箱田由巴	清音寺山門(本24、渋川市八木原、寛政10年(1798)、助工)
		眞壁村	角野吉
玉村町上新田・下新田	玉村宿	越五兵衛	玉村八幡宮本殿・拝殿等(星宿門)本44、玉村町下新田、元文3年(1738)、玉村八幡宮本殿は慶長15年(1610)の建造
		三上修理之介直彌	五村八幡宮隨神門(本44、玉村町下新田、慶応1年(1865)、棟梁隠居)
		田中茂三郎	五村八幡宮隨神門(本44、玉村町下新田、慶応1年(1865)、棟梁隠居)
		井田又左兵門	(角野)八幡宮拝殿(本45、玉村町角野、嘉永2年(1849)、棟梁)
		竹内若狭	
		玉村町上福島	(齐斗)八幡音寺本堂(本38、玉村町齐斗、享保7年(1722)、大工)
群馬県西部			
群馬郡	群馬郡	原廉芳五郎部屋	町田功競音堂(本93、田町市町田町、天保3年(1832)、脇構梁)
高崎市	高崎町	大塙延平	小坂神社本殿(本49、高崎市石原町、享保元年(1716)、棟梁)
高崎市倉賀野町	倉賀野町(田屋町)(嘉永5年(1852)の居宅地は福間町)	宮寺大炊	「舎生坂玉雲諸難人控帳」(嘉永6年(1853)4月)・丁坂玉雲御本社日記帳(嘉永6年(1853)4月)・丁大工日記帳(嘉永6年(1853)4月)・丁大工日記帳(万延元年(1860)9月)
高崎市櫻名山町	櫻名山	<p>関田査司晴房</p> <p>佐藤直右衛門</p> <p>小山丹治</p> <p>小山松次郎</p> <p>村田増太夫</p> <p>神戸小野八</p> <p>野野安太夫</p> <p>佐藤祐七</p> <p>小山文次郎</p> <p>原田文藏</p>	<p>棟名神社本社(本社・幣殿・拝殿)(本56、高崎市櫻名山町、文化3年(1806)、深秘櫻架)</p> <p>棟名神社三重塔(神室般舟身御物)称班(本56、高崎市櫻名山町、文政10年(1813)、當社深秘櫻架)</p> <p>棟名神社神楽殿(本56、高崎市櫻名山町、明和元年(1764)、大工棟梁)</p> <p>本社社殿等は肩書として「評塙坊邦代」と記す</p>
高崎市川浦	川浦	樺越左近(佐治定孝)	樺越左近(佐治定孝)
高崎市八幡町	八幡村	新井源助幸房	(八幡)八幡宮本殿(本52、高崎市八幡町、宝曆7年(1757)、大工棟梁(再表記))
		新井松五郎	

居住地	氏名	建物名	備考
現在地 高崎市上巣岡町・下巣岡町	武井利八 武井万五郎 酒浅一之丞 酒浅平左衛門 武井朝之助 堀口萬吉 外堀久五兵	貯貢野神社本殿(前身建物)(本48、高崎市貯貢野町、寛政元年(1789)、大工棟梁)	
雄水郡賀岡村		貯貢野神社本殿(前身建物)(本48、高崎市貯貢野町、寛政元年(1789)、大工)	
		大峯神社本殿(本19、みなかみ町小仁田、寛政7年(1795))	
上巣岡町	外所兵七	常侍神社本殿(本33、棲東村山子田、明和9年(1772)、門弟)	
高崎市垂木町	木村治兵衛	貯貢野神社本殿(前身建物)(本48、高崎市貯貢野町、寛政元年(1789)、大工)	
高崎市剣崎町	若林林平	貯貢野神社本殿(本20、渋川市行幸田、寛政5年(1793)、仕手)	
高崎市福島町	福嶋	眞光寺本堂(本20、渋川市行幸田、寛政5年(1793)、仕手)	
	清水谷仁右衛門藤原貞重	清水谷家本殿(本62、高崎市倉沢町、明和3年(1766)、後見) (大福寺)瀧不動尊堂(本49、高崎市、明和4年(1767)、棟梁)	羅田色を室田色と推定。玉村八幡宮本殿は慶長15年(1610)の建造
	玉村八幡宮本殿・拜殿等(改修・本殿内宮殿建立)(本44、玉村町下新田、明和8年(1771)、御宮殿裏)		
	(行幸田)甲波宿祢神社本殿・幣殿・拜殿(本25、渋川市行幸田、元治元年(1864)、棟梁)	〔奉再興田川宿祢神社〕の棟札	
	(行幸田)甲波宿祢神社本殿・幣殿・拜殿(本25、渋川市行幸田、元治元年(1864)、脇殿)	〔奉再興田川宿祢神社〕の棟札	
	清水谷求馬藤原吉則	清水谷御前藤原直許	
	清水谷御前藤原直許	清水跡次郎藤原重里	
	清水谷御前藤原直許	吳越寺本堂(本54、高崎市貫郷町、享保21年(1736)、棟梁)	
	清水谷御前藤原直許	清水寺三郎兵衛重長	
	清水谷御前藤原直許	(石原)清水寺本堂(本44、高崎市石原町、寛文11年(1671)、大工棟梁)	
	柴田兵右衛門春兵	柴田兵右衛門春兵	
	清水氏要人政賀	泰寧寺山門(本109、みなかみ町須田、寛永4年(1775)、大棟梁)	経書は領主松平左衛門内江
	清水氏要人政賀	泰寧寺本堂(本109、みなかみ町須田、寛政7年(1795)、宮殿梁)	
	清水宮内正藤原政俊	泰寧寺山門(本109、みなかみ町須田、安永4年(1775)、脇殿梁)	宮殿梁清水虎頭源康富の一子。経書は領主松平左衛門内江
	(津水氏要助政俊)	泰寧寺本堂(本109、みなかみ町須田、寛政7年(1795)、大棟梁)	
高崎市上・中・下室田町	室田村	鶴野友八(友八風)	鶴野寺山門(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1781)、棟梁)
		鶴野寺本堂(本122、東吾妻町岩下、寛政4年(1792)、棟梁・側陣梁)	
	鶴野長松	鶴野寺山門(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1781))	
		鶴野寺本堂(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1781))	
	渡木伊兵衛	鶴野寺山門(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1781))	
		鶴野寺本堂(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1781))	
	柏本伴助	鶴野寺山門(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1781))	
		鶴野寺本堂(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1781))	
	松本助六	鶴野寺山門(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1781))	
	中島儀八	鶴野寺本堂(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1781))	
	阿久津伊三良	鶴野寺本堂(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1781))	
	萩原政吉	鶴野寺本堂(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1782))	
	武井定八	鶴野寺山門(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1781)、脇殿梁)	
		鶴野寺本堂(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1792))	
	武井政吉	鶴野寺山門(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1781))	
	佐藤丈八	鶴野寺本堂(本122、東吾妻町岩下、天明元年(1782))	
	清水照次郎	鶴野神社本殿(本56、高崎市鶴名山町、明和3年(1766)、大工棟梁)	上室田村の小学齊田住
	清水裕太郎	鶴爪次郎吉	
	小坂橋丈助	常侍神社本殿(本33、棲東村山子田、明和9年(1772)、門弟)	松本生水栄賀の弟子
		貯貢野神社本殿(前身建物)(本48、高崎市貯貢野町、寛政元年(1789)、大工)	
	山田勝四郎(勝四郎)	清水谷御前藤原充智(清水和泉原充智)	清水谷御前藤原充智(室田村)の門入
高崎市上里見町	神山宿、神山村、上里見村	山田采女安常	清水谷御前藤原充智(室田村)の門入
		野口金治良	
		鈴木貞治良	大峯神社本殿(本119、みなかみ町小仁田、寛政7年(1795)、棟梁)
		惠原善兵衛	大峯神社本殿(本119、みなかみ町小仁田、寛政7年(1795)、棟梁)
		(中村)早尾神社本殿(本22、渋川市中村、王正3年(1713)、棟梁)	銘札墨書
		黒原職右衛門	
		棲名神社本殿(本56、高崎市棲名山町、明和元年(1764)、大工棟梁)	
	開野	佐藤茂八	
高崎市上里見町	中里見	下野三次良	大峯神社本殿(本134、鹿島村大隈、元文元年(1736)、大工)
		清水和泉原充智(清水和泉原充智)	全透地藏堂(予51、高崎市倉沢町、嘉永2年(1844)、棟梁)
			御見神社本殿(本57、高崎市下里見町、安政7年(1860)、大工棟梁)
		山田隼人正時蓄智賢	御見神社本殿(本57、高崎市下里見町、安政7年(1860)、大工棟梁)
		山田貞次良藤原忠基	御見神社本殿(本57、高崎市下里見町、安政7年(1860)、脇殿梁)
		山田大四郎	食田野神社本殿(前身建物)(本46、高崎市倉沢町、寛政元年(1788)、大工)
高崎市上里見町・中里見、下里見町	沮見村	白石常七	眞光寺本堂(本20、渋川市浪川、寛政5年(1793)、仕手)
			福島源六藤原邦好(福島)福島神社本殿(予4、前田村松村城野、明和7年(1770)、大工)
			弘法寺本堂(本66、龜岡市久坂、寛政5年(1793)、門道)
		志村大助太助	魂見出羽藤原光命の弟子
		橋高	
		高崎市引間町	少林寺達磨院(本41、高崎市轟高町、寛政4年(1792)、脇殿梁)
		引間村	
		外道藏之助義知	
		高崎市金古町	常侍神社本殿(本43、棲東村山子田、明和9年(1772)、門弟)
		浅川平衡門	松本生水栄賀の弟子
		金古村	
		高崎市實穂町柏木沢	御門山山門(本63、高崎市實穂町、寛延3年(1790)、棟梁)
		柏木沢村	

施 住 地		氏 名	建 物 名	備 考
現 在 埼		椎札・銘札等に見る居住地		
高崎市冥郷町富岡		清水和泉正原充實	椎名神社双龍門(本56、高崎市櫻名山町、寛政3年(1856)、大棟梁)	
		(牛原)北野神社本殿(本63、高崎市冥郷町、文久元年(1861)、大棟梁)		
		清水八重吉	椎名神社双龍門(本56、高崎市櫻名山町、寛政3年(1856)、大棟梁)	椎桙墨書き
高崎市冥郷町田山村		松本主水藤原栄貞(松本主水栄貞)	(八幡)八幡宮本殿・朔朝(本52、高崎市八幡町、宝曆7年(1757)、椎札では大工・再表題額では大工棟梁)	
		(植野)惣荷神社本殿(子4、前橋市蛭町植野、明和7年(1770)、椎梁)		
高崎市冥郷町田山村		常春寺本殿(本53、棲東村山子田、明和9年(1772))		
		松本吉右衛門榮仙(松本吉右衛門)	常春寺神社本殿(本53、棲東村山子田、明和9年(1772)、門弟 椎梁)	
		岡田喜七		松本主水栄貞の弟子
		山口半七	常春寺神社本殿(本53、棲東村山子田、明和9年(1772)、門弟)	
		山口半七		
高崎市冥郷町下芝		小澤照太郎	(牛原)北野神社本殿(本63、高崎市冥郷町、文久元年(1861)、脇桙梁)	
		青柳文治良	椎名神社双龍門(本56、高崎市櫻名山町、寛政3年(1856)、脇桙梁)	椎桙墨書き
高崎市吉井町黒熊		齋藤新藏任寿	常春寺神社本殿(子2、鶴岡市東平井、安永9年(1780)、棟梁大工)	
安中市安中		吉田由右衛門	鶴岡寺本堂前御物(子1)、安中市安中町、元和10年(1624)、脇桙梁)	「龍島寺跡起」
藤岡市矢場		原田左半鶴門	広宗寺本堂(本61、藤岡市矢場、寛政5年(1793)、手伝)	「安中市史」
藤岡市謙原		原田左半利參	地蔵寺社太神宮本殿・八幡宮本殿・幸村神宮本殿(本73、藤岡市下日野、享保元年(1716)、大工)	
富岡市一ノ宮		豊原九兵衛	一之宮貫前神社本殿(屋根改修)(本77、富岡市一ノ宮、建造年は寛永12年(1635)、延宝2年(1714)根垣葺替・大工)	
富岡市妙義町妙義		松本播磨藤原住原	妙義神社本社社殿(本63・幣殿・本殿)、唐門(本80、富岡市妙義町、宝曆6年(1756)、棟梁)	
		松本主計尚古	妙義神社本社社殿(本63・幣殿・拝殿)、唐門(本80、富岡市妙義町、宝曆6年(1756)、大工棟梁)	
		松木(木か)五兵衛	妙義神社本殿(本80、富岡市妙義町、安永2年(1773)、大工御頭)	
安中市松井田町五町		伊藤屋七	座敷神社本殿(本1)、前衛(下大屋町、宝曆13年(1763))、大工棟梁)	
安中市松井田町松井田		吉友	長壽寺本堂(本73、安中市松井田、慶応4年(1868)、大工棟梁)	
<b>群馬県北部工芸</b>				
沼田市		利根郡沼田町	沼津利芳	小糸神社本殿(本15、沼田村桑井、明治16年(1883)、椎梁)
沼田市柳町		利根郡沼田町	大河内庄四郎	泉嶽寺本堂(本121、高山村灰萬、貞享5年(1688)、椎梁)
沼田市下川田町		下川田	谷原甚平	美相相本堂(本97、沼田市屋形町、延宝2年(1745)、大工)
沼田市宇摩井町		宇摩井村	踏石右衛門	谷舟(富士浅間神社本殿(本120、みなみ町谷舟)、寛永3年(1663)、大工)
片品村土田		土田村	吉野寺(由通源道原秀)	(土田)圓説神社本殿(子108、片品村土田、文化元年(1804)、椎梁)
みなみみ町上牧		上牧村	鈴木幸吉豊春	(小日向)曾原神社本殿(本121、みなみみ町小日向、享和元年(1801)、門人)木村甚五郎助の門人
みなみみ町湯原		湯原村	八右衛門	(谷舟)富士浅間神社本殿(本120、みなみみ町谷原)、寛文3年(1663)、大工
みなみみ町御田		御田村	七郎兵衛	
みなみみ町小仁田		小仁田村	渕田民始経	雙松寺本堂(子119、高山山中山、宝曆元年(1751)、大工)
みなみみ町栗原町		栗原村	青木三郎	(小日向)曾原神社本殿(本121、みなみみ町小日向、享和元年(1801)、大工)
みなみみ町上津・下津		名柄町	大河内源助・貞吉	(上牧)子持神社本殿(本116、みなみみ町上牧、寛永10年(1633)、大工)
みなみみ町石倉		河門	石坂長右衛門	(上牧)子持神社本殿(本116、みなみみ町上牧、寛永10年(1633))
みなみみ町川上		川上村	石井忠五郎	大河内神社本殿(本119、みなみみ町川上、寛永5年(1795)、アイ(相方))
片品村新川小原		新川村	星野良兵良誠	(平川)日光神社本殿(本102、沼田市新川町、延宝13年(1842)、脇桙梁)
片品村越		越本邑	兵吉	(土田)圓説神社本殿(子108、片品村土田、文化元年(1804)、大工)
川場村		川場	多吉	
東吾妻町小原			開襖織	(谷舟)圓説神社本殿(本111、川場村谷舟、享和元年(1801)、小工)
東吾妻町原町			吉野銀綾	星野光寺本堂(本20、渋川市吉野、寛政5年(1793)、仕手)
東吾妻町原町			星野助八	
<b>群馬県北部吾妻</b>				
東吾妻町小原		吾妻郡小原村	白石相模藤原博	圓寺寺本堂(本20、渋川市渋川、寛政5年(1793)、小工)
			白石相模藤原譽(白石相模御藤原譽)	(須川)圓説神社本殿(本123、みなみみ町須川、寛政12年(1800)、椎梁)
			白石相模守穂博	(谷舟)圓説神社本殿(本123、川場村谷舟、享和元年(1801)、椎梁)
			伊国文治郎博	願德寺本堂前身御物(旧清龍院護摩堂)(子123、東吾妻町原町、寛政5年(1793)、大工)
			町田甚八隠義	
			町田甚八	(谷舟)圓説神社本殿(本111、川場村谷舟、享和元年(1801)、小工)
東吾妻町川戸		川戸村	小塚道治郎横博	願德寺本堂前身御物(旧清龍院護摩堂)(子123、東吾妻町原町、寛政5年(1793)、大工・鉄工・瓦工)
東吾妻町泉沢			杉原善左衛門	(須川)圓説神社本殿(本123、川場村谷舟、寛政6年(1756)、大工・椎梁)
東吾妻町原町			安原善兵衛	願德寺御堂(子123、東吾妻町原町、嘉永5年(1852)、椎梁)
			片桐梅次郎	(谷舟)圓説神社本殿(本111、川場村谷舟、享和元年(1801)、小工)

居住地		氏名	建物名	備考
現在地	跡札・銘札等に見る居住地			
東吾妻町岩下	岩下村	日野吉胤郎(吉十郎)	(岩下) 芽原神社拝殿(本141、東吾妻町岩下、天保14年(1843)、棟梁)	
		相原又右衛門	(岩下) 芽原神社本殿(本141、東吾妻町岩下、嘉永5年(1852)、棟梁)	
		日野彌右衛門	(岩下) 芽原神社拝殿(本141、東吾妻町岩下、天保14年(1843)、棟梁)	
		西郷政吉	(岩下) 芽原神社本殿(本141、東吾妻町岩下、寛政4年(1792))	
		山野太郎	應寺寺本堂(本122、東吾妻町岩下、寛政4年(1792))	
		町田利七		
		山野弥五郎	(岩下) 芽原神社拝殿(本141、東吾妻町岩下、天保14年(1843)、棟梁)	
東吾妻町三島	三島邑(三島、三島村)	片貝定八	片貝常右衛門	
			(岩下) 芽原神社右衛門(本141、東吾妻町岩下、天保14年(1843))	
		高橋廉太郎	(岩下) 芽原神社本殿(本141、東吾妻町岩下、嘉永5年(1852))	
		相原庄吉	氣比寺本堂(本20、鶴岡市鶴川、寛政5年(1793)、仕手)	
		難波泰五郎	大曾禰神社本殿(本134、難波村大原、元文元年(1736))	
		久崎吉介・忠哉	広宗寺本堂(本61、鶴岡市矢場、寛政5年(1793)、門廊)	現見出羽藤原光命の弟子
		久崎慶俊・延吉	三島神社拝殿(本136、高山村中山、文政3年(1860)、大工棟梁)	
		久崎和泉正基	三島神社拝殿(本136、高山村中山、文政3年(1860)、大工棟梁)	
		山野初太郎	應寺寺鐘樓(本122、東吾妻町岩下、天保3年(1832)、大工)	
		山野其藏	應寺寺鐘樓(本122、東吾妻町岩下、天保3年(1832)、大工)	
中之条町	中之条	鷲崎時兵衛	大曾禰神社本殿(本134、難波村大原、元文元年(1736))	
中之条町横尾	横尾村	田村市五郎	北之谷稻荷神社拝殿(本102、片品村東小川、宝暦6年(1756)、大工棟梁)	
中之条町大塚	大塚村	中川兵衛	北之谷稻荷神社本殿(本137、高山村高森、宝暦8年(1758)、大工)	
中之条町平	平村	斎藤左衛門	北之谷稻荷神社社屋(本137、高山村高森、宝暦8年(1758)、大工)	『稻荷大明神建立帳』[高山村誌]
中之条町伊勢町	伊勢町	今豈治治郎直造	願佛寺本堂前身建物(旧唐院御護摩堂)(手123、東吾妻町原町、寛政5年(1793)、大工門廊)	
中之条町折田	折田	唐沢吉政久	広宗寺本堂(本61、鶴岡市矢場、寛政5年(1793)、門廊)	
中之条町折田		黒瀬貞潤・清靖	願佛寺本堂前身建物(旧唐院御護摩堂)(手123、東吾妻町原町、寛政5年(1793)、大工門廊)	現見出羽藤原光命の弟子
中之条町山田	山田	山田庄八	應寺寺本堂(本122、東吾妻町岩下、寛政4年(1792))	
中之条町四方	四方村	田村若狭正源之	須彌寺神社本殿(本102、沼田市中町、嘉永7年(1854)、棟梁)	
		田村若狭藤原之	願佛寺音頭(手123、東吾妻町原町、嘉永5年(1852)、大工棟梁)	
		山田茂八壽久	須彌寺神社本殿(本98、沼田市中町、嘉永7年(1854)、柱樋梁)	
		田村船之進喜信		
		藤原貞初五郎		
		田村愛藏	須賀神社本殿(本98、沼田市中町、嘉永7年(1854))	
		山口吉吉		
		宮崎七四郎		
		阿部猪五郎		
		山口平吉		
堀川郡東部		田村輝之進	顯德寺鐘音堂(手123、東吾妻町原町、嘉永5年(1852))	
高山村尻高	尻高村	尻高市右衛門	須彌寺神社本殿(本98、沼田市中町、嘉永7年(1854)、棟梁)	
長野町林	林村	小林祝五郎	北之谷稻荷神社拝殿(本137、高山村尻高、宝暦8年(1758)、大工)	
堀志村大曾	堀志村大曾、大曾宿	田村傳兵衛	北之谷稻荷神社本殿(本137、高山村尻高、宝暦8年(1758)、大工)	『稻荷大明神建立帳』[高山村誌]
堀志村大曾		仁愛寺山門	仁愛寺山門(本58、高崎市吉井町、明和元年(1764)、棟梁)	
堀志村大曾		打木庄吉	仁愛寺山門(本58、高崎市吉井町、明和元年(1764)、棟梁)	
堀志村大曾		田村七郎次	大曾禰神社本殿(本134、難波村大原、元文元年(1736)、棟梁)	
堀志村大曾		竹西音三郎	(狩野) 諸神社本殿(手131、長野原町庵桑、元文3年(1738)、大工)	
堀志村大曾		西山武樂		
堀志村大前	大前	宮崎与左衛門	練聲機音堂(本116、堀志村肆原、正徳3年(1713)、大工)	
堀志村大前		手川庄八郎	大曾禰神社本殿(本134、難波村大原、元文元年(1736))	
堀志村大曾		竹内新八郎	大曾禰神社本殿(本134、難波村大曾、元文元年(1736)、棟梁)	
堀志村大曾		田村七郎次	願佛寺本堂前身建物(旧唐院御護摩堂)(手123、東吾妻町原町、寛政5年(1793)、大工門廊)	
堀志村芦生田	芦生田村	小濱田九郎治横奥		
群馬県東部				
桐生市川内町	山田郡上仁村	小金井直七	木曾神社本殿(手184、みどり市大間々町桐原、文化4年(1807)、大工大統領)	
		高野仙藏	木曾神社本殿(手184、みどり市大間々町桐原、文化4年(1807)、仕方)	
		下仁田山村	(長尾社)十二山神社本殿(手176、みどり市大間々町瓦尾根、明和元年(1764)、大工彌縫)	
桐生市川内町	小金井村	今泉政右門	常盤神社本殿(本33、櫻東村山子田、明和9年(1772)、門弟)	
桐生市川内町	名木木村	大河内石右門	(浅尾社) 芭翁神社本殿(手180、みどり市大間々町瓦尾根、天明7年(1787)、仕方)	松本主水榮の弟子
桐生市東久方	前原村	口道治良治		
桐生市新里町大久保	大久保村	小野田平左衛門	高島鳥神社拝殿(本188、板倉町大久保、嘉永元年(1848)、仕方)	
桐生市黒保根町上田沢	黒丸	鳥谷善藏		
		桑原要七	御光寺本堂(本136、桐生市黒保根町、延享4年(1747)、仕方)	
		新井		

居住地		氏名	建物名	備考
現在地	跡地・銘札等に見る居住地			
桐生市黒保根町水沼	水沼	三郎左衛門		
		藤七		
		清八		
		伊介		
		忠藏	常慶寺本堂(本137、桐生市黒保根町、安永元年(1772)、大工棟梁)	
		清治郎		
		小六		
		越六		
		治郎兵衛		
		治郎兵衛	醫光寺本堂(本136、桐生市黒保根町、延享4年(1747)、柱梁)	
太田市能舞町	山田郡能舞村	町田瀬四郎	醫光寺本堂(本136、桐生市黒保根町、延享4年(1747)、柱梁)	町田瀬七郎の息子
		中村兵左衛門		
		井上在右衛門		
		有坂傳八		
		内田清八	醫光寺本堂(本136、桐生市黒保根町、延享4年(1747)、柱梁)	
		有坂潤市		
		原島庄五郎		
		内田善太郎		
		(複数)長野特社本殿(本190、邑楽郡葛塚馬場、安永8年(1779)、大工)		
		町田兵部安清(町田兵部原家榮謹)	(複数)天満宮本殿・幣原(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789)、棟梁)	音源寺は「穎音堂再興之図」
太田市吉井町	伏庭村	町田兵部吉井家榮	(複数)天満宮本殿・幣原(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789)、大工棟梁)	
		京嶋金太郎久	(複数)天満宮本殿(本143、桐生市天神町、享和2年(1802)、合手彫)	
		町田京八郎清久	(複数)天満宮本殿(本143、桐生市天神町、享和2年(1802)、合手彫)	
		町田獅兵衛安邦	(複数)天満宮本殿・幣原(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789)、柱梁)	
		町田虎之助	(複数)天満宮本殿・幣原(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789)、柱梁)	
		原嶋宇兵衛久蔵	(複数)天満宮本殿・幣原(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789)、合手彫)	
		原嶋政八郎方	(複数)天満宮本殿・幣原(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789)、合手彫)	
		栗原新吉勘定	正田福荷神社拝殿(予165、館林市史町、文政11年(1828)、大工)	
		橋本五兵衛	明王院不動堂(本143、太田市安養寺町、宝永2年(1705)、大工)	
		橋本平藏重久	明王院手水舎(本143、太田市安養寺町、文化元年(1804)、大工棟梁)	
太田市安養寺町	安養寺村	橋本平右衛門直清		
		高橋庄五郎知義		
		橋本重五郎純	明王院手水舎(本143、太田市安養寺町、文化元年(1804))	
		太田市鶴川町	(阿久津)鶴荷神社本殿(本154、太田市阿久津町、天保12年(1841))	
		太田市小角町	(尾島)雷電神社本殿(予157、太田市尾島町、寛政10年(1798)、大工)	更政9年(1797)の『御書録』
		太田市尾島町	(冠稲荷神社御社殿)(本152、太田市細谷町、寛政11年(1799)、大工棟梁)	
		中村兵部太夫善道	(世貞兵八)八阪神社本殿(本158、太田市、八坂神社、宝曆6年(1756))	
		中村兵八郎	(正法寺)正法寺御社殿(本152、太田市細谷町、享保7年(1722)、大工)	部材墨書き
		太田市古戸町	(正法寺)正法寺御社殿(本139、太田市臨屋町、享和3年(1803))	
		太田市鷺生田町	(正法寺)正法寺御社殿(本139、太田市臨屋町、享和3年(1803))	
太田市西久島町	西久島村	鷺生田邑	(正法寺)正法寺御社殿(本139、太田市臨屋町、享和3年(1803))	
		野口左兼門秉政	音源寺本堂(栄慶堂)(本138、太田市東今町、寛政10年(1798)、(終)柱梁)	「穎音堂再興之図」
		神田米八倍正	音源寺本堂(本138、太田市臨屋町、享和3年(1803))	
		和田兵五郎		
		加藤忠矩		
		森石久藏		
		星内富藏		
		川田昌助	本勝寺鬼母神室(本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、大工)	
		みどり市大間々町	鈴木神社本殿(予181、みどり市、寛政3年(1791)、大工)	
太田市新田中江田町	新田郡臨屋星邑	中江田村	(丸尾)音源寺本殿(本180、みどり市大間々町星原、天明7年(1787)、大工)	
		田川田助		
		金森鑑助家弥斗		
		青木素藏		
		藤原忠繁		
		正法寺般若音堂(本139、太田市臨屋町、享和3年(1803))		
		川田昌助		
		木曾源藏		
		森石久藏		
みどり市大間々町西原	西原邑	川田昌助		
		木曾源藏		
		森石久藏		
		星内富藏		
		川田昌助		
		木曾源藏		
		森石久藏		
		川田昌助		
		木曾源藏		
みどり市大間々町小平	小平	鹿沼丈藏	木曾宮神社御社殿(予184、みどり市大間々町小平、寛政5年(1793)、大工)	
		木曾平之忠憲	穴原源藏本堂(本161、みどり市大間々町西原、享保15年(1730)、棟梁大工)	
		神戸村	(神戸)清水寺御社殿(本171、みどり市東町神戸)、文政11年(1828)、柱梁	
		草木村	(神戸)清水寺御社殿(本171、みどり市東町神戸)、文政11年(1828)、柱梁	
		星野平七	(神戸)清水寺御社殿(本171、みどり市東町神戸)、文政11年(1828)、柱梁	
		鶴岡村	(神戸)清水寺御社殿(本171、みどり市東町神戸)、文政11年(1828)、柱梁	
		東宮松樹	(神戸)清水寺御社殿(本171、みどり市東町神戸)、文政11年(1828)、柱梁	
		鶴岡中村	(神戸)清水寺御社殿(本171、みどり市東町神戸)、文政5年(1793)、柱梁	
		鳴田七兵衛	(法輪寺)本堂(予156、熊林寺朝日町)、寛政5年(1793)、柱梁	
		丸山七右衛門久秀	(法輪寺)本堂(予156、熊林寺朝日町)、寛政5年(1793)、柱梁	
館林市	館林町	安原八八	(法輪寺)本堂(予156、熊林寺朝日町)、寛政5年(1793)、柱梁	
		館林片町	(法輪寺)本堂(予156、熊林寺朝日町)、寛政5年(1793)、柱梁	
		大鰐脇次郎	正法寺荷神社御社殿(予165、太田市体治地区、文政11年(1828)、大工)	
		兵兵衛	常樂寺阿弥陀堂(本152、館林市木戸町、享保2年(1717)、大工)	
		北大島	落左衛門	
		館林市高根町	常樂寺阿弥陀堂(本152、館林市木戸町、享保2年(1717)、番匠)	
		高根村	齊右衛門	

居 住 地		氏 名	建 物 名	備 考
現 在 埼	株式・銘札等に見る居住地			
飯田市赤生町 村	富岡邑樂都赤生町 渡邊彦三郎	横山治平春舟	(板倉) 電電社本殿・幣殿(本187、板倉町板倉、天保6年(1835)) 高島神社拝殿(本188、板倉町大高崎、嘉永元年(1848)、仕手方)	
		追藤金七重朝	(浅原) 賀原神社本殿(予189、みどり市大間々町浅原、天明7年(1787)、大工棟梁)	
千代田町下中森	邑樂郡下中森邑	柄田三左衛門	法輪寺本堂(予150、熊林市朝日町、寛政5年(1793)、大工棟梁) 法輪寺本堂(予150、熊林市朝日町、寛政5年(1793)、脇棟梁)	
		杉田三左輔		
		大谷清吉		
		江原唯吉		
		追藤吉吉		
大泉町古海	邑樂郡古海邑	入谷宗吉		
大泉町寺木戸	寺木戸村	根岸政久	松持寺本堂(予142、太田市世良田町、16世紀末期、棟梁)	伝(但拠資料は確認できず)
		次良兵衛		
明和町大佐貫	邑樂郡林領住貫	平左衛門	冠輪荷神社本殿(本152、太田市細谷町、享保7年(1722)、大工)	部材墨書き
		重左衛門		
		鶴石衛門		
		岡田近江藤原清規	高島神社拝殿(本188、板倉町大高崎、嘉永元年(1848)、大工棟梁)	
板倉町下五箇	下五箇村(下五ヶ 村)	飯塚清次郎		
		新井庄七	高島神社拝殿(本188、板倉町大高崎、嘉永元年(1848)、仕手方)	
千代田町上五箇	上五ヶ村	岡田元次朗		
		和田金次郎	高島神社本殿(本188、板倉町大高崎、嘉永元年(1848)、脇棟梁)	
板倉町大高崎	高島村	橋本初佐	高島神社拝殿(本188、板倉町大高崎、嘉永元年(1848)、脇棟梁)	
		多田畠誠		
		草川幸石右門	高島神社拝殿(本188、板倉町大高崎、嘉永元年(1848)、仕手方)	
		橋本梅吉		
板倉町西同新田	西同新田	斎藤三貞尼正門		
		小平次	常楽寺阿弥陀堂(本152、熊林市木戸町、享保2年(1717)、番匠)	
板倉町岩田	原宿村	長瀧屋有之門	高島神社拝殿(本188、板倉町大高崎、嘉永元年(1848)、仕手方)	
板倉町(中留)	板倉町(中留)	前崎右衛門	(板倉) 電電社御堂(本187、板倉町稻倉、文政2年(1819)、新築)	
不明	杉之内	糸井元彌藏宗利	正法寺般若堂(本129、太田市協星町、享和3年(1803))	
浜田市北橘町	勢多郡八崎村	大庭武兵衛	(神戸) 清水寺觀音堂(本171、みどり市東町神戸、天文11年(1828)、大工棟梁)	
<b>坂本県</b>				
足利市名草上町・名草下 町	下野國足利郡名草下 熱	山田篠平衛門	(柳沢平) 赤城神社(本151、柳生市黒保根町、元文元年(1736)、大工)	
		山田並平七		
		書八員明	(開版) 神明宮本殿(予183、みどり市大間々町御原、寛政10年(1798)、大工頭立)	
		杉江政八	(開版) 神明宮本殿(予183、みどり市大間々町御原、寛政10年(1798)、大工)	
足利市高松町	野州足利領關田郡 高松村	大河平左衛門信丈	越橘寺本殿(前身建物)(本178、みどり市大間々町大河平、元禄10年(1697)、大工)	
		横爪正兵衛家久	越橘寺本殿(前身建物)(本178、みどり市大間々町大河平、元禄10年(1697)、大工)	
		齊六良		
佐野市天明町	天明	史三良	常楽寺阿弥陀堂(本152、館林市戸町町、享保2年(1717)、番匠)	
		新助		
		兵長衛		
佐野市田沼町	田沼村	藤原想八	(開版) 神明宮本殿(予183、みどり市大間々町田沼原、寛政10年(1798)、大工)	
佐野市	野州佐野	野間伊八	(開版) 神明宮本殿(予161、みどり市大間々町垣原、享保15年(1730))	
		七右衛門		
佐野市関馬町	下野國足利郡関馬 村	尾花左佐衛門	八王子神社本殿(予175、みどり市大間々町小平、延享4年(1747)、大工)	
		尾花善三郎		
		尾花兵助		
佐野市下彦間町	下野國足利郡彦間 町	遠藤喜三郎	(柳沢平) 赤城神社(本151、柳生市黒保根町、元文元年(1736)、大工)	
芳賀町引能	芳賀郡與從町	二瀬	常楽寺阿弥陀堂(本152、館林市戸町町、享保2年(1717)、番匠)	
佐野市飛鶴町	下野國足利郡飛鶴 町	遠藤勝右衛門	越橘寺地藏堂(本1)、前橋市見堂町、寶曆4年(1754)、大工棟梁)	
		遠藤喜八郎	八王子神社本殿(予75、みどり市大間々町小平、延享4年(1747)、大工)	
<b>新潟県</b>				
新潟県	越後	小林茂八	木曾神社拝殿扉(予184、みどり市大間々町小平、寛政5年(1793))	
		信吉	(植野) 桜井神社拝殿(予4、前橋市越社町植野、天保9年(1838))	
		藤五郎	龍昌寺本堂前身建物(予71、安中市下秋間町、元和10年(1624)、大工)	「龍昌寺縁起」「安中市史」
		喜太郎		
柏崎市 (旧羽羽郡中通村)	中通村	浅倉彦兵衛	産寧神社拝殿・幣殿・懸殿(本1)、前橋市下大屋町、文化9年(1812)、大工	
柏崎市長峰町	刈羽郡長谷村大字 長峰	高木竹三郎	京文寺十一面觀音堂移築(本30、渋川市赤城町、寛政11年(1799)建造のもの)明治10年(1877)に移築、棟梁)	
		廢山丑松	京文寺十一面觀音堂移築(本30、渋川市赤城町、寛政11年(1799)建造のもの)明治31年(1898)に移築、職人)	
		春日時次郎		
新潟市西蒲区角田浜	蘿原郡角田村	山本勝藏好昭	産寧神社拝殿・幣殿・懸殿(本1)、前橋市下大屋町、文化9年(1812)、大工	
		強太郎		
		藤吉		
新潟市西蒲区角田浜	蘿原郡角田村	岸本庄助	産寧神社金刀比羅宮(本1)、前橋市下大屋町、文化7年(1810)	
		刈羽郡五ヶ市村	(生原) 北野神社本殿(本63、高岡市荒禪町、文久元年(1861)、大工)	
長岡市	(旧三島郡越路町)	三島郡通平村	産寧神社拝殿・幣殿(本1)、前橋市下大屋町、文化9年(1812)、大工	
		白井定藏義重	産寧神社金刀比羅宮(本1)、前橋市下大屋町、文化7年(1810)	
		高崎八百七	須坂神社本殿(前身建物)(本88、沼田市中町、文化5年(1808)、大工)	
三島郡出雲崎町	三島郡出雲崎	廣瀬徹八	大乘神社本殿(本19、みかみ町小仁田、嘉慶7年(1795))	

施 住 地		氏 名	建 物 名	備 考	
長岡市中之島	越後國中之島	淺野内藤原長正 源通定吉 外山忠吉	玉村八幡宮神門(本44、玉村町下新田、慶応1年(1865)、椎葉) 玉村八幡宮神門(本44、玉村町下新田、慶応1年(1865)、世説方) 玉村八幡宮神門(本44、玉村町下新田、慶応1年(1865)、世説方)		
	高橋八百七 大谷深右之門 大谷盛吉 山田丑松	須賀神社拝殿(前身物)本38、富田市中町、文化5年(1808)、大工) 本宮社本殿(予184、みどり市大間々町小平、文化4年(1807)、社方)			
	木挽頭立	(開坂)神明宮本殿(予183、みどり市大間々町、寛政10年(1798))			
長野原					
諏訪市四質	上諏訪上諏原村	矢ヶ崎(矢崎)壽司昭方 (初代壽司、専司、壽次郎、豊前、前井、照方	(松井田)不動寺本堂(本44、安中市松井田町、文政2年(1819)、棟梁) (岩島)頌音寺如意輪觀音寶音(北向懸垂世音堂、予42、高崎市岩島町、文政2年(1819)、棟梁)	栄官長左衛門弟子。不動寺は「不動寺由来記」(70石田組工事記録)、「(Y.C.)不動寺」	
		矢ヶ崎久右衛門元形(矢 崎久右衛門)	(原林寺)金刀比羅宮(本1、前橋市下大屋町、文政7年(1824)、天保突)	は「(Y.C.)不動寺由来記」(70石田組工事記録)、「(Y.C.)不動寺」	
		矢ヶ崎国太郎(昭方亮 男、2代壽司、専次、壽 司、國次郎)	清音寺本堂(本113、長野原町恵町、文政7年(1824)、後見)	は「(Y.C.)不動寺」	
		矢ヶ崎(矢崎)照彌三 代壽司	清音寺本堂(本113、下仁田町下仁田、文政11年(1828)、椎葉)	は「(Y.C.)不動寺」	
		矢ヶ崎(石田)房之進昭彌 (矢崎房吉翁之進昭彌、房 吉)	(下仁田)諏訪神社本殿(本30、下仁田町下仁田、天保5年(1834))	は「(Y.C.)不動寺」	
		官板権治郎	最興寺山門(本67、富岡市南蛇井、文久3年(1863)、新作)	は「(Y.C.)不動寺」	
		坪本庄助	(Y.C.)諏訪神社拝殿(本90、下仁田町下仁田、弘化3年(1846))	は「(Y.C.)不動寺」	
		須藤要藏	最興寺山門(本67、富岡市南蛇井、文久3年(1863)、棟梁)	は「(Y.C.)不動寺」	
		榮山八十吉	(岩島)頌音寺如意輪觀音寶音(予42、高崎市岩島町、文政2年(1819)、門扉)	は「(Y.C.)不動寺」	
		青木與之助	(岩島)頌音寺如意輪觀音寶音(予42、高崎市岩島町、文政2年(1819))	は「(Y.C.)不動寺」	
佐久市野沢	信州佐久郡野澤郷	小松林原藏	黒巖山不動寺不動堂(本84、南牧村大堤塚、天保14年(1843)、大工方棟梁)		
		田村伊三良	田村伊三良(本1、前橋市下大屋町、文政7年(1810))		
		市郷	産泰神社金刀比羅宮(本1、前橋市下大屋町、文政7年(1810))		
		多角初勝	産泰神社拝殿、聖院(本1、前橋市下大屋町、文政7年(1812)、門扉)	矢寄久右衛門元形の門扉	
		佐藤山吉信恭	産泰神社金刀比羅宮(本1、前橋市下大屋町、文政7年(1810))		
諏訪郡富士見町		伊州諏訪郡竹村 <sup>†</sup> 村神 御山神社門	産泰神社金刀比羅宮(本1、前橋市下大屋町、文政7年(1810))		
共野町松代町松代		松代	龍昌寺本堂前御物(予71、安中市下秋間、元和10年(1624)、大工棟梁)		
佐久市久能町		海瀬	一之宮貫前神社拝殿(星宿改修)(本77、富岡市一ノ宮、寛延4年は寛永12年(1635)、延享2年(1745)御供賛替、大工)		
埼玉県					
本庄市	本庄駅	猪五郎	産泰神社本殿(本1、前橋市下大屋町、宝曆13年(1763))		
		熊谷體	町田坊觀音堂(本93、原田市町田町、天保3年(1832)、大工世話役)		
		熊谷市川原明門	種名神社本社社殿(本社・幣殿・拝殿)本56、高崎市櫻名山町、文化3年(1806)	與者とも肩書として「種(種 古)人」内田清八(正信代)と記す。内田は別荘村の内 田清八と同一と推定	
		武州櫻郷郡三ヶ尻 村	種名神社本社社殿(本社・幣殿・拝殿)本56、高崎市櫻名山町、文化3年(1806))		
		武正大和大源貞富	(行幸田)甲波宿宿神社社殿(本殿・幣殿・拝殿)本25、渋川市行幸田、元治元年(1864)、後見)	元治元年(1864)、後見)	
		武正上總之助源彥春	伊勢崎神社本殿(本13、伊勢崎市本町、嘉永元年(1848)、臨棟梁)	「奉再進川宿御神社」の棟札	
		武正清潤	伊勢崎神社本殿(本13、伊勢崎市本町、嘉永元年(1848)、門入)		
		定七	伊勢崎神社本殿(本13、伊勢崎市本町、嘉永元年(1848)の宮大工棟梁)	武正上總之助源彥春の門入	
		本庄市五十子	産泰神社本殿(本1、前橋市下大屋町、宝曆13年(1763))		
		本庄市小島町	田中治助奉辰		
本庄市児玉町宮内	児玉町宮内	安谷忠石門直吉	冠稲荷神社拝殿(本52、太田市綿谷町、寛政11年(1799))		
		関根吉右衛門彌晶	種名神社本社社殿(本社・幣殿・拝殿)本56、高崎市櫻名山町、文化3年(1864)、御小姓(御供)大工(頭領)樺栗(後見)		
		関根河内久留	種名神社本社社殿(本社・幣殿・拝殿)本56、高崎市櫻名山町、文化3年(1864)、御小姓(御供)樺栗(兼鑑樺栗)		
		関根修理吉栄亮	種名神社社殿(本社・幣殿)本56、高崎市櫻名山町、天保10年(1839)、大工棟梁)		
		関根伊之助	種名神社社殿(本社・幣殿)本56、高崎市櫻名山町、天保10年(1839)、大工棟梁(後見)		
深谷市大塚		江森清見	(阿久津)箱舟神社本殿(本154、太田市阿久津町、天保12年(1841))		
秩父市上吉田		武州秋父郡上吉田 口口	(万場)八幡宮本殿(本88、神流町万場、18世紀中頃、大工棟梁)	本殿は3棟あり(同時期と 推定)。大工は部份墨書き(3 棟のどれかは不明)	
大里郡寄居町		寄居町	常安寺阿弥陀堂(本152、船沼市木戸町、享保2年(1717)、善匠)		
児玉郡里町堤		武州埼玉郡堤村	(板倉)雷電社社殿(本187、板倉町板倉、文政2年(1819)、棟梁)		

居住地		氏名	建物名	備考
現在地	棟札・銘札等に見る居住地			
北埼玉郡南河原村	武陽南河原郡	熊田和正藤原兄殷	(阿久津)福荷神社本殿(木154、太田市阿久津町、天保12年(1841)、棟梁)	
		和泉海藏只通	(阿久津)福荷神社本殿(木154、太田市阿久津町、天保12年(1841)、脇壁梁)	
		義蔵要藏		
		和泉吉五郎	(阿久津)福荷神社本殿(木154、太田市阿久津町、天保12年(1841))	
足立郡吹上町鎌塚	埼玉郡鎌塚村	熊澤金藏		
		熊澤右衛門紀林	正法寺觀音堂(木139、太田市臨屋町、享和3年(1803)、脇壁梁)	
		小林銀次郎萬助	正法寺觀音堂(木139、太田市臨屋町、享和3年(1803))	
		熊塙定八志織		
行田市持田	持田郡持田村	高根松	蓮華次郎洋	
		高根松		
		間塙文次郎	正法寺觀音堂(木139、太田市臨屋町、享和3年(1803))	
		間塙文次郎	高麗神社社牌(木188、板倉町大高崎、嘉永元年(1848)、仕方手)	
加須市北小浜・南小浜	小浜村	清水喜太郎	内山山城藤原吉久	
		清水喜太郎	及川寺本堂(予23、西川市上郷、嘉永2年(1849)、大工棟梁)	
		渡八	成富神社本殿(木1、前橋市下大屋町、宝曆13年(1763)))	
		久八		
農野村・あれば春日部市豊野町	(豊野村か)	鶴野忠八	正法寺觀音堂(木139、太田市臨屋町、享和3年(1803))	
		田嶋定七左衛門	長勝院(予157、みどり市笠懸町鹿、明和2年(1765)、棟梁)	
		田島藤野光信	頼義宮本殿(木178、みどり市大間々町、寛保3年(1743)、工)	
		林兵庫藤原正清	(世良田)八坂神社本殿(木158、太田市、八坂神社、宝曆6年(1756)、棟梁)	
熊谷市常沼町	妻沼村	鈴木寅之助	頼義宮本殿(木178、みどり市大間々町、寛保3年(1743)、工)	
		内田清八	青蓮寺本堂須彌(予131、桐生市西久方町、建物は18世紀前半、須彌壇は延宝2年(1745))	
		四月朔日条八	青蓮寺本堂須彌(予131、桐生市西久方町、建物は18世紀前半、須彌壇は延宝2年(1745))	
		小林武助	青蓮寺本堂須彌(予131、桐生市西久方町、建物は18世紀前半、須彌壇は延宝2年(1745))	
熊谷市玉井	玉ノ井	今村修利	成富神社本殿(木1、前橋市下大屋町、宝曆13年(1763))、大工棟梁)	
		今村勘六正信	(世良田)八坂神社本殿(木158、太田市、八坂神社、宝曆6年(1756))	
		藤吉	產業神社本殿(木1、前橋市下大屋町、宝曆13年(1763))	
		庄三郎	湯山善右衛門	
羽生市本川俣	本川俣村・本川俣・河原村	酒井家と豪守藤原春友	湯山寺本堂(予151、館林市細野、寛延3年(1760)、大工)	
		[春翁]	(板倉)雷電神社本殿・御廟(木187、板倉町細野、文政2年(1819)、大木梁)	
		三村若狭利	(板倉)雷電神社本殿・御廟(木187、板倉町細野、天保6年(1835)、大工・工司)	
		三村正秀	(板倉)雷電神社本殿・御廟(木187、板倉町細野、慶応4年(1868)、棟梁)	
宮代町須賀	武州須賀村	栗原源氏	雙林寺本堂(予26、鴻巣市北橘町、嘉政2年(1855)、大工棟梁)	
		不明		
		久須柳	(阿久津)福荷神社社牌(木154、太田市阿久津町、天保12年(1841))	
		飯塙久五郎		
<b>東京都</b>				
東京	江戸	八田清兵衛	淨法寺本堂(木64、藤岡市鬼石町、文化元年(1804)、棟梁)	
		鶴井半四郎	淨法寺本堂(木64、藤岡市鬼石町、文化元年(1804)、脇壁梁)	
		八田助四郎		
		堀野善四郎本由	妙義神社本社(木殿・幣殿・拝殿)、唐門(木80、當市神妙裏町、宝曆6年(1766)、大工仕掛け)	
墨田区本所・東陽町	江戸本所新井町	山本勘四郎義則	妙義神社本社(木殿・幣殿・拝殿)、唐門(木80、當市神妙裏町、宝曆6年(1766)、大工仕掛け)	
		高橋卯吉	(羅)長柄納神社社牌(木193、色々町篠塚馬場、安永元年(1772)、大工)	
		中央区八丁堀	玉村八幡宮本殿(崩倒木)、(木44、玉村町下新田、元禄7年(1694)、棟梁)	稲荷の前に「糸井町之都四天王寺藤原朝臣」の刻書あり。建物は慶長25年(1605)の建造。
		松本太郎兵衛	玉村八幡宮本殿(崩倒木)、(木44、玉村町下新田、元禄7年(1694)、棟梁)	
富山県	越中国上新田郡上新田町	八田清兵衛	淨法寺本堂(木64、藤岡市鬼石町、文化元年(1804)、棟梁)	
		吉田和泉國京賀		
		吉田常八以真	(須川)照野神社本殿(前身建物)(木123、みなみみ町須川、文応元年(1260)、大工)	寛政12年(1800)銘札裏面
		山崎浪七義	(須川)照野神社本殿(前身建物)(木123、みなみみ町須川、文応元年(1260)、小工)	寛政12年(1800)銘札裏面
<b>和歌県</b>				
東牛窓郡・西牛窓郡	紀州牛窓郡備前村	吉田和泉國京賀	(須川)照野神社本殿(前身建物)(木123、みなみみ町須川、文応元年(1260)、大工)	「旗守飯玉宮諸職人控帳」
		吉田常八以真	(須川)照野神社本殿(前身建物)(木123、みなみみ町須川、文応元年(1260)、小工)	[嘉永6年(1853)4月]・「飯玉宮諸職人控帳」
<b>奈良県</b>				
御所市	大和田葛上郡御所	鈴木出羽安通	(須川)照野神社本殿(前身建物)(木123、みなみみ町須川、天文4年(1535)、大工)	寛政12年(1800)銘札裏面
		山崎浪七義	(須川)照野神社本殿(前身建物)(木123、みなみみ町須川、天文4年(1535)、小工)	寛政12年(1800)銘札裏面

表7 居住地別の工匠(2)彫物師

注(1)表6と同じ。

(2)備考欄に標識資料が記されていない場合は表2を参照。

居住地	氏名	建物名	備考
現在地 櫻井・鈴札等に見る居住地			
<b>群馬県中部</b>			
前橋市船川町東田面 西田面	勢田郡田面村	深澤軍八藤原模武 本妙寺鬼子母神堂(本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、彫物師)	
前橋市新堀町	ニイホリ	森田角太郎 般若寺本堂(予40、玉村町上之手、安政4年(1857)、彫工)	
		萩原定連 (岩下)音源神社拝殿(本141、東吾妻町岩下、天保14年(1843)、彫工)	
		萩原米麿 (岩下)音源神社拝殿(本141、東吾妻町岩下、天保14年(1843)、彫工)	
		萩原平藏 (岩下)音源神社拝殿(本141、東吾妻町岩下、嘉永5年(1852)、彫工)	
		京乐寺本堂(本111、中之条町下沢渡、建物は寛延3年(1750)、彫刻は天保13年(1842)、彫物師)	
前橋市富士見町末野	群馬郡末野宿	定野	
		常林(本13、長野原町広桑)、建物は文政7年(1824)、彫刻は文政8年(1825)、大崩削	
		雲林寺本堂(予114、長野原町長野原)、建物は文化10年(1813)、彫刻は天保2・3年(1831・32)、大崩削	居住地は推定
		萩原米蔵(萩原米蔵家 屋)	常林(本13、長野原町広桑)、建物は文政7年(1824)、彫刻は文政9年(1826)
旧伊勢崎町 伊勢崎市境平塚	伊勢崎 平塚村	松五郎 貰賀野神社拝殿(本48、高崎市貰賀野町、明治8年(1875)、彫物師)	「諸職人日記録」明治8年(1875)
		(平塚)赤城神社本殿(本19、伊勢崎市境平塚、嘉永6年(1853))	
伊勢崎市境上岡美	フチナ	弗勤寺音八 豊前守神社拝天宮(本152、太田市細谷町、安政4年(1857)、彫工)	冠柏原神社は桙様。親照寺は櫻様。豊前守神社は伊勢崎市境平塚社本殿位
		(伊)音源神社拝殿(本141、東吾妻町岩下、天保14年(1843)、彫工)	
		(岩下)音源神社拝殿(本141、東吾妻町岩下、嘉永5年(1852)、彫工)	群馬郡木舟町住居の表記もあり
<b>群馬県西部</b>			
高崎市駒ケ台町	高崎駒ケ台町	勘織 (吉井)八幡宮本殿(本68、高崎市吉井町、弘化5年(1848)、彫物師)	吉井神社は部材墨書き、貰賀野神社は「鍬守飯玉宮詔職人控御」嘉永6年(1853)・「房合諸色控御」嘉永7年(1854)・安政元年(1854)改
		貰賀野神社本殿・幣殿(本48、高崎市貰賀野町、元治2年(1865)、彫師)	
高崎市植物町	高崎植物町	石川兼次郎 貰賀野神社拝殿(本48、高崎市貰賀野町、明治8年(1875)、彫物師)	
高崎市寄合町	高崎寄合町	新井金十郎(新井金十郎、新井主膳) 維名社祖國社(社修理)(本56、高崎市植名山町、建物は享保10年(1725)、彫刻は天保10年(1839)、彫物師)	貰賀野神社は「鍬守飯玉宮詔職人控御」嘉永6年(1853)・「房合諸色控御」嘉永7年(1854)・安政元年(1854)改
高崎市寄合町	高崎宿	石川兼次郎藤原豊重 貰賀野神社拝殿(本48、高崎市貰賀野町、明治8年(1875)、彫物師)	「諸職人日記録」明治8年(1875)
高崎市白羽町	白羽村	此吉 貰賀野神社本殿・幣殿(本48、高崎市貰賀野町、元治2年(1865)、彫物師)	「鍬守飯玉宮詔職人控御」嘉永6年(1853)・「房合諸色控御」嘉永7年(1854)・安政元年(1854)改
<b>群馬県北部</b>			
沼田市下之町	下之町(下ノ丁)	関安太郎正義 (額)福荷神社本殿(本27、樺東町正馬場、文化11年(1814)に建造したものを元治元年(1864)に移築、彫刻年代は不明)	
		大山祇神社本殿(予36、樺東町前井、19世紀中期、彫工)	
沼田市	利郷町	石河安兵衛 (平川)日光神社本殿(本402、沼田市利郷町、天保13年(1842)、彫工)	
<b>群馬県北部告書</b>			
<b>該当者なし</b>			
<b>群馬県東部</b>			
桐生市黒保相町上田沢	勢多郡上田沢	栗生神社末社太郎門神社(本149、桐生市上田沢、寛寶10年(1760)) (山名)八幡宮本殿(本50、高崎市山名町、建物は明和4年(1767)、彫刻は明和6年(1769)) (植屋)福荷神社本殿(予4、前橋市鶴町、明和7年(1770)、彫物師) 常行神社本殿(本53、樺東町山田、明和9年(1772)、彫物大工) (苗ヶ島)金剛力士堂(本10、前橋市苗ヶ島町、18世紀後期、御工御佛御跡) (津久田)赤城神社本殿(本31、渋川市赤城町、安永3年(1774)、彫物師) 専壽院(本13号外、高崎市高崎町、建物は安永4年(1775)、彫刻は享和3年(1803)、東方公儀佛堂(即東別御大工)) 秋葉神社拝殿(予72、藤岡市東平井、安永9年(1780)、彫物師) 赤城若御子神社本殿(本65、高崎市裏郷町、天明2年(1782)、日光山廟物棟梁)、 (桐生)天満宮本殿、幣殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789)、武江公儀御物棟梁(即東別御大工)、彫物棟梁) 栗生神社本殿(本49、桐生市黒保相町、寛政2年(1790)、武江公儀御物棟梁) 樟木神社本殿(本156、高崎市樺名山町、文化3年(1805)、彫物師) (苗ヶ島)金剛力士堂(本10、前橋市苗ヶ島町、18世紀後期、門人) 赤城若御子神社本殿(本65、高崎市裏郷町、天明2年(1782)、門人)	石原八郎門の入門。栗生神社末社太郎門神社住居地とする。(山名)八幡宮本殿の建物は専壽院(即東別御大工)。専壽院今は専壽院寺養菴庵がある。栗生神社末社太郎門神社は部材墨書き、椎名神社社殿は明和5年(1768)古文書。碧光寺本堂(本136、桐生市黒保相町)は開口文柱頭と伝えるが、模倣資料を確認できず。
		(苗ヶ島)金剛力士堂(本10、前橋市苗ヶ島町、18世紀後期、門人)	
		樟木神社本殿(本156、高崎市樺名山町、文化3年(1805)、彫物師)	
		(苗ヶ島)金剛力士堂(本10、前橋市苗ヶ島町、18世紀後期、門人)	開口文柱頭と伝えるが、模倣資料を確認できず。
		栗生神社本殿(本49、桐生市黒保相町、寛政2年(1790)、武江公儀御物棟梁)	
		(苗ヶ島)金剛力士堂(本10、前橋市苗ヶ島町、18世紀後期、門人)	
		赤城若御子神社本殿(本65、高崎市裏郷町、天明2年(1782)、門人)	
		(桐生)天満宮本殿、幣殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789)、武江公儀御物棟梁)	開口文柱頭と伝えるが、模倣資料を確認できず。
		(苗ヶ島)金剛力士堂(本10、前橋市苗ヶ島町、18世紀後期、門人)	
		樟木神社本殿(本156、高崎市樺名山町、文化3年(1805)、彫物師)	
		(苗ヶ島)金剛力士堂(本10、前橋市苗ヶ島町、18世紀後期、門人)	
		栗生神社本殿(本49、桐生市黒保相町、寛政2年(1790)、仕手)	開口文柱頭の入門。

居住地	氏名	建物名	備考	
現在地 札記・銘札等に見る居住地				
	開口仙次郎(仙始)	赤城神社本殿(予65、高崎市東町、天明2年(1782)) (例生)天満宮本殿・幣原(木)43、桐生市天神町、寛政元年(1789))	開口文治郎の息子	
	開口松次郎(開口松次良、開口松治郎、松次)	(前ヶ島)金剛寺本堂(木)40、桐生市苗ヶ島町、18世紀後期、門人)		
	鍋本伴次(鍋本平治郎)	(前ヶ島)福井神社本殿(予4、前橋市總社町、明和7年(1770)、施物部)	開口文治郎の門人	
		(例生)天満宮本殿・幣原(木)43、桐生市天神町、寛政元年(1789))		
		(前ヶ島)金剛寺本殿(木)49、桐生市黒保根町、寛政2年(1790)、仕手)		
	福田助次郎(助次良、助治郎)	(津久田)赤城神社本殿(木)31、西川市赤城町、安永3年(1774)、弟子)	開口文治郎の弟子	
		(例生)天満宮本殿・幣原(木)43、桐生市天神町、寛政元年(1789))		
	福田源次郎頼直(福田源次郎、源治、源治郎)	(津久田)赤城神社本殿(木)43、桐生市天神町、寛政元年(1789))		
		(前ヶ島)天満宮本殿・幣原(木)43、桐生市天神町、寛政元年(1789))		
		(前ヶ島)赤城神社本殿(木)22、鹿岡市東野井、寛政3年(1791)、施物部)		
		赤城神社本殿(木)43、高崎市愛鷹町、天明2年(1782)、門人)		
		千手院(赤城神社本殿)木13、前村利俊・保、明和4年(1767))		
	福田助次郎(助次良、助治、助治郎)	(津久田)赤城神社本殿(木)43、桐生市天神町、寛政元年(1789))	赤城神社は神社史料より。	
		(津久田)天満宮本殿・幣原(木)43、桐生市天神町、寛政元年(1789))	開口文治郎の弟子	
		(津久田)赤城神社本殿(木)31、西川市赤城町、安永3年(1774)、弟子)	赤城神社は神社史料より。	
		(例生)天満宮本殿・幣原(木)43、桐生市天神町、寛政元年(1789))	開口文治郎の弟子	
		(津久田)赤城神社本殿(木)49、桐生市黒保根町、寛政2年(1790)、仕手)	開口文治郎の弟子	
桐生市黒保根町上田沢	逢田久次郎(久次郎)	(例生)天満宮本殿・幣原(木)43、桐生市天神町、寛政元年(1789))	逢田久治郎とも記す	
	萩原薄治			
	早坂政八	(例生)天満宮本殿・幣原(木)43、桐生市天神町、寛政元年(1789))		
	伴治			
	藤原与四郎	栗生神社本殿(木)49、桐生市黒保根町、寛政2年(1790)、仕手)		
	善次良	(津久田)赤城神社本殿(木)31、西川市赤城町、安永3年(1774)、弟子)	赤城神社は神社史料より。	
	尾澤伝次郎(傳次良、傳治郎)	(津久田)赤城神社本殿(木)31、西川市赤城町、安永3年(1774)、弟子)	開口文治郎の弟子	
		(例生)天満宮本殿・幣原(木)43、桐生市天神町、寛政元年(1789))		
	萩原平治			
	田嶋松次郎			
	石原助次良	(舎)福井神社本殿(予4、前橋市總社町、明和7年(1770)、施物部)	居住地は推定	
	開山與七			
	長沼善治良			
	尾野耕次郎	(前ヶ島)金剛寺本堂(木)10、前橋市苗ヶ島町、18世紀後期、門人)	開口文治郎の門人	
		(例生)天満宮本殿・幣原(木)43、桐生市天神町、寛政元年(1789))		
	黒田喜太郎	(前ヶ島)金剛寺本堂(木)10、前橋市苗ヶ島町、18世紀後期、門人)		
		(例生)天満宮本殿・幣原(木)43、桐生市天神町、寛政元年(1789))		
	平織			
	勢多郡涌丸丘	櫛原神社本殿(木)102、片品町東小川、建物は宝曆5年(1756)、頭弥權彌則は 宝曆13年(1763))	頭外埋墨書	
桐生市黒保根町下田沢	易多郡前田原邑	(浅原)菅原神社本殿(予180、みどり市大間々町浅原、天明7年(1787)、形 工)		
桐生市内川町	下仁田山邑	(北尾根)十二山神社本殿(予176、みどり市大間々町北尾根、明和元年(1764)、 形物則)		
桐生市生駒町	易多郡前原	(浅原)菅原神社本殿(予180、みどり市大間々町浅原、天明7年(1787)、形 工)	内壁墨書き	
桐生市東久方町	易多郡前原邑	中翼貞八是	守財寺鬼子母神(木)141、伊勢崎市山王町、明和9年(1772)、施物部(門) 長善院本堂(予157、みどり市笠懸町御所、明和2年(1765)、形物則)	深澤庵八郎原規式の門第
桐生市生駒町	山田郡天沼村	中矩定右衛門勤是	長善院本堂(予157、みどり市笠懸町御所、明和2年(1765)、形物則)	
みどり市大間々町西原	荒原村	齒齧文五郎宣高	赤城神社社牌(木)188、板倉町大高町、延永元年(1848)、墨工)	
	新井辨四郎	柳原仁王門(木)33、棟原東山下田、寛延3年(1750)、施物部)	高松又八の門人	
	樺田吟六	柳原仁王門(木)33、棟原東山下田、寛延3年(1750)、施物部)	新井辨四郎の弟子	
	高瀬繁八	旗原本家(木)171、安中市安中、建物は19世紀以前、形則は文化4年(1807)、 刷字(墨)並彩色(色)	形色を兼ねる	
みどり市東町花輪	易多郡花輪村、花 輪、花輪宿、華輪	參道寺本堂(木)109、みなみかみ町須原、建物は寛政7年(1795)、形則は文化 4年(1804)、墨工)		
	高瀬万之助(高瀬之助)	應天寺山門(木)122、東舟會脣羽下、天明元年(1781)、形工)		
		應天寺山門(木)122、東舟會脣羽下、天明元年(1781)、形工)		
	高瀬忠七(高瀬忠七、 星原都(みどり市東町 座間)住の表記もあ る)	大藏神社本殿(木)119、みどり市小川町、寛政2年(1790)、施物棊)		
		參道寺本堂(木)109、みなみかみ町須原、建物は寛政7年(1795)、形則は文化 4年(1804)、墨工)		
		(神社)清水寺御観音(木)171、みどり市東町神戸、文政11年(1828)、形物棊(室)	高松又八郎の門人。内蔵寺 は櫻間影刻墨書き、長泉寺 は櫻間影刻刷字。	
	石原吟八郎義武(石原 吟八)	青蓮寺(字)131、桐生市西久方町、建物は18世紀前半、形則は延享元年(1744)、 元年(1801)、墨物則)	高松又八郎の門人。櫻間影 刻刷字。	
	板柳伊平次	長泉寺本堂(木)126、桐生市梅田町、正徳2年(1712))	高松又八郎の門人。櫻間影 刻刷字。	
	石原常八雅波(石原常 八初代、常八)	長泉寺本堂(木)126、桐生市梅田町、正徳4年(1751)、墨物則)	頭外埋墨書	
		常榮寺本堂(木)152、熊谷市木戸町、延宝4年(1751)、墨物則)		
		(板)雷電神社社牌(木)187、板食町板倉、文政2年(1819)、施物部)		
		大蕃院本堂(予169、みどり市大間々町小平、建物は寛政12年(1800)、形物 則は文政12年(1829))		
		(板)雷電神社社本殿・幣原(木)187、板食町板倉、天保6年(1835)、形物則、 形工)		
		元榮寺本堂(予163、みどり市大間々町大間々、建物は江戸木戸、形則は弘化 4年(1847))		
		長勝寺本堂(木)73、安中市板倉、安政4年(1857)71歳の作。形工)	長勝寺本堂の建物は延宝6 (1853)に始まり慶応4年 (1868)完成。	

施 住 地		氏 名	建 物 名	備 考
現 在 地	棟札・銘札等に見る居住地			
みどり市東町花輪	勢多郡花輪村、花輪、花輪宿、春輪	石原常八主利(石原常八3代目)、石原常八、相繼主計	(板倉)雷電神社本殿・照御(本187、板倉町板倉、天保6年(1835)、剛工)淨道寺本堂(本125、桐生市本町、建物は宝曆3年(1753)、須弥壇彌刻は万延2年(1861)、櫻間彌刻は文久2年(1862))	
		石原常八信	高島神社拝殿(本188、板倉町大高崎、嘉永元年(1848)、剛工)	
		石原常八郎	伊勢崎神社本殿(本13、伊勢崎市本町、嘉永元年(1848)、剛方)	
		石原常次郎	淨妙寺須弥壇(本125、桐生市本町、建物は宝曆3年(1753)、彌刻は万延2年(1861))	石原常八3代目(石原常八の子)で尾島の高沢家の養子となる。《久義》の高沢神社拝殿は尾島住
		石原甲斐之輔知信(石原常八知信、高沢故之助、高澤文次助)	須賀神社本殿(本98、沼田市中町、嘉永7年(1854)、剛工棟梁)	
		金子文五郎宣宜(文五郎)	(阿久津)福岡神社拝殿(本154、大字市久連山、明治13年(1880)、彌物削)	
		石原增太郎貞信	(板倉)雷電神社本殿・照御(本187、板倉町板倉、天保6年(1835)、剛工)	
		石原頼次郎	淨妙寺須弥壇(本125、桐生市本町、建物は宝曆3年(1753)、彌刻は万延2年(1861))	
		石原吟藏藤原義豊	(御)輪荷神社本殿(本37、棲樂村広馬場、文化11年(1814)に建造したものとされる。元治元年(1864)に修繕。創始年代は不明、推入)	
		星壁頃八	佛院寺本堂(本122、東吾野町岩下、寛政4年(1792)、剛工納)	
		星壁萬之助	補陀寺本堂(本75、安中市松井田町、明和3年(1766))	武尊寺社は「川場村の文化財写真集第1集」。脣書は「東部公孫権現(様)」契開東面大工組高松氏藤原直信末門)。
みどり市東町荻原	荻原村	星野慶助藤原肥彌(星野慶助芭翁)	(川場涵源)武尊神社社殿(神社110、川場村川場通原、享和4年(1804))	
		星野市郎左衛門(星野市郎左衛門)	星永寺山門(本122、東吾野町岩下、天明元年(1781)、剛工)晴冬寺本堂(本81、下仁田町下仁田、建物は文政11年(1828)、彌刻は安永4年(1775)、彌物削)	
		星野八昌興	清泉寺本堂(本81、下仁田町下仁田、建物は文政11年(1828)、彌刻は安永4年(1775)、彌物削)	
		小倉潤八季郎	清泉寺本堂(本171、みどり市東町神戸、文政11年(1828)、彌物削)	
		松崎文藏朝	松崎金藏	
みどり市東町荻原	荻原村	前原源次郎(前原源次郎直蔵、藤治郎)	龍藏院本堂(本102、片品村東小川、建物は宝曆6年(1756)、櫻間彌刻は宝曆13年(1763)、大工棟梁)	『片品村史』、眞子(モトコ・兵藏)も関わる。脣書は彌物削でなく大工棟梁。
		星野政八郎(政八)	千賀戸神社本殿(本113、沼和村像久保、明和4年(1767))	
		星野慶助藤原肥彌(星野甚内、星野慶助芭翁)	(川場涵源)武尊神社社殿(本10、川場村川場通原、享和4年(1804))	(川場涵源)武尊神社は「川場村記録川場村の文化財写真集第1集」。花輪の星野政八の息子。皆沢八幡宮本殿は18世紀後期で彌刻は後補
		柴原與七郎	龍藏院本堂(本102、片品村東小川、建物は宝曆6年(1756)、須弥壇彌刻は宝曆13年(1763))	
		星野按三良	(神戸)清水寺觀音堂(本171、みどり市東町神戸、文政11年(1828)、彌物削)	
みどり市東町座間	座間村	星野利三良	座間村	
		勢多郡花輪村の高瀬忠七	妙香寺本堂(本80、當富町妙裏町、建物は安永2年(1773)、彌刻年代は不明)	
		砂轍寺社總門(本80、當富町妙裏町、建物は安永2年(1773)、彌刻年代は不明)	砂轍寺本堂(本111、伊勢崎市藤原寺町、天保8年(1837)、彌物削(向拝))	
		用岸赤八〔岸大内藏原義福、岸作〕	全性寺(本147、太田市戴塚本町、建物は江戸末期、彌刻は弘化4年(1847)、彌物削)	全性寺・長壁寺は「群馬の社寺彌刻」、妙香寺は72篇、長壁寺は73篇と記す
		岸田輔〔岸田二、二代岸亦八赤福〕	正覚寺山門(本92、沼田市駿河町、万延元年(1860))	
		用岸幸作〔岸幸作、幸作〕	長壁寺本堂(本147、太田市戴塚本町、建物は19世紀中期、彌刻は文久3年(1863))	
		太輔〔岸田二、二代岸亦八赤福〕	(川内町五丁目)赤城神社社殿(本145、桐生市川内町、建物は江戸末期、彌刻年代不明、彌工)	
		太輔〔太輔〕	桂昌寺本堂(本72、安中市下秋闗、建物は享和3年(1803)、彌刻は慶応3年(1867)、彌工)	
		桂昌寺本堂〔桂昌寺作〕	桂昌寺本堂(本72、安中市下秋闗、建物は享和3年(1803)、彌刻は慶応3年(1867)、彌工)	桂昌寺本堂(本72、安中市下秋闗、建物は享和3年(1803)、彌刻は慶応3年(1867))
		桂昌寺本堂〔桂昌寺作〕	桂昌寺本堂(本146、太田市戴塚本町、建物は江戸末期、彌刻は弘化4年(1847)、彌物削)	用岸赤八3代目
太田市山之神町	新田郡山之神村、新田郡山之上、山ノ神、山之神、山ノ神村	桂昌寺本堂(本146、太田市戴塚本町、建物は江戸末期、彌刻は弘化4年(1847)、彌物削)	桂昌寺本堂(本146、太田市戴塚本町、建物は江戸末期、彌刻は弘化4年(1847)、彌物削)	
		桂昌寺本堂〔桂昌寺作〕	桂昌寺本堂(本147、太田市戴塚本町、建物は19世紀中期、彌刻は文久3年(1863))	
		桂昌寺本堂〔桂昌寺作〕	桂昌寺本堂(本146、太田市戴塚本町、建物は江戸末期、彌刻は弘化4年(1847)、彌物削)	
		桂昌寺本堂〔桂昌寺作〕	桂昌寺本堂(本146、太田市戴塚本町、建物は江戸末期、彌刻は弘化4年(1847)、彌物削)	
		小樽勝造	桂昌寺本堂(本146、太田市戴塚本町、建物は江戸末期、彌刻は弘化4年(1847)、彌物削)	
太田市尾島町	尾島	高澤改之助	みどり市東町花輪の石原常八之輔知信彌刻	
前林市	タチハヤシ	福田右五郎	親鸞寺本堂(本40、五所町上之、安政4年(1857)、剛工)	
坂木県				
芳賀郡虎木町	下野芳賀郡千本	石原勝助	妙義神社本社社殿(本廟・幣殿・拝殿)、唐門(本80、富岡市妙義町、宝曆6年(1756))	
柏木市	野州柏木石町	渡邊喜平次宗信	高島神社拝殿(本188、板倉町大高崎、嘉永元年(1848)、剛工)	
		渡邊喜三良之江門		

居 住 地		氏 名	建 物 名	備 考
現 在 埼	株 社・経 等に見 る居住地			
<b>長野県</b>				
長野市	信州釋光寺	北村喜代松	倉賀野神社本殿・幣殿(木48、高崎市倉賀野町、元治2年(1865)、彌耐) 倉賀野神社幣殿(木48、高崎市倉賀野町、明治8年(1875)、彌耐)	〔攝守職玉宮詔人控制〕 [富永6年(1863)・丁形合諸色控制] [富永7年(1864)・安政元年(1864)改]
諏訪市四賀	上諏訪東原村 〔諏訪上諏訪〕	矢ヶ崎(矢崎・矢寄)善司方(初代善司、寺司、善次郎、善前、豈能雄)	常林寺本堂(木113、長野原町花桑、建物は文政7年(1824)、彌耐は文政9年(1826))	
伊那市手良沢間ハツ手	信州伊那郡八手村	小林安太郎正信	(羽場)日枝神社下座(木125、みなみみ町羽場、天保8年(1837)、彌工)	
<b>埼玉県</b>				
本庄市	武藏本庄駅〔武藏 本庄、キンジョ、 本庄駅〕	武正常三郎	伊勢崎神社本殿(木13、伊勢崎市本町、嘉永元年(1848)、雨方)	
		武正常三次	移築神社双龍門(木56、高崎市椎名山町、安政3年(1856)、彌工)	
		武正上総之介源義春	親照寺本堂(木40、玉村町上之手、安政4年(1857)、彌工)	
本庄市久保島	武洲大里郡熊谷宿 在久保島村	源越鶴之助正人	(羽場)日枝神社下座(木125、みなみみ町羽場、天保9年(1838)、彌工)	小林源八正臣門人、17歳の作(天保9年時)。天保9年の作もあり
本庄市玉井	武藏國玉井村、武 洲ノ井、武藏國 井井、タマノイ 井井	小林栄次郎	親照寺本堂(木40、玉村町上之手、安政4年(1857)、彌工)	文久2年(1862)の櫻樹間に 鉢札による
		小林丑五郎正路(小林 源八3代目、小林丑五郎) (阿久津)福原神社本殿(木154、太田市阿久津町、天保12年(1841)、彌物部)	玉村八幡宮神門(木44、玉村町下新田、慶応元年(1865)、彌耐) 汽船市川島、弘化2年(1845)、彌工(桿梁)	種札
		杉岡久五郎	(阿久津)福原神社本殿(木154、太田市阿久津町、天保12年(1841)、彌物部)	
		小林源八正信	大根神社本殿(木20、伊勢崎市下須名、18世紀後期、墨刻彌耐)	神社資料、伝承
			(羽場)日枝神社社殿兼拝殿(木125、みなみみ町羽場、文政13年(1830)、彌工)	
熊谷市	武州熊谷郡、猿谷、 武洲猿谷宿、武州 熊谷宿下町	小林源八正俊(小林源 八、小林正俊)	町田坊鍛音堂(木90、沼田市町田町、天保3年(1832)、彌工)	
		長谷川源四郎	空照寺本堂(木29、沼田市上臼井、天保6年(1835))	
		鶴見神社拝殿(木2、前橋市元町本町、19世紀前半)	鶴見神社拝殿(木2、前橋市元町本町、19世紀前半)	伝承
		小林源太郎(小林源 青、長谷川源四郎、新井姓 名承る)	町田坊鍛音堂(木93、沼田市町田町、天保3年(1832)、彌工)	
		新井神社本殿(木8、沼田市中町、嘉永7年(1854)、彌工(桿梁))	見立寺本殿(木55、高崎市引間町、天保13年(1842))	
		長谷川源四郎	新井神社本殿(木8、沼田市中町、嘉永7年(1854)、彌工(桿梁))	
		鶴見神社双龍門(木56、高崎市椎名山町、安政3年(1856)、彌工)	鶴見神社双龍門(木56、高崎市糞御町、文久元年(1861))	
		(生原)北野社本殿(木63、高崎市糞御町、文久元年(1861))	青鹿文藏信一	
		町田坊鍛音堂(木93、沼田市町田町、天保3年(1832)、彌工)	町田坊鍛音堂(木93、沼田市町田町、天保3年(1832)、彌工)	
		小林源七郎	鄧見神社本殿(木57、高崎市樺名町、安政7年(1860)、彌耐)	
熊谷市久保島	武州熊谷宿在久保 島村	小林三郎	小林神社本殿(木154、太田市阿久津町、天保12年(1841)、彌物部)	
		鶴見神社(鶴見之助、 鶴見鶴之助)	(羽場)日枝神社下座(木125、みなみみ町羽場、天保8年(1837)、彌工)	彌耐墨書きより。天保8年の 作もあり、小林源八正俊の門 人、17歳の作(天保9年時)
熊谷市川原明戸	武州川原明戸邑	熊田治次郎	愛染寺本堂(木29、沼田市上臼井、天保6年(1835)、門入)	
熊谷市上川上	武洲上川上	山本長吉	(阿久津)福原神社本殿(木154、太田市阿久津町、天保12年(1841)、彌物部)	
行田市北河原・北埼玉	北河原久登	小川専蔵典義	須賀神社本殿(木98、沼田市中町、嘉永7年(1854)、彌工(桿梁))	
行田市北河原・南河原	武藏國埼玉村	通賀万五郎(万五郎)	刈谷神社般若堂(木43、太田市綱町本町、安政3年(1857)、彌工)	
北足立郡吹上町	中山通吹上村	内田德善	五村八幡宮下新田(木44、五村町下新田、慶応元年(1865)、彌耐)	
羽生市岩瀬	武洲野瀬村	野村文治郎	(角舟)八幡宮持拂(木45、五村町角舟、嘉永2年(1849)、彌耐)	
<b>東京都</b>				
東京	東都、江戸	安藤利助致成	妙義神社本社社殿(木13、伊勢崎市本町、嘉永元年(1848)、木彌工)	鉢札
		妙義神社本社社殿(木13、伊勢崎市本町、嘉永元年(1848)、木彌工)	妙義神社は鉢札。柳沢寺で は彌耐横間に裏面墨書き、居住 地を江戸・鎌倉・御殿治所・多 く記す。	
		小沢五右衛門	(生原)北野社本殿(木63、高崎市糞御町、文久元年(1861)、彌物部)	
東京都中央区北部で、 旧日本橋区全域	東都日本橋	後藤三次郎恒徳(後藤 三次郎)	伊勢崎神社本殿(木13、伊勢崎市本町、嘉永元年(1848)、木彌工)	伊勢崎神社は「鬼の毛通し」 の別名
東京都文京区小石川	武藏國豊島郡小石 川	吉澤助之義原包萬	(生原)北野社本殿(木63、高崎市糞御町、文久元年(1861)、彌物部)	
千代田区神田	江戸神田	水守セ七郎光長	頸忍寺般若堂(木123、東京吾妻橋原町、建物は嘉永5年(1852)、彌耐年代は 不明)	伝承
	後藤周始秀信	鶴見寺本堂(木142、太田市世良田町、18世紀末期、彌耐)	伝承	
千代田区神田須町1 丁目	江戸神田通新町	宮本元衡門	仲悔神社本殿(木179、みどり市大間々町上仲悔、安永4年(1775)、細工人)	
<b>京都府</b>				
京都府	京都	清水善兵衛作	妙義神社本社社殿(木13、伊勢崎市本町、嘉永元年(1848)、木彌工)	

表8 居住地別の工匠(3)その他の工匠(大工・彫物師を除く)

注  
(1)表6と同じ。

居 住 地	職 権・肩書	氏 名	遺 物 名	備 考
現 在 地	居 住 地			
<b>群馬県中部</b>				
群馬県	当國	田方 田方	田村利八 田村半兵衛	(御生)天満宮本殿・幣殿(本143、柄生市天神町、寛政元年(1789))
前橋市	前橋	手木師	宇兵次	
前橋市上社町	惣社	手木師	初五郎	雙玄寺本堂(予26、渋川市北橋町、安政2年(1855))
富士見町の郷	原之郷	屋根師	吉吉	
前橋市下大屋町	下大屋村	木挽彌榮	高橋信之助	龜泰神社社殿(本1、前橋市下大屋町、文化9年(1812))
前橋市上大屋町・下大屋町	大屋村	木挽	猪之助	龜泰神社金刀比羅宮(本1、前橋市下大屋町、文化7年(1810))
前橋市上増田町	富国勢多郡上増田村	使師	久川永水	龜泰神社社殿(本1、前橋市下大屋町、建物の建造年は本殿が宝曆13年(1763)。拝殿・幣殿は文化9年(1812)。塗装は文化11年(1814))
前橋市田口町	富國まへばし在田口村	使師彌榮盛	開口清吉良	
前橋市後家町	後家村	桙栄	田村八兵衛	大徳寺總門(木5、前橋市小相木町、櫻梁、正徳2年(1712))
伊勢崎市	伊勢崎町	木挽彌榮	助藏	
伊勢崎市本町	同国佐佐郡伊勢崎本町	仕事師	曾吉	華嚴寺本堂(本11、伊勢崎市華嚴寺町、天保5年(1837))
伊勢崎市三光町	富國伊勢崎西町	使師	西川伴輔	
伊勢崎市茂戸町	同国佐佐郡茂戸	使師	柴田真兵衛	龜泰神社社殿(本1、前橋市下大屋町、建物の建造年は本殿が宝曆13年(1763)。拝殿・幣殿が文化9年(1812)。塗装は文化11年(1814))
伊勢崎市境小此木	小此木村	木挽 木挽 木挽	天田八瀬 天田宇兵衛 井上定七	本妙寺鬼子母神堂(本12、伊勢崎市山王町、明和9年(1772))
伊勢崎市境上圓名・下圓名	佐都圓名庄	使師	荒井常造	龜泰神社社殿(本1、前橋市下大屋町、建物の建造年は本殿が宝曆13年(1763)。拝殿・幣殿が文化9年(1812)。塗装は文化11年(1814))
渋川市行幸田	行幸田	船方 石工	石井吉高直 石井作成直	(行幸田)甲宿南移神社社殿(本殿・幣殿・拝殿)(本25、渋川市行幸田、元治元年(1864))
渋川市北橋町八崎	八崎	石工	岐次郎	雙玄寺本堂(予26、渋川市北橋町、安政2年(1855))
渋川市北橋町下箱田	下箱田	屋根師	八助	本曾三上社神社本殿(本28、渋川市北橋町、寛政6年(1794))
渋川市上白井	上白井	高	加藤準助	空惠寺本堂(本29、渋川市上白井、天保6年(1835))
渋川市白井	群馬郡白井村白井	仕事師	宮下寅代八	京玄寺一沿面觀音堂(本30、渋川市赤城町、寛政11年(1799))
渋川市赤城町津久田	津多郡數島村津久田	木挽	野野原久次郎	造営のものを明治31年(1898)に移築
樺東村	山子田村	船師	○口佐左衛門	常得神社本殿(木33、棲重村山子田、明和9年(1772))
玉村町上新田・下新田	玉村宿	船方	田村常五郎	(行幸田)甲宿南移神社社殿(本殿・幣殿・拝殿)(本25、渋川市行幸田、元治元年(1864))
玉村町上新田・下新田	石工	星野栄吉	玉村八幡宮隨神門(木44、玉村町下新田、慶応元年(1865))	
<b>群馬県西部</b>				
旧高崎町	高崎宿、高崎	木挽	高橋喜助	小祝寺神社本殿(本49、高崎市石原町、享保元年(1716))
		檜皮屋	加藤亀吉(亀吉)	櫻名神社祖社(修理)(木56、高崎市櫻名山町、天保10年(1839))
		譽屋	太兵衛吉光	櫻名神社双廻門(木56、高崎市櫻名山町、安政3年(1856))
		鈴物師	金次郎	妙義神社本社社殿(本100、富岡市妙義町、宝曆6年(1756))
		鈴師	加藤兵衛一清	水澤寺觀音堂(木27、渋川市伊香保町、建物は天明7年(1787)、擬宝珠は万延元年(1860))
		鈴師	加藤丑松	(行幸田)甲宿南移神社社殿(本殿・幣殿・拝殿)(本25、渋川市行幸田、元治元年(1864))
		清水前五郎		
		櫛本喜之助		
		彩色	鈴木派司俊久	桂昌寺本堂(本72、安中市下秋闇、享和3年(1803))
		瓦師	井兵衛	
高崎市植物町	高崎植物町	木挽	舟賀野町	舟賀野町社本殿(前身建物)(本48、高崎市舟賀野町、寛政元年(1789))
高崎市新堀屋町	高崎新堀屋町	土師	板倉安五郎	舟賀野町舟賀野町(木56、高崎市舟賀野町、明和元年(1764))
高崎市上・中・下室田町	室田	木挽彌榮	神官八兵衛	小祝寺神社本殿(本49、高崎市石原町、建物は享保元年(1716)、享保5年(1720)の形態の彩色は寛政6年(1794))
高崎市上・中・下豊岡町	豊岡村	ぬしや(使師屋)	金介	舟賀野町舟賀野町(木48、高崎市舟賀野町、明和元年(1764))
高崎市上里見町	上里見村	ちゃん師	五郎衛	舟賀野町舟賀野町(木48、高崎市舟賀野町、寛政元年(1789))

居住地	職種・別書	氏名	建物名	備考
現在地	既往地			
高崎市綿貫町	綿貫村	坐師	野尻常右衛門吉房 (前島)報音寺如意輪觀世音堂(予42、北向觀世音堂、高崎市岩鼻町、文政2年(1819))	妙義神社本社社殿(本殿・幣殿・拜殿)・唐門(本80、富岡市妙義町、宝曆6年(1766))
高崎市岩鼻町	岩鼻村	(船)	山中藤右衛門	
高崎市保渡田町	保渡田村	屋形屋	賀七平半 登兵衛長左衛門	宗本寺本堂(本111、中之条町下沢渡、寛延3年(1760))
高崎市櫻名山町	櫻名山	屋根師	小山巳之助	椎名神社双龍門(本56、高崎市櫻名山町、安政3年(1856))
高崎市宮郷町白川	白川	船	戸塚林口	常得神社本殿(本33、椎東村山子田、明和9年(1772))
高崎市金沢町桜田	桜田熊久保村	船山取秋假	矢野五郎八	椎名神社本殿(本62、高崎市金沢町、明和3年(1766))
		船山取続假	萩野太郎	
安中市安中	安中宿	かちや(鶴屋治)	貰賣野神社本原(前身建物)(本48、高崎市倉賀野町、寛政元年(1789))	
安中市東秋間・西秋間	上秋間村	木屋	中曾根金右衛門	
安中市松井田町五料	五料村	木屋	中島平穎	龍昌寺本堂前身建物(予71、安中市安中、元和10年(1624))
		船	小坂彌善藏	
安中市松井田町	松井田	屋屋	平八郎	椎名神社本殿(本62、高崎市倉賀野町、明和3年(1766))
富岡市妙義町	妙義	木挽櫻架	柳崎次郎兵衛(?)	妙義神社本社社殿(本殿・幣殿・拜殿)・唐門(本80、富岡市妙義町、宝曆6年(1766))
		挽屋	八兵郎 卒春	
富岡市上高瀬・下高瀬	高瀬	木挽	舟助	長純寺本堂(本54、高崎市宮郷町、享保21年(1736))
		木挽	米右三門	
富岡市一ノ宮	一ノ宮上ノ町	榆皮大工櫻架	工藤宮内	(八幡)八幡宮天満宮(旧本地堂)(本52、高崎市八幡町、享和元年(1801))
				屋根葺改修時に発見された瓦なりより、工藤宮内の別書は「藤原朝臣家次門人」
下仁田町本宿	本宿	船	佐兵衛	長純寺本堂(本54、高崎市宮郷町、享保21年(1736))
		船櫻架	山田又兵衛	
		(船)	伊東又八	(岩島)報音寺如意輪觀世音堂(予42、高崎市岩鼻町、文政2年(1819))
		(船)	小原友吉	
		(船)	坂上重兵衛	
<b>群馬県北部利根</b>				
沼田市利根町平川	平川	木挽	井上仁左右門	(中村)早尾神社本殿(本22、沼田市中村、正徳3年(1713))
		船櫻架	青柳藤七	
		(船)	青柳吉藏	
沼田市柳町	柳町	(船)	石黒仁作	
		(船)	坂口榮吉	
沼田市馬堀町	馬堀町	地形方櫻架	林禪之添	須賀神社本殿(本98、沼田市中町、嘉永7年(1854))
		石工櫻架	登内文藏復誠	
		(石工)	種次郎	
		(石工)	常藏	
		(石工)	栄吉	
		(石工)	千代吉	
川場谷地	谷地	船	野野道藏	(谷地)御跡神社本殿(本111、川場村、享和元年(1801)、小工)
		船	星野勘八	
		船	小林左衛門	
<b>群馬県北部奥妻</b>				
東吾妻町原町	原町	土方櫻架	真下武右衛門	顯徳寺報音堂(予123、東吾妻町原町、嘉永5年(1852))
		船	山野増八	應永寺山門(本122、東吾妻町原下、天明元年(1781))
		船	水出武八	應永寺本堂(本122、東吾妻町原下、寛明4年(1792))
東吾妻町岩下	岩下村	船	水出伊助	
		船	浦浪權藏	
		船	浦本平五良	
		船	山壁伊之助	
東吾妻町郷原	郷原	船	開徳左衛門	顯徳寺本堂前身建物(旧唐鏡院護摩堂)(予123、東吾妻町郷原町、寛政5年(1793))
			開徳左衛門	
			九左衛門	
		(船)	張助	應永寺山門(本122、東吾妻町原下、天明元年(1781))
		(船)	小林彦五郎	顯徳寺本堂前身建物(旧唐鏡院護摩堂)(予123、東吾妻町原町、寛政5年(1793))
東吾妻町松谷	松谷	船	武八	應永寺山門(本122、東吾妻町原下、天明元年(1781))
妻志村千保	千保	木挽	音澤作兵衛	大荒神社本殿(本134、妻志村大保、元文元年(1736))
<b>群馬県東部</b>				
桐生市生田町	相生	色彩方	風口	(神戸)清水寺報音堂(本171、みどり市東町神戸、文政11年(1828))
桐生市天神町	天神町二丁目	左官	勘次郎	(桐生)大溝宮本殿・拜殿等(屋根管)(本143、桐生市天神町、天保12年(1841))
	天神町五丁目	左官	松五郎	
桐生市川内町	御国仁田山村	筋方	因村利八	(桐生)天満宮本殿・幣殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789))
			田村半兵衛	

居住地		職種・別書	氏名	建物名	備考
現在地	居住地				
桐生市天神町・東久方町、西久方町	下久方村	木挽	星野幸七 藤八 兵兵衛 仙右衛門	(桐生)天満宮本殿・幣殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789))	
		鍛錠彫藝方	島田常吉	(桐生)天満宮本殿・幣殿等(星野替)(本143、桐生市天神町、建物は寛政元年(1789)、天保12年(1841)の星野替)	
太田市	太田宿、太田町、太田	星板彫師	田口常吉	(阿久津)船荷神社本殿(本154、太田市阿久津町、天保12年(1841))	形刻絵、彫刻は慶応3年(1867)
		彩色	中村正顕年達	桂昌寺本堂(本72、安中市下伊賀町、享和3年(1803))	
太田市沖野町	上州神之村	木挽	加藤新五郎門	(阿久津)天満宮本殿(本139、太田市福屋町、享和3年(1803))	
太田市安養寺町	安養寺村	木挽	谷田傳兵衛復英	明王院(水戸市)(本143、太田市安養寺町、文化元年(1804))	
館林市	館林	木挽	文五郎	常楽寺阿弥陀堂(本152、館林市木戸町、享保2年(1717))	
		木挽・檜彫	須永傳七	法輪寺本堂(予150、館林市朝日町、寛政5年(1793))	
		木挽・檜彫	須永佐七	法輪寺本堂(予150、館林市朝日町、寛政5年(1793))	
館林市羽附町	邑楽郡羽根附村	船脚彫業	梅性軒(山益盛)	(桐生)天満宮本殿・幣殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789))	脇書は梅性軒(山益盛)
		船脚	藤原益政	(桐生)天満宮本殿・幣殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789))	
館林市青柳町	青柳村	船脚	藤原益廣	(桐生)天満宮本殿・幣殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789))	
		唐脚	坂兵衛		
館林市木戸町	木戸村	菅跡	佐左衛門		
		木挽	甚八郎	常楽寺阿弥陀堂(本152、館林市木戸町、享保2年(1717))	
		木挽	小左衛門		
館林市日向町	日向村	木挽	市右衛門		
邑楽郡明和町千津井	上州邑楽郡千津井村	木挽・檜彫	松山左衛門安友(板倉)	雷電神社拝殿(本187、板倉町板倉、文政2年(1819))	
邑楽町蘿川	蘿川村	唐脚	茂兵衛		
		唐脚	口兵衛	常楽寺阿弥陀堂(本152、館林市木戸町、享保2年(1717))	
		唐脚	豊右衛門		
みどり市東町花輪	勢多郡花輪	勘物部並彫色共	高瀬繁八	龍昌寺本堂(予71、安中市安中、建物は元和10年(1624)、彫刻の彩色は文化4年(1807))	彫物部を兼ねる
みどり市東町神戸	神戸村	松方	高草木平六	(神戸)清水寺懐鏡堂(本171、みどり市東町神戸、文政11年(1828))	
			高草木二蔵		
			小市		
みどり市東町座間	勢多郡座間村	唐脚	根岸庄八	(桐生)天満宮本殿・幣殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789))	
みどり市大間々町桐原	山田郡桐原村	唐脚	金子源五郎	(西原)神原神社本殿(予180、みどり市大間々町桐原、天明7年(1787))	
みどり市笠置町河内美	河内美村	(星根其)檜彫	忠右エ門	長勝院本堂(星根其替)(予157、みどり市笠置町河内美、寛政2年(1805)、建造年は明和2年(1765)、檜彫)	
橋本郡					
佐野市	下野佐野	鍛師	丸山善太郎昭母	妙義神社本社社殿(本殿・幣殿・拝殿)・唐門(本80、富岡市妙義町、宝徳6年(1766))	
宇都宮市	野州宇都宮	金物方	西川文治郎	(桐生)天満宮本殿・幣殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789))	
新潟県					
新潟県	越後國	木挽	口口吉青	雙喜寺本堂(予26、荒川垂水橋町、安政2年(1855))	
		木挽	乙七	龍門寺本堂(予453、高崎市翼町、寛延3年(1750))	
		木挽・檜彫	助藏	華嚴寺本堂(本11、伊勢崎市華嚴寺町、天保8年(1837))	
		木挽	助助	正法寺懐鏡堂(本139、太田市福屋町、享和3年(1803))	
		船台詰役	作田万藏	町田坊懐鏡堂(本93、沼田市町田町、天保3年(1832))	
		松	作田与助		
近畿の蒲原郡(山田村は不明)	越後國神原郡志田村	星板彫業	惣惣治	華嚴寺本堂(本1)、伊勢崎市華嚴寺町、天保8年(1837))	
高田市	越後国高田町	星板彫	竹内佐右衛門	(植屋)船荷神社拝殿(予4、前橋市總社町植屋、天保9年(1838))	
三島郡	越後國三島郡	柏	五十嵐介治良	木宮神社本殿(本11、伊勢崎市華嚴寺町、天保8年(1837))	
長岡市大槻町	越後國三郡大槻村	船底見	山田巳藏	(羽亭)甲波宿祢神社社殿(本殿・幣殿・拝殿)[本25、洪川市行(羽亭)・元治元年(1864)]	奉立御實殿の権札
長岡市十日町	越後國三島郡十日町市村	木挽頭彌	伊藤勘七	(開院)神明宮本殿(予183、みどり市大間々町桐原、寛政10年(1798))	
長岡市荒谷町	古志郡山谷津村荒谷村	木挽	星野弥藤治	京立・神明宮本殿(本30、洪川市赤城町、寛政11年(1799))	建造のものを明治31年(1898)に移築
柏崎市	越後柏崎	(星根其)	松田万	妙見寺本殿(本55、高崎市引間町、天保13年(1842))	天保13年(1842)屋根葺換
長野県					
長野県	信州	石工	鶴田伊兵衛		
		石工	鶴沢庄五兵	遍照寺三宝寳冠堂(本21、浜川市並木町、寛政4年(1792))	
		石工	毛利良穂		
		石工	毛利清兵衛		
		石工	半七	大峯神社本殿(本119、みなかみ町小仁田、寛政7年(1795))	
		石工	幸八	北之谷船荷神社上屋(本137、高山村尻高、宝曆9年(1799))	「正一位船荷大明神御建立額」宝曆2年(1752)+「高山村替」

居住地		職種・別書	氏名	建物名	備考
現在地	居住地				
長野県	信州	石工	敬藏	(神戸)清水寺御音堂(本171、みどり市東町神戸、文政11年(1828))	
		石工	宇兵衛		
		石工	万七	常広寺奉財天堂(本132、前橋市新町、19世紀前期、大工)	明和9年(1772)移札
		石工	左衛門		
		石工	有賀忠右衛門	(創生)天満宮本殿・幣殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789))	
		石工	藤澤直右衛門		
		船	作田舟作	町田坊觀音堂(本93、沼田市町田町、天保3年(1832)、彌工)	
		船	作田万藏		
長野県南部、木曽川上流一部	木曾	増度削	□□□衛門		
		増度削	清藤武兵衛	遍照寺三宝堂本殿(予21、浜川市並木町、寛政4年(1792))	
		木挽檜架	井右衛門	大峯神社本殿(本119、みなみみち小仁田、寛政7年(1795))	
松本市	信州松本	柿尾根檜架	鳥羽孫七金次	妙義神社本社社殿(本殿・幣殿・拝殿)・唐門(本80、富岡市妙義町、宝徳6年(1766))	
		蓑頭	齊藤忠兵衛	(八棟)天竜宮天満宮(本本地堂)(本52、高崎市八幡町、享和元年(1801))	
		柳	中田嘉兵衛宣協	柳名社主社殿(本社・幣殿・拝殿)(本56、高崎市柳名山町、建物は文化3年(1806)、文政4年(1821)の屋根替)	
中野市	信州高井郡中野村	彩色屋	川田長井	泰春神社社殿堂宇(本1、前橋市下大屋町、建物の建造年は本殿が宝徳13年(1763)、拝殿・幣殿が文化9年(1812)、塗装は文化11年(1814))	
		柳	梶川一船清削		
小諸市	信州佐久郡小諸	柿司櫻架	小山宇吉知彌	妙見寺本殿(本55、高崎市引間町、天保13年(1842))	天保13年(1842)屋根葺換札
		(星宿師)	小山豊太郎		
		柳皮剥桟架	原平之丞	(創生)天満宮本殿・幣殿(本42、北向賀世音堂、高崎市岩鼻町、文政2年(1819))	
諏訪市瀬南	信州上諏訪真志野村	(椎皮剥)	百瀬吉蔵		
		(椎皮剥)	長峰万藏		
		屋根屋	与一	(創生)天満宮本殿・幣殿(本43、桐生市、寛政元年(1789))	
伊那市高遠町	信州高遠	(石工)	石屋豊右衛門	柳名社主神楽殿(予56、高崎市柳名山町、明和元年(1764))	
		石工	清左衛門	應永寺山門(本122、東吾妻町前下、天明元年(1781))	
		石工	新左衛門	應永寺山門(本122、東吾妻町前下、天明元年(1781))	
		石工	有賀忠右衛門	(創生)天竜宮本殿・幣殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789))	
		石工	藤澤直右衛門	(柳名)天満宮本殿・幣殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789))	
		石切檜架	伊藤伊右衛門則翠	妙義神社本社社殿(本殿・幣殿・拝殿)・唐門(本80、富岡市妙義町、宝徳6年(1766))	
		石工	清左衛門	應永寺山門(本122、東吾妻町前下、天明元年(1781))	
		石工	新左衛門	柳名神社本殿(本62、高崎市倉渕町、明和3年(1766))	
高遠町延野笠		石工	小右衛門		
		石工	源之助	(植野)荷舟神社社拜殿(予4、前橋市能社町植野、天保9年(1838))	
伊那市高遠町長板根山	信州伊那郡板根山邑	石工	保科与右衛門	千貫戸神社本殿(本113、昭和2年(1947))	[村談久昌保]
伊那市手良沢岡八ツ手	信州伊那郡八手村	石工	伊久保久藏	(奥原)曾原神社本殿(予180、みどり市大間々町浅岡、天保7年(1837))	
塙玉県		石工	登母子左衛門正春	栗生神社本殿(本149、桐生市白井保根町、寛政2年(1790))	
本庄市玉井	本庄宿	地業・土地方	喜十兵衛	如意輪觀音堂(予42、北向賀世音堂、高崎市岩島町、文政2年(1819))	
本庄市	江戸本庄	逆師櫻架	村松忠貞	柳名神社社殿(修理)(本56、高崎市柳名山町、天保10年(1839))	職人構成から本庄宿と推定
本庄市元玉町金屋	武州金谷村	屋根枕頭	倉林源七	柳名神社本殿(本62、高崎市金谷町、明和3年(1766))	
本庄市元玉町八幡山	武州八幡山	高頭	福島虎右衛門		
		高	純五郎	寛惠寺本堂(本29、渋川市上白井、天保6年(1835))	
		高	和市		
深谷市中瀬	武藏国柳沢郡中瀬	逆師櫻架	梶川一船清削	寛泰寺神社社殿堂宇(本1、前橋市下大屋町、建物の建造年は本殿が宝徳13年(1763)、拝殿・幣殿が文化9年(1812)、塗装は文化11年(1814))	
深谷市中瀬伊勢島	武藏国柳沢郡中瀬伊勢島	逆師	川田守兵衛	(柳倉)葛雲神社社拜殿(本154、太田市阿久津町、天保12年(1841))	
		色彩屋	川田守兵衛	(阿久津)福舟神社本殿(本154、太田市阿久津町、天保12年(1841))	
豊野町であれば春日部市豊野町	武州埼玉郡野村(豊野町か)	猪内剛蒼房(屋根師経助)	高橋友郎	(阿久津)福舟神社本殿(本154、太田市阿久津町、天保12年(1841))	
		屋根師経助	高橋造酒蔵	(阿久津)福舟神社本殿(本154、太田市阿久津町、天保12年(1841))	
羽生市上村君・下村君	武州埼玉郡名村	木挽櫻架・木挽	齊藤平兵衛信国(屋根兵衛)	(柳倉)葛雲神社社本殿・幣殿(本187、板倉町板倉、文政2年(1819))	
行田市皿尾	武州忍足尾村	俳大工(屋根師)	岩田源七	(柳倉)葛雲神社社本殿・幣殿(本187、板倉町板倉、天保6年(1835))	
行田市中里	武州埼玉郡中里村	金物方	高橋安五郎	(柳倉)葛雲神社社本殿・幣殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789))	
羽生市山本	武州埼玉郡常木村	木挽・小挽	松本友吉	(柳倉)葛雲神社社本殿・幣殿(本187、板倉町板倉、天保6年(1835))	
熊谷市美沼町	武州妻沼	絶方櫻架	悲七	徹院館本堂(本102、片品村東小川、建物は宝曆6年(1756)、隣接は妻沼13年(1763))	[片品村史]

居住地	職種・肩書	氏名	建物名	備考
現在地	居住地			
熊谷市川原明戸	武州河原明戸村 屋根師	飯田富右衛門	(阿久津)稻荷神社本殿(本154、太田市阿久津町、天保12年(1841))	
熊谷市三ヶ尻	武州縄羅郡三ヶ尻村 (第三ヶ尻村)	林方藏		
本庄市玉井	武玉ノ井	屋根師	星原森之助	
加須市向古河	向古河	木挽棟梁	村野由右衛門	
		木挽棟梁	或造善太郎	高島神社社殿(本188、板倉町大高崎、寛永元年(1848))
		木挽棟梁	松橋友吉	
加須市麦倉	麦倉村	木挽棟梁	新井善八	
秩父市上吉田	武藏秩父郡上吉田□□	大工棟梁	橋本□□□□	(万場)八幡宮本殿(本88、神源町万場、建造年代は18世紀中頃、宝暦9年(1759)の部材墨書き。大工棟梁)
				本殿は3棟あり(同時期と推定)。大工は部材墨書きより(3棟のどれかは不明)
<b>茨城県</b>				
筑波山西面	筑波	兵頭	治兵衛	常楽寺阿弥陀堂(本152、龍林市木戸町、享保2年(1717))
		兵頭	豊右衛門	
水戸市	水戸	木曳	長谷川因右衛門義忠	広沢寺本堂(本61、藤岡市矢場、寛政5年(1793))
<b>東京都</b>				
台東区駒形1丁目・雷門2丁目、寿4丁目	江戸浅草駒町	扇方	木村鉄出郎	(柄生)天満宮本殿・御殿(本143、桐生市天神町、寛政元年(1789))
中央区銀座5~7丁目	江戸南鍋町	銭井銅匠方	小林由兵衛	(柄生)天満宮本殿・拝殿等(屋根替)(本143、桐生市天神町、天保12年(1841))
中央区新川1・2丁目	豊岸船橋町	(星根の)	繪皮屋久右衛門	(世良田)東照宮本殿・拝殿等(屋根替)(本153、太田市世良田町、元禄9年(1696))
中央区八丁堀	江戸本八丁堀一町目	屋根方棟梁	田中久兵衛家豈	一之宮貫前神社拝殿(星根改修)(本77、富岡市一ノ宮、建造年は寛永12年(1635)、延享2年(1745)屋根替)
中央区京橋	江戸中橋通町志町目	屋根方仕手	田中重藏家春	一之宮貫前神社拝殿(星根改修)(本77、富岡市一ノ宮、建造年は寛永12年(1635)、延享2年(1745)屋根替)
千代田区神田須田町1丁目	江戸神田通新石町	板方仕手	矢代惟八郎	
東京都荒川区町屋	町屋	木曳	鈴木屋左市	神梅神社本殿(予179、みどり市大間々町上神梅、寛永4年(1775))
東京都	江戸	塗師棟梁	小久保文治郎氏志	町屋は高崎市町屋町の可能性あり
		塗師棟梁	龜甲屋民佐重安久	
		鍛方棟梁	祇原又四郎金長	
		鍛方棟梁	山本佐助幸忠	
		鍛方棟梁	大森兵次郎盛行	妙義神社本社社殿(本殿・幣殿・拝殿)・唐門(本80、富岡市妙義町、宝暦6年(1756))
		鋼屋根鍛方棟梁	大崎平三郎範義	
		繪師	中沢市之進素洲	
		筋押	高崎八兵衛吉清	
		繪具屋	吉兵衛長榮	
		(星根の)	須加定吉	妙見寺本殿(本55、高崎市引間町、天保13年(1842))
				天保13年(1842)屋根葺替札
<b>福島県</b>				
福島県西部の会津盆地を中心とする地域	奥州會津	屋根葺御棟梁	大竹佐七	冠稲荷神社拝殿(本152、太田市細谷町、寛政11年(1799))
会津		棟梁	平左エ門	長瀬院本堂(屋根替)(予157、みどり市笠懸町鹿、寛政12年(1800))
		棟梁	定吉	建造年代は明和2年(1765)、棟梁
<b>三重県</b>				
いなべ市藤原町下野尻	勢品度会郡野尻里	塗師	鹿爪兵輔	産泰神社社殿塗装(本1、前橋市下大屋町、建物の建造年は本殿が宝曆13年(1763)、拝殿・幣殿が文化9年(1812)、塗装は文化11年(1814))
京都市	京都皇城	兵頭	藤本富兵衛	(八幡)八幡宮天満宮(旧本地堂)(本52、高崎市八幡町、享和元年(1801))

## 第6節 群馬県の寺社建築の現状と課題

前橋工科大学 客員教授 村田敬一

### 1. 群馬県における寺社建築調査等

#### (1) 群馬県が今までに実施した調査

##### ① 文化財総合調査における寺社建築調査

県内を5地区に分け1地区に1年をかけて、昭和47年から51年の間に実施した調査である。群馬県文化財総合調査報告書(群馬県教育委員会編)として『利根・沼田の文化財(第一集)』(昭和50年(1975))、『東毛地方の文化財(第二集)』(昭和51年)、『中毛地方の文化財(第三集)』(昭和52年)、『西毛地方の文化財(第四集)』(昭和53年)、「吾妻地方の文化財(第五集)」(昭和53年)を発刊している。調査・執筆担当者は、第一・二・三集が持田照夫・桑原稔、第四集が持田照夫・茂木嘉夫・村田敬一、第五集が桑原稔・村田敬一である。

この調査報告は文化財を9分野に分けて実施した建造物の報告であり、各建物の概要解説と写真(棟札等を含む)からなる。平面実測はなされておらず、また各地域別の特色について触れていない。調査対象は悉皆調査に基づくものではなく市町村が選定した建物である。市町村により調査数や地域的な偏りもあり、限られた調査であったことは否めない。しかし、この調査は全県を対象とした本県初の寺社建築調査であり、その意義は大きい。

##### ② 近世社寺建築緊急調査

昭和52年度(1977)から国庫補助事業として都道府県を単位として近世社寺建築緊急調査がスタートし、本県は翌昭和53年度に実施し、「群馬県近世社寺建築緊急調査報告書」(昭和54年)を発刊している。調査・執筆担当者は主任調査員が平井聖、調査員が桑原稔、村田敬一・吉田純一・中西章・茂木嘉夫・小林喜作男・伊藤初幸・堀口義雄・渡辺正春・峯川一郎である。なお、調査委員10名の内7名は県内高校工業科設置校の建築科教諭である。

この調査報告は県の文化財総合調査、寺社誌、寺社明細帳、宗教法人名簿等から所在リストを作成した予備調査、予備調査に基づき関係市町村の助言により現地調査を実施し現存建物を確認した一次調査、一次調査の結果重要と判断したものについて建物調査表、境内図、平面図等を作成した二次調査からなる。報告書の内容は二次調査結果と予備調査一

覧である。調査対象建物数は国指定を除き、一次調査が寺院525件、神社671件の1,196件、二次調査が神社20件37棟、寺院36件58棟の計56件95棟である。妙義神社社殿(本殿・幣殿・拝殿)が昭和56年に国重文に指定されたのはこの調査の成果である。

一方、一次調査における調査対象となった寺社件数をみると市町村によりばらつきがあることが分かる。旧70市町村において、市をみると前橋市115件・太田市110件に対して、藤岡市9件・渋川市3件であり、町村をみると神社1件が9町村、寺院1件が7件、寺社が共に1件は3町村である。この近世寺社建築はその数が格段に多いこと、また単年度での調査執筆であったこと等からやむ得ないことがあるが、調査対象は限られたものであった。

##### (2) 市町村が今までに実施した調査

旧70市町村において、悉皆調査のもと平成29年度まで寺社建築を実施し報告書を発刊した市町村は、菅見であるが高山村、藤岡市、子持村、伊勢崎市、渋川市、黒保根村、玉村町、大間々町、尾島町、沼田市の10市町村である。調査を実施した市町村数は旧全市町村(70)の14.3%に止まっている。

以下、10町村の調査報告書を次に記す。〔 〕は発行者、調査執筆担当者(由緒・配置は除く)、発行年を示す。

- ・『高山村の民家と宗教建築』[高山村教育委員会・桑原稔、昭和53年(1978)]
- ・『藤岡市の民家と社寺洋風建築(第4・5章)』[藤岡市教育委員会・村田敬一、昭和55年(1980)]
- ・『子持村の民家と社寺建築(第6・7章)』[子持村誌編纂室・村田敬一、昭和57年(1982)]
- ・『伊勢崎の社寺建築(第二・三章)』[伊勢崎市・桑原稔・村田敬一、昭和58年(1983)]
- ・『渋川市の建造物(第二編第一～四章、第三編第一・二)』[渋川市・桑原稔・村田敬一、昭和63年(1988)]
- ・『黒保根の民家・社寺建築(第二・三章)』[黒保根村誌編纂刊行委員会・桑原稔、昭和63年(1988)]
- ・『玉村町の建造物(玉村町誌別巻III、第二・三編)』[玉村町・桑原稔・村田敬一、平成3年(1991)]
- ・『大間々町の建造物(大間々町誌第二編第一～三章、第三編第一・二章)』[大間々町誌編纂刊行委員会・桑原稔、平成5年(1993)]

- ・『尾島町近世寺社建築調査報告書(第二・三章)』〔尾島町、村田敏一・富沢宏之、平成10年(1998)〕
- ・『沼田の建造物(沼田市史別巻2、第一編寺社編第一～三章)』〔沼田市、村田敏一・富沢宏之、平成11年(1999)〕

これらの調査報告書は悉皆調査のもと価値ある寺社建築について配図・平面図作成も行ない各建物について詳細に説明している。中には用語解説、工匠について項目を設けているものもある。調査報告書を比較すると、構造形式や意匠の特徴、年代指標、工匠等は群馬県下同一でなく、各地域によって異なる面のあることが分かる。

### (3)「群馬県史」で取り上げている寺社建築

『群馬県史(通史編9 近現代3)』第七章「第五節建築」〔平成2年(1990)〕では明治以降の洋風建造物と昭和60年代初頭までの超高層建築について31頁を割いている。実はこの部分が、「群馬県史」において歴史的建造物を建築史の立場から取り上げている唯一の部分であるが、写真もわずか10枚(全景)で平面図は掲載されていない。その他をみると、中世の建物として『群馬県史(通史編3 中世)』第七章「第六節四中世の建築・絵画・梵鐘」〔平成元年(1989)〕の中で、中世の寺社建築として日向見薬師堂(中之条町)・板倉雷電神社末社八幡宮稻荷神社社殿(板倉町)・玉村八幡宮本殿(玉村町)・三夜沢赤城神社本殿内宮殿(前橋市)を取り上げ、簡単に構造・形式について説明している。

また、「群馬県史(通史編6 近世3生活・文化)」第四章「第三節庶民に招かれた神々」の「石宮から木造社殿」〔平成4年(1992)〕の中で、渋川市と伊勢崎市の本殿形式、神社建築の装飾化の傾向・様式の変化の例として板倉雷電神社・榛名神社・桐生天満宮・妙義神社・冠稲荷神社の社殿、復古神道の影響を受けた三夜沢赤城神社・貫前神社末社の社殿を取り上げている。しかし、これらの説明に3頁を割く程度であり、各建物の造形等の建築としての解説はなされていない。

いずれにしても、「群馬県史」は群馬県の寺社建築を正面から取り上げておらず、編集時において県が実施した文化財総合調査、近世寺社建築緊急調査、市町村が実施した建築調査報告書が発刊されていたにもかかわらずその成果もほとんど反映していない。

## 2. 群馬県の寺社建築

### (1) 文化財に指定されている寺社建築

現時点において群馬県で国及び県の重要文化財(以下、それぞれ国重文、県重文、また市重要文化財は市重文という)に指定されている寺社建築を以下に記す。国重文はゴシック体で示す。現在、文化財指定の建築をみると寺社建築の数は他の建築に比べて圧倒的に多い。この傾向は国指定、県指定においても同様である。なお、寺院建築の数は神社建築と比較して圧倒的に少なく、本堂建築は1棟も指定されていない。また、塔婆建築は榛名神社神宝殿(三重塔)の1棟のみである。

#### ① 寺院建築

日向見薬師堂(中之条町四万)	慶長3年(1598)
長樂寺三仏堂(太田市世良田町)	慶安4年(1651)
泰寧寺山門(みなかみ町須川)	安永4年(1775)
曹源寺榮螺堂(太田市東今泉町)	寛政10年(1798)
〔建造年代が推定の遺構〕	
長樂寺勅使門・太鼓門(太田市世良田町)	17世紀中期

不動寺仁王門(安中市松井田町松井田)	18世紀初期
空惠寺山門(渋川市白井)	18世紀初期
水沢寺六角二重塔(渋川市伊香保町)	18世紀後期

#### ② 神社建築

雷電神社末社八幡宮稻荷神社社殿	
(邑楽郡板倉町板倉)	天文16年(1547)
渋川八幡宮本殿(渋川市渋川)	慶長7年(1602)
玉村八幡宮本殿(玉村町下新田)	慶長15年(1610)
子持神社本殿(みなかみ町上牧)	寛永10年(1633)
貫前神社本殿・拝殿・楼門(富岡市一ノ宮)	寛永12年(1635)

世良田東照宮本殿、唐門(太田市世良田町)	
	寛永21年(1644)

妙義神社波己曾社社殿(富岡市妙義町)	
	明暦2年(1656)

榛名神社国祖社(高崎市榛名山町)享保10年(1725)	
三夜沢赤城神社惣門(前橋市三夜沢町)	

宝曆元年(1751)	
妙義神社本殿・幣殿・拝殿・唐門(富岡市妙義町)	
	宝曆6年(1756)

産泰神社本殿(前橋市下大屋町)	宝曆13年(1763)
榛名神社神楽殿(高崎市榛名山町)	明和元年(1764)

妙義神社總門(富岡市妙義町)	安永2年(1773)
天満宮幣殿・本殿(桐生市天神町)	寛政元年(1789)

栗生神社本殿(桐生市黒保根町) 寛政2年(1790)  
天満宮拝殿(桐生市天神町) 享和2年(1802)  
棟名神社本社・幣殿・拝殿(高崎市棟名山町)  
文化3年(1806)  
産泰神社拝殿・幣殿(前橋市下大屋町)

文化9年(1812)  
棟名神社額殿(高崎市棟名山町) 文化11年(1814)  
雷電神社拝殿(邑楽郡板倉町) 文政2年(1819)  
産泰神社神門(前橋市下大屋町) 天保6年(1835)  
雷電神社幣殿・本殿(邑楽郡板倉町)

天保6年(1835)  
棟名神社隋神門(高崎市棟名山町)弘化4年(1847)  
棟名神社双龍門(高崎市棟名山町)安政2年(1855)  
棟名神社神幸殿(高崎市棟名山町)安政6年(1859)  
雷電神社奥宮(邑楽郡板倉町板倉)慶応4年(1868)  
三夜沢赤城神社本殿、中門(前橋市三夜沢町)  
明治2年(1869)

棟名神社神宝殿(高崎市棟名山町)明治2年(1869)  
〔建造年代が推定の遺構〕

上野総社神社本殿(前橋市元総社町) 17世紀初期  
世良田東照宮拝殿(太田市世良田町) 17世紀初期  
松井田八幡宮本殿(安中市松井田町) 17世紀前半  
妙義神社隨神門、袖廻廊(富岡市妙義町)

17世紀中期

## (2) 「群馬県近世寺社建築緊急調査報告書」で彫刻装飾の視点から価値あるとして取り上げた寺社建築

主任調査員の平井聖氏(当時東京工業大学教授)が、彫刻が少ない遺構(19世紀まで見られるがおおよそ17~18世紀の前期)、多い遺構(おおよそ18世紀後半以降の後期)と大別して取り上げた遺構は次の通りである。なお、この中には「群馬県文化財総合調査報告第一~五集」対象となった遺構が含まれている。ゴシック体はその後国・県・市町村の文化財指定(国・県・市町村)を受けた遺構である。なお、建造年代はその後の調査により明らかになつた場合はそれを記している。

### ① 寺院建築

#### 〔前期の特徴を示す建物〕

観音寺仁王門(藤岡市岡之郷) 元禄8年(1695)  
雙林寺本堂(渋川市中郷) 元禄15年~宝永5年(1702~08)  
長純寺本堂(高崎市箕郷町富岡) 宝永5年~享保21年(1708~36)

#### 〔後期の特徴を示す建物〕

水沢寺観音堂・地蔵堂・山門(渋川市伊香保町水沢)  
天明7年(1787)  
棚下不動堂(渋川市赤城町棚下) 文化3年(1806)

### ② 神社建築

#### 〔前期の特徴を示す建物〕

洪川八幡宮本殿(渋川市入沢) 慶長7年(1602)  
子持神社本殿(みなかみ町上牧) 寛永10年(1633)  
妙義神社波己曾社殿(富岡市妙義町)

明暦2年(1656)

武尊神社本殿(片品村花咲山崎) 元禄4年(1691)  
三嶋神社本殿(吾妻郡高山村) 元禄13(1700)  
諏訪神社本殿(沼田市利根町) 宝永元年(1704)  
早尾神社本殿(渋川市中村) 正徳3年(1713)  
諏訪神社本殿(中之条町上沢反下) 元文元年(1736)  
親都神社本殿(中之条町五反田) 寛政7年(1795)  
榛名神社本殿(東吾妻町岡崎) 天保15年(1844)

#### 〔後期の特徴を示す建物〕

妙義神社本殿(富岡市妙義町) 宝暦6年(1756)  
産泰神社本殿(前橋市下大屋町) 宝暦13年(1763)

※壁面彫刻等は後補であることが判明

栗生神社本殿(桐生市黒保根町) 寛政2年(1790)  
土生神社本殿(神流町小平) 寛政4年(1792)  
三峰神社左殿(みなかみ町師中堀) 寛政12年(1800)  
吾妻神社本殿(中之条町横尾) 文政4年(1821)  
雷電神社本殿(板倉町板倉) 天保6年(1835)  
武尊神社本殿(みなかみ町藤原) 安政5年(1858)  
岩下菅原神社本殿(東吾妻町岩下) 安政6年(1859)

## 3. 群馬県の寺社建築の特徴

文化財指定及び既刊の調査報告書で取り上げている遺構から見た群馬県の寺社建築の特徴は、管見であるが次の通りである。

### (1) 建造年代

文化財指定されている遺構を見ると、中世に遡るのは雷電神社末社八幡宮稻荷神社本殿(邑楽郡板倉町板倉)の1棟のみ、桃山時代が日向見薬師堂(吾妻郡中之条町四万)、渋川八幡宮本殿(渋川市入沢)、玉村八幡宮本殿(佐波郡玉村町下新田)の3棟であり、ほとんどは江戸時代のものが占める。

### (2) 本堂と本殿の形式

#### ① 寺院の本堂形式

寺院建築の中心的な存在である本堂の多くは、禅宗寺院の方丈を起源とする東西に3室、南北に2室

の計6室を縁の奥に配置し、中央部の南側の室を外陣、北側の室を内陣とし須弥壇を置くのが一般的である。この平面は宗派に関係なく見られるもので、宗派で異なるのは曹洞宗のみ縁の前面一間通りに土間を配することである。

#### ② 神社の本殿形式

神社本殿の形式を見ると、最も多いのが「流造」、それに次ぐのが「春日造」であり、他の形式は極めて少ない。群馬県内旧7市町村（藤岡市・渋川市・伊勢崎市・沼田市・玉村町・尾島町・子持村）の調査によれば、すべての市町村において流造が70%以上（玉村町は100%）を占め、そのほとんどは一間社である。こうした中、貫前神社本殿の「貫前造」は、外観を一層とするが内部を上下2層とし、神座を上層に安置、下層を外陣と内陣に分け、内陣中央に「真御柱」を配置する特異な形式をとり全国的に注目されている形式である。

#### （3）彫刻で装飾化した建物が多い群馬県

室町時代までの寺社建築を見ると、構造部材を前面に押し出し、微妙な形態比例に力点を置いた建築本来の美を追求しており、木鼻、棟梁内部、手挟などに彫刻を施す程度で落ちていた意匠としている。しかし、近世になると彫刻が多用され、それに彩色・文様・金具を加えた装飾化の傾向が一段と強まる。本県の寺社建築は近世以降のものが圧倒的に多く、全国的に見て装飾化された建物が多いといえよう。

また、忘れてはならないのは彩色をしない素木彫刻により装飾された建築である。素木造は江戸時代後期に全国的に普及したが、特にそれが顕著なのは中部地方から関東地方にかけての地域といわれ、本県はその例に漏れず、早尾神社本殿〔渋川市半田、文化14年(1817)、市重文〕、伊勢崎神社本殿〔伊勢崎市本町、嘉永元年(1848)〕などをはじめとして全県下に分布する。彩色・無彩色の彫刻により装飾化が進んだ建物は、当時の庶民のエネルギーと世俗の迫力を象徴していると考える。

#### （4）装飾建築への変遷

寺社建築において装飾的表現が発達し装飾化が本格的に進むのは近世以後であり、装飾手法の中で最も顕著なのは彫刻である。本稿ではこのような装飾化された建築を「装飾建築」と呼ぶことにする。本県の最古の建築は天文16年(1547)の板倉雷電神社末社稻荷神社八幡宮社殿（国重文）で、中世に遡るも

のはこの1棟しかない。本県の寺社建築は近世のものといつても過言ではなく、本県の寺社建築の特色はまさに装飾建築にあるといえる。

寺院の本堂建築と神社の本殿建築を比較した場合、小規模な仏堂の場合は神社本殿建築と同様の傾向を示すが、その装飾化の傾向は本殿建築の方が本堂より顕著であり、本県でもその傾向を認めることができる。これは礼拝者の礼拝の位置が、寺院は本尊が本堂内部に置かれ、本堂内で礼拝するのに対して、神社の御神体は本殿内に置かれ礼拝は拝殿内で行い、神社建築で最も重要な本殿は外部から見ることに起因するといえよう。また、神社建築は中世までに基本的な構造形式がほぼ完成していたこと、及び庶民による寺社の巡礼が盛んになったこと、庶民の資金力が増したことなどが、近世寺社建築の建築的課題が凝った意匠による装飾化の背景としてあったと考える。

#### （5）大隅流と黄檗宗寺院の建築

本県の寺社建築において注目すべきものとして、大隅流と黄檗宗の建築がある。大隅流は立川流とともに18世紀後期に長野県諏訪で確立した寺社建築における建築様式の流派一つであり、従来の様式に比べて彫刻の表現に重点を置くものである。今井幹夫は「大隅流の棟梁たちの建物」〔『甘楽富岡史帖』みやま文庫、平成4年(1992)〕の中で、本県には大隅流の棟梁が関わった建物は20例あり、そのうち内17例は甘楽谷（富岡市・甘楽郡）と記している。しかし、それらについて詳細な調査は実施されておらず、所在の有無や建築的特徴は明らかになっておらず全体像は把握できていない。こうした中、既に最興寺山門〔富岡市南蛇井、文久3年(1863)〕・光嚴寺薬師堂〔富岡市上高瀬、天保3年(1832)〕は市重要文化財、諏訪神社社殿〔下仁田町下仁田、天保8年(1837)〕の彫刻は町重要文化財に指定されている。現時点では本県において大隅流が関与した建物について、その根拠、建築的特徴、所在確認等についての調査研究はあまり進んでおらず、今後の課題になっている。

群馬県における黄檗宗の名利として黒滝山不動寺（南牧村大塩沢）と少林山達磨寺（高崎市鼻高町）がある。黒滝山不動寺は延宝3年(1675)徳川綱吉が帰依した潮音禪師が黄檗宗黒滝派の中心道場として再興した寺院で南牧村史跡の文化財指定を受けており、山門〔寛政10年(1798)〕・座禅堂〔不動堂、天

保14年(1843)]・開山堂〔安政5年(1858)〕等を残すが、詳細な調査は行われていない。一方、少林山達磨寺は数棟を残すが実態は明らかになっていない。

#### 4. 寺社建築の調査・保存・整備の課題

##### (1) 壊されてしまった寺社建築

本報告書にかかる群馬県寺社総合調査の期間中、本調査対象であった高崎市重要文化財〔昭和63年(1988)指定〕の白岩観音旧本堂(長谷寺本堂、写1、寺院編№47参照)が令和2年に解体撤去された。そして同年より新しい木造本堂の工事が始められた。

長谷寺は金峰山修驗本宗の寺院で山号は白岩山、院号は悉慈院、修驗道場の靈地として古くから開かれた。本尊と前立の十一面觀音は昭和50年(1975)に群馬県重要文化財に指定されている。本尊は藤原時代後期(11世紀末期～12世紀初期)、前立は鎌倉時代末期のものである。本県における坂東三十三觀音札所は2か所であり、この白岩観音は十五番で十六番の水沢寺觀音とともに、「白岩のお觀音さん」として古くから信仰を集めて現在に至る。高崎市重要文化財として本堂・仏像(本尊・前立)の他、仏像(脇侍の不動明王立像・毘沙門天立像)・仁王門及び仁王像・棟札〔天正8年(1580)と宝曆3年(1753、葺替)の2枚〕・大鋸(天正年間建造に使用したと伝えるもの、写2)・銅製納札・宝塔などが指定されていた。

白岩観音本堂の身舎内陣部分(正面3間・側面2間)の建造年代は、解体撤去時の調査より写真に示す棟札の天正8年(写3)であったことが判明した。天正8年の建造は今まで本県寺院建築において最古とされていた日向見薬師堂〔中之条町日向見、慶長3年(1598)、国重文〕より遡るものである。本県最古の寺社建築における最古は天文16年(1547)の板倉雷電神社八幡宮稻荷神社社殿(国重文)であることから、白岩観音堂身舎内陣部は本県において2番目の古さを誇るものであった。

本群馬県と高崎市の文化財保護課、及び高崎市文化財調査委員会は、数回の協議、勧告書・要望書等を通して翻意を促したが、文化財指定書が返却され、解体撤去に至り指定解除となった。指定文化財は所有者が維持は難しいと判断した場合、それを回避する具体的な対応策を持っていないといえよう。市町村の指定文化財の修理費補助は本県を見る限り200万円程度が限度となっている場合が多い。補助金は屋根替等の本格的な修理を行なう場合、自己資金がなければ修理ができないのである。そのことは未指定文化財や設計監理にしか補助金のない国登録文化財においても言えることである。歴史的建造物の保存整備の多くは所有者の残したいという誇りに頼っているのが現状である。残すべきというだけでなく、所有者に寄り添い、そして資金支援もできる組織が求められているといえよう。



写1 白岩観音旧本堂



写3 白岩観音旧本堂棟札に見る天正8年(1580)



写2 白岩観音の大鋸

この白岩観音本堂の解体撤去と文化財指定解除は歴史的建造物の保存整備の今後の在り方を考える上に、多くの示唆を与えていていると考える。

## (2) 寺院の檀家離れ・神社の氏子離れ

核家族化進み子供家族と親と同居、あるいは近くに住むことが少なくなっている。子供家族は新たな墓地を求めるため、親の代までの檀家制度は崩れはじめているといえよう。また、子供家族が遠隔地にならうことや流入人口が多くなっている地域もあることから、鎮守の神を祀る神社が自分の神社である意識は、以前に比べ薄くなっているといえよう。最近では著名な寺社は除くが、多くの寺社では建物の維持管理が難しくなっている事例を目にするようになっている。

また、古い建物を改修するのではなく新築をよしとする日本特有の考え方により、多くの近世寺社建築は存続の危機にあるといえよう。かつて寺社は単に檀家と氏子の関係にとどまらず、神事・仏事、祭りを介して私たちの生活と密接であり、地域のコミュニティにとって欠かせない場であった。人間関係の希薄が叫ばれる現在、寺社への関わりを増すことは、地域のコミュニティ復活の一策となる可能性を秘めていることを再考すべきであろう。

## (3) 修理・建替え時期を迎えている近世寺社建築

本県の寺社建築をみると最古が16世紀で17世紀に遡るのは数少ない。18世紀以降のものが多く、18世紀前半、18世紀後半、19世紀以降と時代が下るにつれしだいに建物数は増える。著名な寺社を除くと、多くの寺社は破損が進み大規模な修理や建替えの時期を迎えていると考える。しかし、前項で記した寺院の檀家離れ・神社の氏子離れも相まって、現状維持の修理に止まっているのが現状といえよう。特に覆屋のない神社本殿建築の彫刻は風化や腐食が進み、彩色は剥げ落ち当初に見られた彫刻の冴えを失っている。

近世寺社建築は数が多く注目されていないが、このままの現状が続くと、身近にある多くの寺社建築は次世代に引き継がれないので危惧する。まずは現状把握することが最優先事項と考える。江戸時代における寺社は現代的な意味での宗教施設ではなく、私たちの生活、地域社会と密接に結びついており、その消滅は私たちの歴史の一部を抹殺することを意味するといえよう。

## (4) 歴史的建造物の調査・保存・整備の課題

寺社建築における現状の調査・保存・整備の課題は、寺社建築のみのものではなく、歴史的建造物全体に共通する課題でもあるといえよう。以下このことについて記す。

### ① 報告書無しの修理工事

修理工事の記録は、修理において建造物をどのように扱ったかを後世に伝える資料として貴重なものである。その記録は「保存修理工事報告書」として刊行して広く公表すべきものと考える。しかし、文化財指定の建物であっても、刊行されていない例を見受けれる。その傾向は市町村指定の場合において顕著である。

市指定の神社建築社殿の全面塗装塗り替え工事であるが、工事仕様書や工事過程の写真も残されていない例を、数例見てきた。その工事に関わった施工業者は国重文級建物の修理実績を持っているのであるが、誠に残念なことである。工事規模・内容により、一概に言えないが、設計監理者にお願いすること、若しくは学識経験者をえた修理委員会の設置を是非検討してほしい。

### ② 進んでいない歴史的建造物の調査

筆者が担当した旧沼田市と旧尾島町の調査から歴史的建造物の数をみてみたい。調査は悉皆の予備調査にあたる1次調査と、配置図と平面図を作成する本調査の2次調査の2段階で行った。沼田市は平成4~9年度に実施した。1次調査の対象は436棟、その内訳は寺院建築が89棟(80件)、神社建築が134棟(100件)、民家建築の農家が174棟、町家が12棟、武士の家2棟、近代化遺産25構である。2次調査の対象は143棟、その内訳は寺院建築が33棟(26件)、神社建築が72棟(48件)、民家の農家が27棟、町家が3棟、武士の家が2棟、近代化遺産6構である。尾島町の寺社建築調査は平成6・7年度に実施した。1次調査の対象は、寺院建築が40棟(26件)、神社建築が33棟(28件)、2次調査の対象は寺院建築が27棟(12件)、神社建築が22棟(17件)である。

寺社建築において沼田市では龍華院(迦葉山)や棟名神社、尾島町では長樂寺や世良田東照宮しかないと一般的には認識していたかもしれない。しかし、沼田市と尾島町の実態をみて、それ以外にも歴史的建造物として価値ある寺社建築は多く存在していることが分かる。価値ある寺社建築がないのではなく、調査が進んでいないのである。また、文化財

指定の寺社建築の修理工事報告書は発行されているが、その部数は少なく一般の人が手に入れることは難しく、文化財としての価値は必ずしも周知される状況になっていない。

平成30年6月の文化財保護法改正により、市町村が文化財保存活用地域計画を作成し、文化財保存活用の推進できることが制度化された。この地域計画作成では未指定文化財を含めた文化財の総合的な把握のために、全分野において悉皆的な調査を計画的に実施することが必要不可欠なことである。各市町村が文化財の確実な保存管理に向けて、積極的に地図作成を進めることを願うしたいである。

#### ③ 低調な歴史的建造物の文化財指定・登録

平成の30年間における県内市町村における歴史的建造物の文化財指定・登録の状況をみてみたい。35市町村中16市町村（45.7%）は市町村として文化財指定をしていない。群馬の絹産業を象徴する養蚕農家建築をみても指定されたのは旧森村家住宅（伊勢崎市、重文）と河合家住宅（みなかみ町、重文）のたった2棟である。国登録文化財の登録がなかったのは35町村中14市町村（40.0%）にのぼる。

重文・史跡（国、市町村）指定及び国登録の数において、最も多かったのが桐生市、次いでみどり市、高崎市、前橋市、伊勢崎市、富岡市、高山村、太田市の順で続く。これら7市1村及び上位3位までが県内全域における指定・登録数全体に占める割合をみると、7市1村が71.8%、上位3位までが8.2%を占める。以上から明らかなように、平成時代における歴史的建造物の文化財指定・登録は、市町村によってかなり偏りがあり、全体的にみても低調であったことが分かる。

一方、平成の30年間に指定された国・県の重文に指定された歴史的建造物の内、寺社建築は次の通りである。（ ）内は所在地、建造年、文化財指定の国・県の区分、指定年を示す。

- ・産泰神社 本殿・幣殿・拝殿・神門及び境内地  
〔前橋市下大屋町、天保6年(1835)～宝曆13年(1763)、県重文、平成6年(1994)〕

- ・栗生神社本殿  
〔桐生市黒保根町上田沢、寛政2年(1790)、県重文、平成11年(1999)〕
- ・榛名神社本社・幣殿・拝殿、国祖社及び額殿、神楽殿、双龍門、神幸殿、隨神門

〔高崎市榛名山町、安政6年(1859)～享保10年

(1725)、国重文、平成17年(2005)〕

- ・榛名神社神宝殿

〔高崎市榛名山町、明治2年(1869)、県重文、平成28年(2016)〕

- ・曹源寺榮螺堂

〔太田市東今泉町、寛政10年(1798)、国重文、平成30年(2018)〕

#### ④ 専門家不在と確保できない調査費用

本県及び各市町村の文化財保護行政において、建築を専門とする担当者は一部を除いて皆無である。また文化財保護審議会（文化財調査委員会を含む）においても建築の専門家を配する市町村は極端に少ない。これらは建築の文化財指定が停滞する原因の一つと考える。

歴史的建造物の今までの市町村指定をみると、市町村全域の調査結果に基づき同種の建物を比較検討し価値付けするプロセスを踏んでいない場合が多い。地域の実態を把握する調査が行われていないのである。行政が建築調査をする場合その費用は、埋蔵文化財と異なり、予算を新規に確保しなければならない。しかし、建築調査は今まで無かった新事業であることから、市町村の担当者が予算要求してもほとんどの市町村で認められることなく、予算措置が出来ない。このことも文化財指定が進んでいない理由の一つといえよう。歴史的建造物の保存活用を進めるためには、まずは調査し建造物を文化財として指定・登録ができる体制作りが不可欠と考える。その第一歩は調査のための予算を確保することと考える。行政及び文化財保護審議会に建築の専門家を配置し、文化財指定・登録できる体制づくりと調査費用の予算化が求められている。

#### ⑤ 行政任せからの脱却と理念の普及

歴史的建造物は一部でなく多くの人々の「残そうとする強い意志」がなければ残らない。他人頼りでなく各自がどう関わるかが重要である。日本では歴史的建造物の整備活用は行政が行うべきことであり、所有者や民間の個人も行うべきことと認識されていないのではないだろうか。これからは民が行政に陳状する行政頼みから脱皮し、所有者やそれに関わる人が、自ら価値や保存の重要性を発信することが求められているといえよう。生活者が誇りを持っている建築・景観でなければ他人を感動させることはできない。

日本では各建物が周囲に配慮することなく、目立

つことを競っているのは通常のことである。地権者の権利が重視され、安全性が確保されればよいとされ、集合としての街並・景観についての共通理解は無きに等しい。そして、経済優先で古くなると次々に壊すのは当たり前で、「建築は語るに値しない」という偏見もあり、歴史的建造物の価値は普く認知されていないといえよう。

歴史的建造物の多くのを文化財建造物として次世代に引き継ぐためには、「歴史的建造物の消滅は、私と地域のアイデンティティーの喪失を意味する」「建造物は個人のもの、しかし、文化的価値は公のもの」「改修して使う価値の再認識」等、これらの理念の普及は欠かせないものであると考える。

白岩觀音本堂の解体撤去と市重文の文化財指定解除の経過をみると、所有者の関係者と行政だけで進められており、そこに地域住民をはじめとする市民は専外に置かれている。また、メディアもほとんど関心を示さず、一部の新聞が取り上げたが、結果としての文化財指定解除についてコメントはなく指定名称のみを記しただけであった。

歴史的建造物に関する各種イベント、シンポジウム・講演会は実施されているが、一過性で必ずしも普及拡大に繋がっていないのではないか。歴史的建造物を壊すのも最終的には建築関係者であり、建築関係者が一枚岩になっていないのである。歴史的建造物は価値があり保存活用すべきという理念を、建築関係者を始めとして多くの方々にいかにして普及させるかが課題と考える。

これを解決する有力な手段は、次世代を担う児

童・生徒への普及活動といえよう。最近ではそれを意識しての文化財建造物での生活体験、修理現場での技術体験等が見られるようになったが、最も重要なことは学校教育の授業にきちんと位置付け、一過性でない日常的な伝統文化教育の充実ではないだろうか。

#### ⑥ 専門家の育成

本県の歴史的建造物の保存整備における最大の問題点は専門家が行政においても民間においても極端に少ないとことである。また、県内の大学は過去の県内建造物調査にはほとんど関わっていない。また、過去の群馬県の歴史的建造物の保存整備における県内業者の設計監理への関わりはほとんどないのが現状である。

こうした中、群馬建築士会はヘリテージマネージャー講習会を平成24年度よりスタートさせている。「ヘリテージマネージャー」は「歴史的建造物の保全・活用に係る専門家」のこと、群馬建築士会の講習会修了者を指す。この制度を主導した日本建築士連合会では「地域歴史文化遺産保全活用推進員」と呼ぶ。民間による専門家育成であり高く評価したい。

ここ数年、県内における歴史的建造物の登録文化財申請業務、指定のための調査、整備工事の設計監理等において、ヘリテージマネージャーが関わることが目立つようになっている。今後、ヘリテージマネージャーの一層の技術力の向上と、自治体がその存在を認知し活躍の場を提供することが望まれる。

## 第7節 寺社に所在する様々な文化財

群馬県地域創生部文化財保護課 小林 正

### 1. はじめに

本稿では、寺社に所在する国・地方指定等文化財を定量的に分析し、寺社が地域における歴史的・伝統的な要素について担っていた役割を明らかにする。分析の対象とするのは、国、県、市町村指定・国登録となっている文化財で、寺社に所在または寺社で活動が見られるとするものとする。なお、①美術工芸品等の文化財のうち、寺社所有のまま保管先が資料館等になっているものについても、寺社所在の文化財として扱った。②建造物や記念物等でその所有者が寺社であっても、境内から離れた文化財については対象外とした。ただし、その場所が寺社境内に隣接しており、歴史的関係があると判断した文化財については注釈を付した上で分析の対象とした。③小さな祠が古墳の墳丘上に建てられている例

や個人の氏神が樹木の側に祀られている例があるが、ここでは宗教法人登録があるか、地区で管理されている寺社を対象とする。④近世以降に廃絶・移転等した寺社との関わり明らかな文化財についても注釈を付した上で計測の対象としたが、寺社との関わりが確認できなかったものについては、対象外としている。

指定の区分は国・県・各市町村によって異なるため、筆者が独自に分類し整理している。そのため、実際の指定区分とは異なる点がある（例：石造物は重要文化財（建造物・美術工芸品）・史跡・重要有形民俗文化財など様々な指定例がある）（表1参照）。なお、指定等のデータは令和3年6月1日現在のものである。

### 2. 文化財区分別の傾向

#### （1）建造物

県内には、中世にまで遡る建造物は極めて少ないものの、近世以前の建造物の指定では、寺社か民家

表1 文化財区分表

本稿における区分	指定に見られる一般的な区分	区分の概要
建 造 物	重要文化財(建造物)	建物、土木構築物、欄間等の建物に取り付けられた彫刻
石 造 物	重要文化財(石造物)、重要有形民俗文化財、史跡	石塔、碑など(石像や遺跡からの出土品は除く)
美 術 工 芸 品	重要文化財(美術工芸品)、重要有形民俗文化財	絵画、彫刻(石像含む)、欄間等は除く)、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料、考古資料
無 形 文 化 財	無形文化財	芸能、工芸技術等で無形のもの
無 形 民 俗	重要無形民俗文化財	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術に関する無形のもの
有 形 民 俗	重要有形民俗文化財、重要文化財(美術工芸品)	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術に関する有形のもの(信仰に関するもので、算額以外の絵馬を含む)
墓 所	史跡、重要文化財(石造物)	奈良時代以降で特定の人物や一族等が埋葬された墓(伝承を含む)、供養塔のみは石造物に分類
古 墳	史跡	古墳時代に造られた墳丘墓や横穴墓
城 館 跡	史跡	中・近世の城跡や館跡
そ の 他 の 遺 蹟 地	史跡	墓所、古墳、城館跡以外の道路
植 物	天然記念物、名勝	生物地理学的な特性を示す独立樹や植物群落
地 質 石 物	天然記念物、名勝	地質現象の痕跡や過去の生物化石
天 然 保 護 区	天然記念物、名勝	天然記念物が豊かな区域
動 物	天然記念物、名勝	生物地理学的な特性を示す動物及びその所在地
名 勝	名勝、天然記念物	自然あるいは人文的な風致景観

注 伝統的建造物群及び文化的景観は地区指定であり、その範囲内に多数の文化財が所在し、他の指定重複するため、集計からは除外する。

がほとんどを占めている傾向がある。近代以降の建造物では寺社建築は少ないが、全時期で合計しても寺社に所在する建造物の比率は高い。文化財指定等を受けていなくても、寺社建築では近世の建築様式を保っている例が多いことは、今回の群馬近世寺社総合調査でも確認できており、民家建築よりもその割合は高いといえる。

国・地方指定文化財と国登録有形文化財では傾向が大きく異なり、国登録有形文化財では民家建築の比率が高く、寺社建築の占める割合は低い(2.1%)。これは群馬県内だけの傾向ではなく、全国的にもいえることである(全国では10数%)。群馬県内では近代以降の登録が全国と比べても多く、種別では鉄道施設や産業施設などが多いことが一因と考えられる。

国・県指定文化財では、寺院建築よりも神社建築の指定が多いものの、市町村指定ではほぼ同数となっている。ただし、寺院建築では門の指定が多い傾向にある。また、県や市町村指定では、寺社建築の欄間などの彫刻を指定している例が見られる。近世に、彫刻による寺社建築の装飾が発達したことを見示す地域的特色ともいえる。

## (2) 石造物

石造物は市町村による指定が多く見られる。このことは、石造物に刻まれた文字情報が、地域における歴史の解明に役立つものとして評価されていることを示している。中世のものも多く、石の特性による保存性の良さを表しているといえよう。先祖供養等に関わる石塔や板碑が寺院に置かれている例が多いが、これらは神社においても見られる。松尾芭蕉などの句碑が寺社境内に置かれている例も多く見られ、供養などの信仰活動だけでなく文化的活動においても、寺社が役割を果たしていたことが確認できる。

また、寺社とは関わりのないところに置かれたり、見つかったりした石造物が寺社に移設される例もある。このような事例は現代においても見られ、重要なものを寺社が保管する役割を担っていることがわかる。

## (3) 美術工芸品

国・地方指定文化財の約3割を占めており、分野別では数が最も多い。また、その半分以上が寺社に

関わっていることから、寺社には歴史的価値のあるものが多く集まり、保持してきたことを表している。

寺社では仏像の指定が目立つが、絵画や書跡・典籍等も多い。

神社では、社宝として所持している器物が文化財指定を受けている例がある。種類は様々であり、考古資料(出土品)が納められている例もある。また、算額も一定数あり、文化財指定を受けている算額はほとんどが神社にある。

寺社に所在する美術工芸品には、①信仰対象そのもの(仏像、神体など)、②宗教的活動に関わる器物(經典、仏具、神具など)、③菩提寺としての縁があり、寄贈された一族に関わるもの(肖像画、甲冑など)、④文化・芸術活動の場として寄贈されたもの(算額、句碑、掛け物など)、⑤保管場所として置かれている貴重品などの重要物あるいは呪術的なもの、⑥祈願に関わるもの(歓灯、各種額など)等に分けられる。宗教的活動以外の役割として、文化的中心地として、公的機関として寺社が存在してきたことが、文化財の所在からも分かる。また、⑥の祈願に関するものとしては、商売繁盛や五穀豊穣だけでなく、養蚕・絹糸に関する願いなども見られる。

## (4) 無形民俗文化財

地方指定の無形民俗文化財は、80%以上が寺社との関わりを有している。本来、宗教的儀式である祭は当然として、行事の多くも神仏との関わりをもって実施されるためである。

神楽は神社で行われる神事の一つであり、獅子舞は近世頃から神社の祭礼に伴って行われるようになった。ただし、獅子舞の一部は神社だけでなく、寺院との関わりも残している。

歌舞伎芝居や人形操芝居などの芸能は信仰との関わりは無く行われているものが多いが、一部はその舞台を神社にしている。これは、神楽などと同様に神事芸能として行われているものがある一方で、人々の集まりの場として神社が選択されている例を示すと考えられる。

祭や行事、芸能は地域の人々の交流や団結に重要な役割を果たしており、その拠点として寺社は、地域に大きく貢献してきたともいえよう。

## (5) 有形民俗文化財

有形民俗文化財も無形民俗文化財と同様に寺社と

の関わりを持つものが多い。これは、祭や行事の用具（屋台、山車、獅子頭など）が有形の民俗文化財として指定されている例が多いことによる。祇園祭に関わる屋台や山車で文化財指定を受けているものは幕末や明治初期のものが多い。寺社建築と同様に発達した彫刻が施されているものが多く、共通する工匠によるものも確認されている。また、これらの用具は、寺社ではなく地域で作成・保管されているものが多く、祭や行事を地域が担っていることを表しているといえよう。

祭や行事に関わるもの以外としては、絵馬が多く見られる。基本的に神社に祈願あるいはお礼として奉納され、著名な絵師が描いた大型の絵馬が指定を受けている場合が多い。絵馬は、当時の人々が神社に期待していたことを教えてくれる一方で、神社の見所にもなっており、民衆文化の集積地としての役割を知ることができる。

## (6) 墓所

県内では、今のところ地方指定のみであるが、大名家や文化人・義人などの著名人の墓を史跡として指定している例が多くある。墓であるため、寺社と関わりはほぼ寺院に限られる。伝承上の塚が神社境内に所在する例があるが、中世も含めて墓所が神社に造られることはない。

武家が祖先の墓を菩提寺（氏寺）に設置し、先祖供養を行うようになるのは中世に始まるが、県内でも中世に遡る武家の墓所は確認できる。しかし、武家（大名家）の墓所も含めて、県内にある墓所の多くは近世以降のものであり、菩提寺に墓所を設置するのは、寺諸制度の影響が見られる近世以降に定着した様子がうかがえる。

## (7) 古墳

文化財指定されている古墳に限らないが、小さな祠が古墳の墳丘上に建てられている例は極めて多い。

古墳の名称には「稲荷」「天神」「八幡」「愛宕」「金比羅」など神社と関連するものや、「不動」「薬師」など寺院と関連するものも多く、現在は寺社の存在が確認できなくても、かつて所在していたことが想定される古墳も多い。古墳の墳丘上に神社本殿や墓所が置かれている例が見られるが、これは、①周囲より小高い土地であるため、②崇りを治めることを願っての設置（墓所は除く）、が考え

られる。①の場合は、すぐれた土地（勝地）としての利用もあると思われ、②の場合は小さな祠もこの例に該当するといえよう。

境内に所在する古墳の中には特に利用することなく、そのままの形で残されている例もある。崇りとの関係もあるかもしれないが、境内にあったが故に宗教施設以外の開発行為が少なく、地形や自然を改変されなかつたため、そのまま保存されたと考えられる。

## (8) 城館跡

城郭は面積が広い場合が多く、その範囲内に寺社が所在することは多いが、城館跡として文化財指定された範囲は限定的である例が多いために、寺社境内に指定地が所在する数は少ない。城館跡と関連する寺社には、①城館が存在していたときから意図的に曲輪内に置かれ、廃城後もそのまま存続していた、②城館の廃絶後にその城主等の供養を目的として設置された、の両方があり、廃城後に設置された寺社の中には必ずしも城館と直接的な関係がないものもある。

境内に塙や土塁が残されている例もあり、意図していた訳ではないと思われるが、古墳の例と同様に、寺社が城館跡の地形の保全に一役買っていることもある。

## (9) その他の遺跡地

史跡地で墓所、古墳、城館跡以外を包括しているため、遺跡の種類は様々である。墓所以外の史跡と同様に寺社との関わりを持つものは少ない。寺社の境内そのものを他の遺跡地として文化財指定する例が見られるが、これは特定の石造物や建造物だけでなく、寺社全体を文化財と見なした結果と考えられる。その一方で、境内に所在するものの全く寺社と関係が無いと思われる例もあり（旧石器時代の遺跡など）、意図せず関わりを持ったものと思われる。ただし、古墳や城館跡と同様に、境内では開発行為が少なく、地中も含めて地形等が保全されていた結果といえよう。

## (10) 名勝

県内の名勝には、庭園よりも滝や奇岩など自然由来のものが多いため、寺社との関わりがあるものは少ない。関わりがあるものとしては、広大な境内に

奇岩があり、信仰の対象として取り扱われている例がある。また、滝の一部は滝行に利用されているものもあり、信仰との関わりがあるといえるが、特定の寺社境内に所在するとはいえないため、計上していない。

県外では、寺社の庭園が名勝となっている例は多くある。史跡等の地形の保全を果たしている寺社は県内にも多くあり、今後は歴史的価値がある境内を文化財として評価されることが望まれる。

### (11) 植物

植物は、樹木や植物群落が天然記念物として指定されている例がほとんどである。樹木はいわゆる巨樹、古木であり、寺社との関わりを持つものも多い。これは、神社であれば御神木として守られ、寺院であってもむやみに伐採を伴う開発行為が少なく、境内の地形と同様に保全された結果と考えられる。

寺社との関わりがある樹木は、ケヤキやスギ、サクラが多いが、特定の樹種に限らず、多様性が認められる。また、これらの樹木は様々な伝承があり、寺社とともに長い歴史を物語っている。

寺社が保全してきたのは、境内の地形だけでなく、そこに所在する樹木等の自然景観も含まれていたため、多くの植物が文化財となったものと考えられる。

### (12) 地質鉱物

地質鉱物は、自然石や地層などが天然記念物として指定された例が多く、偶然的に境内に所在しているものだけで、寺社との関わりがあるものは少ない。

ただし、巨石などで、そのものが信仰の対象となっている例があり、その場所に神社が設置されることがある。また、多くはないが、近世に化石が出土し、神社に納めた例があり、これは美術工芸品の一種である出土品と同様で、貴重品などの重要物あるいは呪術的なものの保管場所として神社が選ばれたといえよう。

### (13) 天然保護区

天然保護区は、様々な自然の植生が見られる土地に対する指定であるが、寺社との関わりがほとんど無い。広い面積を保護している館林市の沼地の一部に境内が入っている例があるが、どちらかと言えば

例外と考えられる。

寺社は、信仰や人々との関わりの中で、生物や地形を保全しているが故に、純然たる自然に近い天然保護区との関係が少ないとえよう。

## 3.まとめ

### (1) 寺社には文化財が数多くある

国登録有形文化財を含めると半数に満たないものの、指定文化財で見ると半数以上が寺社と関連していることが確認できた。美術工芸品や有形・無形の民俗文化財、植物等では寺社との関わりが顕著であるが、所在する文化財の種類も多様であり、寺社が歴史的・伝統的で様々なものを集め、現在に伝えていくことがわかる。

近世以前は当然として、近代以降、現在においても価値が高い（重要）と判断された器物が寺社に置かれた例もある。崇りを避けるために持ち込まれることも多いが、地域の宝物庫としての役割も持ち合っていたといえる。

県内には2千数百に上る寺社があるが、その1/3以上に指定等文化財が所在しており、残りの寺社にも、指定等を受けていなくても歴史的・伝統的価値のあるものが保管されていることが容易に推測できる。

文化財を維持管理するには、数多くの問題が存在することも寺社に多くの文化財が残っている要因の一つである。特に建造物では顕著であるが、歴史的建造物をそのままの形で修理し、管理することは個人レベルでは困難なことが多い。現代では、伝統的工法による建造物の修理は経済的負担が多く、それ故に個人所有のものを中心として歴史的建造物は多くが取り壊されつつある。寺社においては、一新されてしまう例もあるが、現状をあまり変更しないで修理し、歴史的価値を継承している場合が多い。

### (2) 寺社は地域の核となり得る

地域固有の魅力は歴史的・伝統的なものに由来するものが多く、寺社にはそれが多く所在していることから、地域の個性を保全していると考えられる。建造物や美術工芸品だけでなく、樹木に代表される特徴的な植物まで所在する寺社は、その地域の歴史だけでなく環境をも守り伝えているといえる。

寺社に所在する文化財の多くが宗教的なものであるのは当然ではあるが、中には、網羅に関わる願い

を始めた燈籠など、各時代の地域社会の様子を伝えてくれるものもある。

祭や行事は、その担い手が地域の住民である例が多く、寺社を中心として地域住民を集める契機となっており、現在においてもその傾向はあると考えられる。現代社会において、地域住民が寄り合う場所には公民館などの公的施設があるが、その機能を持った建物が今も寺社に置かれていることが多い。

### (3) 寺社に関わる文化財の展望

寺社は、宗教的活動や地域住民との関わりの結果として、多くの文化財を守り伝えてきている。文化財を保護するための存在ではないのにも関わらず、きわめて重要な役割を果たしてきている。

文化財保護行政では、多種多様な歴史的・伝統的なものから優れたものを選び出し、文化財指定等によって保護する制度を運営しており、それは今後も必要なことである。これまでがそうであったように、今後も新たな調査や研究により重要な文化財的価値を持つものが発見され、文化財指定等になることは続くと考えられるが、歴史的・伝統的なものが多く所在する寺社に関わるもののが存在感を示し続けるであろう。

一方で、未指定であっても歴史的・伝統的なものを文化財として把握し、その保存と活用が求められつつある。これは、その地域において当たり前すぎるものは、文化財指定を受けておらず、その価値が地域で十分に認識されず失われつつあることを防ぐ狙いがある。指定を受けていなくても、文化財的価値があるものは寺社に多く所在することは今回の調査でも明らかであり、寺社に所在する文化財的価値のあるものを発見して、地域固有の魅力を再認識できるのではないか、と考えられる。

寺社は言うまでもなく宗教施設であり、その活動を妨げず、敬意を持って接する必要があるが、寺社に関わる文化財を種別にとらわれず総合的に俯瞰し、保存・活用することは、寺社のみならず地域にとっても大きな利益になるのではないか。

文化財全般に共通することではあるが、寺社に所在する文化財は、所有者及び寺社を支える地域を主体とした寺社の支援者によって守り伝えられてきた。文化財は地域の個性を表すだけでなく、地域社会をまとめる核としての役割を果たしうる存在でもある。過疎化や高齢化が進む地域社会においてこ

表2 群馬県内の国指定文化財

	総数	関係	関係割合	備考
国指定全体	156	40	25.6%	
建造物	23	8	34.8%	
石造物	3	1	33.3%	
美術工芸品	34	13	38.2%	
無形文化財	1	0	0.0%	
無形民俗	4	2	50.0%	
有形民俗	3	0	0.0%	
墓所	0	0	0.0%	
古墳	18	3	16.7%	
城館跡	3	1	33.3%	
その他の遺跡地	31	4	12.9%	隣接地1含む。
名勝	7	2	28.6%	名勝及び植物、名勝及び地質鉱物も「名勝」としている。隣接地1含む。
植物	11	4	36.4%	植物及び地質鉱物も「植物」としている。廃絶1含む。
地質鉱物	6	2	33.3%	地質鉱物及び名勝も「地質鉱物」としている。
天然保護区	2	0	0.0%	
動物	10	0	0.0%	

表3 群馬県指定文化財

	総数	関係	関係割合	備考
群馬県指定全体	429	228	53.1%	
建造物	36	23	63.9%	
石造物	20	14	70.0%	廃絶1含む。
美術工芸品	160	103	64.4%	廃絶2含む。
無形文化財	0	0	0.0%	
無形民俗	20	16	80.0%	
有形民俗	7	3	42.9%	
墓所	17	9	52.9%	
古墳	25	3	12.0%	
城館跡	9	2	22.2%	隣接地2含む。
その他の遺跡地	35	6	17.1%	廃絶1含む。
名勝	2	1	50.0%	
植物	77	44	57.1%	廃絶3含む。
地質鉱物	10	3	30.0%	地質鉱物及び名勝も「地質鉱物」としている。
天然保護区	2	1	50.0%	天然保護区及び名勝も「天然保護区」としている。
動物	9	0	0.0%	

表4 群馬県内の市町村指定文化財

	総数	関係	関係割合	備考
市町村指定全体	2,139	1,143	53.4%	
建 造 物	183	120	65.6%	建造物及び美術工芸品、建造物・美術工芸品及び石造物も「建造物」としている。
石 造 物	398	195	49.0%	石造物及び美術工芸品も「石造物」としている。廻絶11含む。隣接2含む。
美術工芸品	668	359	53.7%	美術工芸品及び石造物も「美術工芸品」としている。廻絶18含む。旧所在1含む。
無形文化財	2	0	0.0%	
無形 民俗	199	170	85.4%	廻絶1含む。
有形 民俗	64	52	81.3%	
墓 所	92	66	71.7%	墓所及び石造物、墓所及び美術工芸品も「墓所」としている。廻絶3含む。
古 墳	104	25	24.0%	
城 館 跡	72	16	22.2%	隣接地2含む。移転1含む。
その他の遺跡地	103	24	23.3%	廻絶4含む。
名 腸	25	7	28.0%	名勝及び地質観物も「名勝」としている。廻絶1含む。隣接地1含む。
植 物	198	107	54.0%	廻絶2含む。
地 質 観 物	23	2	8.7%	
天然保護区	3	0	0.0%	
動 物	5	0	0.0%	

そ、人々の心の掲り所として、文化財に恵まれた寺社の歴史的・伝統的価値を再認識することが重要と考える。

そして、地域社会が寺社に所在する歴史的・伝統的価値のあるものを保存・活用することにより、その地域住民だけでなく他の地域の人々を呼び込み、支援や関わりが発生することにも繋がり得るであろう。このことは、文化財だけではなく地域社会全体の継承に資すると考える。

表5 群馬県内の国登録有形文化財

	総数	関係	関係割合
建 造 物	340	7	2.1%
有形民俗文化財	2	0	0.0%

表6 群馬県内の国・地方指定文化財

	総数	関係	関係割合
全 体	2,724	1,411	51.8%
建 造 物	242	151	62.4%
石 造 物	421	210	49.9%
美 術 工 芸 品	862	475	55.1%
無 形 文 化 財	3	0	0.0%
無 形 民 俗	223	188	84.3%
有 形 民 俗	74	55	74.3%
墓 所	109	75	68.8%
古 墳	147	31	21.1%
城 館 跡	84	19	22.6%
その他の遺跡地	169	34	20.1%
名 胜	34	10	29.4%
植 物	286	155	54.2%
地 質 観 物	39	7	17.9%
天 然 保 護 区	7	1	14.3%
動 物	24	0	0.0%

#### 参考文献

- ・群馬県教育委員会 2001.3『群馬県の祭り・行事』
- ・新谷尚紀 2021.7.10『神社の起源と歴史』吉川弘文館
- ・末本文美士 2006.4.20『日本宗教史』岩波書店
- ・滝口正哉 2018.4.6『江戸の祭礼と寺社文化』同成社
- ・佛教史学会 2017.2.25『佛教史研究ハンドブック』法藏館



## 第3章 総論



## 第3章 総論

### 第1節 群馬県の寺社建築

横浜国立大学 教授 大野 敏

#### 1. はじめに

群馬県は、地勢・歴史的背景・近世までの支配体制などから、中毛・西毛・北毛・東毛に4区分することが一般的である。今回の近世寺社建築総合調査では、範囲の広い北毛地区を利根地方と吾妻地方の東西に細分して調査対象を設定したので、その区分をもとに近世寺社建築全体の概観を行う。

依拠した資料は群馬建築土会ヘリテージマネージャー協議会（以下群馬県HM）作成の調査資料（寺院編および神社編参照）を基本に、約70棟の実地確認も加えた。調査対象は、群馬県地域創生部文化財保護課が県内各市町村所在の文化財建築と既刊調査報告書等により作成したリストをもとに、群馬県HMが予備調査を実施して寺院建築304棟、神社建築402棟の情報を収集した。その内容をもとに群馬県近世寺社総合調査委員会が建物の年代・形式や地域的バランスを考慮して本調査対象を選定した。その結果、本調査棟数は寺院建築で198棟、神社建築249棟の多数に上った。

また、本調査に至らず予備調査にとどまった対象（以下予備調査限定分という）も寺院建築106棟、神社建築153棟に上ったので、必要に応じて参照した。

なお、近世群馬県下における寺社と地域の様相は、第2章第3節「寺社の近代化－廃仏毀釈と神社合併－」に詳しい。

今回の群馬県HMによる収集資料は、その棟数と造営史料確認例（棟札や墨書き・造営記録）の豊富さにおいて画期的である。これによって群馬県下の

近世寺社建築の実態が資料集の形で通覧できることは誠に有意義である。その様相は、本調査内容を分析するだけでも把握でき、群馬県下の近世建築文化の水準の高さが明らかとなる。一方、本調査の段階で、各調査員は予備調査物件にとどまった物件の重要性や、予備調査対象以外にもまだ近世寺社建築が存在することを実感したと思う。また、残念ながら今回は調査不可であった重要建築も存在する。

今後は、この調査報告書の内容を基礎として、さらに群馬県下の近世寺社建築の実態が様々な角度から詳細に把握され、その特質への理解と保存活用への機運が醸成されることを望みたい。

#### 2. 寺院建築の概観

##### （1）調査対象寺院の宗派的傾向

ここでは本調査対象に加えて、予備調査限定分の寺院も考慮して、その宗派の内訳に注目する。

まず、本調査対象寺院に関する宗派内訳（表3-1）は、県全体として曹洞宗の比率が高く、天台宗・真言宗がこれに次ぎ、以上3宗派で約83%を占める。それ以外は浄土宗、臨済宗、黄檗宗、修驗系と続き、日蓮宗と時宗は各1件、浄土真宗は0件である。地区別は、中毛地区のみ天台宗比率が最上位で曹洞宗を大きく上回るが、曹洞宗は北毛と東毛における比率が過半を占め、西毛で約45%を占める。

次に、予備調査限定対象寺院の場合（表3-2）、県全体として曹洞宗と真言宗がともに32.5%を占め、天台宗が約18%と続く。地区別で曹洞宗が圧倒的多数なのは北毛で、中毛は曹洞宗と天台宗が同数で首位、西毛と東毛は真言宗が首位を占める。つまり、曹洞宗が優位であることは本調査と同様である。天台宗と真言宗の比率が高い。

そこで、本調査と予備調査限定を統合したうえで、群馬県下の寺院宗派内訳、および全国的な寺院

表3-1 寺院建築 本調査対象寺院の宗派別内訳

\*その他は不明含む

地 区	寺院数	天台	真言	浄土	真宗	時宗	日蓮	臨済	曹洞	黄檗	修驗	その他
中 毛 合 計	28	12	3	1	0	0	1	2	6	0	1	2
西 毛 合 計	29	8	5	0	0	0	0	0	13	2	1	0
北 毛(利根) 小 計	13	1	1	1	0	0	0	2	7	0	0	1
北 毛(吾妻) 小 計	8	0	1	2	0	0	0	0	5	0	0	0
北 毛 合 計	21	1	2	3	0	0	0	2	12	0	0	1
東 毛 合 計	26	5	6	1	0	1	0	0	13	0	0	0
總 合 計	104	26	16	5	0	1	1	4	44	2	2	3
宗派別の比率		25.0%	15.4%	4.8%	0.0%	1.0%	1.0%	3.8%	42.3%	1.9%	1.9%	3.8%

宗派内訳とも比較してみた（表3-3）。その結果、調査対象寺院は曹洞宗・真言宗・天台宗の順に多く、以上3宗派で82.8%を占める。そして浄土宗、臨済宗、黄檗宗と時宗（同数）、修驗系と日蓮

宗（同数）、浄土真宗と続く。この傾向は本調査対象の傾向と基本的に一致するが、上位3宗派において相対的に曹洞宗と真言宗の比率が低下し、真言宗の比率が上昇している。

表3-2 寺院建築 予備調査にとどまった対象寺院の宗派別内訳

※その他は不明含む

地区	寺院数	天台	真言	浄土	真宗	時宗	日蓮	臨済	曹洞	黄檗	修驗	その他*
中毛合計	12	4	3	0	0	0	0	0	4	0	0	1
西毛合計	21	5	7	0	0	1	1	0	7	0	0	0
北毛(利根)小計	5	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0
北毛(吾妻)小計	6	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	0
北毛合計	11	0	1	2	0	0	0	0	8	0	0	0
東毛合計	33	5	14	3	1	1	0	0	6	1	0	2
総合計	77	14	25	5	1	2	1	0	25	1	0	3
宗派別の比率		18.2%	32.5%	6.5%	1.3%	2.6%	1.3%	0.0%	32.5%	1.3%	0.0%	3.8%

表3-3 寺院建築 調査対象を総合した宗派別分布と群馬県下寺院宗派の比率変遷

※その他は不明含む

地区	寺院数	天台	真言	浄土	真宗	時宗	日蓮	臨済	曹洞	黄檗	修驗	その他*
中毛合計	40	16	6	1	0	0	1	2	10	0	1	3
西毛合計	50	13	12	0	0	1	1	0	20	2	1	0
北毛(利根)小計	18	1	1	2	0	0	0	2	11	0	0	1
北毛(吾妻)小計	14	0	2	3	0	0	0	0	9	0	0	0
北毛合計	32	1	3	5	0	0	0	2	20	0	0	1
東毛合計	59	10	20	4	1	2	0	0	19	1	0	2
総合計	181	40	41	10	1	3	2	4	69	3	2	6
宗派別の比率		22.0%	22.7%	5.5%	0.5%	1.6%	1.1%	2.2%	38.1%	1.6%	1.1%	3.3%
2021年度群馬県宗教法人名簿(その他は日蓮正宗・単立など)寺院数合計は1,204件	寺院数	263	333	75	29	13	29	32	352	8	9	61
	比率	21.8%	27.7%	6.2%	2.4%	1.1%	2.4%	2.7%	29.2%	0.7%	0.7%	5.1%
明治12年上野国寺院明細帳との比較	寺院数	1,378	342	490	78	26	15	22	43	352	10	
	比率	24.8%	35.6%	5.7%	1.9%	1.1%	1.6%	3.1%	25.5%	0.7%		
年次別の寺院数比較 <sup>a)</sup>	寺院数	1,378	832				119	22			405	
	比率	60.4%					8.6%	1.6%			29.4%	
年次別の寺院数比較 <sup>a)</sup>	寺院数	1,298	754				113	20			411	
	比率	58.1%					8.7%	1.7%			31.7%	
明治21年	群馬県	1,298					39.3%	6.9%			29.0%	
	全国	比率	24.7%									
大正11年	群馬県	1,214	673				114	22			405	
	比率	55.4%					9.4%	1.8%			33.4%	
昭和12年	群馬県	1,213	669				114	22			408	
	比率	55.2%					9.4%	1.8%			33.6%	
昭和34年	群馬県	1,210	556				116	32			396	
	比率	50.5%					10.5%	2.9%			36.0%	
	全国	比率	21.2%				41.8%	8.0%			29.0%	

※小田匡保「日本における仏教諸宗派の分布－仏教地図区分図作成の試み－」駒澤地理No.39 2003の付表を参照して作成

一方、群馬県の2021年度宗教法人名簿による宗派内訳は曹洞宗・真言宗・天台宗の順に多く、3宗派で約79%を占める。この傾向は前記に比べ若干低いがおよそ一致する。ただし真言宗が曹洞宗に迫る比率であることは注意すべきである。また、明治12年(1879)の上野国寺院明細帳によると、3宗派を合わせた比率は約86%で、前記各データに比べて若干高いが概ね一致する。しかし真言宗が曹洞宗と天台宗に10%以上の差をつけて首位を占める点が異なる。これを宗派系統毎にとらえると、天台・真言系が全体の60%以上を占め、禪宗系は曹洞宗を主として30%弱となる。

なお、全国的に見た寺院宗派の割合は浄土系(浄土真宗・浄土宗・時宗)が約40%で最多を占め、禪宗系が30%弱でこれに続き、天台・真言系が21~25%弱、日蓮宗が7~8%である。したがって群馬県における寺院宗派比率を全国的傾向と比較すると、禪宗、中でも曹洞宗の比率が高く、天台・真言系の比率も高い。特に全国の禪宗系寺院比率と群馬県の曹洞宗寺院比率がほぼ同じであることは(臨済宗寺院の全国的普及率を考えれば)群馬県の曹洞宗比率の高さが明瞭となる。これに対して浄土宗系、特に浄土真宗の割合が極めて低く、日蓮宗の比率も低い。

このように県下の曹洞宗寺院比率は全国的にみて高いのであるが、近世寺社建築の調査対象寺院に曹洞宗が占める高い比率は、それ以上に顕著である。

すなわち、県下の曹洞宗寺院は歴史的建築継承の傾向が強いといえる。このことが県下の曹洞宗隆盛とのように関係しているのかは即断できないが、建築造営や維持の体制に関係している可能性は否定できず、重要な傾向と認識すべきであろう。なお、次項⑨で記すように、境内に多くの近世建築を有する寺院に関して曹洞宗の優位は揺るがないが、他宗派にも注目すべき寺院が存在する点も注意したい。

## (2) 寺院建築の建物種別調査件数

本調査対象とした寺院建築を、仏堂、門、鐘楼、庫裏、書院、霊屋、経蔵、その他に分類整理すると表3-4となる。また、予備調査限定分における整理結果は表3-5に示す。なお、塔婆建築は榛名神社神宝殿(1869、3重塔、神社建築に含む)以外未確認である。この点も群馬県近世寺社建築の特質と言えよう(2重塔の仏堂は「その他仏堂」で2棟確認した)。

### ① 仏堂

仏堂は本調査において5間堂3棟(予備調査限定分は0棟)、3間堂43棟(同21棟)、住宅系仏堂53棟(同48棟)、その他仏堂15棟(同8棟)を確認した。

内陣・外陣の空間構成を持つ5間堂は長樂寺三仏堂(1651 太田市、口絵2)や水澤寺觀音堂(1787 渡川市、寺口絵9)など3棟に限られ、中毛1棟・西

表3-4 寺院建築本調査対象物件内訳

地区	寺院 件数	種数	年代確 定種数	5間 仏堂	3間 仏堂	住宅系 仏堂	その他の 仏堂	2重門	樓門	8脚門	4脚門	楽医門	高麗門	その他 門	鐘樓	庫裏	書院	靈屋	経蔵	その他
中毛合計	28	57	30	1	14	15	2	1	6	0	2	3	0	4	3	2	2	1	1	0
西毛合計	29	48	16	1	10	14	5	0	7	3	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0
北毛(利根)小計	13	27	10	0	6	9	2	3	1	0	1	0	0	2	1	2	0	0	0	0
北毛(吾妻)小計	8	13	9	0	4	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
北毛合計	21	42	19	0	10	13	4	4	1	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0	1
東毛合計	26	53	18	1	9	11	4	0	7	1	6	3	0	2	4	2	1	0	1	1
総合計	104	198	83	3	43	53	15	5	21	4	11	7	1	10	10	7	3	1	2	2

★原則として権札・墨書き・造宮記録等により年代が判明するもの。

表3-5 寺院建築予備調査にとどめた対象物件内訳

地区	寺院 件数	種数	年代確 定種数	5間 仏堂	3間 仏堂	住宅系 仏堂	その他の 仏堂	2重門	樓門	8脚門	4脚門	楽医門	高麗門	その他 門	鐘樓	庫裏	書院	靈屋	経蔵	その他
中毛合計	12	17	8	0	2	9	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1
西毛合計	21	27	6	0	2	16	1	0	3	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0
北毛(利根)小計	5	7	2	0	2	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北毛(吾妻)小計	6	8	3	0	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北毛合計	11	15	5	0	5	6	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東毛合計	33	47	10	0	12	17	4	0	0	0	3	4	0	1	3	1	0	0	0	2
総合計	77	106	34	0	21	48	8	0	6	0	5	8	0	2	4	1	0	0	0	3

★原則として権札・墨書き・造宮記録等により年代が判明するもの。

毛1棟・東毛1棟で、北毛は確認できなかった。

3間堂は県下全域に分布する。5間堂がなかった北毛は、年代判明仏堂で県下最古の日向見薬師堂(1598 口絵1および29)はじめ、光泉寺釈迦堂(18c 前期・寺口絵19)など3間堂比率が高い。他地区は中毛の珊瑚寺地蔵堂(1754)・本妙寺鬼子母神堂(1772)・西毛の龍源寺勢至堂(18c 後期)・達磨寺観音堂(1792)・光嚴寺薬師堂(1832)、東毛は明王院不動堂(1705)・正法寺観音堂(1803)・清水寺観音堂(1828)が寺院編口絵に掲載されている。

住宅風仏堂は、内部空間を前後・左右に分割する6室型や8室型において中央後列を内陣とする形式を基本とし、正面に広縁を設け、内陣の脇室に座敷や位牌所を構える。この形式は調査対象中101棟と圧倒的多数を占め、県下に広く浸透していた。寺院編口絵紹介分だけでも、中毛の長松寺本堂(18c 中期)・能満寺本堂(19c 前期)・空恵寺本堂(1835)・華藏寺本堂(1837)、西毛の泉龍寺本堂(1688)・補陀寺本堂(1766)・慈眼寺本堂(19c 前期)・長傳寺本堂(1868)、北毛の実相院本堂(1745)・宗本寺本堂(1750)・吉祥寺本堂(彫刻は1854)、東毛の醫光寺本堂(1747)・淨運寺本堂(1753)・常樂寺本堂(1754)・善昌寺本堂(1791)・龍泉院本堂(19c 中期)などがある。それ以外にも、規模が大きく曹洞宗本堂特有の大縁形式(広縁に土間併設)を良く留める雙林寺本堂(1702 渋川市)・仁叟寺本堂(18c 初期・高崎市)・鳳仙寺本堂(1726以前・桐生市)や、間取が注目される茂林寺本堂(1728 館林市)・光嚴寺本堂(1820 前橋市)・泰寧寺本堂(1795 みなかみ町)などがある。

「その他仏堂」は、1重3層構造の本屋に裳階を付した曹源寺栄螺堂(1798 太田市 口絵3)、3間懸造仏堂の岩井堂観世音御堂(18c 前期・渋川市)と迦葉山龍華院観音堂(1726 沼田市)、6角2重で輪藏的構成を持つ水澤寺六角二重塔(1787 口絵4)と明治期に2重を増築した明王院大師堂(18c 後期・太田市)、六角堂の正覚寺地蔵堂(19c 後期・沼田市)、方1間の淨法寺伝教大師御廟(1749 藤岡市)とその拝殿(19c 初期)、習俗的に注目される日向見觀音堂お籠り堂(原形18c 初期か・中之条町)と鎌原觀音堂お籠り堂(19c か・嬬恋村)、座禅堂を兼用の黒瀧山不動寺不動堂(1843 南牧村)、神仏習合色の強い複合建築妙見寺本殿(1842 高崎市)である。すなわち「その他仏堂」という表現で一括りにしたが、すべてが貴重な存在であることに注意したい。

## ② 門

2重門、楼門、8脚門、4脚門、薬医門、高麗門、その他の門に分類整理した結果、本調査にて2重門5棟(予備調査分は0棟)、楼門18棟(同6棟)、8脚門5棟(同0棟)、4脚門11棟(同5棟)、薬医門7棟(同7棟)、その他の門9棟(同4棟)の存在を確認した。

2重門は中毛と北毛に存在する。楼門は門全体の36.6% (21/59)と最多(予備調査限定分を加えても27/80で33.8%)を占め、群馬県近世寺院建築の特徴といえる。寺院編口絵で紹介した楼門は東毛の茂林寺山門(17c 後期)・大雄院山門(18c 中期)・慶徳寺山門(18c 後期以前)、西毛の仁叟寺山門(1764)、中毛の水澤寺仁王門(1787)である。北毛の楼門は空恵寺山門(17c 末~18c 初期 口絵7)のみだが、2重門は近代再建の迦葉山山門(1926)を含めて泰寧寺山門(1775 口絵6)・吉祥寺山門(1815)・應永寺山門(1781)と4棟も存在する。中毛の雙林寺山門(1719)も2重門として貴重である。

8脚門は本調査対象4件で、西毛の白岩観音仁王門(16c 末を18c 改修)・松井田不動寺仁王門(17c 初期、口絵5)・觀音寺仁王門(1695)、東毛の明王院山門(18c 初期)である。いずれも建築年代が古い点が注目される。

4脚門は北毛吾妻を除く各地に12棟(予備調査限定分は西毛2・東毛3)確認し、東毛は予備調査を含めて9棟と多い。中毛は養林寺山門(16c 末頃)と大徳寺山門(1712)、西毛は淨法寺山門(16c 末頃)・南牧村吉祥寺山門(19c 中期)、北毛は昌龍寺山門(1772)、東毛は長樂寺勅使門(17c 中期)・鷹林寺山門(1732)・淨運寺惣門(19c 初期)などがある。8脚門同様に近世早期に遡る遺構が目立つが、時代的な分布は近世各期に認められる。なお、東毛には元来間口1間・奥行1間(以下1×1とする)の門を4脚門に改造したらしく觀音寺山門(創建は1627、桐生市)も存在する。

薬医門は本調査対象7棟(予備調査対象分8棟)を北毛以外において確認した。すなわち中毛3棟(予備調査限定分3棟)、西毛1棟(同1棟)、東毛3棟(同4棟)で、中毛は光嚴寺薬医門(17c 初期)・長松寺山門(18c 中期)・元景寺山門(1677)、西毛は補陀寺中門(1784)、東毛は龍泉院山門(1615)・正福寺山門(19c 初期)・長樂寺惣門(1865頃)で、光嚴寺と龍泉院の薬医門は古式を伝える点が貴重である。

また、正福寺の薬医門は4脚門の前方控柱を省略して梁行頭貫を出梁状に迫り出したような形式が注目される。長樂寺懸門は寺格にふさわしい大型の薬医門である。

高麗門は補陀寺總門(1766 安中市)で確認した。この門も寺格に応じた堂々とした規模を誇る。

その他門として、 $1 \times 1$  規模の門4棟、太鼓門1棟、3間1戸形式の門5棟を本調査で確認した。 $1 \times 1$  規模の門のうち3棟は向唐門で、中毛の雙林寺勅使門(1786)・空惠寺勅使門(18c中期頃)および北毛の実相院山門(1772)で、寺格や由緒にふさわしい構えを誇る。他の1棟は中毛の清泰寺山門(1798)で、 $1 \times 1$  規模の正面に尾垂木付2手先組物(背面は尾垂木なしの2手先組物)を用いた珍しい形式で、架構や建築装飾に至るまで大変意欲的な建築である。今後さらなる調査を行い、詳細を明らかにすべきである。

一方、3間1戸形式の門は、北毛の川龍寺長屋門(1848)をはじめ、長屋門の通用口区画だけ独立させたような形式のものが中毛の同聚院武家門(17c前期)・西毛の仁叟寺懸門(1663)・東毛の醫光寺山門(18c中期)において確認された。また、これらと別系統として、大規模薬医門あるいは冠木門の変形と思われる西毛の龍門寺山門(1750)が豪壮な姿を誇る。

長樂寺太鼓門(17c中期)は県内唯一例である。

なお、予備調査限定期分は棟門変形例1棟と $3 \times 2$  規模の門1棟で、いずれも特徴的な存在である。

このように「その他」と分類した門も特徴的な遺構が多く、各々の個性と価値を尊重すべきである。

### ③ 鐘楼

鐘楼は本調査において10棟確認した。東毛が4棟(予備調査限定期分は3棟)と多く、中毛が3棟(同0棟)と続き、北毛2棟(同0棟)、西毛1棟(同1棟)と県下全域に分布する。

東毛は常楽寺鐘楼(1733か)・鳳仙寺鐘楼(1776)・正福寺鐘楼(19c初期)・淨運寺鐘楼(1828)、中毛は雙林寺鐘楼(1775)・空惠寺鐘楼(18c末~19c初期)のほか、明治期再建の元景寺鐘楼(1896)を含む。北毛は應永寺鐘楼(1832)と正覺寺鐘楼(19c後期)、西毛は補陀寺鐘楼(1766)である。いずれも樓造形式である。常楽寺鐘楼が鐘銘と同時期ならば最古の建築となるが、他は18世紀後期以後のもので、比較的新しいものが多い。

なお、予備調査限定期分4棟もすべて樓造形式で、建築年代も18世紀後期以後と新しい。このうち西毛の全透院鐘楼(18c後期)は門兼用で、長樂寺太鼓門に通じる建築として注目される。

### ④ 庫裏

庫裏は本調査で7棟(予備調査限定期分1棟)を確認した。すなわち北毛吾妻を除く各地域で1~3棟確認したもので、中毛は清泰寺庫裏(1837)・光嚴寺庫裏(1813)、西毛は補陀寺庫裏(本堂一体で1766か)、北毛利根は川龍寺庫裏(1853)・正覺寺庫裏(本堂一体1873)、東毛は淨運寺庫裏(19c前期)・光恩寺庫裏(1869に大型民家移築)である。また、東毛は予備調査限定期分として安楽寺庫裏(1733か、千代田町)が確認された。

庫裏は寺院における法要時の控室・事務室・生活全般に供されるため改造される頻度が高く、今回の調査において最も把握が難しい建築であった。その一方、本堂と庫裏をあわせて調査することにより、近世寺院の中核を担ってきた庫裏の重要性を再認識できた場合も少なくなかった。茅葺き時代の屋根状態を保っている場合も十分ありえる。雙林寺・空惠寺・最興寺・真光寺をはじめ今後庫裏に特化した調査が必要で、この点は今後の重要な課題といえる。

### ⑤ 書院

独立建築としての書院は、本調査において3棟確認した。中毛の雙林寺書院(1872)と華藏寺書院(18c末期頃)、東毛の光恩寺客殿(19c後期頃)である。これらは庭園に臨む配置が特徴で、特に華藏寺書院は比較的小規模な寺院(修驗系)でありながら、池に臨んだ洒落た構えを見せ注目される。

### ⑥ 靈屋

大名菩提寺の靈屋(独立した位牌堂)は、中毛の酒井家菩提寺・龍海院靈屋(1827)を本調査で確認した。これは土蔵造建築が特徴である。同じく中毛の秋元家菩提寺である光嚴寺秋元家位牌堂(3間堂)や、北毛の宗本寺にも靈屋が存在するが、今回は調査に至らなかった。今後に期待したい。

### ⑦ 経蔵

経蔵は本調査で中毛の真光寺一切経蔵(1709以前)と東毛の鳳仙寺輪藏(1783)を確認した。真光寺一切

経藏(1709頃)は、万日堂(一万遍念佛の3間仏堂、1671)へ向かう參詣軸の左手(南側)に所在する土蔵造建築で、百体觀音堂(3間仏堂、1765)と閻魔堂(3間仏堂、1740)が連なる。経藏は中央奥の内陣に須弥壇を備え、同両脇に棚を設け一切経をおさめる。鳳仙寺輪藏は土蔵造の鞘堂内に6角輪藏をおさめる。

#### ⑧ その他

北毛の日向見薬師堂内宮殿(1537)と東毛の明王院手水舎(1804)を確認した。厨子・宮殿は、今回の調査で複数棟の所在が確認できたが、項目をかかげるほどの調査に至っていない。この点は今後の課題である。薬師堂内宮殿は天文6年銘を記す漆塗仕上の棟札(置札、口絵29)を有し、年代判明構造として雷電神社末社八幡宮稻荷神社社殿(天文16年 1547)とともに群馬県における貴重な中世建築である。

明王院手水舎は、小規模ながら棟札により建築年が確定する付属建築として注目すべき存在である。

#### ⑨ 境内に近世建築を3棟以上継承する寺院

今回の調査を通じて、多数の近世建築を有する寺院の存在も明確になった。その建築すべてを調査対象に含むことが出来なかった場合も少なくない。今後はそうした寺院における総合調査も望まれる。

表3-6 寺院建築 本調査対象における仏堂時代区分

地 区	時代区分 種 類 数 組分	桃山以前		江戸中期		江戸後期				江戸末期				明 治	備 考
		1615~1660	1661~1700	1661~1700	1701~1750	1751~1800	1801~1850	1851~1900	1901~1950	1850~1867	1868~1900	1901~1950	各時代区分ごとの棟数		
中毛合計	32	1		3	3	2	7	2		3	2	2		1+0+15+12+4+0	
(うち住系仏堂)	15			2	1	4	1	1		3	2	1		0+0+8+4+3+0	
年代確定件数	18			2	5	7			2	2					最古の既存堂宇大
西毛合計	30	1		3	4	4	5	1	5	4	2			1+0+11+11+6+1	
(うち住系仏堂)	14			2	1	3	2		5		1			0+0+6+7+1+0	
年代確定件数	11			1	3			3	2	1				最古の自若觀音堂解体	
北毛(利根)小計	17			3	2	2	3	1	2	1		2		1+0+7+6+3+1	
(うち住系仏堂)	9			2	1	1	3		1					1+0+0+4+0+1	
年代確定件数	6				2	2			1	1					
北毛(吾妻)小計	10	1		1	3	1	1	1			2			1+0+4+3+2+0	
(うち住系仏堂)	4			1	1	1			1					0+0+2+2+0+0	
年代確定件数	6	1		1	2	1		1							最古は日向見懶菴堂
北毛合計	27	1		1	3	5	2	4	2	3	1	4	1	1+0+11+9+5+1	
(うち住系仏堂)	13			1	2	2	1	4		2				1+0+0+6+6+0+1	
年代確定件数	12	1		1	3	4	3		2	1					
東毛合計	25			1	4	6	1	7	1	3	1			0+1+11+12+1+0	
(うち住系仏堂)	11				2	3	5				1			0+0+5+5+1+0	
年代確定件数	15			1		5	6		3						
總 合計	114	3	1	4	10	3	22	9	23	5	1	14	8	4	4+3+1+48+45+16+2
(うち住系仏堂)	53			3	6	1	10	5	12	0		10	3	2	1+0+0+25+21+5+1
年代確定件数	55	1		1	3		15	19			10	5	1		

注)時代区分の上欄は文化庁の「国宝重要文化財建造物目録」の記載を用いた。数値による組分欄は年代が確定または推定できる物件の棟数を示した。年代を「前期・中期・後期」となど推定している物件は網掛け部分に棟数を記した。なお、年代確定件数とは、棟札・昌善・造営文書など建基年代が明確にできる資料を確認できた場合に件数に含めた(寄付や村社願を根拠とするものは含めていない)。

ここでは3棟以上の近世建築の存在が確認された寺院を地区別・宗派別に掲げておく。宗派順はp.121「(1) 調査対象寺院の宗派的傾向」で示した宗派別分布数の多い順に従う(宗派内順序は不同)。中毛:元景寺・龍海院・雙林寺(以上曹洞宗)、柳沢寺・水澤寺・真光寺・光嚴寺・長松寺・清泰寺(以上天台宗)、空惠寺(臨済宗)。

西毛:仁叟寺・補陀寺・最興寺(曹洞宗)、淨法寺(天台宗)、清水寺(真言宗)、黒瀧山不動寺(黄檗宗)。

北毛(利根):建明寺・川龍寺・迦葉山・泰寧寺(曹洞宗)、正覚寺(淨土宗)、吉祥寺(臨済宗)。

北毛(吾妻):應永寺(曹洞宗)、宗本寺(淨土宗)。

東毛:鳳仙寺(曹洞宗)、長樂寺・正福寺(天台宗)、醫光寺・明王院・常楽寺(真言宗)、淨運寺(淨土宗)。

近世建築の保有数が多い寺院についても、曹洞宗は県下全地域で確認できる。ただし中毛は天台宗の勢いが注目され、東毛は天台宗と真言宗が曹洞宗を上回っている。淨土宗は北毛と東毛、臨済宗は中毛と北毛に認められ、黄檗宗は西毛に認められる。このように曹洞宗・天台宗・真言宗が主体である傾向は宗派別分布と同様であるが、各宗派に中核的寺院が存在し、活動を展開していたことがうかがわれる。

## (3) 仏堂の建築年代分布

仏堂の年代分布を整理すると、表3-6(本調査117棟)、表3-7(予備調査限定分86棟)となる。まず2つの表全体を眺めると、以下の3点が指摘できる。

- ① 桃山以前と江戸前期の遺構は、数は少ないものの北毛利根以外の各地域に分布する。
  - ② 江戸中期の後半以降、年代確定遺構数が目立つ。表3-6によると、18世紀を通じて造営棟数と年代確定遺構が県下全域で爆発的に増加していること、すなわち、江戸中期後半から後期にかけて県下の仏堂建築は造営最盛期を迎えたといえる。そして表3-7の状況を勘案すると、その傾向は江戸末期まで継続したと考えるべきであろう。
  - ③ 住宅系仏堂は、江戸中期から造営が認められ、上記②の流れの中で中心的な存在になっていった。
- そこで、上記を踏まえて年代別の状況を確認する。

## 桃山以前・江戸前期

本調査対象は中毛の日輪寺観音堂(16c中頃)、西毛の長谷寺本堂(1580、2020解体)、北毛の日向見薬師堂(1598)、東毛の長樂寺三仏堂(1651)で、長谷寺と長樂寺は5間堂、他は3間堂で、住宅系仏堂は含まれない。ただし予備調査限定分の西毛龍昌寺本堂

(1624か)と大雄院本堂(1616、18cが妥当か)は住宅系仏堂なので、これらを古例と認める得るか否かは重要で、今後も調査が必要であろう。

日輪寺観音堂は室町期に遡る可能性がある貴重な存在であるが、近年の修理改修により当初形式の把握が困難である。また、長谷寺本堂は現存しない。この状況は、本調査対象の残り2棟が重要文化財として保存されていることを思うと残念である。

## 江戸中期

本調査対象48棟(予備調査限定分は13棟)のうち、中毛は15棟(同2棟)、西毛11棟(同3棟)、北毛11棟(同4棟)、東毛11棟(同4棟)とほぼ同数である。

本調査に限ると、住宅系仏堂はこの時期が初出で、遺構数24棟は総数の50%である。また、予備調査限定分に占める住宅系仏堂比率は61.5%(8/13)で本調査以上に高い。地区別は中毛が7棟(予備調査限定分1棟)、西毛が6棟(同2棟)、北毛6棟(同2棟)、東毛5棟(同3棟)となる。

5間堂は中毛の元景寺1棟(予備調査限定分0棟)、3間堂15棟(同4棟)、その他仏堂3棟(同1棟)である。3間堂の地域分布をみると中毛6棟(同1棟)、西毛4棟(同1棟)、北毛5棟(1棟)、東毛5棟(同1棟)とほぼ同数である。その他仏堂は、本調査対象に注目すると中毛の岩井堂觀世音御

表3-7 寺院建築 予備調査にとどまった対象における仏堂時代区分

地 区	時代区分	桃山 1573- 1614	江戸前期 1615-1660		江戸中期 1661-1700		江戸後期 1751-1829		江戸末期 1830-1867		明治 以降	備 考
			細分	粗分	前	中	後	前	中	後		
中毛合計	11					2	3			3	2	1 0+0+2+5+5+1
(うち住系仏堂)	9					1	2			3	2	1 0+0+1+2+5+1
年代確定件数	5					1				2	2	延喜寺観音堂はその他
西毛合計	19	2				1	2	2	1	2	1	0+2+3+7+7+0
(うち住系仏堂)	15	2				1	1	2	1	1	4	0+2+2+6+5+0
年代確定件数	5					1				1	1	現代再建堂2例は除外
北毛(利根)小計	6					1	2	1	1			1 0+0+3+2+1+0
(うち住系仏堂)	3					1	1	1				0+0+2+1+0+0
年代確定件数	2					1		1				
北毛(吾妻)小計	8					1	2		2	1	2	0+0+1+4+1+2
(うち住系仏堂)	3					1			1		1	1 0+0+0+2+0+1
年代確定件数	1					1						1 近代2例は移築
北毛合計	14					1	3	3	1	2	1	2 0+0+4+6+2+2
(うち住系仏堂)	6					1	1	1	1	1		1 0+0+2+3+0+1
年代確定件数	3					1	1					1
東毛合計	33					1	3	6	5	3	6	3 0+0+4+15+11+3
(うち住系仏堂)	17					3	5	1	1	5		1 0+0+3+8+5+1
年代確定件数	7					4				3		近世(1900-1908)2例
總 合計	77	2				1	7	5	14	7	5	1 6+0+2+13+31+25+0
(うち住系仏堂)	47	2				6	2	10	3	3	2	3 0+2+8+19+15+3
年代確定件数	20					1	7			2	6	3 1

注)時代区分の上欄は文化庁の「国宝重要文化財建造物目録」の記載を用いた。数値による組分欄は年代が確定または推定できる物件の種類を示した。年代を「前」「中」「後」などと推定している物件は網掛け部分に棟数を記した。なお、年代確定件数とは、種類・品番・造営文書など建基年代が明確にできる資料を確認できた場合に件数に含めた(寄存や村誌類を根拠とするものは含めていない)。

堂(18c 前期)と北毛の迦葉山龍華院觀音堂(1726)の懸造佛堂2棟のはか、西毛の淨法寺御廟堂(1間堂)である。なお、西毛の3間堂の成田山不動堂(18c 前期)は明治に土蔵造に改造したらしい。この件に関して、予備調査限定分における「その他佛堂」5棟のうち2棟(北毛の顯徳寺北辰堂と無量院觀音堂)が土蔵造佛堂である点にも注目したい。

#### 江戸後期

本調査対象は44棟(予備調査限定分は31棟)で、中毛12棟(同3棟)、西毛11棟(同7棟)、北毛9棟(6棟)、東毛12棟(同15棟)で、予備調査まで含めると東毛の数が多い。このうち住宅系佛堂数は23棟(同19棟)で、調査対象全体の過半(42/75=56%)を占める。

5間堂は西毛の水澤寺觀音堂1棟で、3間堂は15棟(予備調査限定分4棟)、その他佛堂5棟(同5棟)である。

本調査の「その他佛堂」は、東毛の曹源寺栄螺堂・西毛の水澤寺六角二重塔の多層建築はじめ、3間堂を2重に改造した明王院大師堂、1間堂の西毛淨法寺伝教大師御廟堂・東毛常光寺弁財天堂で、いずれも構造・意匠において意欲的な建築である。なお、予備調査限定分の「その他佛堂」は土蔵造佛堂1棟(北毛の顯徳寺北辰堂)と1間社1棟(東毛の成満院御子守様)が含まれる。

表3-8 寺院建築 本調査対象における門の時代区分

地 区	時代区分	江戸前期		江戸中期		江戸後期		江戸末期		明治	備 考											
		桃山以前	1615~1660	1661~1750	1751~1829	1830~1867	1868~1895	1896~1922	1923~1945													
中毛合計	16 細分 1614	1	2	1	3	1	4	1	3	1~6+0+2+3+0+4												
(うち2重門・根門)	7			1	2	2	2	2	2	その他の1重門2+1+4												
年代確定件数	9				3	3	3	3	3	1重6+3+1重門2+1												
西毛合計	16 細分 1614	2	1	2	1	6	2	1	1	0+7+3+2+1+1+2												
(うち2重門・根門)	7	1		0	3	2	2	1	1	その他に1重門と根門の3間1戸門変形2												
年代確定件数	27			0			1	1	1													
北毛(利根)小計	7				2	1	1	1	1	1+1+0+1+0+0+2												
(うち2重門・根門)	4				1	1	1	1	1	1+2+0+2+0+0+2												
年代確定件数	5				2	1	1	1	1	1												
北毛(吾妻)小計	1				1					1+0+0+0+0+0												
(うち2重門・根門)	1				1					桃永寺山門(2重門1781)												
年代確定件数	1				1																	
北毛合計	8 細分 5				3	1	0	1	1	1+4+1+0+1+0+0+2												
(うち2重門・根門)	5				2		1	0	1	1												
年代確定件数	6				3		1	0	1	1												
東毛合計	19 細分 7	0	2	2	1	3	3	1	2	4	0+7+1+7+3+0+1											
(うち2重門・根門)	7			1	1	1	1	2	1		その他の長勝寺太鼓門(17世紀中期)											
年代確定件数	25				2																	
総 合 計	59 細分 26	3	2	3	0	2	3	1	3	7	2	15	0	6	0	6	1	1	1	2	1	1
(うち2重門・根門)	26	1	0	0	0	1	1	1	1	3	0	9	0	1	0	5	0	0	2	0	1	
年代確定件数	39	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6	5	0	0	2	1						

注:時代区分の上欄は文化庁の「国宝重要文化財建造物目録」の記載を用いた。数値による細分欄は年代が確定または推定できる物件の種類数を示した。年代を「前開・中期・後期」となどと推定している物件は網掛け部分に種類数を記した。なお、年代確定件数とは、桙札・墨書き・造営文書など建築年代が明確にできる資料を確認できた場合に件数に含めた(寺号や年記類を根拠とするものは含めていない)。

#### 江戸末期

本調査対象は16棟(予備調査限定分は25棟)で、中毛4棟(同5棟)、西毛6棟(同7棟)、北毛5棟(同2棟)、東毛1棟(同11棟)である。この中で住宅系佛堂数は5棟(同15棟)で、比率は大きく減少している(本調査で31.3%、予備調査含めて36.7%)。逆に言えば住宅系佛堂以外の佛堂造営が多くなったということで、本調査において3間堂6棟(予備調査限定分は9棟)、その他5棟(同1棟)となる。

本調査の「その他佛堂」は、西毛は禪堂兼用の黒瀧山不動寺開山堂、淨法寺御廟堂拝殿があり、北毛利根では正覚寺六角地蔵堂がある。また、北毛吾妻の日向見薬師堂と鎌原觀音堂にはお籠り堂が付属する。2棟とも取替材が多く年代判定が難しいため19世紀後期に含めたが、前者は柱・桁の加工に丸刃チヨウナ使用がみられるので原形は18世紀初期頃まで遡る可能性があろう。後者は柱が鉋仕上げで全体的に端正で、19世紀を大きく超らないと思われる。建築年代は今後の課題であるが、地域の信仰を示す建築として重要である。

#### (4) 門の建築年代分布

年代分布を整理した表3-8(本調査59棟)、表3-9(予備調査限定分20棟)により、以下の点が指摘できる。

- ① 表3-8によると桃山期の建築は中毛と西毛に確認でき、江戸前期に至ると東毛でも認められ、北毛で確認されるのは江戸後期以降となる。
- ② 表3-9をみると、永正期と伝える東毛の報告例（成就院山門）が注目されるほか、北毛で江戸中期後半の報告例（清雲寺山門）がある。
- ③ 上記の表3-8および表3-9では年代分布に若干差異があるものの、全体として県下全域で江戸後期の前半（18世紀後半）に門造営が頂点に達する傾向が認められる。
- ④ ただしその頂点は、地域により若干状況が異なる。すなわち中毛・西毛・東毛は近世の早い時期から門造営が認められ、江戸中期に造営活性化の兆しが見られ、江戸末期は造営数が減少傾向を見せる。これに対して北毛は江戸後期に一気に頂点を迎え、江戸末期まで勢いが継続する傾向と考えられる。

p.124「②門」において、群馬県下で楼門の比率が高いことを指摘した。その年代的推移をみると、2重門あるいは楼門は桃山期以前における門造営3棟中1棟（予備調査限定分は1棟中0棟）、江戸前期は7棟中1棟（同0棟）、江戸中期は16棟中6棟（同7棟中2棟）、江戸後期27棟中15棟（同9棟中2棟）、江戸末期6棟中2棟（同3棟中2棟）となる。すなわち、楼門の比率が高い範囲は江戸後期を頂点にその前後期間に集中している。このことは門造営の勢いの高まりの中で、楼門・2重門のような規模と意匠性に優れた門造営も盛んだったことになる。その一方で清泰寺山門のような意欲的な1×1

表3-9 寺院建築 予備調査にとどまった対称における門の時代区分

地 区	門の種類	時代区分	桃山		江戸前期		江戸中期		江戸後期		江戸末期		備考
			1573-1615	1615-1660	1615-17	1651-17	1661-17	17	17	17	17	17	
中毛合計	4						1	1	1				1
(うち2重門・楼門)	2							1					1
年代確定件数	1							1					
西毛合計	7								3	1	2	1	0+3+0+0+3+0+0
(うち2重門・楼門)	3									1	1	1	その他の門の内訳(悉く寺)
年代確定件数	0												0+0+0+0+0+0+0
北毛合計	1									1			0+1+0+0+0+0+0
(うち2重門・楼門)	1									1			清泰寺1間櫛門
年代確定件数	0												
東毛合計	8	1					1		2	2	1	1	0+0+0+3+3+0+2
(うち2重門・楼門)	0												最裏門は2門、その他は大體2×3門、垂木1×17
年代確定件数	0												
総 合 計	20	1					1	1	5	4	4	1	2
(うち2重門・楼門)	6								1	1	1	1	
年代確定件数	1								1				

注:時代区分の上欄は文化庁の「国宝重要文化財建造物目録」の記載を用いた。数値による組分けは年代が確定または推定できる物件の種類を示した。年代を「前期・中期・後期」となどと推定している物件は割り分け部分に種類を記した。なお、年代確定件数とは、種札・墨書き・造文書文など建基年代が明確にできる資料を確認できた場合に件数に含めた(寺伝や手稿類を根拠とするものは含めていない)。

規模の門造営も江戸後期の前半に含まれる。すなわち江戸後期は門の造営数および建築水準の双方とも高かったといえる。

## (5) 仏堂と門を中心とした架構と意匠の変化

### 一造営年代の傾向総括

以上、仏堂と門について造営年代分布を概観したが、総括すると以下のようにだろう。

- 近世建築は桃山・江戸前期から少數ながら認められ、ほぼ県下各地において確認される(門に関しては北毛がやや遅れるかもしれない)。
- 江戸時代後期に造営の頂点が認められる。その前兆は江戸中期から現れ、勢いは江戸末期まで継続する。
- 仏堂と門を比較すると、造営の勢いが増す時期は仏堂が若干(30年程度)先行するようである。その時期(江戸中期)は住宅系仏堂が広く普及すると共に、5間堂・3間堂・懸造・1間御廟・土蔵造仏堂・複合仏堂など様々な類型も確認される。さらに最盛期である江戸後期は曹源寺栄螺堂・真光寺百体觀音堂・水澤寺六角二重塔のような参詣者を強く意識した仏堂が出現する。こうした仏堂の傾向を追うように、門における樓門の盛行や意匠的な門形式の出現に至る。

### 仏堂・門における変化発展

最後に寺院建築における仏堂と門の年代による変化発展を架構・装飾化・工匠系統について述べたい。



写3-1 日向見薬師堂(1598)外陣内部架構



写3-3 柳沢寺客殿(1686)内部架構



写3-2 水澤寺観音堂(1786)外陣内部架構



写3-4 華藏寺本堂(1837)内部架構

### ① 架構の発達による形式の変化

5間堂や3間堂における内外陣空間は、中世以来虹梁を用いた架構に工夫が認められる。近世初頭はその傾向を継承したものであったが（写3-1）、17世紀以後は指物で軸組を固める手法が普及はじめ、指物形状を虹梁型に造るものが一般化する（写3-2）。その傾向が住宅風仏堂の架構（写3-3）にも影響を与え、18世紀後期以降は、丈の高い虹梁形指物を多用し豪快に柱を省略する手法が普及する（写3-4）。これにより建築内外の軸組意匠と内部空間の質が変化する。

### ② 絵様の発達と彫物の盛行

虹梁形指物の多用化は、絵様剖形の発展を通じて彫物普及の素地を形成する。そして木鼻や蟇股と共に彫刻装飾の立体化が加速して組物や軒などに及ぶ。仏堂では欄間彫物や須弥壇などの造作にその影響が及ぶ。そして、建築造営において建築本体工事を担当する大工に加えて、彫物師と呼ばれる彫物装飾専門の職人集団が活躍することも珍しくなくな

る。なお、欄間彫刻や須弥壇・前机など建築本体と分離可能な彫物は、本体工事後に施入される場合もある。

### ③ 建築工匠の活動範囲と交流

今回の調査で棟札を中心に多数の建築造営史料が確認され、本報告書に掲載された。その成果の一部として、以下に建築工匠の活動をいくつか紹介する。

- ・中毛の空恵寺本堂(1835)は、棟札によると新井村（現棟東村）の松岡家が棟梁を務めているが、彫物は武州熊谷の小林家が担当している。
- ・諏訪の大隅流矢ヶ崎（矢崎）家は、西毛において寺社を多数手掛けていますが、矢崎照方が棟梁を務めた下仁田町清泉寺本堂(1828)は、欄間彫物を花輪村の彫刻師小倉家が担当している。
- ・中毛の柳沢寺仁王門(1750)は、棟札によると花輪村の彫物師（新井家）が関与している。
- ・東毛は18世紀中期以降、武州妻沼の歓喜院聖天堂造営工匠（林正清およびその関係者）の活動が認められ、その影響下に東毛地域の大工や彫



写3-5 東毛に多く見る大瓶束結綴意匠

左から桐生市醫光寺本堂（1747 龍舞の町田家）、太田市八坂神社本殿（1756 武州の林家）、太田市明王院手水舎（1802 橋本家）、桐生天満宮拝殿（1802 町田家：曹源寺栄螺堂棟梁町田兵部栄清）

物師の技術交流が活発になるよう、その後山田郡龍舞村の町田家（大工）、勢多郡の星野家・高瀬家・石原家（彫工）などが広く活躍することになる。

なお、地域的特徴という点では、東毛における大瓶束結綴は、写3-5のように文字通り結綴（真綿を束にして上部を大きく広げた）モチーフで碗状の大ぶりな意匠が多い。これは18世紀後半以後に顕著になるよう、単なる流行というより一つの流派的傾向と認めるべきと思われ、今後の研究が望まれる。

### 3. 神社建築の概観

神社は近代の神仏分離令と合祀政策により、近世における実態をそのまま伝えるものではない。とはいえ、現存する神社の中には古い由緒とそれにふさ

表3-10 神社建築 本調査対象内訳

地区	神社件数	棟数	年代確定年数	3間流造	2間流造	1間流造	春日造	3間社 <sup>a</sup>	2間社 <sup>b</sup>	1間社 <sup>c</sup>	その他本殿	拜殿	幣殿	楼門	八脚門	四脚門	薬医門	その他門	神楽殿	舞殿	その他
中毛合計	25	60	22	4	1	18	1	2	0	0	0	15	10	1	1	2	0	0	4	1	
西毛合計	34	97	31	5	1	23	6	6	0	5	2	16	9	1	6	1	0	2	2	12	
北毛(利根)小計	21	36	20	4	0	12	0	1	0	2	1	8	2	0	0	0	0	0	5	1	
北毛(吾妻)小計	10	16	10	1	1	4	4	0	0	2	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	
北毛合計	31	52	19	5	1	14	4	1	0	4	1	13	3	0	0	0	0	0	5	3	
東毛合計	17	39	24	2	3	13	1	1	1	1	0	9	6	0	0	1	0	0	1	0	
総合計	107	248	106	16	6	68	12	10	1	10	3	53	28	2	7	4	0	2	12	14	

\*原則として権札・墨書き・造営記録等により年代が判明するもの。春日造と春日造に属しない単層矩形平面本殿形式において正面柱間で区分

表3-11 神社建築 予備調査にとどまった対象内訳

地区	神社件数	棟数	年代確定年数	3間流造	2間流造	1間流造	春日造	3間社 <sup>a</sup>	2間社 <sup>b</sup>	1間社 <sup>c</sup>	その他本殿	拜殿	幣殿	楼門	八脚門	四脚門	薬医門	その他門	神楽殿	舞殿	その他
中毛合計	21	34	9	2	0	12	2	1	0	4	0	9	3	0	0	0	0	0	1	0	
西毛合計	15	26	4	0	0	14	0	0	0	1	0	8	1	0	1	0	0	0	1	0	
北毛(利根)小計	7	10	3	0	0	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
北毛(吾妻)小計	6	14	11	0	1	3	2	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	2	0	
北毛合計	13	41	14	0	1	11	2	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	3	0	
東毛合計	34	24	11	5	0	22	1	0	0	5	2	11	3	0	0	0	0	0	1	1	
総合計	83	135	38	7	1	59	51	1	0	10	2	35	7	0	1	0	0	0	6	1	

\*原則として権札・墨書き・造営記録等により年代が判明するもの。春日造と春日造に属しない単層矩形平面本殿形式において正面柱間で区分

わしい社頭景観を伝え、近世建築を継承しているものが少なくない。実際に古墳の上に社殿を構える神社や、神社名称に祭主であった在地領主や信仰対象を冠する神社が存在することは、神社が自然崇拝や在地支配の実態を背景として、地域の結束を図るために創始され継承してきたことをうかがわせる。

こうした事情への考慮も重要であるが、ここでは建築形式を基本として分析を進めることにする。

確認した神社件数と建築棟数は本調査で107件・249棟、予備調査限定分は83件・153棟である。これを予備調査限定分について（ ）表記して地区別にみると、中毛25件（21件）・60棟（34棟）、西毛34件（15件）・97棟（26棟）、北毛31件（13件）・54棟（24棟）、東毛17件（34件）・40棟（51棟）となる。本調査対象数は西毛が多いが、全体として県下の各地区から幅広く抽出できた。

### (1) 神社建築の建物種別調査件数

本調査の神社建築総数249棟を本殿、拝殿、幣殿、門、神楽殿、社務所、鐘楼、その他に分類して整理すると表3-10となる。また、予備調査限定分の総数は153棟で、その整理結果を表3-11に示す。なお、本殿形式をさらに項目分けするにあたり、流造、春日造、上記以外の単層矩形平面本殿、の3形式を設定し、必要に応じて正面柱間による細分を行った。以上の分類に該当しない場合は「その他本殿」とした。

## ① 本殿

本殿形式分類は前述の通りである。いずれの類型も正面柱間3間を超える規模は確認できなかった。

本殿総数は本調査126棟、予備調査限定分85棟で、地区別で見ると中毛26棟（予備調査限定分21棟）、西毛48棟（同15棟）、北毛30棟（同14棟）、東毛22棟（35棟）となる。

### 流造

本調査対象の流造総数は90棟で、本殿総数126棟の71.4%である。予備調査限定分総数85棟のうち流造は67棟で78.8%に達し、両者を統合すると74.4%（157/211）である。つまり群馬県下の近世神社本殿のうち流造の割合は約75%を占める。

3間社流造は、本調査において16棟の存在を確認した。これは本調査の流造総数に対し17.8%（16/90）で、予備調査限定分を統合すると14.6%（23/157）となる。分布は東毛が2棟と少ないが、予備調査限定分を（ ）内に併記すると、中毛4棟（2棟）、西毛5棟（0棟）、北毛5棟（0棟）、東毛2棟（5棟）で、ほぼ均等に分布する（北毛は利根4棟、吾妻1棟）。

2間社流造は6棟と少ないが、4地区とも存在が認められる。予備調査限定分は1棟である。すなわち本調査における流造総数に対して6.7%（6/90）で、予備調査限定分も統合すると4.5%（7/157）となる。

1間社流造は本調査において68棟で、流造総数の75.6%にあたり、予備調査限定分59棟を統合すると80.9%（127/157）となる。地域分布は中毛18棟（予備調査限定分12棟）、西毛23棟（同14棟）、北毛14棟（同11棟）、東毛14棟（同22棟）で、北毛の場合神社件数に比べてやや少ない。

### 春日造

春日造は、本調査12棟、予備調査限定分5棟である。これは本殿総数に対し9.5%（12/126）、予備調査限定分も統合すると8.1%（17/211）となる。

3間春日造は本調査対象において3棟確認された。すべて西毛で、戸様名神社本殿（18c中期）・熊野神社本殿（18c後期）・榛名神社本殿（1806口絃21）である。それ以外の9棟と予備調査限定分5棟はすべて1間社春日造である。地域分布は中毛1棟（予備調査限定分2棟）、西毛3棟（同0棟）、北毛4棟（同2棟、吾妻のみ）、東毛1棟（同様）である。

流造・春日造以外の1間社～3間社

3間社は本調査において10棟確認し、予備調査限定分は1棟確認した。地域分布は中毛2棟（予備調査限定分1棟）、西毛6棟（同0棟）、北毛1棟（同0棟）、東毛1棟（同1棟）で西毛に多い。

2間社は本調査において1棟確認した。すなわち東毛の雷電神社末社八幡宮稻荷神社本殿（1547口絃8）で、年代が判明する群馬県下最古の建築である。

1間社は本調査10棟、予備調査限定分10棟を確認した。中毛0棟（予備調査限定分4棟）、西毛5棟（同1棟）、北毛4棟（同0棟）、東毛1棟（同5棟）で、予備調査限定分も統合すると、概ね均等に分布する。

### その他の本殿形式

ここに属する本殿は、本調査3棟と予備調査限定分2棟である。すなわち、本調査対象は西毛の貫前神社本殿（1635、3×3で2階に神座あり）と新町稻荷神社（1814、1重2層で下層を土蔵造とする）、北毛の諏訪神社愛宕社（19c後期か、3間の元土蔵造本殿、奥の壇上に内神殿を祀る）の3棟である。予備調査限定分は東毛の杉森稻荷神社本殿（1866、土蔵造で上記愛宕社の同類）と貫先神社本殿（建築年不明、本殿拝殿が一体化する、太田市）である。

以上5棟はいずれも特殊な形式で、2階に神座を持つ形式（1棟）、土蔵造の防火的本殿形式（3棟）、本殿拝殿一体形式（1棟）の3種に分類できる。

## ② 拝殿・幣殿

拜殿は本殿前に位置して神前における礼拝に供する施設である。幣殿は拜殿と本殿を繋ぐ施設で、神前へ幣物を捧げ、本殿への連絡に供する。近世は東照宮造営盛行により拜殿・幣殿・本殿を一体化する権現造が流行する。また、本殿を覆屋におさめ、覆屋と幣殿・本殿を一体化する形式も少なくない。さらに拝殿が本殿覆屋を兼ねるものも現れる。

本調査対象は拝殿53棟、幣殿28棟で、予備調査限定分は拝殿35棟、幣殿7棟である。予備調査限定分を（ ）表記して地区別に拝殿/幣殿順に棟数を示すと、中毛15（9）/10（3）、西毛16（8）/9（1）、北毛13（7）/3（0）、東毛9（11）/6（3）となる。このうち拝殿・幣殿とも確認された件数は中毛9（3）、西毛8（1）、北毛2（0）、東毛6（3）となる。

以上をふまえると、幣殿は原則として拝殿と一对

で類型を検討すべきで、拝殿・幣殿一対の検討は本殿との空間的関わりの確認が必要になる。そのためここでは分類検討対象を図面が整っている本調査分に限った。

#### 拝殿・幣殿・本殿が権現造の構成となる類型

拝殿・幣殿が本殿と同時期（連続した造営含む）の建築として存在するものは、中毛の甲波宿祢神社拝殿・幣殿（1864 行幸田、以下拝殿・幣殿表記省略）、西毛の妙義神社波己曾神社（1631）、妙義神社（1756）、榛名神社（1806）、熊野神社（18c 後期）、下仁田諏訪神社（1846）、倉賀野神社（社口絵23 1866）、八幡八幡宮（社口絵6・25、本殿・幣殿に統いて18c 後期に拝殿建築）、東毛の桐生天満宮（拝殿1802、幣殿・本殿1779 口絵19）、雷電神社（拝殿1819、幣殿・本殿1835 口絵22）、高島神社（1848 社口絵31）の11件となる。北毛における確認例はなかった。

また、拝殿・幣殿が本殿建築年代より大きく降るもののは、中毛の玉村八幡宮（社口絵28、1726頃増築、本殿17c 前期、口絵11）、伊勢崎八幡神社（1797、本殿17c 末期頃）、北毛の戸鹿野八幡神社（18c 中期、本殿1657）の3件である。逆に本殿が新しい例は北毛の小高神社（1806、本殿1883）1件である。

拝殿のみ造替の権現造は西毛の山名八幡宮（社口絵10、拝殿1986再建、本殿1767、幣殿も同じ頃）、中毛の伊勢崎神社（社口絵19、拝殿1936再建、本殿1848、幣殿も同じ頃）がある。

なお、現在の渋川八幡宮（本殿17c 初期 口絵10）の権現造形式は、明治35年（1902）の大改修で成立したという事なので、本来の形式ではないらしい。

#### 拝殿・幣殿・本殿は一体性を有するが屋根形式は本殿の独立性が高い（非権現造）類型

拝殿・幣殿・本殿が同時期のものは中毛の宿祢荷神社（社口絵22、1864、幣殿は大正改修）がある。

拝殿・幣殿設置が本殿より新しいものは中毛の日枝神社（1753 社口絵26、本殿17世紀末期）・産泰神社（18c 中期、本殿1763）・木曾三社神社（1868、本殿1794）、西毛の小祝神社（1890、本殿1717 社口絵3）・鳥子稻荷神社（19c 初期、幣殿不明、本殿18c 後期頃）、北毛の甲波宿祢神社（18c 後期、本殿18c 前期）・沼田須賀神社（1900 再建、本殿1854）・武尊神社（19c 後期、本殿1750）・大笠神社（1862、本殿1754か）、東毛の八坂神社（1877、幣殿やや降る、本殿1756 社口絵5）・長柄神社（1864、本殿1779 社口絵12）・冠稲荷神社（1799、本殿1722 社口絵4）・阿

久津稻荷神社（明治、本殿1841）の13件である。なお、阿久津稻荷神社は幣殿を渡殿と記す。

なお、この類型の場合、幣殿が調査対象に含まれないことがある。中毛の上野總社神社（拝殿19c 前期 社口絵30、本殿17c 前期 口絵9）、火雷神社（拝殿1873、本殿18c 中期）、大國神社（拝殿1804頃、本殿は1793か）、角渕八幡宮（拝殿1844、本殿1831 社口絵17）、西毛の辛科神社（拝殿18c 後期、本殿1661 社口絵2）、笹森稻荷神社（拝殿・本殿1760、別に割拝殿あり 社口絵24）など6件がこれにあたる。

#### 拝殿・幣殿が本殿覆屋に連続する類型

この類型は、中毛の常将神社（1844、本殿1772）・三宮神社（S 55建替か、本殿嘉永頃）・諏訪神社（吉岡町、19c 前、本殿1757）、北毛の花咲武尊神社（覆星含め1928、元茅葺、本殿1691）の3件がある。

また、拝殿に対して幣殿が覆屋と一体となって接続する例は、西毛の椿名神社（拝殿1850、本殿1766）・吉井八幡宮（拝殿19c 中期、本殿1848）、北毛の三島神社（拝殿1863、本殿1700、幣殿1921か）・王城山神社（拝殿1852、本殿1819）・吾妻菅原神社（拝殿1842、本殿1852頃）の5例がある。これらは幣殿・覆屋が新しい場合が多く、拝殿との本来形式は不明としておくべきであろう。

#### 幣殿を設げず拝殿が独立して存在する類型

拝殿が単独で存在するものは、西毛の貫前神社（1635頃、本殿1635 口絵13）、松井田八幡宮割拝殿（1800）、北毛の子持神社拝殿の当初形式（1742、本殿1663）、東毛の世良田東照宮（1642 移建）がある。

世良田東照宮の場合は本殿（1644 口絵14）周囲を透幣で囲い正面に唐門を構え、その前方に拝殿を構えるもので、拝殿の旧所在地とされる日光東照宮奥社の形式を伝える。

子持神社拝殿の場合は、1818年の覆屋設置時に幣殿を併設したようで、覆屋が拝殿屋根に覆いかぶさる独特の屋根形式と、幣殿増設による機能強化という両面で注目される（社口絵29参照）。

また、北毛には拝殿兼用の本殿覆屋を設ける例が須川熊野神社（19c 前期、本殿1800）・羽場日枝神社（1830、本殿1837）・北之谷稻荷神社（1758-60、本殿同）の3例あり、類似例として仏堂を拝殿兼覆屋に転用した川場湯原武尊神社拝殿（19c 初期、社口絵27）がある。拝殿兼用の覆屋は東毛の雷電神社拝殿・幣殿兼用覆屋（1835、本殿18c 中期）や、今回調査対象にしなかった皆沢八幡宮本殿覆屋（礎石に享保14

年1729 刻銘あり、原形はこの時か)でも確認できる。以上の各例は、拝殿後方に幣殿の空間を設けることが可能であるが、その区分は明確でない。

さらに、西毛の新羽神社拝殿・神楽殿・覆屋(19c 前期)は、拝殿が本殿覆屋と神楽殿を兼ね注目される。拝殿が神楽殿と本殿覆屋を兼用する事例は、神奈川県の大石神社拝殿兼歌舞伎舞台(19c 前期、相模原市)がある。この場合は回り舞台を持つ本格的農村歌舞伎舞台の後方に本殿覆屋を付属し、舞台が拝殿となる。これに対して新羽神社の場合は、1棟の建物の前半を拝殿兼神楽殿、後半を本殿覆屋とする。

なお、北毛の富士浅間神社拝殿(1817)は、本殿(1658)の正面に拝殿を合体させた形式である。

#### 割拝殿

割拝殿は西毛の松井田八幡宮(1800)、笹森稻荷神社(江戸後期)の2例を確認した。これらは次項③の門で扱う。また、神楽殿に含めた北毛の武尊神社舞殿(昭和村、1820頃)・小高神社神楽殿(19c 前期)・下古語父諏訪神社舞殿(19c 前期)は、平時において中央を通路とする割拝殿形式である。

### ③ 門

門は本調査において計15棟、予備調査限定分1棟を確認した。形式別内訳は楼門2棟、8脚門7棟(予備調査限定分1棟)、4脚門4棟、薬医門0棟、その他門2棟で、8脚門の割合が高い。

地域は中毛が楼門1棟、8脚門1棟、4脚門2棟、西毛は楼門1棟、8脚門6棟(予備調査限定分1棟)、4脚門1棟、その他2棟で、北毛は該当なし、東毛は4脚門1棟で、中毛・西毛に偏った分布を示す。

本調査分は、楼門が中毛の玉村八幡宮(3間1戸、1867 社口絵32)と西毛の貫前神社(1間1戸、1635 口絵24)である。8脚門は中毛の産泰神社神門(1838 口絵27)、西毛の辛科神社隨神門(1791)、妙義神社總門(1733 口絵25)・隨神門(1656頃)、八幡八幡宮仁王門(19c 中期)・隨神門(18c 初期)、棟名神社隨神門(1847)である。4脚門は中毛の三夜沢赤城神社惣門(1754)・中門(1869)、西毛の棟名神社双龍門(1856 口絵28)、東毛の東照宮唐門(1644頃)である。

その他の門は、割拝殿2棟を西毛の松井田八幡宮(1800)と笹森稻荷神社(江戸後期、社口絵24)にお

いて確認した。前者は比較的本殿近くに所在し、左右に神楽殿と神輿殿を設ける。後者は境内中心へ至る参道に立つ樓造建築で、2階に広い單室を有する。門の分類ならば楼門に相当し、上層は神樂拝見所として利用した可能性がある(笹森稻荷神社には調査対象外の神楽殿もあり)。

### ④ 神楽殿・舞殿

本調査において12棟、予備調査限定分として6棟を確認した。地域別は中毛が4棟(予備調査限定分1棟)、西毛2棟(同1棟)、北毛5棟(同3棟)、東毛1棟(同1棟)で、中毛と北毛が多い。

本調査12棟のうち、手摺付高床式舞台の後方に楽屋を備えた神楽殿形式は中毛の産泰神社神楽殿(1764頃)・玉村八幡宮神楽殿(19c 初期)・西毛の八幡八幡宮神楽殿(18c 後期、1968改修)・棟名神社神楽殿(1764)、東毛の高鳥神社神楽殿(19c 中期)の5棟で、すべて18世紀後期以後のものである。

全面開放の舞殿の舞台は北毛の中村天満宮舞殿(1857)1棟である。

間口を広く構える農村歌舞伎舞台的なものは、中毛の常将神社旧神楽殿(現社務所、19c 中期頃)、北毛の津久田赤城神社歌舞伎舞台(1869、側面と背面に拡張可能)、藤原諏訪神社舞殿(19世紀中期、側面と背面に張出を持つ4面開放の舞台、本殿側に露天の観客席設ける)の4棟である。

また、常時は割拝殿として用い、祭礼時に舞台を設営する形式は、北毛の武尊神社舞殿(昭和村、1820頃)・小高神社神楽殿(19c 前期)、下古語父諏訪神社舞殿(19c 前期)の3棟がある。

このように、群馬県下の神社における神楽殿の確認例は多くはなかったが、時代的には18世紀後期以後造営が盛んになり、19世紀には多様な形式が普及したようである。なお、その他に分類した北毛の羽場日枝神社下座(1837)は、神楽催行時に用いる組立式の囃子座で、こうした施設も注目すべきである。

### ⑤ その他

上記以外の神社建築として、本調査では鐘楼1棟、社務所1棟、御殿1棟、3重塔1棟、3間堂2棟、厨子宮殿1棟、回廊2棟、神樂拝見所2棟、六角堂1棟、長床1棟、神楽用の組立囃子座1式の多種多様な14棟を確認した。

すなわち、中毛は伊勢崎八幡神社宮殿(17c 末期

頃) 1棟と、榛名神社国祖社(1725、日本地堂)・額殿(1814、神楽拝見所)・神幸殿(1859、3間仏堂)・神宝殿(1869、3重塔)の4棟、計5棟である。西毛は妙義神社長床袖回廊(1656頃)・神楽拝観所(18c中期)・御殿(1856)・社務所(19c中期)の4棟、八幡八幡宮鐘楼(18c末期頃)1棟、貫前神社東回廊および西回廊(1635頃)の2棟、松井田八幡宮六角堂(1800)1棟の計8棟である。北毛は羽場日枝神社下座(1837)1棟で、東毛は該当なしであった。

全体として、有力神社において多様な建物を維持管理してきたことがわかる。その一方で神楽催行時の組立式施設である日枝神社下座の存在は、北毛の神社に強く残る祭礼文化継承の実態を印象付ける。また、本調査項目として1例のみ報告があった厨子宮殿は実態としてもっと多く存続しており(檜澤神社本殿など)厨子の存在は記載するものもある

が)、今後はその把握も必要である。

なお、予備調査限定期分1棟は東毛の青梅神社絵馬堂(18c後期)であった。絵馬堂の存在は本調査に確認例がなかった。榛名神社の神楽拝見所が額堂として使われたことを思うと、拝殿等を絵馬堂代わりに用いたことは少なくないと思われるが、専用絵馬堂の存在にも留意することの必要性を再認識した。

## (2) 神社本殿の建築年代分布

神社本殿(撰社・末社含む)の年代分布を整理すると、表3-12(本調査)、表3-13(予備調査限定期分)となる。

本調査結果からわることは以下の4点である。

- ① 棚札・墨書・造営文書などにより建築年代が確定できる遺構が、全体の過半を占める(126棟中79棟)。

表3-12 神社建築 本調査対象における本殿時代区分(撰社・末社含む)

地区	本殿区分 年数 組分	桃山 以前	江戸前期 1615-1660		江戸中期 1661-1750		江戸後期 1751-1829			江戸末期 1830-1867			明治 各時代区分ごとの件数	
			1615	17 前半	1651	17 中期	1700	1750	18 中期	1800	18 後期	19 中期	1829	
中毛合計	26		2	1			1	1	3	1	8			2 2 2 2 2 2
年代確定件数	17		1				1		2	6		2	2	1 2 1 6 9 6 1
西毛合計	48	1 2			3 3	2	6	1	11	4	2	1	3 2 4 3	1 2 1 2 1 2 2 3 2
年代確定件数	25	1			3			5	10			2	1 3	1 2 1 5 2 1 9 0
北毛(利根)小計	20		1	3	2	1	1		5	2	2	2	1	0 4 4 9 9 3 0
年代確定件数	16	1	3		1			1	4		2	2	1	0 4 4 9 9 3 0
北毛(吾妻)小計	10						1		3	2		1	1	0 0 0 6 2 2 0
年代確定件数	6						1		3			1	1	
北毛合計	30	1	3	3	1		4	2	5	2	1	3	2	0 4 10 11 5 0
年代確定件数	20	1	3	2			4		4			3	1 2	
東毛合計	22	2 1			1	1	3	2	6	1		2	3	2 1 7 7 5 0
年代確定件数	17	1	1				1		3	6		2	3	1868年は江戸に合めた
總合計	126	5 5	3	8	6	2	16	6	30	5	4	2	8 4	10 11 1 5 8 38 49 25 1
年代確定件数	79	1 4	3	7			14	26				7	6 10	1

注)時代区分の上欄は文化庁の「国宝重要文化財建造物目録」の記載を用いた。数値による組分欄は年代が確定または推定できる物件の件数を示した。年代を「前半・中期・後期」などと推定している物件は網掛け部分に件数を記した。なお、年代確定件数とは、棚札・墨書・造営文書など建築年代が明確にできる資料を確認できた場合に件数に含めた(寺伝や封筒類を根拠とするものは含めていない)。

表3-13 神社建築 予備調査にとどまった対象における本殿時代区分(撰社・末社含む)

地区	本殿区分 年数 組分	桃山 以前	江戸前期 1615-1660		江戸中期 1661-1750		江戸後期 1751-1829			江戸末期 1830-1867			明治 各時代区分ごとの件数	
			1615	17 前半	1651	17 中期	1700	1750	18 中期	1800	18 後期	19 中期	1829	
中毛合計	21	0 0 0	0	1	0	1	1	2	1	3	0	3	1	0 0 3 0 1 5 8 3 2
年代確定件数	6	0	0				2			2		1		1明治に不明分1含む
西毛合計	15	0 0	0	0	1	1	0	0	2	2	4	1	0	1 2 0 0 4 8 1 2
年代確定件数	3	0	0				1			1		1		1明治に不明分1含む
北毛(利根)小計	8	0 0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	2	0	1 0 1 0 2 4 1 1
年代確定件数	3	0	0				1			1		1		
北毛(吾妻)小計	6	0 0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0 0 0 5 1 0 0
年代確定件数	6	0	0				2		2	1		1		
北毛合計	14	0 0 0	0	0	0	0	0	2	3	2	1	0	2	0 1 0 0 6 6 0 0
年代確定件数	6	0	0				1		2	1		2		
東毛合計	35	0 0 0	0	0	0	0	1	1	1	10	7	1	2	1 0 0 0 13 13 4 5
年代確定件数	9	0	0				1			5		2	0	明治に不明分3含む
總合計	86	0 0 0	0	1	1	3	4	6	15	13	5	8	2	6 4 3 3 1 11 0 1 28 33 9 5
年代確定件数	23	0	0				0		5	9		5	0	0 2 2

注)時代区分の上欄は文化庁の「国宝重要文化財建造物目録」の記載を用いた。数値による組分欄は年代が確定または推定できる物件の件数を示した。年代を「前半・中期・後期」などと推定している物件は網掛け部分に件数を記した。なお、年代確定件数とは、棚札・墨書・造営文書など建築年代が明確にできる資料を確認できた場合に件数に含めた(寺伝や封筒類を根拠とするものは含めていない)。

- ② 桃山期の遺構は少なく、地区も限られる。
- ③ 江戸前期の遺構も少ないが、年代確定遺構は4地区ともに認められ、その比率も高い。
- ④ 江戸中期になると本殿造営は増加傾向を示し、江戸後期、特に18世紀後半において頂点に達し、その勢いが19世紀に引き継がていく。
- ⑤ は棟札等造営史料の確認により、造営実態が解明出来る基礎資料が整備された点が重要である。

②③に関して、桃山期と江戸前期の本殿は、中毛の渋川八幡宮・玉村八幡宮・上野總社神社、西毛の松井田八幡宮・貫前神社（3×2、2階神座）、北毛の沼田榛名神社と東毛の世良田東照宮で、東照宮を除き3間社である。すなわち、各地域を代表する有力神社の大規模造営がうかがわれ、県下の近世神社建築発生初期の様相を知るうえで重要なである。

④はまさに群馬県下の近世神社建築普及・発展の実態を示したものとして注目される。その中で中毛の産泰神社、西毛の妙義神社・八幡八幡神社・榛名神社・熊野神社、北毛の子持神社、東毛の桐生天満宮・板倉雷電神社などは、本殿を中心として様々な社殿群の構成を伝える点でも、貴重である。

### (3) 神社拝殿の建築年代分布

拝殿は本殿以上に人目に触れる機会が多く、その正面意匠は重要で、調査対象数も本殿に次いで多い。したがって拝殿の本調査対象に関して年代分布を確認すると以下の通りである（表3-14）。

- ① 桃山期に遡る拝殿は確認できない。
- ② 江戸前期の拝殿は西毛の貫前神社拝殿（1635）、東毛の世良田東照宮拝殿（1642 移建）で、いず

れも最有力神社である。

③ 県下4地区すべてに拝殿造立が確認できるのは江戸後期で、棟数は19世紀以後に増え、明治期に至っての建替や改修も目立つ。

②の傾向は本殿と同様であるが、③の傾向は本殿に比べて造営時期の頂点が降っている。

### (4) 神社本殿を中心とした形式変化の傾向

ここでは神社編口絵に紹介した社殿について、本殿中心に形式変化を概観する。詳細は第2章第5節「群馬県の寺社建築の装飾化と工匠」を参照していただきたい。

まず中世以来の神社本殿建築形式を示すものは、1間社流造の桐生天満宮末社春日社本殿（16c末期）と3間社流造の沼田榛名神社本殿（17c初期）である。どちらも装飾が控えめで、建築そのものの輪郭が明確で、全体的な形態において凹凸が少ない。前者は改造が少なく当初形式を良く留めるが、妻組に豕又首ではなく虹梁大瓶束を採用した点は、中世の寺院建築様式を積極的に取り入れた工匠の意欲を感じる。後者は1766年の改修で彫物を付加したが、海老虹梁の渦文若葉は寛永期建築の風格を示す。これらの建築の流れを踏襲したのが辛科神社本殿（1661）などの17世紀の本殿建築といえる。

18世紀になると県内の本殿建築は組物を複雑化し、木鼻の彫物化や縁の腰組手法が進む。その例が小祝神社本殿（1717）・冠稲荷神社本殿（1722）である。特に、後者のような切妻造において妻組を複雑化した組物で受けと、妻組が張り出して迫力が増す。そして18世紀中期を過ぎるころから組物支輪の彫物

表3-14 神社建築 本調査対象における拝殿時代区分

地 区	本 殿 棟 数 総 分 数	江戸前期 1615-1660				江戸中期 1661-1750				江戸後期 1751-1829				江戸末期 1830-1867				明 治 以 後 各時代区分ごとの棟数	
		桃 山	1615- 1650	17. 前 期	1651- 1660	17. 中 期	1661- 1700	18. 初 期	1750 後 期	18. 中 期	1751- 1800	18. 後 期	18. 38米 後 期	19. 前 期	1801- 1829	19. 中 期	1830- 1850	1851- 1867	
		1614	1650	1660	1660	1660	1700	1750	1750	1800	1800	1800	1800	1800	1829	1850	1867		
中 毛 合 計	15									1	1	1	1	3	1	2	1	2	3 0-0-2-5-5-3
年代確定件数	3										1	1	1	1	1	1			
西 毛 合 計	16	1			1					2	3	2	1	3	1	1	0-1-1-9-4-1		
年代確定件数	4				1					1		1	1	1	1				
北毛(利根)小計	8									1	1		1	4				1 0-0-2-5-0-1	
年代確定件数	3												2					子持神社覆屋を含む	
北毛(吾妻)小計	5												1		1	3		0-0-0-1-4-0	
年代確定件数	4												1		1	2			
北 毛 合 計	13									1	1		1	4	1	1	3	1 0-0-2-6-4-1	
年代確定件数	7									1	1		1	2	2	1	2		
東 毛 合 計	9	1											1	2	1	2	2	2 0-1-0-3-3-2	
年代確定件数	6	1											1	2	2	2	2		
総 合 計	53	2			1	1	2	1	5	3	2	5	8	1	8	5	2	7 0-2-5-23-16-7	
年代確定件数	20	1			1	1	1	1	4				6	5	2				

注)時代区分の上欄は文化庁の「国指定重要文化財建造物目録」の記載を用いた。数値による縦欄は年代が確定または推定できる物件の種類を示した。年代を「前期・中期・後期」となどと推定しているものは網掛け部分に棟数を記した。なお、年代確定件数とは、棟札・墨書き・造営文書などを明確にできる資料を確認できた場合に件数に含めた(守伝や村誌類を根拠とするものは含めていない)。

化が現れ、彫物が建築各部材に拡がりを見せる。その様相が八坂神社本殿(1757)・八幡八幡宮本殿(同)・川額八幡宮本殿(1759)・山名八幡宮本殿(1767)、津久田赤城神社本殿(1774)に見ることが出来る。なお、嵌板の彫物の題材は中国の孝義図や故事を題材としたものが採用された。また、屋根形式に軒唐破風や千鳥破風を備え豪華になるものが多くなる。屋根自体の勾配が強くなって大ぶりで豪華な屋根が普及していくことにも注意したい。

さらに18世紀末期から19世紀前期に至ると柱を中心地紋彫を施すことが定着し、臺基全体の彫物化、軒裏の彫物化など、建築を彫刻で埋め尽くす傾向が進む。その例は月夜野神社本殿(18c後期)・大雷神社本殿(1798)・赤岩神社本殿(1819)・菅原神社本殿(19c前期)・川湯湯原武尊神社社殿(1804)などである。

そして幕末における彫物化の傾向は、繋ぎ虹梁や向拝柱の丸彫化、彫物板厚が増し凹凸が顕著化することにより、建築の輪郭がぼやけるほどに至る。角渕八幡宮本殿(1831)・下仁田諏訪神社本殿(江戸末期)・伊勢崎神社本殿(1848)・大國魂神社本殿(江戸末期)・冠稲荷神社聖天堂(1857)・宿稲荷神社本殿(1864)・倉賀野神社本殿(1866)である。また、彫物自体は比較的穏やかであるが、総社神社拝殿(19c前期)の組物と縁腰組、高島神社拝殿(1848)向拝、玉村八幡神社隨神門(1867)には意欲的な意匠が認められる。

なお、繋ぎ虹梁の丸彫や地紋彫は17世紀前半の日光東照宮において登場しており、県下では18世紀中期の妙義神社社殿において認められる。そして妙義神社に先立ち、埼玉県熊谷市の歡喜院聖天堂では、民間棟梁と幕府お抱え職方の協働により日光東照宮をしのぐ建築装飾が創出される。こうした装飾性が豊かな先行例の影響が、どのように普及していくか留意すべきである。

また、神社建築を彩った彫物師たちが県内で活動していた(東毛花輪村工匠の例)ことが知られているが、信州諏訪の工匠(矢ヶ崎家)、武州の工匠(林家)が来訪して造営担当したことも注意したい。

#### 4. おわりに

群馬県下における近世の寺院建築と神社建築の傾向は、以下のように総括できる。

- ① 寺社における中世遺構は16世紀に少數例が認

められるだけだが、近世遺構は豊富に存在する。

- ② 17世紀までは各地区における有力寺社造営が先行し、端正で華麗な建築主体である。その実績を核として18世紀以後は県下全域において寺社の建築造営が盛行する。そこでは彫物・彩色という建築装飾方法が大きな関心事となり、特に18世紀後半期を画期として意欲的な建築造営が頂点に向かう。
- ③ 18世紀後半以降の寺社建築造営は、有力寺社の建築再建ばかりでなく、地域の人々の信仰や社会を反映する建築が多く、平均的に質の高い建築が創出された点が注目される。
- ④ そうした質の高い建築は、県下の有力寺社造営への参画や他県の有力工匠との技術交流の中で県下に工匠拠点が形成され、さらにその交流により技術が深化普及したと考えられる。
- ⑤ 以上を可能にした背景は、耕作地開発や養蚕・麻など特産品創出の進展、商品流通により町場の活性化などにより、農村と町場の地域力が高まっていったことがあろう。

なお、地域的な傾向も当然あるので、その点は第2節～第6節で概観したい。

## 第2節 中毛の近世寺社建築

### 1. 中毛の概要

中毛地区は赤城山・榛名山の山麓から発する関東平野の起点に位置する要衝の地で、古墳時代から有力支配者層の存在が確認できる。生業は、山麓において林業・畑作、平野は畑地と水田耕作で、18世紀以後は養蚕が重要産業となった。中毛には赤城神社・総社神社・産泰神社など古来の自然崇拝や支配体制に関わる神社や、中世初期の創立と伝える玉村八幡神社・渡川八幡神社などの古社が残る。また、古社である伊香保神社と関係の深い水澤寺や、近世大名菩提寺である龍海院・光嚴寺、市中の大寺院である真光寺・華藏寺、山麓の大寺院である柳沢寺、山中の大禅院である雙林寺・空惠寺などに近世建築の優作を認める。

これらの有力寺社は、かつての繁栄にふさわしく多くの古建築を継承していることが多い。中でも真光寺・光嚴院・雙林寺や産泰神社・三夜沢赤城神社などは、境内環境総体としての遺産的価値を認識すべきである。

また、今回の調査によって、有力寺社以外にも優れた近世建築を有する寺社が多く存在することが明らかとなった。すなわち巾広く建築情報を収集し検討することによって、地域における寺社建築造営の様相が展望できるようになった。

## 2. 中毛の神社建築概要

まず3間社流造に注目すると、總社神社本殿(16c末～17c初期 口絵9)・渋川八幡神社本殿(1602 口絵10)・玉村八幡神社本殿(1610、口絵11)の3棟により近世初期の大規模社殿の基本形式が把握される。すなわち、基本的な建築形式は中世以来の形式を踏襲し、比較的大規模で堂々たる存在感を示し、絵様装飾は渦文の巻き込みと若葉の添え方が流麗な点などに共通点を持つ。その一方、庇における組物形式の選択や木鼻の有無・中備形式・繫ぎ虹梁の形式・架構方法や、身舎における妻組架構法(豕又首組か虹梁大瓶束かその中間か)、木鼻・拳鼻の取り付け位置、などにそれぞれ個性を発揮している。すなわち、中毛における近世初期の3間社流造は、架構法や組物およびその装飾手法に関して比較的の自由に造営が行われたと推察される。その系譜に属する日枝神社本殿(17c前、前橋市)は、HM受講者が養成講座において見出したものであった。

3間社の場合は近世前期までしか様相がつかめなかつたが、1間社流造についてみると、菅原神社本殿(1686、渋川)・中村早尾神社本殿(1713、渋川)、伊勢崎八幡神社本殿(1725)などにおいて、従来の装飾細部における絵様や彩色が華やかになっていく傾向を把握できる。

ところが大雷神社本殿(1798 伊勢崎市 社口絵14)・宿福荷神社本殿(1811 植東村 社口絵22)・半田早尾神社本殿(1817)・平塚赤城神社本殿(1853)になると、建築装飾としての彫物が建築全体を埋め尽くす傾向が顕著となる。同時に身舎組物を複雜豪華な形式として、妻組を大きく迫り出すダイナミックな構成と意匠も注目したい。

その転換点を示すのが津久田赤城神社(1775 社口絵11)、2間社の諏訪神社本殿(1757 吉岡町)、春日造の常将神社本殿(1775 植東村)などである。そして中毛における彫物発展という点では、産泰神社における本殿(1763 口絵18)はじめ各社殿の豪華さが突出している。

その一方、明治初期の三夜沢赤城神社本殿(口絵

23)は、直線意匠と素朴さを備えた復古的大規模社殿として県下を代表する存在で、内陣に神輿的な形態をもつ中世末の宮殿(内神殿)を祀る点とあわせて興味深い。

建築構法で興味深いのは、宿福荷神社拝殿(1864扁額頃)の柱と組物で、柱の内面は丸柱のまま伸びて桁を受け、柱の外は片蓋の出組形式とする。これによって外観は華やか、内部は落ち着いた空間を創出している(図3-1)。同様な手法は西毛の補陀寺本堂(1766)の内陣正面柱にもあるが、宿福荷神社拝殿の方が柱高が低く目につき易いので、意匠的効果が高い。

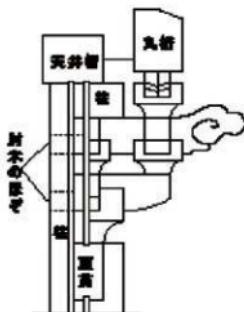


図3-1 宿福荷神社拝殿の柱と組物模式図

また組物の斗配置に注目すると、通肘木上に斗を隙間なく並べる例が18世紀後期以降現れるようである(津久田赤城神社本殿や三宮神社本殿など)。

## 3. 中毛の寺院建築概要

寺院建築は、水澤寺觀音堂が県下を代表する5間仏堂として重要である。

3間堂は日輪寺觀音堂(前橋市)が中世遺構の可能性があり注目される。また、曇觀音堂(1740 伊勢崎市)は、正面の大きな軒唐破風とその下の彫物装飾の豪華さが、扇垂木の軒意匠と共に印象的である。これに続く珊瑚寺地蔵堂(1754 前橋市 寺口絵21)・東光寺薬師堂(1759)は組物が複雜化して彫物が軒支輪に及ぶ点に装飾化の発展段階が認められる。また、本調査対象で唯一の日蓮宗仏堂の本妙寺鬼子母神堂(1772 伊勢崎市 寺口絵22)は、宗旨の特徴を示す仏堂である点、内部安置の宮殿(対象外)と同様に建ちの高い形態が江戸後期の特徴を示す点



写3-6 観音寺本堂内陣前中央組物

中国には仏光寺文殊殿(1137)などに実例がある

が注目される。なお、眞光寺百体観音堂(1765 渋川市)は内部空間における平面と高さの工夫が注目される。また同寺万日堂は寛文11年(1671 墨書き)とされる頭貫木鼻が、形式的に極めて発達している点に注意したい。

住宅風仏堂は、県下を代表する曹洞宗仏堂の雙林寺本堂(1702頃 渋川市)、内部柱間に指鶴居の使用が少なく古式な柳沢寺本堂(1686寺伝 棚東村)、柳沢寺本堂とは対照的に指鶴居架構が発達した華藏寺本堂(1837 伊勢崎市、寺口絵15)などがある。また、光嚴寺本堂(1820 前橋市)は通常の住宅系本堂に比べて大檀那(大名秋元家)座敷の存在感が際立っており、中廊下による座敷の独立性と、端へ押ししられた形の内陣配置が注目される。大名菩提寺の本堂は、龍海院本堂(1829 前橋市)も注目される。この建物は、後に配置した酒井家御靈屋との繋ぎ部分が巨大な位牌堂を兼ねる点も重要である。

住宅風仏堂における年代的推移は、先述の指物架構とともに、欄間彫刻の発達に注目したい。欄間彫刻は、本堂竣工後に一定の時間を経て整備されたものも少なくない。その点は神社本殿の胴板彫物も同様で、建築の最終的な完成を示すものとして、近世建築の特質といえる。なお、観音寺本堂(1711 玉村町)の内陣前中央組物は左右に隅行肘木を延ばす珍しい形式で、工匠中里家の系譜と共に注目したい(写3-6)。

その他仏堂は懸造の岩井觀世音堂(18c 前期、渋川市)、水澤寺六角二重塔(1787 渋川市、口絵4)の2棟で、いずれも特色ある仏堂である。前者は18世紀前期頃の原形を改修している。

門は2重門1棟、楼門6棟、4脚門2棟、薬医門3棟、その他門4件を本調査で確認した。見栄えの良い2重門・楼門が全体の過半を占める点に注意したい。2重門は雙林寺山門(1719)で、大禪院の正面構えとして堂々たる姿を誇る。楼門は空恵寺山門

(17c末~18c初期、渋川市)が17世紀に遡る可能性がある古例と認められたが、他の5例は18世紀後期から19世紀建立で比較的新しい。

4脚門は何れも禅宗様系4脚門で、最古の部類といえる養林持山門(16c末~17c初期、前橋市)と、建築年代が明確な古例として大徳寺山門(1712 前橋市)がある。後者は象鼻などの絵様が基準例となりうる点で重要である。

薬医門は、16世紀末まで遡る可能性を持つ光嚴寺薬医門が注目される。

その他門は、向唐門を雙林寺と空恵寺で、1間門を清泰寺山門にて、長屋門の通路部だけ独立したような3間1戸門を同聚院総門(武家門)で確認した。向唐門は寺格を反映した形式であり、同聚院総門は近世初期の武家門を伝える可能性があり、貴重である。清泰寺山門は小規模門ながら2手先組物を有し装飾性が高く、最も注目すべき建築の一つである。

庫裏は清泰寺と光嚴寺において確認した。いずれも19世紀の建築であるが、機能的に見て現存率が少ない建物なので、今後も調査を継続して知見を蓄積すべきである。なお、今回調査対象外だったが、空恵寺庫裏は、旧状を良くとどめた貴重例である。

鐘楼・書院・霊屋・経蔵は、それぞれ確認例は少ないが寺院構成を考える上で貴重な存在である。雙林寺は鐘楼と霊屋を有し、鐘楼は元景寺においても確認し、書院は修驗系の華藏寺(吉岡町)においても確認した。経蔵は眞光寺と龍海院において確認した。以上は総じて大寺院の付属建築とみなされがちだが、それぞれに重要な存在意義がある。また、華藏寺書院は小規模寺院が有する小規模建築ながら、庭園に臨んだ瀟洒な建築である。

#### 4. 結語

以上、中毛地区は県下の中央に位置する地勢が、交通・行政・産業・経済・文化の各面において好影響を及ぼし、近世寺社建築の造営も多種多様に及んでいることことが出来よう。

### 第3節 西毛の近世寺社建築

#### 1. 西毛の概要

西毛地区は、古来より古墳築造の盛行や渡来系氏族が活躍した地域として知られ、律令制初期の多胡碑等上野三碑は高い文化の象徴といえる。

範囲は榛名山麓西南から関東平野の利根川西岸地域を含み、西方は山地を介して長野県と接し、南方は山地と河川を介して埼玉県と接する。関東平野に向かう3河川（碓冰川・鎌川・神流川）の本文流域に核となる町場が開かれ、街道が整備されてきた。そのため細かく生活圏が分かれる点が特徴で、近世末における県内9藩のうち高崎・安中・小幡・七日市・吉井の5藩がここに含まれることもうなづける。

生業は山間地が多く耕作地が限られたため、林業や商業的農業が展開した。18世紀以後は養蚕業が盛んとなり、藤岡を中心に生絹生産が幕末まで継続した。また、麻や砥石の生産も盛んだった。

こうした背景をもとに、神社は榛名神社・妙義神社・貫前神社・辛科神社・土師神社・松井田八幡宮・笠森稻荷神社・山名八幡宮・八幡八幡宮・小祝神社・倉賀野神社などの有力古社が近世建築の優作を多数伝えている。

寺院建築も天台宗の古刹淨法寺をはじめ、補陀寺・仁叟寺の大禪院、松井田不動尊、黄檗宗の黒瀧山不動寺・少林山達磨寺などを中心に、近世の特徴を示す佛堂形式や貴重な付属佛堂を見ることが出来る。

## 2. 西毛の神社建築概観

西毛の神社建築は17世紀、18世紀中期、18世紀後期以降の時代区分に沿って重要構造が確認できる。

近世初期の代表例は貫前神社で、本殿・拝殿(1635 富岡市、口絵13)はじめ社頭景観を形成する多くの付属建築を伝える。特に2階に神座を持つ3間本殿の形式は、江戸幕府大棟梁鈴木家・木原家が関与した正統的作品として重要である。また、旧本殿とされる3間社流造の末社日枝神社本殿(17c 初期)は県下有数の古建築といえ、仮殿を含む境内域が現本殿域より高い位置に所在する点も注目される。

18世紀中期の代表例は妙義神社で、権現造形式の本殿・幣殿・拝殿(1756 富岡市、口絵16・17)は、彫物と彩色による建築装飾の可能性を県下に示した先駆例として重要である。また、旧本社と伝える波己曾社殿(1656 口絵15)が現存し、両者を比較すると劇的な社殿変容過程を実感できる。また、多くの付属建築も往時の勢いを偲ばせる。

さらに、榛名神社では18世紀後期から19世紀初期の県下寺社建築代表する華やかな建築群が確認できる。本社社殿(1806 高崎市、口絵21)は権現造形式

で、3間春日造本殿が御神岩に接する点が特殊である。また旧本社堂・三重塔など神仏習合時代の遺構を伝える点も重要である。

こうした事柄に今回各地で再確認された本殿の知見を加えると、以下のような流れが理解できる。

3間社流造は、貫前神社の日枝神社本殿に統いて松井田八幡宮本殿(17c 前期 安中市、口絵12)、18世紀初期の檜澤神社本殿(1722 南牧村)と続く。ここでは、穏やかで端正な建築装飾の継承傾向が強く、むしろ檜澤神社本殿脇障子の彫物の豪華さが後補と思えるほどである。しかし18世紀後期の山名八幡宮本殿(1767 高崎市、社口絵10)になると、組物の複雑化と軒支輪の彫刻と共に建築全体に彫刻要素の普及を認める。18世紀後期と推定される笠森稻荷神社本殿は、山名八幡宮本殿よりも装飾化は穏やかだが、庇柱に地紋彫を認める。そして19世紀の菅原神社本殿(1822 富岡市)は、大規模な社殿を量感豊かな彫刻と地紋彫で飾り、建築全体に彩色を施すことにより豪華で迫力ある建築の創出に至る。

ここで1間社流造をはじめ他の本殿を検討資料に加えると、上記の傾向はより鮮明になる。つまり、1間社流造の古例である横瀬八幡神社本殿(富岡市)は、慶長期の原形を貞享3年(1686)・正徳3年(1713)に改修しているようであるが、基本的に建築装飾の変化は脇障子に彫刻を施す程度で、組物形式と絵様朝形を工夫した建築意匠の本質は維持している。同じく1間社流造の辛科神社本殿(1661 高崎市、社口絵2)・大塔寺天満宮本殿(1726 藤岡市)を比較すると、庇木鼻が象鼻化する点は共通するが、前者の木鼻は平行配置のみで彫刻の陰影も少ないが、後者は前方に獅子鼻が加わり彫刻自体の立体性も増す。また、中備臺股の脚内彫刻が脚内からはみ出す(辛科神社本殿の胴嵌彫刻は後補)。

建築装飾における彫物の増加傾向は、3間社の小祝神社本殿(1717 高崎市、社口絵3)に認められる。ここでは内法小壁を彫刻で飾る点が注目される。18世紀中期は、万場八幡宮本殿(1759)のような素朴な1間社流造本殿が作られる反面、八幡八幡宮の権現造形式の本殿(1757 高崎市、社口絵6)のように3間社の建築全体に彫物装飾を施すものが出現する。これは同時期の妙義神社の権現造社殿と共に先行例として注目される。

彫物の盛行は3間社春日造の熊野神社本殿(18c 後期 安中市)や2間社の中山神社本殿(18c 後期 神

流町)、1間社春日造の椿名神社本殿(1766 高崎市)などに引き継がれ、胴嵌板表面を大ぶりな彫物が覆う状況や地紋彫が現れる。さらに1間社流造の土生神社本殿(1792 神流町)・高太神社本殿(1793 富岡市)・砥山神社本殿(18c中期 南牧村、社口絵8)・新羽神社本殿(19c前期 上野村)において地紋彫・彫物が建築を埋め尽くし、彩色で彩る状況が生じる。なお、高太神社本殿の場合は彩色がなく胴嵌彫物も付さないが手挾・支輪・小脇板などの彫物が籠彫化し、繋ぎ虹梁の巻付竜も籠彫的になる点が注目される。

幕末には下仁田神社諏訪神社本殿(江戸末期 社口絵18)・同近戸神社本殿(1834)・吉井八幡宮本殿(1848)・郷見神社本殿(1860 高崎市)・倉賀野神社本殿(1866 高崎市、社口絵23)など素木の1間社流造を彫物で覆い尽くすものが標準となる。

地域外からの工匠参画が確認できたものは武州小林家(郷見神社)、信州諏訪の矢ヶ崎家である。

なお、新町諏訪神社(1814 高崎市)は昇殿を想定しない小規模重層建築で、下層を大壁構造とする。市街地における小社殿の在り方として注目される。

拝殿は、古例の貫前神社拝殿(1635)が規模と華麗さにおいて重要である。豪華さの点では権現造の妙義神社拝殿(1756)・榛名神社拝殿(1806)を筆頭に、規模の大きい八幡八幡宮拝殿・熊野神社拝殿(共に18c後期)が注目される。また、幕末の下仁田諏訪神社拝殿や倉賀野神社拝殿(1866)は木本地素木で、彫物自体をみせる趣向へと変化する。なお、戸棟名神社本殿は旧榛名神社拝殿との伝承がある。その真偽は未確認で、今後の調査に期待したい。

割拝殿は松井田八幡宮(1800)、笠森稻荷神社(18c後期 甘楽町、社口絵24)が注目される。特に後者は重層建築で2階が神楽拝見所のように使える点は注意すべきである。

付属建築は、貫前神社の東西回廊と楼門(1635頃)、妙義神社の総門や御殿、榛名神社の国祖社(元本地堂)・神宝殿(三重塔)・神楽殿・神楽拝見所、八幡八幡宮の神楽殿・旧本地堂・隨神門・鐘楼など有力社寺に例が多い。

### 3. 西毛の寺院建築概観

5間堂は、16世紀末に遡ると推定されていた長谷寺本堂(高崎市)が存在したが、2020年に解体され、解体時に天正8年(1580)の棟札が発見された。

3間堂は、方3間を単室利用する堂と、内外陣に

2分する堂に大別され、正面に向拝を備えることが一般的である。18世紀初期の光徳寺元成徳寺内陣(藤岡市)や成田山不動堂(富岡市)が古例であるが、前者は靈廟建築の昭堂を移築整備した可能性がある。後者は明治期に外壁を土蔵造形式に改造し、向拝と側面外壁を漆喰模様で飾る。その後18世紀中期には、組物が複雑化して軒支輪が彫物化するものが現れ(高崎市の常行院觀音堂と藤岡市の淨法寺伝教大師御廟堂、共に1749)、18世紀末以降は向拝回りが彫物で賑わい、堂内は欄間彫物の厚が増して立体化する傾向(藤岡市の龍源寺勢至堂1786 口絵23)が認められる。なお、当地区の3間堂で最も彫物装飾が発達している光嚴寺藥師堂(19c中期 富岡市、口絵26)は彩色を施さず、特に向拝繋ぎ虹梁の籠彫り状の彫刻が印象深い。作者は後述の清泉寺を担当した信州の矢ヶ崎家とされる。

住宅系仏堂は、曹洞宗本堂として仁叟寺本堂(18c初期 高崎市)と補陀寺本堂(1766 安中市、口絵8)・桂昌寺本堂(1803 安中市)、天台宗本堂として淨法寺本堂(1804 藤岡市)と松井田不動寺本堂(1819)・清泉寺本堂(1828 下仁田町)などがある。基本的に時代が進むにつれて虹梁型指鶴居の使用が増え、欄間の彫物が立体的かつ豪華になる。彫物に関して、補陀寺は花輪村(現桐生市)、桂昌寺は山田郡山之上村(現みどり市)の工匠参画が判明した。また、清泉寺は信州の矢ヶ崎家(照方)の関与が明らかで、欄間は花輪村の小倉家担当と判明する点で重要な点である。

住宅系仏堂の平面に注目すると、仁叟寺は前面に土間を持つ大縁形式をはじめ、曹洞宗本堂形式を良く伝える。補陀寺は庫裏との取合分が居室化し、庫裏と一体化した巨大な間取を有する点が注目される。松井田不動寺は内陣上手に位牌堂を構えるのが特徴である。この部屋は上手に位置するが内部造作は未完成的な点が不思議である。なお、中正寺本堂(上野村)は内陣に18世紀頃の部材が認められるが、改造が大きく今後の研究に期待したい。

その他仏堂は、座禪堂を兼用した黒瀧山不動寺本堂(1843 南牧村)、方1間堂の淨法寺伝教大師御廟堂(1749)と同拝殿(19c初期)、神仏習合の名残を伝える本殿拝殿複合建築の妙見寺本殿(1842 高崎市)、拝殿が原形と思われる少林寺靈符堂(1910 高崎市)である。いずれも特徴のある建築である。

門は楼門7棟、8脚門3棟、4脚門2棟、薬医門

1棟、高麗門1棟、3間1戸門2棟で、楼門が多い。楼門は仁叟寺山門(18c中期)を除き18世紀後期以後の建築で、比較的年代は新しい。また黒瀧山不動寺山門(1798頃)のみ1間楼門で、他は3間1戸楼門である。8脚門は松井田不動寺山門(17c前期)と觀音寺山門(1695頃 藤岡市)である。いずれも古例なので、有力寺院の山門形式が8脚門から楼門へ移行した可能性があるかもしれない興味深い。4脚門は淨法寺山門が16世紀末に遡る可能性があり注目される。もう1棟の4脚門は上野村の吉祥寺山門(19c中期)である。3間1戸門は仁叟寺山門(1663)と龍門寺山門(1750 高崎市)で、前者は8脚門系、後者は向唐破風屋根と巨大な冠木が目立つ薬医門系といえ、共に寺格にふさわしい。高麗門(1766頃)と薬医門(1784)は、補陀寺の表門と中門である。なお、鐘楼と庫裏(共に1766頃)の確認例も補陀寺に属し、当寺の境内建築群の充実ぶりが注目される。

#### 4. 結語

以上、西毛地域は、古来の文化圏の影響を背景にした神社建築の充実ぶりが注目される。あわせて寺院建築も淨法寺・仁叟寺・補陀寺・松井田不動寺などの有力寺院を核として地域内に浸透していったことがうかがわれる。建築装飾の充実という点では、地域内だけでなく東毛や隣県信州からの専門工匠招聘も積極的に行っていった。

### 第4節 北毛利根地区の近世寺社建築

#### 1. 北毛利根地区的概要

利根地区は新潟県・福島県・栃木県と接し、利根川と片品川の源流域を含み、その溪谷沿いに会津往還・清水峠越往還・三国街道の主街道とそれに付随する脇往還が整備され、隣県との文化や物資交流上重責を果たした。近世はほぼ沼田藩の支配地で、その城下町沼田を中心に、街道沿いに核となる集落が展開した。山間地のため主産業は林業・炭焼で、近世中期以降は養蚕やたばこ栽培(沼田たばこ)が重要となった。

この地域の神社は古来の武尊信仰に基づくものを中心、在地領主の影響下に沼田榛名神社や戸鹿野八幡神宮をはじめ各社が勧請され定着したらしい。

寺院は迦葉山弥勒寺の創建が平安期と伝える。中世には吉祥寺・泰寧寺・長純寺・建明寺などが開創

され、近世は沼田城下整備に伴い正覚寺などが整備された。

#### 2. 北毛利根地区の神社建築概要

本殿は17世紀に遡る遺構が多い。まず沼田榛名神社本殿(社口絵9)が17世紀初期に遡る大型の3間社流造として注目される。現状は、18世紀中期頃の改造により胴嵌彫物・庇木鼻・縁の持ち送り付加などを行い、彩色を改め、軒も一新しているが、主体部の基本的構成は当初形式を留めるようである。なお現状妻組の豕又首組は、虹梁大瓶束形式に又首を加えたように見える。また身舎内法長押の取付高が低く、頭貫木鼻が全く付かない点は意匠上注目され、復古的に改修された可能性も想定し得る。

続いて羽場日枝神社本殿(1656 みなかみ町)・戸鹿野八幡宮本殿(1657 沼田市)・谷川富士浅間神社中宮(1658 みなかみ町)は、年代が近接したほぼ同規模同形式の端正な3間社流造である。幕股と肘木形状を見る限り、同系統の工匠作とみてよく、今後の調査を継続すべき建築といえる。さらに子持神社本殿(1663 みなかみ町)・花咲武尊神社本殿(1691頃 片品村)・戸鹿野八幡宮境内社諏訪神社本殿(17c末期)の1間社流造3棟は、花咲武尊神社が妻組・繋ぎ梁・木鼻の特徴において他2件と異なる。他の2件は上記の古例に近い。ただしこの差異は約30年間の年代差とみることもできる。すなわち17世紀中期までは妻組が豕又首中心で、繋ぎ梁は直梁であったが、17世紀末期に至ると妻組は虹梁大瓶束、繋ぎ梁は海老虹梁に変化した可能性もある。

18世紀中期における本殿意匠の劇的な変容は、昭和村の3棟の1間社流造が示している。まず武尊神社本殿(1750、棟梁は有馬村の斎藤氏)において、軒唐破風と千鳥破風屋根、および地紋彫や支輪彫物採用が認められ、屋根と彫物装飾が豪華になる傾向が確認できる。続いて川額八幡宮本殿(1759)と千賀戸神社本殿(1767)は、胴嵌彫物をはじめ3手先組物の小天井も彫物で構成し、妻組の迫り出しあり大きく、地紋彫個所も増え、大型社殿の軸部と妻組全体を彫物で埋め尽し華麗な彩色で飾る。さらに、県下の幕末期本殿に多い巻斗を隅間なく並べる手法を採用する。この極めて先進的な意匠は、妙義神社を手掛けた岸家が棟梁であることで納得できる。

そして18世紀末期の月夜野神社本殿(18c後期、みなかみ町、社口絵13)に至ると軒を板軒として彫

物と彩色を施し、本殿全体を彫物と彩色が覆い尽すに至る。板軒の例はこの一例であるが、本殿建築は装飾華美（過多）の傾向を維持して幕末に至る。この間、庇繋ぎ虹梁に注目すると、岸家が手掛けた川額神社と千賀戸神社の本殿は海老虹梁の絵様意匠にのみこだわり、地元小日向村の木村家が彫工として参加した大峯神社本殿（1800 みなかみ町）・菅原神社本殿（1801 みなかみ町）は虹梁架郭を保持して内部を籠彫りし、吾妻郡小泉村の白石家が手掛けた熊野神社本殿（1800 みなかみ町）・谷地諏訪神社本殿（1801 川場村）は龍の籠彫りを施す。庇虹梁の籠彫り化は沼田須賀神社本殿（1854 棟梁田村家）にも確認でき、松岡家が棟梁を務め足利の彫工石川安兵衛が参加した平川日光神社（1844 沼田市）は龍の丸彫りである。なお、幕末の神社建築の場合、彩色を行わず彫物を見せる傾向があるが、当地域では沼田須賀神社以外は幕末まで彫物に彩色を施す。

すなわち、この地域は18世紀中期を境に本殿の装飾意匠が劇的に変化し、わずか40年ほどで頂点に達し、彫物と彩色による華美な装飾様式を幕末まで維持する。そこには当時県下で最先端の意匠を持つ建築を手掛けた工匠の影響が強かったといえる。

なお、元湯前薬師堂であった武尊神社本殿（19c 初期、川場村）は、棟梁を松岡家が務め、彫物を花輪村の星野家が担当しており、その力量は外部の向拝回りと組物、および内部欄間によく表れている。

拝殿は茅葺の子持神社拝殿（1742）が古例である。現在は茅葺の本殿覆屋（1818 社口絵29）が拝殿も覆い、複雑で重厚な外観を呈している。この地域は豪雪地帯なので、羽場日枝神社拝殿覆屋（1830頃）・熊野神社覆屋（19c 前半）などのように拝殿と覆屋が一体化して強固に造られているものが少なくない。

また、当地域は神楽殿、舞殿のほかに農村歌舞伎舞台や割拝殿を歌舞伎舞台とする例も多く、神社境内を地域のコミュニケーション空間とする意識が強く残っている点も注目したい。

### 3. 北毛利根地区の寺院建築概要

5間仏堂は確認できなかった。

3間堂は茂左衛門地蔵尊奥之院本堂（17c 末頃 沼田市）が古例で、迦葉山迦葉堂（18c 中期 沼田市）が続く。前者は元禄頃の3間本殿に対して改造・移築を繰り返し現状に至った。そのため当初材は少なく18世紀後期以後の建築とみるのが妥当である。とは

いえ上毛カルタに登場する偉人を顕彰する建物が残る点は貴重である。後者は明治20年に天照寺観音堂を移築したもので、小規模ながら外陣・内陣・内々陣の構成をもち18世紀中期頃の原形が推察される。ただしそれより古式の部材が組物に混じっており、原形の復原は容易でない。そのため本来位置に創建された3間堂は大圓寺観音堂（18c 後期 片品村）が初例となる。この堂は外陣を広くとり内陣奥に3間須弥壇を設け、向唐破風屋根の大型宮殿を構える。組物は三手先で、軒支輪に彫物を有し、小天井際に巻斗を隙間なく並べる。東禪寺將軍地蔵兩宝殿（1828 沼田市）は、沼田藩主の帰依を得て大改修した仏堂で、複雑な履歴を持つ。他の堂に比べて彫物の充実度は群を抜いている。町田坊觀音堂（1832 沼田市、寺口絵27）は奥行4間を内外陣区分し、外陣は漆塗格天井に彩画を施し、天井周囲は出組の支輪板彫物が飾り、内陣境は虹梁型指物の絵様と欄間彫物で飾る。以上の装飾は武州の小林源太郎が担当し、棟梁は松岡家が務めている。

正覺寺觀音堂（19c 後期 沼田市）は外壁大壁の土蔵風建築で、内部後端に設けた須弥壇上に百体觀音像を祀る。中毛の眞光寺百体觀音堂に比べると簡易な安置法で、堂内装飾要素も派手さはないが、類例の少ない建築として貴重で、格天井の漆塗格縁と天井板彩画も洒落ている。

住宅風仏堂は、6間取を基本とするものが吉祥寺本堂（18c 初期 川場村）・大圓寺本堂（18c 中期）・実相院本堂（1745 沼田市）・龍滄院本堂（1763 片品村）・昌龍寺本堂（1764頃 沼田市）と多い。この中で側面に疊廊下を備えるのは吉祥寺・龍滄院・昌隆寺で、特に龍滄院は幅1.5間と広くとり正面に玄闘を設ける。この玄闘は曹洞宗本堂特有の大縁土間の名残（外陣部分に土間があった可能性）のようにも見え、興味深い。一方、古例の建明寺本堂（17c 末頃 みなかみ町）をはじめ泰寧寺本堂（1795 みなかみ町）と川龍寺本堂（1822 昭和村）は8間取である。このうち泰寧寺は背面にもう一列設けて平面規模を拡大し、川龍寺は庫裏側の前室が側面縁を取り込んで拡大し内玄闘を備えるなど時代に応じた変化を示す。本堂と庫裏が一体的に再建された正覺寺本堂・庫裏（1873）は、庫裏との境が玄闘・外陣・内陣の中軸となる点が興味深い。なお、曹洞宗本堂特有の大縁に土間を有する状況を留めるのは、昌龍寺と大圓寺である。建明寺・大圓寺・泰寧寺は内陣正面を欄間彫

物で飾り、他の造構は内陣だけでなく広縁境ほかに欄間彫刻の設置範囲が広がる。欄間彫刻は本堂建築後に順次整備されることも少なくない。欄間彫物の作者が判明しているのは龍滄院(1817施入の欄間は花輪村藤原東漢)と泰寧寺(1795本堂と同時の欄間は花輪村高瀬忠七・繁八)である。

その他仏堂は、懸造仏堂の迦葉山龍華院観音堂(1726)と正覚寺六角地蔵(19c後期)があり、どちらも特徴ある魅力的な建築である。

門は、泰寧寺山門(1775)と吉祥寺山門(1815)が2重門の堂々たる容姿を誇る。また、昭和の再建であるが迦葉山弥勒寺山門も伝統的な2重門形式を伝える重要な存在である。2重門が3棟に対して、県下に多く分布する楼門は正覚寺山門(1860)にとどまる。この門は1間楼門と規模は小さいが、軒唐破風と千鳥破風を備えた屋根形状と新田郡山神村の初代岸亦八が担当した彫物が注目される。8脚門はないが4脚門は昌龍寺山門(1772頃)に認められる。実相院山門(18c末頃)は向唐門で、菊花御紋章許可寺院の格式を示す。川龍寺は庫裏正面に長屋門(19c初期頃)を有す。

鐘楼は正覚寺鐘楼(19c後期)のみ確認した。庫裏は前述の正覚寺のほか、川龍寺庫裏(1853)で確認した。川龍寺庫裏は、本堂との取合部も含めて本来の平面形式を踏襲しているようで、大変貴重である。なお、庫裏と本堂の取合部は、廊下的な施設を設けて内玄関を備える形式と、前後2室構成により本堂・庫裏を繋ぐ形式があるが、大圓寺本堂は後者の痕跡を留めている。

#### 4. 結語

以上、北毛利根地域は、神社建築において建築年が明確な造構が集中しており、時代による建築様式の変化が詳しく比較検討できる点が特筆される。

また、豪雪地帯という気候条件が、本殿覆屋に対する工夫を誘導したと考えられ、そのことが押殿の建築構成にも影響を与えていている。さらには神社境内に神楽殿・舞殿・歌舞伎舞台兼用押殿などの芸能施設を継承していることが多いことも特徴である。

寺院建築は、3間堂に履歴が複雑なものが多いことが特筆される。また、住宅風仏堂は堂々としたものが多く、庫裏との接続に関して貴重な示唆を与える造構も少なくない。大寺院における2重門の存在も注目される。

### 第5節 北毛吾妻地区の近世寺社建築

#### 1. 北吾妻地区の概要

吾妻地区は新潟県・長野県と接し、歴史的文化的に両地域との交流、特に長野との関わりが深い。現在の主要道路は吾妻川流域に沿って地域内を東西に結ぶ元の脇往還で、近世は高崎から榛名山の西山麓を通って大戸・応桑・大笠を経て鳥居越で信州に至る大戸道が主要道であった。また、高崎から渋川を経て北行し三国峠を越えて新潟へ至る三国街道が、およそ利根地区との境となる。そして沼田から鳥居峠へ向かう脇往還が吾妻川沿いの脇往還と交わる位置に中之条や原町の在郷町が作られ市がたち、主要街道沿いの宿場町と共に地域の中核となつた。

近世の支配は真田氏改易まで沼田藩領が多かったが、真田改易後は幕府領と旗本領が主であった。

生業は林業・炭焼きのほか養蚕・吾妻麻などの栽培、さらに火山が多いことにより明礬（大前・鎌原）や硫黄（白根）生産にも従事した。さらに近世後半は温泉地における湯治客の受入れも行っていた。

#### 2. 北毛吾妻地区の神社建築

当地域は3間社流造の三島神社本殿(1700 高山村)が古例で、利根地区における17世紀中期の3間社流造に通じる端正な建築である。ただし繋ぎ虹梁を海老虹梁形とする点や庇蓋股の足元形状は異なり、時代と工匠系統（三島神社は大木家と関家が主体）の差と考えられる。

18世紀中期の造構は2間社流造の大笠神社本殿(1736 婦恋村)と1間社4棟で、いずれも端正な形態を示す。ただし大笠神社本殿は向拝木鼻が唐獅子の丸彫りになり、比較的大型の1間社春日造である大宮巖鼓神社本殿（東吾妻町）は組物出組の支輪に彫物を施すようになる。また箱島甲波宿祢神社本殿（東吾妻町）は軒唐破風を備えた入母屋造屋根の1間社で、唐破風下の大瓶束笠形と蓋股脚内彫物が発達している。

このように18世紀中期において本殿の彫物装飾が普及し始めるが、18世紀後期の造構が確認できず、19世紀以降は本殿を彫物と彩色で飾り尽す状況となる。特に、軒まで彫物と彩色で覆い尽す1間社流造の赤岩神社本殿(1812 中之条町、社口絵15)と、彩色せずに軒まで彫物を施す1間社の大國魂神社本殿（江戸末期 中之条町、社口絵20）が双璧で、建築の

輪郭がぼやけるほどである。一方、1間社春日造の白根神社本殿(19c 前期頃 草津町)は、各部の彫物と彩色は豪華で、繁ぎ虹梁の丸彫り龍彫刻は虹梁原形を留めないくらい発達しているが、軸部と組物の基本的輪郭は保っている。同じく春日造の菅原神社本殿(1852 東吾妻町)はその中間的な存在で、彫物は極致に達するが、建築全体の輪郭はかろうじて維持する。こうした差異が工匠系統や依頼者によるものか否かは今後の重要な課題といえる。

拝殿の古例は北之谷神社拝殿(1758 高山村)で覆屋と一体化しており、正面に向拝を設け、縱長平面を2分割して内外陣区分し、広い外陣部分を拝殿、奥の内陣部分に本殿を安置する。他の拝殿は18世紀後期1棟、19世紀中期3棟で、茅葺きの形式を留める王城山神社拝殿(1852 長野原町)と大笛神社拝殿(1862)は外観の迫力がある。特に前者は軒唐破風だけでなく千鳥破風も備えて屋根形式が複雑になり、木部は彫物が豊富で豪華である。また、前者は脇障子羽目板を彫物とせずに文字を刻む点も面白い。

### 3. 北毛吾妻地区的寺院建築

5間堂はないが、3間堂は県下最古の年代判明遺構である日向見薬師堂(1598 中之条町、口絵1)が存在する。ここでは虹梁と板幕股による架構と、内部に禪宗様建築様式の宮殿(1537)を安置する点が注目される。また、お籠り堂(18世紀か)を併設する点でも注目される。

他の3間堂は光泉寺釈迦堂(1703 草津町、寺口絵19)・鎌原觀音堂(1713 嫛恋村)・円通殿(18c後期 嫂恋村)の3棟である。いずれも茅葺き仏堂で、光泉寺と鎌原觀音堂は現在も茅葺きを維持する。3棟の中では光泉寺釈迦堂が最も華やかな外観を持つ。すなわち寄棟茅葺きの正面に千鳥破風と軒唐破風付の向拝を構え、三手先組物の板支輪は彫物とし、向拝下を中心に彫物で飾り全体に彩色を施す。円通殿は軒唐破風付の向拝を備え、向拝回りを中心には装飾する。また、堂内後端全面に須弥壇を設け、その上に出組や火灯枠を用いた3間の内々陣造作を構える。鎌原觀音堂は舟肘木を用いた簡素な堂で天明3年(1783)の浅間焼以前の建築とされる。そうであれば極めて貴重であるが、具体的にどこが天明以前の部分なのか慎重に検討する必要があろう。またこの堂はお籠り堂(19世紀か)を併設する点で、日向見薬師堂と共に重要である。

住宅風仏堂は泉龍寺本堂(1688 高山村、寺口絵1)、宗本寺本堂(1750 中之条町、寺口絵5)、應永寺本堂(1792 東吾妻町)、常林寺本堂(1824 長野原町)である。泉龍寺本堂は8室型を基本とする曹洞宗本堂で、一部改修も認められるが、内陣廻りと大縁部分以外は装飾要素が少なく、17世紀末期の形式を良く伝える。内陣正面中央間の組物肘木が放射状になる点は、中毛の觀音寺本堂(写3-6)と共に注目したい。宗本寺本堂は6室型を基本とするが、広縁(廊下)奥の3室は間仕切のない広い一室(外陣)に統合する。ここで外陣両端の架構に注目すると、外陣両端1間分は庇区間を取り込んだという平面発展段階が理解できる。そう考えると、内陣両脇間も側面を拡大して成立したと理解できる。さらに本堂は背面底を拡大することにより脇間後方に位牌檀空間を確保する。内陣後方は脇壇と後方への出入り口を設ける。堂内は長押使用が目立つが、要所に虹梁型指鴨居の使用が進み、平面は大きく発達する。また、堂内の欄間彫物は建築より約50年遅れて整備されており、製作は花輪村の高瀬忠七と判明する。應永寺本堂は、8室型を基本として土間付広縁を持つ曹洞宗本堂であるが、下手に側廊(中廊下)が通る点が特異で、増築の可能性を含めた調査継続が期待される。彫工は花輪村の星野家と高瀬家が参画している。常林寺は浅間焼被害後に移転・再興した建築である。6室型の曹洞宗本堂形式で、側背面に1間庇を巡らせた整形の間取りをよく留める。本堂は信州諏訪の矢ヶ崎家が主導し、彫物は矢ヶ崎家とともに原田家・萩原家の参画が認められる。欄間彫刻が肉厚で枠をはみ出す勢いを持つ点は、19世紀前期の傾向といえる。

門は2重門の應永寺山門(1781)1棟である。ここでは彫工として本堂と同じ高瀬家が参画し、籠彫り木鼻や支輪板彫物などに腕を振るっている。

その他は應永寺鐘楼(1832)で、本堂・山門と共に雄大な伽藍景観を構成している。

### 4. 結語

北毛吾妻地区は遺構確認数こそ他地区に及ばないが、神社建築において古式を伝える本殿と近世後期の豪華な本殿の双方の重要例を伝えている。また、拝殿は豪雪地帯の特徴といえる覆屋と一体となったものや、拝殿自体が屋根と木部意匠の双方とも豪華に発達したものを伝えている。

寺院建築は3間堂と住宅風仏堂において県下を代表する事例が存在する。また、天明の浅間焼けの大被害を受けながら地域の復興を遂げたこと、お籠り堂のような地域の信仰を伝える造構が現在も活きてすることは重要である。茅葺き屋根の伝統も根強く、その維持継承を願いたい。

## 第6節 東毛の近世寺社建築

### 1. 東毛地区の概要

東毛地区は、赤城山麓東南方から関東平野が利根川と渡良瀬川で区画される範囲にあたり、北部は山地と丘陵地、南部は平野となる。この地域も古くから文化が開けた地域で、多くの古墳が残り、東南部の旧邑楽郡地域は帰化人系の活躍が知られている。

中世は新田庄を中心に新田一族の影響が広範に及び、一族の居館が寺院化して存続し、足利氏支配を経て由良氏支配へ至る。近世は東部が館林藩、それ以外は幕府領と旗本領であった。街道は日光例幣使街道が東西に通り、地域西縁を銅山街道が通り、中山道を武州熊谷から北へ分岐した古戸道が太田宿から桐生道となって北へ向かう。館林藩の城下町館林と、各街道沿いの宿場を核としてその周囲に在郷町が展開する。

産業は北部において林業・農作業、南部は畑作と水田耕作主体で、河川流域は運送業に従事する者も少なくなかった。18世紀以後は養蚕・機織りの比重が急速に増していく。市場町桐生は養蚕地帯を後背地として繭・生糸・絹織物流通拠点として発展し、町人文化が高度に普及した。そして京都西陣と並ぶ一大機業地となった。

神社は古來の支配にちなむ長柄神社や雷電神社、桐生新町開創にちなむ勧請された桐生天満宮、徳川氏の出自にちなむ江戸幕府に厚遇された世良田東照宮、稻荷信仰の伝統を誇る冠稲荷神社などがある。

寺院は栄西高弟栄朝を開山とする長樂寺、天海の高弟呑龍により開創された大光院、館林の茂林寺・常楽寺、桐生の淨運寺・鳳仙寺、旧勢多郡の医王寺、旧山田郡の正福寺・穴原薬師などを中心に近世建築を伝えている。また、太田市の曹源寺本堂は榮螺堂形式を伝える点で注目される。

### 2. 東毛地区的神社建築概要

当地区には県下本殿最古の雷電神社末社八幡宮稻

荷神社本殿(1547 板倉町、口絵8)がある。小規模な2間社であるが、棊股と組物形式・繋ぎ虹梁架構などに意欲的な意匠を示す。一方、近世本殿は16世紀末頃の桐生天満宮末社春日社本殿(社口絵1)が最古例である。端正で小型な1間社流造であるが、虹梁大瓶束架構や庇象鼻・身舎木鼻・八双型造り出しや彩色意匠に室町末期神社建築の華やかさも伝える。

17世紀は世良田東照宮本殿(1644 口絵14)と生品神社本殿(1694 みどり市)で、前者は幕府の造営にふさわしく彫刻・彩色双方において壯麗さが傑出している。後者は多分に素朴さを留めた端正な建築で、当地における当時の標準的本殿の様子を示すものらしい。この傾向は赤城大明神本殿・忠綱神社本殿(2間社流造 1736 桐生市)・高島神社六社合祀社(18c 初期頃 板倉町)・舞木長柄神社本殿(18c 中期 千代田町)において、出組組物による華やかさの進展に至る。また、冠稲荷神社本殿(3間社流造1722 太田市)は屋根が軒唐破風・千鳥破風を備えて豪華になる(高島神社と冠稲荷神社の豪華な胴嵌彫物は後設)。

18世紀中期の嵯峨宮本殿(1743 みどり市)になると地紋彫採用に加え、手挾の籠彫り化、扉や脇障子の透し彫りなど彫物の充実が明確となる。棟梁は国宝歡喜院天堂奥殿(1744 埼玉県熊谷市)を手掛けた林兵庫正清である。林一門は八坂神社本殿(1756 太田市)も手掛ける。そこでは胴嵌彫物はないが、それ以外は彫物と彩色で本殿全体を豪華に仕上げる手法が認められる。また、歡喜院天堂は関東に模作を生み出すが、その典型である桐生天満宮(1789)は龍舞村(現太田市)の棟梁町田兵部榮清と田沢村(現みどり市)の彫工関口文治郎らの作である。同じ組み合わせで造営された邑楽町の長柄神社本殿(1779)とともに本殿建築の彫物・彩色装飾が最高潮に達することを認める。関口文治郎はこれに先立ち栗生神社太郎神社本殿(1760 桐生市)を手掛ける。ここではまだ彫物は限定され容姿全体は端正さを留めるが、同社本殿(1790)で彫物の力量を一門と共に發揮する。小谷戸稻荷神社本殿(1791 みどり市)は工匠不明であるが、小型の1間社流造の屋根に軒唐破風・千鳥破風を備え、建築全体を彫物と彩色が埋め尽くす豪華な様相は、当時のこの地域における造営水準の高さをよく示す。

19世紀は、まず大型の2間社流造である雷電神社

本殿(1835 板倉町)が、18世紀末の傾向を継承し集大成した作品として捉えることが出来る。棟梁は武州の三村家で、彫工は石原常八が担当した。阿久津稻荷神社本殿(1841 太田市)は利根川の対岸である武州側から棟梁(飯田兄殷)と彫物師(小林丑五郎ほか)を招いて小規模ながら豪華な造営を行った。

幕末になると、すでに装飾化を達していた皆沢八幡宮本殿(18c 後期 桐生市)に胴嵌彫刻を補足して更なる装飾化に至る。冠稲荷神社本殿も同様である。

雷電神社奥宮(板倉町)と冠稲荷神社聖天宮(社口絵21)はともに慶応4年(1868)の建築であるが、前者は素木に彫刻を施す新傾向を示すのに対し、後者は彫物と彩色で飾る手法を維持する。また、高島神社本殿(1850頃)は素木で彫物を活かす点は新傾向といえるが、彫物自体は穏やかで時代の傾向とは趣が異なる。一方、金山神社本殿(1830-1867頃 みどり市)は極めて簡素な本殿で、様式による年代判定が難しい。今後はこうした建築に対しての知見も積み重ねる必要がある。

拝殿・幣殿は、まず世良田東照宮拝殿が元和創建時の日光東照宮奥社拝殿を1644年に移築した建築として重要である。次に拝殿・幣殿とも古建築を伝えるのは、桐生天満宮(拝殿1802、幣殿1789)、上早川田雷電神社(1835)、高島神社(1849 社口絵31)、長柄神社(1864 邑楽町、幣殿は19c 中期)、八坂神社(1877、幣殿はそれ以後)、阿久津稻荷神社(1890)と多い。概して拝殿・幣殿は本殿より装飾が穏やかで、拝殿向拝に装飾意匠が集中する傾向がある。その中で、側面意匠にも十分な配慮が認められるのは桐生天満宮である。また、桐生天満宮・邑楽町長良神社・八坂神社の拝殿は拝殿柱間を虹梁大瓶束架構で広く構え、その大瓶束結縫意匠に独特の形状を採用する点が注目される(写真3-5)。高島神社拝殿の彫物は石原常八(2代目)の関与が注目される。単独の拝殿は冠稲荷神社(1799)、雷電神社(1819 板倉町)で、本殿に劣らず装飾・彩色は充実している。なお、拝殿と一体の皆沢八幡宮覆屋(礎石1729)は、近代建築かもしれないが、山間地の社殿を維持する方法として注目される。

そのほかに華麗な平唐門形式の4脚門である世良田東照宮唐門(1644)、保存状態の良い高島神社神楽殿(19c 中期)はそれぞれ貴重である。

### 3. 東毛地区的寺院建築概要

長樂寺三仏堂(1651 口絵2)は特異な5間堂である。すなわち横長平面を単純に内外陣2区分し、内外陣境のみ丸柱(側柱は太い角柱)を用い、内陣天井梁を外陣側に突出状に伸ばし出組とする。また、内陣虹梁絵様は若葉のみをモチーフとし、向拝幕股は実肘木と脚を一体化した卷斗のない形式(勅使門も同じ)とする。

3間堂は18世紀以降確認できる。正法寺観音堂(1803 太田市)は正面3間・奥行5間で最大規模を誇り、妻入・軒唐破風付向拝を備え、組物2手先の板支輪彫物や向拝回りの装飾が華やかである。武州埼玉郡と地元の工匠の共作と判断する点も貴重である。清水寺観音堂(1828 みどり市)はこれに次ぐ規模で、向拝回りはより豪華になる。彫工は近在の星野家と高瀬家の関与が確認できる。これ以外の堂は、いずれも改造や増築が認められるが、信者の崇敬により継承されてきた証とも言え、貴重な存在である。

住宅風佛堂は、曹洞宗本堂の大型典型例として鳳仙寺本堂(18c 初期 桐生市)があり、茂林寺本堂(1730 館林市)はその発展形として下列に前後室一体の大空間を備える。一方、曹洞宗の6室型典型例は長泉寺本堂(1712 桐生市)や常鑑寺本堂(1772 桐生市)で、前者は石原吟八や板橋伊平次銘を刻んだ彫物欄間を後設する。なお、曹洞宗本堂として正面に土間を設けない形式は龍泉院本堂(1850 大泉町)が唯一で興味深い。真言宗本堂は、内陣來迎柱以外に角柱を用いる岩松青蓮寺本堂(17c 末頃 太田市)が古式で注目される。また、6室型の典型例といえる常楽寺本堂(1751 館林市)は、彫工に板橋伊平次(石原常八と関係深い)の関与が確認できる。間取で注目すべきは醫光寺本堂(1747 桐生市)で、内陣の上手側が複雑で、法要時の僧侶動線に配慮したものらしい。この堂は龍舞村の町田家が造営に関与している点も留意したい。浄土宗は、淨運寺本堂(1753 桐生市)における背面庇空間の利用方が注目される。この堂は前机(1861)に花輪住石原常八・改之介等の刻銘を有する点も注意したい。

その他の佛堂は、曹源寺栄螺堂(1798 太田市)が特筆される。近世後期の寺社参拝盛行の中で、靈場巡りを容易に楽しく行う趣向として栄螺堂が創出されるが、当堂は2重螺旋構成の会津旧正宗寺三匝堂(1797)と異なり、3層平面の巡回路構成と最上階か

らの眺望を工夫するもので、江戸羅漢寺の形式を伝える遺構として貴重である。棟梁は町田兵部栄清で、彼が描いた計画立面図も注目したい。明王院大師堂(18c中期 太田市)は後世に2階を建て増したもので、常広寺弁財天堂(1803 桐生市)は1間堂として貴重な存在といえる。

門は楼門が8棟と多い点は県下共通の傾向といえるが、東毛は17世紀末から18世紀中期に5棟も分布する点が注目される。最古例は茂林寺山門(1694 館林市)で、同じ市内の普济寺山門(原形は18c初期以前か)とともに茅葺きを維持する点も注目される。また、慶徳寺山門(18世紀前期以前 邑楽町)は、景観上優れた存在である。穴原薬師山門(1792 みどり市)は上層組物の隅行象鼻持送りが珍しい。4脚門は観音寺山門(17c初期か 桐生市)・長樂寺勅使門(17c中期 太田市)・善龍寺山門(18c前期 桐生市)・鷹林寺山門(1732 桐生市)とも古いが、特に観音寺は古式で、茅葺き屋根と前方控柱の扱いが注目される。薬医門は龍泉院山門(1615か)が古式で、正福寺山門(19c初期)は4脚門を改造した可能性があり、長樂寺表門(19c前期)は大型例である。珍しい形式として長樂寺太鼓門(17c中期)や醫光寺門(3間1戸門、18c中期頃)がある。

鐘楼は常楽寺鐘楼(1733)が古く、鳳仙寺(1766)、

正福寺(19c初期)、淨運寺(1828)と続く。いずれも伽藍が良く整った寺院である。庫裏は淨運寺(19c前期)と光恩寺(1869 移築 千代田町)で確認した。後者は明治2年に館林の豪農住宅を移築したという。光恩寺は近代再建の書院(20c初期)も有する。経蔵は土蔵造内に輪蔵をおさめた鳳仙寺經蔵(1783)があり、明王院手水舎(1804)は、妻組虹梁大瓶束結綿に注目したい。

#### 4. 結語

東毛地域は、17世紀中期までに世良田東照宮や長樂寺など徳川家による特別な造営が行われた。そのことは当地域の近世建築の歴史を振り返るうえで重要で、その造営と維持修理実績が近隣に影響を与えたであろうことは想像に難くない。一方、近世寺社建築特有の彫物と彩色による装飾化の大発展と普及に関しては、武州妻沼の歡喜院懸天井造営工匠の影響のもとに、東毛地域の工匠が貪欲に技術を吸収し積極的な造営に関与した成果が、18世紀後半から19世紀にかけて開化したと考えるべきであろう。なお、こうした武州北部から東毛地区にかけての工匠の交流が、意匠の特徴に表れたものとして大瓶束結綿を想定したが(写3-5)、その実態解明は今後の課題である。